

平成29年9月第4回人吉市議会定例会会議録（第1号）

平成29年9月5日 火曜日

1. 議事日程第1号

平成29年9月5日 午前10時 開会

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 議第62号 平成29年度人吉市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第4 議第63号 平成29年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議第64号 平成29年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議第65号 平成29年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議第66号 平成29年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議第67号 平成29年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議第68号 平成29年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議第69号 平成29年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議第70号 平成28年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第12 議第71号 平成28年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第13 議第72号 人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議第73号 人吉市水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議第74号 人吉市農業振興地域整備促進等審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議第75号 人吉市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議第76号 人吉市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議第77号 人吉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議第78号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
-
-

2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり

3. 出席議員（18名）

1番	塩見寿子君
2番	宮原将志君
3番	高瀬堅一君
4番	大塚則男君
5番	宮崎保君
6番	平田清吉君
7番	犬童利夫君
8番	井上光浩君
9番	豊永貞夫君
10番	西信八郎君
11番	本村令斗君
12番	笹山欣悟君
13番	福屋法晴君
14番	村上恵一君
15番	永山芳宏君
16番	三倉美千子君
17番	仲村勝治君
18番	田中哲君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	松岡隼人君
副市	長	松田知良君
教	育	長 末次美代君
総	務	部 長 井上祐太君
企	画	政 策 部 長 迫田浩二君
市	民	部 長 廣田五浩君
健	康	福 祉 部 長 告吉眞二郎君
経	済	部 長 福山誠二君
建	設	部 長 山田巧君
総	務	部 次 長 丸本縁君
企	画	政 策 部 次 長 小林敏郎君

財 政 課 長	植 木 安 博 君
水 道 局 長	中 村 則 明 君
教 育 部 長	松 岡 誠 也 君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局 長	山 本 繁 美 君
次 長	栗 原 亨 君
次 長	椎 葉 千 恵 君
書 記	青 木 康 徳 君

午前10時 開会

○議長（田中 哲君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより平成29年9月第4回人吉市議会定例会を開会いたします。

会議を開きます。

本日の議事は、議席に配付の議事日程によって進めます。

議事に入ります前に、お手元に配付してあります議長会の報告、その他の報告事項につきましては、口頭報告を省略し、書類報告にかえさせていただきます。

関係書類につきましては、それぞれ議会事務局に備えてありますので、御一覽いただきますようお願いいたします。

日程第1 会期の決定

○議長（田中 哲君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

本件については、去る8月29日に議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議がなされておりますので、これについて議会運営委員長の報告を求めます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君）（登壇） おはようございます。

平成29年9月第4回人吉市議会定例会に当たりまして、去る8月29日に議会運営委員会を開催し、会期日程等について協議をいたしておりますので、その結果を御報告申し上げます。

まず、会期につきましては、本日9月5日開会、あす6日午前治水・防災に関する特別委員会、午後市庁舎建設に関する特別委員会、7日から11日まで休会、12日、13日一般質問、14日一般質問及び委員会付託、15日予算委員会、16日から18日まで休会、19日、20日総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、21日の午前総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、午後予算委員会、22日から25日まで休会、26日委員長報告、採決、閉会ということにいたしております。

次に、一般質問でございますが、一般質問につきましては、質疑を含めた一般質問とし、一般質問の通告は9月8日金曜日午前11時に締め切りまして、登壇順番は抽せんにて決定することにいたしております。一般質問は一問一答制による一般質問で、質問回数につきましては制限なしとし、登壇1回、2回目から質問席にて行い、質問時間は50分以内としております。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） お諮りいたします。

会期については、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、会期については、議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（田中 哲君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員に11番、本村令斗議員、12番、笹山欣悟議員を指名いたします。

日程第3 議第62号から日程第19 議第78号まで

○議長（田中 哲君） 次に、日程第3、議第62号から日程第19、議第78号までの17件を一括議題とし、直ちに執行部の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 皆様、おはようございます。平成29年9月第4回人吉市議定会の開会に当たり、発言の機会をいただきましたことに心から厚くお礼申し上げます。

私は、ことし、よわい40という節目の年を迎えましたが、私たち1977年生まれは就職に際し超氷河期世代と言われ、バブルが崩壊した後の「失われた10年」に世に出た、ロストジェネレーションというありがたい代名詞をいただいた世代でもあります。その後、時代はゆとり世代、さとり世代に移行、決め切れない世代とやゆされた時期もございましたが、近年の10代の子供たちの活躍には「驚嘆」といった表現がふさわしいくらい、我が国の元気の源になっているようです。

史上最年少プロ棋士、藤井聡太四段の連勝記録の更新に、将棋界のみならず日本中が熱狂いたしました。AI時代の寵児ともいえる当時14歳の藤井四段の29連勝という新記録への快進撃は、全国の子供たちに、夢と自信を与えてくれたことと存じますし、私たち大人にも若い世代が未来への階段を確実に築いていることを予感させてくれました。

遠くロンドンの地で行われました世界陸上2017では、男子200メートル決勝でサニブラウン・アブデル・ハキーム君が18歳でファイナリストになるなど、その活躍には驚きを隠せないものがあります。

各界各分野で若い世代の活躍には目をみはるものがあり、この国の将来に大きな希望を感じる昨今でございます。私たちの地域においても、球磨工業高校及び多良木高校が「夏の甲子園」熊本大会において、そろってベスト8まで勝ち進み、ふだんは意識をすることが少ない私たちの郷土愛に小さな火をともしてくれました。私もベスト4をかけた7月21日には藤崎台県営野球場に出向き、球児たちに精いっぱいの声援を送りました。シード校である強豪校を相手に善戦し、勝者だけではなく、敗者にあってもその姿はさすがしく、美しく、

「感激をまぶたに描け、ああ栄冠は君に輝く」の歌詞どおりの光景に、久しぶりに心を熱くいたしました。

本市の中学生たちの奮闘も目覚ましく、熊本県中学校総合体育大会において、第二中学校サッカー部が見事優勝を飾り全国大会に出場、また、柔道競技と陸上競技においても、本市の生徒3人が個人競技で全国大会に出場いたしました。そして、文化面でも第一中学校吹奏楽部が九州吹奏楽コンクールに県の代表として出場されるなど、輝かしい成績を残してくれました。チーム、御本人を初め、保護者、御指導いただいた先生方、関係する全ての皆様に心からお祝いとお礼を申し上げたいと存じます。そして、勝負や審査における勝ち負けもさることながら、日々の努力を信じて全力で戦う子供たちの姿や、難しい判定にも潔く応じる姿勢などに触れ、厳しい状況の中でも、矜持を持って、日々努力を続けるとうとさを改めて感じた次第でございます。

行政現場の職員も、そして私も、率先して市民の皆様のご困り事や悩みに向き合う機会の創出や、さらには対処、対応をする努力を尽くしてまいりたいと存じます。

その一環というわけではございませんが、本年6月から本市教育委員会と市内小中学校の御協力のもと、全小中学校において、給食の時間をともにする「市長とのふれあいスクールランチ」を開催し、多くの児童、生徒の皆さんと触れ合える機会を設けていただいております。ほとんどの学校では、単一のクラスに参加する形ですが、第三中学校では、全校生徒が一同に集い学校全体で行いました。このふれあいスクールランチは、生徒や先生方とじかに触れ合い、語り合うことで、子供たち自身や学校など、子供たちを取り巻く環境の実態、実情を見詰めていきたいと考え、取り組んでいるものですが、子供たちの素直で健やかな姿に元気をもらい、さらに精励すべきと励まされていることも事実でございます。

また、8月23日には人吉高校の生徒の皆さんと意見交換の機会をいただき、楽しく有意義な時間を過ごすことができました。子供、若者、子育て世代、青壮年、そして高齢者まで、どういった困り事や悩みがあり、それをどう解決をしていくのか、もちろん年齢や年代だけではなく、個々を取り巻く諸事情や生活環境の中で、市民の皆様がさまざまな問題や課題を抱えていらっしゃることは周知の事実であり、これを行政としてどう捉えて進めていくのか、どう地域で解決をしていくのか、さらに進展する少子高齢社会の中で、最も本質的な行政課題の1つであると存じます。

日本古来の武道である剣道の教えではございませんが、「上に教わり、下に学ぶ」という日本文化を体現するような謙虚な気持ちで、今後も、学校や子供たちの困り事探しに寄り添い、かかわってまいりたいと存じます。

次世代の子供たちに何を残し、何を伝えることができるのか、行政としての責務や日本の行く末はどうなるのか、その答えは容易には見つかりませんが、これからも私自身、深く悩みながら、その答え探しを続けてまいりたいと存じます。

7月5日から6日にかけて、福岡県、大分県などの九州北部で記録的な豪雨が発生し、土砂崩れや増水などにより多くの集落の孤立、また、複数の死者・行方不明者を出すなど甚大な被害に見舞われており、同じ九州の隣県でもあり心痛のきわみでございます。犠牲になられた皆様の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災されました全ての皆様に、心からお見舞い申し上げます。そして、被災地の一日も早い復旧・復興を御祈念申し上げる次第でございます。

今回の大雨は、線状降水帯と呼ばれる積乱雲が居座り続けたことが、福岡県朝倉市において、時間雨量129.5ミリを記録することにつながったと言われております。この現象は、日本全国どこでも起こり得ることございまして、各地で大雨が発生する状況は、既に日常化しており、近年の降雨災害を例にとっても、想定を超える大雨に警戒をしておかなければならないということを我々に警告として示唆しております。

さらに、球磨川本流や支流及びそれらの内水の氾濫に対する治水対策はもとより、今回の九州北部豪雨被害の状況から、地すべりや山腹崩壊などにより、膨大な流木による被害の拡大が指摘をされていることなど、本流域においても新たな課題になってくるものと捉えております。今後、九州北部豪雨災害については、さらに検証が進められていくものと存じますが、関係機関や流域市町村と連携を図りながら、あらゆる状況にも対応できるよう万全の備えを目指してまいりたいと存じます。

市庁舎移転建設関係でございますが、本年7月に完成しました新市庁舎建設基本設計につきましては、その概要の説明と市民の皆様から御意見、御要望をいただくために、校区説明会を開催したところでございます。まず、7月20日に、西間上、西間下、南及び寺町の新庁舎周辺町内を対象とした説明会から始めまして、7月21日の東間校区から同月28日の大畑校区まで、計7回開催し、235人の市民の皆様の御出席をいただいたところでございます。

説明会では、さまざまな御意見、御要望がございましたが、その中でも庁舎の外観デザインに関する「人吉らしさ」についての御意見等が多く、例えば「単なるオフィスビルのようなものである」、「傾斜屋根を設置し城下町の風情をもっとあらわしてほしい」というもの、その一方で、「市役所は行政機能をきちんとやるための施設であり、人吉らしさがないという批判も出ているが、市庁舎は行政の城であって、人吉らしさを演出する場所ではなく、人吉らしさは市民一人一人が醸し出すものである」、「次世代に負担を負わせないということが人吉の誇りであり、そのことを市民に説明してほしい」などの御意見等をいただいたところでございます。

市民の皆様からいただきました貴重な御意見等につきましては、内容を精査の上、検討いたしましたしまして、可能なものにつきましては、実施設計に反映させてまいりたいと存じます。

暑いさなかに御出席いただきました皆様に心からお礼を申し上げます。

平成25年9月25日に、市議会において訴えの提起をお認めいただき、全員協議会等で訴訟

の経過等を御報告、御相談申し上げてまいりました地域情報通信基盤整備に係る自営柱訴訟関係でございますが、福岡高等裁判所からの和解勧告を受諾することとし、去る7月10日に和解が成立いたしました。

和解の内容でございますが、解決金として、控訴人である工事請負事業者と被控訴人補助参加人である設計・施工監理受託事業者とが、あわせて500万円を被控訴人の本市に対して支払うというものでございます。

裁判に際しましては、本市は首尾一貫全面勝訴に向け、この4年間最善を尽くしてまいりました。和解という結果に終わりましたことはまことに残念でございますが、あくまでも司法判断でございますので、このことは真摯に受けとめてまいりたいと存じます。

和解成立後は、本件に関し、本事業の計画段階から契約、工事、竣工検査、会計検査、訴訟に至る経過等について、検証チームによる検証を行ってまいりましたが、これまでに導き出された問題・課題に対しては、引き続き、丁寧かつ詳細に検証を行ってまいりたいと存じます。

市政をお預かりして2年4カ月余り、任期も折り返しを過ぎましたが、本市のような基礎自治体を取り巻く環境は、さらに厳しさを増している感がございます。少子高齢化の進展による社会保障費の増加、人口減少による消費や生産力の低下、地域コミュニティの希薄化など深刻な影を落としております。また、多くの業種で後継者問題などを抱える一方、雇用における需要と供給のミスマッチなどの課題も存在しております。さらに、縮小化する社会にあっても、交通体系の再編や社会資本の整備を進め、市営住宅や道路、上下水道といった社会インフラを含む公共施設の多くが更新の時期を迎え、その対策に取り組む必要がございます。そのような中、まち・ひと・しごと創生総合戦略で、ベースとなる部分は、やはり地域経済をいかに維持、成長させていくか、このことが地方都市において最優先すべき課題の1つであると認識をしております。

まず、商工関係でございますが、新規産業等の創出や地場産業の活性化につきましては、(仮称) 起業創業・中小企業支援センターの設立に向け、本年度、成否を左右するキーパーソンであるセンター長の選考を行うべく、準備を進めているところでございます。この秋には公募を開始し、書類選考による一次審査、面接による二次審査を経まして、平成30年2月末までには人選を行い、センター長を決定してまいりたいと存じます。選考に当たりましては、ビジネス経験や、過去の実績はもとより、際立ったビジネスセンスに加え、何より熱意を持って中小企業事業者や創業希望者の相談業務に取り組んでいただける人材の確保に努めてまいりたいと存じます。

農業関係でございますが、「人・農地プラン」に関連しまして、これまで本市では中神町大柿地区、漆田地区、大畑麓地区、田代地区、瓦屋地区の5つの集落営農組織等が設立をされ、それぞれの組織において農地集積や営農活動を実施されております。また、永野地区、

中神地区、上原田地区におきましても、現在、地域農業の方向性や農地の集積などについて、継続して話し合いが進められているところでございます。中でも大畑麓地区、永野地区では、県の地域営農組織ステップアップ支援といたしまして、大畑麓地区では「法人経営安定化支援事業」による経理事務の支援、永野地区では「新規組織設立話し合い活動支援事業」による地域での話し合いの支援を受けられるよう県に要望されておられるようでございます。

今後、事業の進捗によりまして、それぞれの集落で活動推進が図られますよう、本市といたしましても、引き続き集落及び関係機関と連携を図りながら、支援を行ってまいりたいと存じます。

林業関係でございますが、くま中央森林組合におきまして、熊本県緑の産業再生プロジェクト促進事業補助金を活用した高性能林業機械の導入が計画されております。本市といたしましても、高性能林業機械の導入により、林業作業の効率化や安全性の向上が図られ、林業・木材産業の活性化、森林の公益的機能の維持増進につながることを大いに期待しております。今後も、人工林資源の効果的利用と生産性の向上を図るため、関係機関や近隣自治体と連携して魅力ある林業・林産業が実現できるまちを目指してまいります。

また、現在取り組んでおりますスマート林業につきましても、先端技術と地域の持つポテンシャルを生かしたビジネス展開につなげてまいりたいと存じます。

観光関係でございますが、本年4月から休館しております国民宿舎くまがわ荘につきましては、（仮称）旅カフェエントランスセンターの整備に伴いまして、休館期間を延長いたしますことから、現在の維持管理をさらに継続してまいりたいと存じます。

今後につきましては、平成30年度上半期までには、（仮称）旅カフェエントランスセンターを開設し、あわせて温泉施設の再開を目指しております。また、このことに伴い、国民宿舎くまがわ荘の施設のあり方そのものを見直す必要がございますことから、現在、庁内の検討会議におきまして、同施設全体の利活用方針について協議を重ねております。方向性としたしましては、宿泊施設にこだわることなく、地域経済の活性化を図るため、総合交流施設としての整備を検討しているところでございます。

また、くま川下り株式会社につきましては、年々、乗船者数が減少傾向にあることや、国民宿舎くまがわ荘指定管理者からの撤退など、市議会を初め、市民の皆様におかけしていることと存じます。現在、同社においては、長期債務の負担や売り上げの減少により赤字経営が続いており、また、平成28年の熊本地震の影響などにより、今期の資金繰りも大変厳しい状況でございます。このような状況の中、前社長の退任の意向を受け、去る8月28日の臨時株主総会及び取締役会において、新しい代表取締役社長に同社前総務部長の中村良幸氏が就任されたところでございます。筆頭株主である本市といたしましては、同社の取締役会、メインバンクである株式会社肥後銀行とともに、同社の存続に向けて、新たな事業再生計画の策定が必要という認識で一致しているところでございます。今後は、関係各位と連

携を密にし、同社の新たな事業再生計画策定に向け、でき得る限りの支援を行ってまいりたいと存じます。

引き続き、各部・局の主な政策等について、お時間をいただき述べさせていただきます。

長年にわたり市政発展の歴史を見届けてきた麓町本庁舎でございますが、別れを惜しみ、感謝の意を示すため、来る10月29日に閉庁式を挙行いたします。式典には、歴代の市長、市議会議員の皆様を初め、退職された市職員など関係の皆様並びに市民の皆様にご出席いただき、その雄姿をしっかりと目に焼きつけていただきたいと思います。式典当日は、第一中学校吹奏楽部の皆様による演奏にて華を添えていただくこととしております。

また、関連事業といたしまして、市民の皆様から麓町本庁舎と一緒に写った思い出の写真を募集し、記念誌を作成することといたしております。多くの皆様の御参加をお待ちいたしております。

全国的に問題となっております空き家等対策関係でございますが、人吉市空き家等対策計画の策定に向け、本年10月から市内全域における空き家等の所在や所有者等の把握を行う実態調査を実施する計画でございます。その後、調査結果を分析し、倒壊等の危険性が高い空き家等への対策や利活用を含めた総合的かつ計画的な空き家等対策の方針を定め、平成30年度に本計画の策定を目指しております。引き続き、市民の皆様が安全で安心して暮らすことのできる住環境づくりや、移住定住促進による地域活性化に努めてまいります。

交通安全関係でございますが、秋の全国交通安全運動が9月21日から30日までの10日間実施されます。今回も、子供と高齢者の交通事故防止を目的に、「子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止」、「夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止」、「全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底」及び「飲酒運転の根絶」を重点的に取り組んでまいります。

この運動のオープニング行事として、来る9月21日に、カルチャーパレス駐車場において出発式を行います。期間中は、街頭パトロールを中心に交通事故撲滅を訴えてまいりたいと存じますので、関係機関並びに市民の皆様方のより一層の御協力をよろしくお願いいたします。

消防関係でございますが、去る8月20日、本市におきまして、第5回熊本県女性消防操法大会が開催され、本市女性消防隊が出場いたしました。選手のみならず全隊員が一丸となって厳しい訓練に取り組んだ結果、見事、優勝という栄冠を手にすることができました。隊員の団結力とこれまでの努力に対し、深く敬意を表するものでございます。また、御支援いただきました人吉下球磨消防組合、本市消防団、隊員が勤務する事業者様、隊員の御家族、応援いただきました全ての市民の皆様にご心から感謝とお礼を申し上げたいと存じます。また、来る9月30日、秋田市で開催されます第23回全国女性消防操法大会に熊本県代表として出場することになりますが、次の目標は、全国制覇というさらなる高みを目指し頑張りたいと

きたいと存じます。

地方創生関係でございますが、去る7月10日、学校法人赤山学園九州技術教育専門学校と本市との間に、地方創生推進のための包括協定を締結したところでございます。今後は、郡市唯一の高等教育機関として、児童・生徒へのIT教育の推進、IT人材の育成及びIT企業の誘致などで御協力を賜りたいと存じます。

また、8月28日には、株式会社NOTE、株式会社肥後銀行、九州旅客鉄道株式会社熊本支社及び本市との4者で、「人吉市における歴史的建築物活用に関する連携協定」を締結いたしました。これは市内にあります古民家等をレストラン、商業施設、宿泊施設等に改修し、多くの観光客の方に来ていただけるよう観光地としての魅力向上を図るもので、民間において進められるこれら事業を、行政、金融機関、公共交通機関等が一体となって支援していくものでございます。

今後も、さまざまな分野で本市地方創生を応援していただける団体、企業と積極的に提携し、官民両輪となったまちづくりを進めてまいりたいと存じます。

ふるさと納税関係でございますが、本年4月から8月までの寄附額につきましては、全国から1,763万1,000円の御恵与を賜りました。本年度の寄附額は、平成28年度の同時期と比較いたしますと、額面で3倍を超える規模で推移しております。ふるさと納税の受入件数は、例年10月から12月にかけて、最もふえる傾向にありますので、引き続き、都市部で開催されます熊本県人会や織月会などに参加させていただき、カタログの配布を行うなどの宣伝活動を行うとともに、新聞や雑誌を活用したメディアへの広告活動を行い、さらなる寄附額増加に向けたPR活動を積極的に行ってまいりたいと存じます。

また、本年度は、返礼品の種類を大幅にふやし、目標である1億円の達成を目指すとともに、ふるさと納税の制度を通して本市並びに本市製品の魅力を全国に発信してまいりたいと存じます。

公共交通関係でございますが、去る7月に、人吉市地域公共交通活性化協議会におきまして、本市の交通政策の基本計画となります「人吉市地域公共交通網形成計画」を策定したところでございます。今後は、本市域における再編実施計画の策定を経て、広域に及ぶ人吉・球磨地域の路線バス等の再編を主な目的とした「人吉・球磨地域公共交通再編実施計画」の策定に取り組んでまいり所存でございます。

また、市内全域での最善の交通体系の構築を図るため、平成28年度に大畑及び永野地区の両地区において実施しました予約型乗合タクシー区域運行の実証運行につきましては、実施計画に反映できるまでの十分な実証結果を得ることができなかったことから、乗車方法や便数など周知を徹底し、再度、両地区での実証運行を実施させていただきたいと存じます。大畑及び永野地区の皆様におかれましては、いま一度、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

肥薩線関係でございますが、このたび、九州旅客鉄道株式会社におきまして、路線別利用状況が初めて発表され、人吉から吉松間の通称「山線」につきましては、1日当たり平均通過人員が108人と、全路線中で最も少ない乗車密度であることが公表されたところでございます。沿線中心自治体である本市といたしましても、今回の公表に対し、これまで以上の危機感を持ち、えびの市及び湧水町と速やかに協議を行うとともに、去る8月31日、肥薩線利用促進・魅力発信協議会におきまして、緊急に担当課長会議を開催し、九州旅客鉄道株式会社からの説明を受けたところでございます。今後は、沿線自治体と協力しながら、観光利用の増加を図るなど、肥薩線の利用存続に向け最大限の努力をしてまいりたいと存じます。

子ども・子育て支援関係でございますが、子ども医療費の無料化につきましては、いよいよ10月診療分から完全無料化へ向けて制度を移行いたします。これまでに3回にわたり医療機関等に対する説明会を開催するなど準備を進めておりますが、引き続き、丁寧な説明に努め、新制度への御理解と御協力を賜りたいと存じます。

また、子育て世代の市民の皆様が待ち望んでおられたサービスの1つでございますので、9月中には新しい受給者証を保護者の方々へ送付いたしますが、これまで長きにわたり市の政策課題として、多くの検証や議論を経て、段階的に進めてきた末に実現した施策であり、今後も、広報等を初め、さまざまな機会を捉え市民の皆様にお伝えし、制度の移行に際しては混乱が生じないように、十分な周知に努めてまいります。

高齢者福祉関係でございますが、本市の65歳以上の高齢者の状況は、7月末日現在で1万1,431人、高齢化率は34.39%であり、1年前と比較いたしますと、108人、0.67%の増となっております。今後高齢化は進んでいくものと存じます。その中でも、認知症高齢者への対応は、極めて重要な課題であり、国においても2025年には、65歳以上の高齢者の5人に1人が認知症高齢者との推計を出しています。本市の認知症対策につきましては、これまで各校区において認知症高齢者徘徊模擬訓練を実施し、地域の皆様方にも声かけなどの対処方法を学んでいただくなど地域の課題として御理解をいただいておりますが、本市といたしましても本年1月に認知症の早期診断・早期対応への支援体制として、認知症初期集中支援チームを設置し、対応しているところでございます。

また、介護予防事業の1つとして、老人福祉センターを会場として実施するデイサロン事業につきましては、本年度から人吉市老人クラブ連合会に委託し、運営いただいております。人吉市老人クラブ連合会は、老人福祉センターの指定管理者でもあることから、この事業を「ゆるりんサロン」と銘打ち、介護予防を自分たちの課題として捉えられ、広く事業周知を図り運営を進めておられます。その結果、7月末日現在での利用者数は、前年同月比で290人の増と多くの方に参加いただいております。改めて人吉市老人クラブ連合会の取り組み、結束力を心強く感じた次第でございます。

今後、本市におきましても、高齢化が進む中、要介護状態や認知症の高齢者の方々が住み

なれた地域で自分らしい生活を人生の最後まで送ることができるよう、地域包括ケアの推進のための施策を着実に実行してまいっている所存でございますが、そのためには地域住民の皆様の御理解と御協力が不可欠でございます。生活支援のネットワークの構築や地域における見守り体制の推進などさまざまな課題につきまして、関係機関、地域住民の皆様方と一体となり進めてまいりますので、何とぞ御協力を賜りますようお願い申し上げます。

企業誘致関係でございますが、共栄精密株式会社のきくらげ培養及び栽培の増設工場が梢山工業団地内に完成し、去る6月19日に見学会を兼ねた落成式が挙行されたところでございます。工場の増設に当たりましては、国の地域経済循環創造事業に係る交付金を活用しまして、新たに「視察棟」を設置されており、今後きくらげ栽培を展開される方々や、視察を希望される方々に幅広く公開することで、「産業観光」による交流人口の増加に伴う経済波及効果が見込まれるものと存じます。また、これまで以上に高品質きくらげの安定した生産供給による販路拡大が可能となることで、雇用の場の増加が見込まれるものと大いに期待しているところでございます。

引き続き、国内におけるきくらげの最大産地という本市の地位を確固たるものとすべく、農業の6次産業化のより一層の進展と、農商工連携による地域資源の付加価値の向上に力を入れてまいりたいと存じます。

人吉中核工業用地整備事業につきましては、平成27年の調整池改築工事に始まり、これまで約2カ年半の歳月をかけまして、造成工事やのり面保護工事等の整備事業を進めてまいりましたが、去る6月30日をもちまして交差点改築工事が完了し、誘致企業を受け入れるための一定のハード環境整備を完了することができたところでございます。

工事期間中におきましては、大畑・矢岳校区の住民の方々を初め、関係者の皆様にさまざまに御不便や御迷惑をおかけしたものと存じます。

今後は、開発行為に伴う県の完了検査を経まして、近隣住民の方々に緑地部分を有効活用していただくための準備や、用地内を横断する市道認定の手続等を進めるとともに、市民の皆様への期待に沿えるよう工業用地への企業の集積を強力に推し進めてまいりたいと存じます。

農業用施設災害復旧事業関係でございますが、去る6月24日から25日にかけての梅雨前線による豪雨によりまして、上原地区の農業用ため池が被災し、関係の方々におかれましては、大変御心配のことと存じます。本市といたしましても、国の現年災農地・農業用施設等災害復旧事業費補助金を活用し、災害復旧工事を行う計画でございます。今後も、農家の皆様方が安心して営農に取り組めますよう、地域の実情に応じ、農業水利施設等の整備・復旧を進めてまいりたいと存じます。

土木関係でございますが、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、本年度から実施いたします曙橋の補修工事につきましては、去る8月28日に着工したところでございます。補修工事の着工に先立ちまして、7月27日に南願成寺町地域学習センター、同月28日に七地町公民館の2

会場において住民説明会を行い、曙橋周辺にお住まいの方々などに御理解と御協力をお願いしたところでございます。

工事期間中は、長期にわたり曙橋及び主要地方道人吉水上線におきまして、片側通行などの交通規制を行うことから、曙橋周辺にお住まいの方々を初め、御利用の皆様方には大変御迷惑、御不便をおかけいたしますが、御理解と御協力を賜りますよう改めてお願い申し上げます。

学校教育関係でございますが、夏休みパワーアップ教室につきましては、児童の基礎学力向上と学習意欲の高揚、学習習慣を育むことを目的に、本年度も市内全ての小学校の3年生を対象に実施いたしました。この取り組みは、退職された先生方や保護者、地域の皆様の絶大なる御支援を賜りまして10年目を迎えております。御協力をいただきました皆様へ、改めてお礼を申し上げたいと存じます。受講した児童は、学習サポーターの先生方に積極的に質問をするなど、真剣に学習に取り組む姿勢が見られ、基礎・基本の定着を図ることができ、学習意欲の向上につながったものと存じます。今後も、「放課後パワーアップ教室」とあわせて児童の基礎学力の向上に努めてまいり所存でございます。

第72回熊本県民体育祭人吉球磨大会が、いよいよ9月16日と17日の2日間、県内各地から代表選手団をお迎えして開催する運びとなりました。本市におきましては、市民プールを初め、川上哲治記念球場、村山公園テニスコートなど16会場において、水泳、軟式野球、ソフトテニスなど14競技、15種目が実施されます。出場される選手の皆様におかれましては、日ごろの練習で磨き上げた技術と最高のコンディションで、地域の代表として存分に活躍されますことを御祈念申し上げますとともに、郡市民一人一人が笑顔とおもてなしで大会を盛り上げ、人吉球磨から熊本の元気を発信していただけるものと期待をしております。

本大会の開催に当たり、これまで御尽力をいただいております熊本県体育協会を初め、多くの競技団体、地元関係者の皆様へ心から感謝申し上げますとともに、本市といたしましても、本大会の成功に向け、引き続き、総力を持って取り組んでまいりたいと存じます。

図書館関係でございますが、去る7月23日、人吉市カルチャーパレスにおいて、第33回人吉球磨児童による童話発表大会を開催したところでございます。この大会は、読書を通じて豊かな人間性を育むとともに、読書意欲の向上を図るため毎年実施しております。本市及び球磨郡の小学校から29人の児童が出場し、命、平和、家族愛などを題材とした童話を感情豊かに、そして、作品の中に引き込まれるような表現力によって発表する姿に、会場からたくさん拍手が送られていました。審査の結果、人吉西小学校の児童が最優秀賞を受賞し、10月に開催されます第56回熊本県童話発表大会に人吉球磨の代表として出場することになっておりますので、その活躍を大いに期待しているところでございます。

上水道関係でございますが、去る5月12日に人吉市水道事業運営審議会からの答申を受け、今議会に関係の条例改正を含む料金改定をお願いすることといたしました。本市の水道事業

は、近年の人口減少、節水機器の普及等により給水収益が減収傾向にあり、あわせて、給水開始から60年を迎え、老朽化した施設の更新や管路等の耐震化などによる事業費の増加が見込まれ、今後、安定的な水道事業経営が危ぶまれる状況下にあります。

また、高齢者等の単身世帯の増に伴い、現行の基本水量以下の世帯が増加しており、特に基本料金に関しましては、「不公平感を感じている」という声が多数寄せられております。今回の改定は、今後の水道事業経営の安定化のみならず、水道料金の不公平感の解消も行うものでございまして、基本水量を廃止し、少量使用者の方には、現行料金以下になるように配慮させていただいております。それでも全体としましては、おおむね10%の引き上げをお願いするものでございまして、平成8年4月の改定以降、消費税の改正時を除きましては、22年ぶりの料金改定となっております。今回の料金改定により影響を受けられる方々へはまことに恐縮に存じますが、御理解賜りますようお願い申し上げます。

引き続き、御提案申し上げます予算案、条例案、案件議案につきまして、概要を御説明申し上げます。

議第62号平成29年度人吉市一般会計補正予算案（第2号）は、国・県の補助事業の内示、申請などに伴う補正のほか、人事異動に伴う人件費及び単独事業などの追加補正を行うものでございます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ4億6,308万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ171億3,217万7,000円とするものでございます。

議第63号平成29年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算案（第1号）は、前年度繰越金のほか、平成28年度療養給付費等交付金の精算などに伴う補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ1億3,962万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ51億7,451万5,000円とするものでございます。

議第64号平成29年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算案（第2号）は、前年度繰越金のほか、平成28年度熊本県後期高齢者医療広域連合納付金の精算などに伴う補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ1,080万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億476万3,000円とするものでございます。

議第65号平成29年度人吉市介護保険特別会計補正予算案（第1号）は、前年度繰越金のほか、介護給付費負担金の精算などに伴う補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ1億7,185万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ44億848万6,000円とするものでございます。

議第66号平成29年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算案（第1号）は、前年度繰越金の追加などに伴う補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ213万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,468万9,000円とするものでございます。

議第67号平成29年度人吉市水道事業特別会計補正予算案（第1号）は、人事異動に伴う人

件費などの補正でございます。収益的収入及び支出につきましては、支出の営業費用を624万2,000円減額し、支出予算総額を5億32万9,000円とするものでございます。資本的収入及び支出につきましては、支出の建設改良費を18万1,000円増額し、支出予算総額を3億2,643万6,000円とするものでございます。

議第68号平成29年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算案（第2号）は、人事異動等に伴う人件費の補正でございます。収益的収入及び支出のうち、支出の営業費用を65万6,000円増額し、支出予算総額を10億9,351万6,000円とするものでございます。資本的収入及び支出につきましては、支出の建設改良費を9万8,000円増額し、支出予算総額を5億9,327万8,000円とするものでございます。

議第69号平成29年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算案（第1号）は、国民宿舎くまがわ荘における10月以降の維持管理及び総合交流施設としての整備に向けた施設の構造上の課題を把握するための施設設備調査に伴う補正でございます。歳入歳出にそれぞれ499万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ837万9,000円とするものでございます。

議第70号平成28年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定についての案件は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、利益剰余金を処分することについて議会の議決をお願いすること、及び同法第30条第4項の規定に基づき、平成28年度人吉市水道事業特別会計決算について、議会の認定をお願いするものでございます。

議第71号平成28年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定についての案件は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、利益剰余金を処分することについて議会の議決をお願いすること、及び、同法第30条第4項の規定に基づき、平成28年度人吉市公共下水道事業特別会計決算について、議会の認定をお願いするものでございます。

議第72号人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用を行わないことによる規定の削除並びに情報連携項目の削除及び追加を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議第73号人吉市水道条例の一部を改正する条例案は、人吉市水道事業運営審議会の答申に伴う料金等の見直しその他所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議第74号人吉市農業振興地域整備促進等審議会条例の一部を改正する条例案は、農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律が施行されたことに伴う規定の整理その他所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議第75号人吉市企業立地促進条例の一部を改正する条例案及び議第76号人吉市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例案の2件は、企業立地の促進等による地域にお

ける産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律等が施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議第77号人吉市営住宅条例の一部を改正する条例案は、公営住宅法施行令及び住宅地区改良法施行令の一部を改正する政令等が施行されたことに伴う規定の整理その他所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議第78号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての案件は、長船法文氏の任期が平成29年9月30日に満了することに伴い、同氏を再任することにつきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の御同意をお願いするものでございます。

以上、御提案申し上げます予算案、条例案、案件議案につきまして、概要を御説明申し上げましたが、詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきたいと存じます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時11分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○総務部長（井上祐太君）（登壇） 議員の皆様、こんにちは。それでは、私のほうから議第62号平成29年度人吉市一般会計補正予算案（第2号）について、補足説明をさせていただきます。

予算書は1ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、主なものを事項別明細書により、第2条の債務負担行為の補正につきましては、第2表債務負担行為補正により、第3条の地方債の補正につきましては、第3表地方債補正により、それぞれ御説明いたします。

5ページをお願いいたします。第2表債務負担行為補正の追加は5件ございます。まず、第5次電算システム導入事業、及びその下、財務会計システム導入事業でございますが、これまでの第4次電算システム導入事業は、平成27年度までをリース期間とし、その後、2年間の再リースにより継続使用を行ってきております。しかしながら、現在の電算機器では今後の不測の事態への対応が難しく、システム改修や機器の更新といった現システムでのバージョンアップが必要なことから、次期導入の期間及び限度額を設定するものでございます。

次に、3つ目の起業創業・中小企業支援事業は、平成30年度に設立予定の起業創業・中小企業支援センターにおけるセンター長を募集するに当たり、募集を開始するための根拠となる予算を確保する必要があることから、事業の期間及び限度額を設定するものでございます。

その下でございます。（仮称）旅カフェエントランスセンター地域おこし協力隊設置事業は、平成30年度に開館予定の（仮称）旅カフェエントランスセンターにおいて、施設運営業務に従事する地域おこし協力隊3名を募集するに当たり、募集を開始するための根拠となる予算を確保することから、事業の期間及び限度額を設定するものでございます。

人吉市体育施設指定管理料は、第2期指定管理期間が平成29年度をもって終了しますことから、次期体育施設の指定管理を公募するに当たり、根拠となる予算を確保することから、事業の期間及び限度額を設定するものでございます。

第3表地方債補正は、追加が4件、変更が5件、計9件でございます。

まず、5ページの追加でございます。最初に、農業農村整備事業債は、下戸越地区用排水路における改修工事測量設計業務委託及び改修工事のほか、古仏頂地区、小柿地区におけるゲート設置工事に対する起債でございまして、充当率75%の710万円を計上いたしております。

次に、河川等整備事業債は、平成28年度に用地買収が完了いたしました鷹木川における河川改修工事に対する起債でございまして、充当率90%の1,470万円を計上いたしております。

次に、体育施設改修事業債は、スポーツパレス施設内における照度不足などを解消するための非常用照明器具取替工事に対する起債でございまして、充当率75%の220万円を計上いたしております。

一番下でございます。現年発生補助災害復旧事業債は、本年6月24日から25日にかけての梅雨前線豪雨により発生いたしました上原地区ため池の災害復旧工事に対する起債でございまして、充当率90%の740万円を計上いたしております。

6ページをお願いいたします。地方債の変更でございますが、臨時財政対策債は、普通交付税の交付額決定に伴い、発行可能額が確定しましたことから限度額を変更するものでございます。

2つ目の地方道路等整備事業債から一番下の防災対策事業債までの4件は、いずれも工事費等の追加に伴い、限度額を変更するものでございます。

めくっていただいて9ページをお願いいたします。歳入の事項別でございます。まず最初に、一番上でございます。9ページ、10款、1項、1目、1節地方交付税8,401万2,000円の増額補正は、地方交付税のうち普通交付税の交付額決定によるものでございます。飛びまして、14款国庫支出金、2項国庫補助金、4目土木費国庫補助金、3節住宅費補助金562万円の増額補正は、市営住宅笹栗山団地及び一本杉団地における外壁改修工事費の増額に対する社会資本整備総合交付金でございます。

10ページをお願いいたします。6目農林水産業費国庫補助金、1節農業費補助金1,320万円の増額補正は、下戸越地区用排水路における改修工事測量設計業務委託及び改修工事のほか、古仏頂地区、小柿地区におけるゲート設置工事に対する団体営農業農村整備事業費補助

金でございます。飛びまして15款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金、1節総務管理費補助金341万円の増額補正は、空き家等対策推進事業といたしまして、市内における空き家等のデータを収集するための現地調査を行い、データベース化するための経費に対する地域づくり夢チャレンジ推進事業費補助金でございます。その下、4目農林水産業費県補助金、これは一番下になります林業費補助金で2,834万9,000円の増額補正でございますが、次のページ、11ページの一番上になります、くま中央森林組合による高性能林業機械導入に対する緑の産業再生プロジェクト促進事業費補助金などでございます。8目災害復旧費県補助金、1節農林水産施設災害復旧費補助金1,540万5,000円の増額補正は、先ほど地方債のところの説明をさせていただきましたが、本年6月24日から25日にかけての梅雨前線豪雨により発生いたしました上原地区ため池の災害復旧工事に対する現年災農地・農業用施設災害復旧事業費補助金でございます。

めくっていただいて12ページをお願いいたします。一番上でございます。17款、1項寄附金、2目総務費寄附金、1節総務管理費寄附金、古都人吉応援団寄附金は、昨年度に比べ本市に対するふるさと納税寄附金がふえている状況にありますことから、7,000万円増額補正するものでございます。その下、18款繰入金、1項特別会計繰入金、1目国民健康保険事業特別会計繰入金、2目介護保険特別会計繰入金、4目後期高齢者医療特別会計繰入金の3件の増額補正は、前年度の療養給付費などの精算に伴う特別会計からの繰入金でございます。

13ページをお願いいたします。2項基金繰入金、4目、1節応援団基金繰入金1,616万円の増額補正は、防犯灯設置、それから、電子黒板購入、学校給食二重保温食缶購入などの財源としまして、人吉市応援団基金から繰り入れを行うものでございます。その下、19款、1項、1目繰越金、1節前年度繰越金を1億2,500万円増額補正いたしております。20款諸収入、4項、3目雑入、1節総務費雑入1,046万9,000円の増額補正は、熊本県市町村振興協会からの交付金のほか、肥薩線を未来へつなぐ協議会が解散し、新組織へ移行したことによる肥薩線を未来へつなぐ協議会負担金返還金でございます。また、平成25年度から継続しております地域情報通信基盤整備事業に関する自営柱訴訟で、福岡高等裁判所におきまして損害賠償請求控訴事件が終結しましたことによる和解金500万円につきましても予算計上をいたしております。1つ飛びまして7節土木費雑入540万6,000円の増額補正は、一般廃棄物処理施設周辺整備事業において、赤池水無第1号線及び第2号線の測量設計業務委託に係る経費を人吉球磨広域行政組合から受け入れるものでございます。

14ページをお願いいたします。21款市債につきましましては、第3表地方債補正により御説明いたしましたので、説明のほうを省略させていただきます。

めくっていただきまして15ページをお願いいたします。歳出の事項別でございます。まず、歳出におきましては、各款、項、目の中の給料、職員手当等、共済組合負担金などの増減につきましましては、人事異動などに伴うものでございます。また、国・県支出金などの精算金は、

前年度の事業精算に伴うものでございまして、説明のほうを省略させていただきます。

まず、1款議会費は、人事異動に伴う人件費の補正でございますので、説明のほうを省略いたします。その下、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費6,891万4,000円の増額補正は、人件費に関する補正のほか、めくっていただいて16ページでございます。13節委託料におきまして、昨年度に比べ本市に対するふるさと納税寄附金がふえている状況にありますことから、ふるさと納税業務委託料の追加分を、また、自営柱訴訟和解によりまして裁判費用等が確定いたしましたので、和解に伴います弁護士委託料などにつきまして現計予算との差額分を、さらには市内における空き家等をデータベース化するための委託料を予算計上いたしております。それから、19節負担金、補助及び交付金のうち、まず負担金でございますが、肥薩線利用促進存続期成会の発展的解散、新組織への移行による負担金の組み替え、それから、永野地区、大畑地区における予約型乗合タクシーの実証運行に伴います人吉市地域公共交通活性化協議会への負担金を予算計上いたしております。同じく補助金でございますが、蟹作会館及び七日町会館、西間下町公民館施設整備に対します地区公民館施設整備事業補助金、さらには、くま川鉄道の平成28年度経常損失を補填するための人吉市くま川鉄道経営安定化補助金を予算計上いたしております。

17ページから19ページにかけましては、人件費の補正が主なものでございますので、説明のほうを省略させていただきます。

20ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費1,481万7,000円の増額補正は、19節負担金、補助及び交付金のうち、給付金でございますが、臨時福祉給付金の最終見込みによる増額のほか、人事異動に伴います人件費の補正等に伴う3つの特別会計への繰出金を予算計上いたしております。

21ページから22ページにかけましても、先ほど同様に人件費の補正が主なものでございますので、説明のほうを省略させていただきます。23ページをお願いいたします。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、ちょうど下のほうになります。135万7,000円の増額補正は、まず人吉市クリセン定作業支援補助金、それから人吉ブランド化実行委員会補助金、それから地域営農組織法人に対し初期運営費用を支援いたします法人経営安定化支援事業補助金などを予算計上いたしております。

めくっていただいて24ページをお願いいたします。5目農地費2,674万1,000円の増額補正は、先ほどから地方債、歳入のほうで出てきておりますが、下戸越地区用排水路改修工事測量設計委託及び改修工事のほか、古仏頂地区、小柿地区におけるゲート設置工事などを予算計上いたしております。

25ページをお願いいたします。2項林業費、2目林業振興費4,080万3,000円の増額補正は、中神町小柿地区における市有林の倒木災害防止のための保安林伐採の事業委託料、及び、くま中央森林組合における高性能林業機械導入に対する補助金が主なものでございます。7款、

1 項商工費、1 目商工総務費477万7,000円の増額補正は、25ページの一番下から26ページにかけてでございます。26ページをあけてください。国民宿舍くまがわ荘における10月以降の維持管理費、及び、くまがわ荘をリニューアルし、複合的総合交流施設として整備を行うことといたしておりますが、それに伴います構造上の課題を把握するための施設設備調査委託に要する経費を国民宿舍特別会計に繰り出すものが主なものでございます。2 目商工業振興費378万円の増額補正は、平成30年度に開設予定の起業創業・中小企業支援センターのセンター長公募に要する委託料でございます。

27ページをお願いいたします。8 款土木費、2 項道路橋梁費、3 目道路新設改良費6,119万円の増額補正は、本白藁原線ほか5 路線の新設改良のための測量設計、それから戸越永葉線ほか4 路線の地質調査委託料、それから東間赤池線ほか5 路線の工事費などの予算を計上いたしております。

28ページをお願いいたします。一番下になります。3 項住宅費、2 目住宅建設費1,811万6,000円の増額補正は、笹栗山団地2 号棟、3 号棟及び一本杉団地1 号棟、2 号棟における外壁改修工事費の増額などが主なものでございます。

30ページをお願いいたします。中ほどになりますが、5 項河川費、2 目河川改良費1,640万円の増額補正は、平成28年度に用地買収が完了いたしました鷹木川における河川改修工事でございます。9 款、1 項消防費、2 目非常備消防費308万2,000円の増額補正は、去る8月20日、本市において開催されました第5回熊本県女性消防操法大会において本市女性消防隊が優勝し、来る9月30日に秋田市において開催されます第23回全国女性消防操法大会へ熊本県代表として出場することに伴います経費などを予算計上いたしております。

31ページをお願いいたします。10 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費614万7,000円の減額補正でございますが、人事異動などに伴う人件費の補正のほか、市内全中学生を対象といたしました「命の授業」講演会委託料100万円を追加補正するものでございます。

めくっていただいて32ページをお願いいたします。一番下になりますが、3 項中学校費、3 目学校建設費190万円の増額補正は、人吉市立第二中学校における相談室空調設備等改修工事でございます。

33ページをお願いいたします。5 項社会教育費、2 目公民館費17万7,000円の増額補正は、本年5月末出納閉鎖におきまして発生いたしました事務処理ミスによる校区公民館長の会議費用弁償未払いを平成29年度予算において支出をしましたため、その分について補填を行うべく、予算の追加をお願いするものでございます。次に、一番下になりますが、6 項保健体育費、2 目体育施設費560万5,000円の増額補正は、スポーツパレス施設内における照度不足などを解消するための非常用照明器具取替工事、及び次の34ページの一番上になりますが、非常放送アンプの購入経費などを予算計上いたしております。

次に、34ページの一番下になります。11 款災害復旧費、2 項農林水産施設災害復旧費、1

目農業用施設災害復旧費2,379万2,000円の増額補正は、去る6月24日から25日にかけての梅雨前線豪雨により発生をいたしました上原地区ため池の災害復旧工事費などでございます。

35ページをお願いいたします。3項公共土木施設災害復旧費、3目公園施設災害復旧費400万円の増額補正は、村山公園におけるのり面崩壊に対する災害復旧経費でございます。昨年7月の豪雨により発生しました村山公園のり面崩壊につきましては、国庫負担による補助事業としまして施工し、昨年度中に工事完了したところでございますが、本年4月の豪雨により、昨年度施工いたしました工事箇所の下の部分におきまして、新たにのり面崩壊が発生しましたことから、災害復旧に向けた工法検討のための測量設計業務委託を行うものでございます。その下、5項、1目その他公共施設公用施設災害復旧費7万5,000円の増額補正は、これまで西間別館等の駐車場不足を補うために、球磨地域振興局駐車場を借用しておるところでございますが、球磨地域振興局施設改修工事に伴い、来月10月から、借用しております駐車場の一部が使用できなくなりますことから、代替の駐車場としまして西間下町字一本杉にあります旧農政局旧食糧事務所敷地を借用する経費を補正するものでございます。13款諸支出金、2項基金費、7目人吉応援団基金費7,000万円の増額補正は、歳入で御説明いたしました但、ふるさと納税寄附金7,000万円を積み立てるものでございます。

めくっていただいて36ページをお願いいたします。14款、1項、1目予備費を278万3,000円増額補正いたしております。

以上で、議第62号平成29年度人吉市一般会計補正予算案（第2号）についての補足説明を終わります。御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○水道局長（中村則明君）（登壇） 皆さん、こんにちは。私のほうから議第70号と議第71号につきまして、御説明させていただきます。20分ほどお時間をいただくことになるかと存じます。

初めに、議第70号平成28年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定につきまして、補足説明をさせていただきます。

平成28年度人吉市水道事業特別会計決算でございますが、お手元の決算書のページをめくっていただきまして2ページと3ページをお願いいたします。収益的収入及び支出でございますが、金額は消費税込みの額でございます。

収入でございますが、第1款水道事業収益、予算額5億8,743万5,000円に対しまして決算額5億9,175万1,901円で、予算額に対し431万6,901円の増となっております。その内訳でございますが、第1項営業収益、予算額5億6,244万7,000円に対し決算額5億6,600万5,246円で、355万8,246円の増でございます。第2項営業外収益、予算額2,498万5,000円に対し決算額2,573万7,641円で、75万2,641円の増でございます。第3項特別利益、予算額3,000円に対し決算額9,014円で、6,014円の増となっております。

支出でございますが、第1款水道事業費用、予算額5億4,192万1,000円に対し決算額5億

1,563万2,032円で、不用額2,628万8,968円となっております。その内訳でございますが、第1項営業費用、予算額4億9,520万3,000円に対し決算額4億7,161万5,137円で、不用額2,358万7,863円でございます。第2項営業外費用、予算額4,421万6,000円に対し決算額4,308万1,657円で、不用額113万4,343円でございます。第3項特別損失、予算額117万600円に対し決算額93万5,238円で、不用額23万5,362円でございます。第4項予備費、予算額133万1,400円に対し決算額はゼロ円でございますので、全額不用額となっております。

次に、4ページと5ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。収入でございますが、第1款資本的収入、予算額4,000万3,000円に對しまして決算額4,007万1,215円で、予算額に對し6万8,215円の増となっております。その内訳でございますが、第1項企業債、予算額4,000万円に對し決算額は同額の4,000万円でございます。第2項工事負担金、予算額1,000円に對し決算額ゼロで、1,000円の減となっております。第3項固定資産売却、予算額1,000円、決算額7万1,215円で、7万215円の増となっております。第4項繰入金、予算額1,000円に對し決算額ゼロで、1,000円の減となっております。

支出でございますが、第1款資本的支出、予算額2億8,780万4,000円に對し決算額2億7,591万3,254円で、不用額1,189万746円となっております。その内訳でございますが、第1項建設改良費、予算額2億344万5,000円に對し決算額1億9,355万4,938円で、不用額989万62円でございます。第2項企業債償還金、予算額8,235万9,000円に對し決算額8,235万8,316円で、不用額684円でございます。第3項予備費、予算額200万円に對しまして支出はございませんでしたので、全額不用額となっております。

下の欄外をごらんください。資本的収入額4,007万1,215円が資本的支出額2億7,591万3,254円に對し不足する額2億3,584万2,039円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,336万6,380円、当年度分損益勘定留保資金1億5,957万5,016円、繰越利益剰余金6,290万643円で補填をいたしております。

次に、6ページをお願いいたします。損益計算書でございます。これは平成28年度における水道事業の経営成績をあらわすものでございまして、金額は消費税抜きの額でございます。1の営業収益、縦の右のほうから2列目でございますが、5億2,684万9,959円に對しまして2の営業費用は4億6,314万6,013円で、差し引き営業利益は一番右の列の6,370万3,946円でございます。3の営業外収益2,573万7,610円に對し4の営業外費用2,609万6,857円で、35万9,247円の不足を生じます。上の営業利益からこの不足額を差し引いた経常利益は6,334万4,699円となります。これに5の特別利益、6の特別損失を加減した、下から4行目でございますが、当年度純利益は6,248万5,849円でございます。この当年度純利益に前年度繰越利益剰余金3億6,168万8,576円と、その他未処分利益剰余金変動額1億678万6,506円を加えた当年度未処分利益剰余金は5億3,096万931円となります。

次に、利益の処分について御説明をさせていただきます。7ページをお願いいたします。

下段の表の平成28年度人吉市水道事業剰余金処分計算書（案）をごらんください。当年度末処分利益剰余金 5 億3,096万931円のうち、減債積立金として6,290万643円、建設改良積立金として3,000万円、合計9,290万643円の処分を予定しております。したがって、翌年度繰越利益剰余金は 4 億3,806万288円となります。

以上が、議第70号平成28年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定の概要でございます。

続きまして、議第71号平成28年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定につきまして、補足説明をさせていただきます。

平成28年度人吉市公共下水道事業特別会計決算でございますが、お手元の決算書のページをめくっていただきまして、1 ページと 2 ページをお願いいたします。収益的収入及び支出でございますが、金額は消費税込みの額でございます。

収入でございますが、第 1 款下水道事業収益、予算額11億7,970万6,000円に対しまして決算額11億8,389万1,258円で、予算額に対し418万5,258円の増となっております。その内訳でございますが、第 1 項営業収益、予算額 7 億4,351万9,000円に対し決算額 7 億4,560万1,025円で、208万2,025円の増でございます。第 2 項営業外収益、予算額 4 億3,576万4,000円に対し決算額 4 億3,792万4,290円で、216万290円の増でございます。第 3 項特別利益、予算額42万3,000円に対し決算額36万5,943円で、5万7,057円の減となっております。

支出でございますが、第 1 款下水道事業費用、予算額11億3,231万2,000円に対し決算額11億353万7,148円で、不用額2,877万4,852円となっております。その内訳でございますが、第 1 項営業費用、予算額 9 億8,962万3,000円に対し決算額 9 億6,676万6,504円で、不用額 2,285万6,496円でございます。第 2 項営業外費用、予算額 1 億3,796万8,000円に対し決算額 1 億3,651万542円で、不用額145万7,458円でございます。第 3 項特別損失、予算額100万2,000円に対し決算額26万102円で、不用額74万1,898円でございます。第 4 項予備費、予算額371万9,000円に対し決算額はゼロでございましたので、全額不用額となっております。

次に、3 ページと 4 ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。収入でございますが、第 1 款資本的収入、予算額 2 億2,799万4,000円に対しまして決算額 2 億2,789万3,140円で、予算額に対し10万860円の減となっております。その内訳でございますが、第 1 項企業債、予算額 1 億3,310万円に対し決算額 1 億3,300万円で、10万円の減となっております。第 2 項負担金、予算額449万3,000円に対し決算額449万3,140円で、140円の増となっております。第 3 項補助金、予算額9,040万円に対し決算額9,040万円で、同額となっております。第 4 項固定資産売却、予算額1,000円に対し決算額ゼロで、1,000円の減となっております。

支出でございますが、第 1 款資本的支出、予算額 6 億9,053万7,000円に対し決算額 6 億7,988万206円、不用額1,065万6,794円となっております。その内訳でございますが、第 1 項

建設改良費、予算額 2 億3,274万3,000円に対し決算額 2 億2,680万6,938円、不用額593万6,062円となっております。第 2 項企業債償還金、予算額 4 億5,679万4,000円に対し決算額 4 億5,307万3,268円で、不用額372万732円でございます。第 3 項予備費、予算額100万円に対し支出はございませんでしたので、全額不用額となっております。

下の欄外をごらんください。資本的収入額 2 億2,789万3,140円が資本的支出額 6 億7,988万206円に対して不足する額 4 億5,198万7,066円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額826万5,178円、当年度分損益勘定留保資金 3 億9,327万3,085円、繰越利益剰余金 5,044万8,803円で補填をいたしております。

次に、5 ページをお願いいたします。損益計算書でございます。これは平成28年度における公共下水道事業の経営成績をあらわすものでございまして、金額は消費税抜きの額でございます。

1 の営業収益、縦の右のほうから 2 列目でございますが、6 億9,588万1,117円に對しまして 2 の営業費用は 9 億5,049万3,422円で、差し引き営業利益は一番右の列の 2 億5,461万2,305円の不足でございます。3 の営業外収益 4 億3,678万1,493円に対し 4 の営業外費用 1 億1,130万4,155円で、差し引いた額は 3 億2,547万7,338円となります。この額と営業利益を合わせました経常利益は7,086万5,033円となります。これに 5 の特別利益、6 の特別損失を加減した、下から 4 行目でございますが、当年度純利益は7,096万4,432円でございます。この当年度純利益に前年度繰越利益剰余金 1 億4,014万2,021円と、その他未処分利益剰余金変動額7,047万5,689円を加えた当年度未処分利益剰余金は 2 億8,158万2,142円となります。

次に、利益の処分について御説明をさせていただきます。7 ページをお願いいたします。平成28年度人吉市公共下水道事業剰余金処分計算書（案）をごらんください。当年度未処分利益剰余金 2 億8,158万2,142円のうち、減債積立金として5,044万8,803円の処分を予定しております。したがって、翌年度繰越利益剰余金は 2 億3,113万3,339円となります。

以上が、議第71号平成28年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定の概要でございます。

なお、先ほど御説明いたしました議第70号とともに、剰余金計算書、貸借対照表、また監査委員によります決算意見書なども添付しておりますので、御審議のほどをよろしく願い申し上げます。

○議長（田中 哲君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午前11時54分 散会

平成29年9月第4回人吉市議会定例会会議録（第2号）

平成29年9月12日 火曜日

1. 議事日程第2号

平成29年9月12日 午前10時 開議

- 日程第1 議第62号 平成29年度人吉市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第2 議第63号 平成29年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第3 議第64号 平成29年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第4 議第65号 平成29年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議第66号 平成29年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議第67号 平成29年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議第68号 平成29年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議第69号 平成29年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議第70号 平成28年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第10 議第71号 平成28年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第11 議第72号 人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第73号 人吉市水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第74号 人吉市農業振興地域整備促進等審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議第75号 人吉市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議第76号 人吉市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議第77号 人吉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議第78号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第18 一般質問

1. 大塚 則 男 君
2. 笹山 欣 悟 君
3. 平田 清 吉 君
4. 福屋 法 晴 君

2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり
-
-

3. 出席議員（18名）

1番	塩見寿子君
2番	宮原将志君
3番	高瀬堅一君
4番	大塚則男君
5番	宮崎保君
6番	平田清吉君
7番	犬童利夫君
8番	井上光浩君
9番	豊永貞夫君
10番	西信八郎君
11番	本村令斗君
12番	笹山欣悟君
13番	福屋法晴君
14番	村上恵一君
15番	永山芳宏君
16番	三倉美千子君
17番	仲村勝治君
18番	田中哲君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	松岡隼人君
副	市長	松田知良君
教	育長	末次美代君
総	務部長	井上祐太君
企	画政策部長	迫田浩二君
市	民部長	廣田五浩君
健	康福祉部長	告吉眞二郎君
経	済部長	福山誠二君

建設部長	山田巧君
総務部次長	丸本縁君
企画政策部次長	小林敏郎君
財政課長	植木安博君
水道局長	中村則明君
教育部長	松岡誠也君
農業委員会 事務局長	荒毛正浩君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	山本繁美君
次	長	栞原亨君
次	長	椎葉千恵君
書	記	青木康德君

午前10時 開議

○議長（田中 哲君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、さきに決定されましたとおり、質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

質疑を含めた一般質問

○議長（田中 哲君） それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君）（登壇） 皆さん、おはようございます。4番議員の大塚則男です。

6月議会に続いて、一般質問、初日のトップを務めさせていただきます。

今回、通告しましたのは、1点目、くま川下り株式会社の新体制と今後の経営について、2点目、市民の声から、情報系システム再構築に関する事柄について、質問させていただきます。

なお、通告書に記載しています質問項目が、若干前後しますことをお許しいただきたいと思えます。

折しも、観光球磨川下りが厳しい経営に直面している中、人吉球磨の観光の目玉として、今も昔の風情が残る球磨川下りを象徴するかのよう、2018年版人吉球磨観光カレンダーの表紙を飾る写真コンテストにおいて、見事、グランプリに人吉市在住の豊永和臣様の春の球磨川下りが選ばれました。まことにおめでとうでございます。球磨川下り存続に向け、希望の光が差したようにも感じました。市民の皆様も、いま一度、観光球磨川下りに目を向け、お力添え、御理解をいただけましたら大変ありがたく存じます。

1点目、くま川下りについてですが、9月5日の全員協議会での新社長の挨拶、現在の経営状況等をお聞きした中、将来に向けたくま川下り株式会社の存続について、非常に不安を感じましたので、6月議会でも質問しておりますが、再度、質問させていただきます。

前回、市長答弁として、資金調達や増資などの支援体制は、筆頭株主としての責任を果たしつつ、他の株主の方々にも相談し、一体で行っていくと答弁がありました。市としては、既に3,500万円の資金調達の支援を行っていることから、事業再生計画を着実に実行していただくよう、指導、助言を行うと述べておられます。今回の議会開会における発言では、事業再生計画の策定が必要だと認識し、関係各位と連携を密にし、でき得る限りの支援を行ってまいりたいと発言されています。

そこで、市長にお尋ねしますが、3,500万円の資金貸し付けの償還も始まっていない中で

すが、これまでの事業再生計画の実施について、どのような指導、助言を行われたのか。また、今回の事業再生計画の策定について、でき得る限りの支援を行うということは、具体的にどのような支援策をお考えなのか、お尋ねします。

○市長（松岡隼人君） 皆様、おはようございます。それでは、御質問にお答えをいたします。

平成26年事業再生計画については、井上前社長を中心に策定され、田中前市長におかれましても、その策定及び実行につきまして、積極的に関与されておられましたことは、私も議員時代から認識しておるところでございます。

また、私の就任後につきましても、事業再生計画の進捗状況につきましては、経営状況の報告とあわせまして、詳細に情報交換をさせていただいているところでございまして、特に議会に対する報告につきましては、会社と所管課と詳細に打ち合わせさせていただきまして、必要な資料等に関する指導、助言などもさせていただいているところでございます。

また、私みずからが指導、助言することにつきましては、事業再生計画の実施につきましては順調に進捗しておりましたので、私自身が会社に赴き、指導、助言をする必要性は感じておりませんでしたし、第三セクターとはいえ、民間会社でございますので、何かあったらいつでも御相談くださいというようなことは常々申し上げておりましたが、私があればこれと会社の運営に口出しをしますことは、観光振興は民間主導で取り組むことが好ましいと私自身考えておりますので、差し控えさせていただいたところでございます。

ただ、温泉町着船場の整備などにつきましては、社長からも御相談いただきましたので、私からも地元国会議員や国土交通省に御相談させていただき、同省の事業で階段を設置していただくことにより、当初計画の浮き桟橋の整備費を削減するなど、支援させていただいているところでございます。

このような中、平成26年事業再生計画につきましては、平成27年度末までに計画の実施を終えられ、さあこれからというときに、熊本地震の影響により、さらに経営が悪化したことは、私自身も多くの会社関係者の方々とともに痛恨のきわみでございました。つきましては、事業再生のプレーヤーは、あくまでも現場で奮闘されている社長以下、社員の皆様でございますが、市といたしましても、筆頭株主としての責任を果たすべく、金融機関等も交えた経営再建や事業再生に係る協議や打ち合わせ等につきましては、私自身を初め、取締役である副市長も頻繁に行っているところでございまして、いわゆる経営の下支えの部分では、積極的に関与させていただいているところでございます。

以上のように、第三セクターくま川下り株式会社の経営の独立性は尊重しながら、一方で、筆頭株主としての責任の範囲の中で、必要な指導、助言等の支援につきましては、歴代の市長、執行部が行われてきたところと認識をしておりますし、私も就任以来、努めてそのように行動してまいりました。しかしながら、現在の状況はメインバンクも大変苦慮されており、また、社長の交代にも対応する必要があるなど、これまで以上に厳しい状況でございますの

で、従来の歴代市政の取り組み以上の知恵と努力が必要であると強く認識しているところでございます。

次に、施政方針で述べさせていただきました、でき得る限りの支援についてでございますが、以上のような状況を踏まえまして、現在のくま川下り株式会社の喫緊の課題は、7年連続赤字経営が続き、さらに2年連続の債務超過のため、追加融資が受けられない状況であり、資金繰りが大変厳しくなっていることでございます。そのため、メインバンクである肥後銀行から、本年3月から長期債務の返済猶予を受けている一方で、新たな金融融資を受けるために、早急に精緻な事業分析と財務分析を行った事業再生計画策定を求められている状況でございます。つまり、資金繰りを円滑にするには、何らかの金融支援が必要な状況にございますが、銀行も、また、本市におきましても、詳細な財務分析や、事業分析に基づく事業再生計画など明確な見通しや、根拠なく支援することができない状況でございます。つきましては、この状況を変えるためには、会社としましては事業再生計画の策定が急務でございますし、市といたしましても、今後、明確な根拠に基づくしっかりとした再生につながる、でき得る限りの支援を行っていく所存でございますので、まずは、この計画策定に対し、市からの補助金交付という支援をさせていただきたいと存じます。また、このことにつきまして、本議会におきまして、関連する補正予算を追加提案させていただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今、市長から説明いただきました。市長は、それは一生懸命、関心を持っていただいているということですが、やはり市長、年に何回かは、やはりくま川下りの現状はどうだろうか。やはり顔を出してほしいなというのが私の思いです。確かに副市長が代表で行かれていると思うんですけど、やはり市長みずからが現場に出向いて、今、経営状況はどうなのかということ、やはり私は、市長にぜひ努めてほしいと。やはり人吉市のトップですから、引っ張っていかなくちゃいけないですよ、何ととっても。そういったことを考えますと、やはりふだんの経営状況は、やっぱり市長は把握してほしいというのが私の思いです。

もう1点、お伺いしたいんですけど、先ほどおっしゃったように、もうずっと赤字続きで銀行も厳しい状況にあります。そのような中、じゃあどうするかというときに、市長、ちょうど1期目の折り返しですよ。くま川下り、この問題を引きずっていくわけにいきません。私は、松岡市長のときに、どういった方向へ進むのかという方向性をしっかり打ち出す時期だと思えますよ。先送りするんじゃなくて、市長のときにやってほしいですよ。そういうことについてはどういうふうに思われますか。自分のときにやろうという決意なのか、いや、もう少し様子を見ようと考えていらっしゃるのか、そのことについてお伺いいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

くま川下りは、本市の経済または観光を支えてきた、本市になくてはならない存在だというふうに思いますし、その後も、本当に観光の看板として、地域の経済も支えてきたというふうに認識をしております。そのような歴史も踏まえた上で、絶対に残さなければならないというような気持ちはずっと持っていたところでございますし、このような厳しい状況でございますが、やはり人吉市のくま川下りはしっかりと残していかなければならないと考えておりますので、この件に関しましても、市としてもできる限りの支援を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 市長から、観光の目玉として、ぜひ残していきたいということで、私としては、市長のまず1期目の任期期間中に、何とかしっかりした方向性を示していただきますようお願いしておきます。

8月29日の全員協議会の中で、福山経済部長より報告があり、新社長の考え方として、くま川下りの再生については、単独では極めて困難であり、経営コンサルタントや外部有識者を加え、会社再生を進め、まずは会社の財政基盤の建て直しを最優先にしたいとのことでした。

前任者は、厳しい経営の中、これまでにできなかったさまざまな社内改革を行い、新たな取り組みを模索されていく中、株主、人吉市のバックアップを期待されていましたが、それにもかかわらず、市の方針としては、既に3,500万円の貸し付けを行っていることから、それ以上の支援は厳しいとの判断を受けていたと伺っています。

そこで、副市長にお尋ねしますが、これまで達成できなかった財政再建、経営の立て直しを実現するためには、今後、どのような対策が必要だとお考えなのか、お尋ねします。

○副市長（松田知良君） 皆様、おはようございます。お答えいたします。

財政再建、経営立て直しのための支援策について、今後は何が必要か、こういう御質問でございますが、先ほど市長が答弁しましたとおり、まずは精緻な事業分析と財務分析を行った新たな事業再生計画の策定が喫緊の課題であり、急務であると強く認識しております。

これまでも折に触れて、会社に対して御説明しておるとおりでございますが、市の立場といたしましては、既に3,500万円の資金貸し付けを実施いたしており、その償還も始まっていない中で、さらなる支援を行っていくことは、財政上も、議会や市民の皆様の御理解を得る上でも、大変厳しい判断を迫られるわけでございます。そのことを踏まえた上で、このたび、新たな支援を検討し、議会や市民の皆様説明責任を果たしていくためには、市にとりましても新たな事業再生計画が必要不可欠でございます。その中では、平成26年の事業再生計画の検証も踏まえまして、現在の課題を生み出している原因を洗い出し、しっかりとそれに向き合い、一つ一つ解消していく必要がございます。ついては、策定に当たっては、専門

家の分析と知見をベースとして、筆頭株主である市、メインバンク、会社執行部との間でしっかり議論し、合意と協力のもと、計画をつくっていく必要があると存じます。

さらに、事業再生のためには、人員削減や賃金カットという厳しい環境の中でも、会社を支え、事業を継続していただいている現場の社員の方々の力が必要でございます。課題を生み出している原因を取り除くための具体的な行動は、事業の現場でこそ行われなければなりません。実現可能性の高い計画にするためには、それら社員の方々の思いや意見にも耳を傾け、策定される計画にもぜひ取り入れていただきたいと存じます。

最後に、人吉観光の金看板であるくま川下り事業を未来に向かって存続させるという意思を行政としても強く持ち、また、市民の皆様にも御理解と御協力をお願いしていくことが必要と存じます。その中で、本業である川下り事業の事業改善や、新たな収益事業の企画など、売り上げ向上のための具体策、経営基盤安定のための金融支援や資金援助などの支援策などが必要となりましたならば、議会にも御相談しながら、市としても真摯に取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今、副市長のほうから述べていただきました。

私、1つ、疑問に思うのは、それだけの考えというか、思いがあるのをどうして前任のときにもっと言えなかったのかと思うんです。今回、社長が変わることによって、こうやって、今、いろいろ出されました。でも、くま川下りが厳しかったのはずっと以前からじゃないですか。それを社長が交代してから、もっとしなくちゃいけないと。そうじゃないと思うんですよ。私も6月にしました一般質問、やはりあれだけの大改革をやっていただいた社長だったんです。それをかえて、かわられた部分はあるんですけど、それが今になって、じゃあ今から立て直しやります、こんなこと支援していかなくちゃいけないとおっしゃっていますけど、私は、そういったのは前任のときにも言えたはずなんです。それくらいやっぱり取り組んでほしかったと思います。ただ、今回になって、それが今言われるということは、私は非常に情けないといえますか、寂しい気がします。やはりもっと早い段階で言ってほしかったです。

市長も、副市長も、私たちもですけど、くま川下りが厳しいのはずっと以前から知っていたわけですから、やはりそのところをもっと早い段階で述べるべきじゃなかったんですか、副市長。私はそう思いますが、どんなですか。

○副市長（松田知良君） 御質問にお答えいたします。

確かに、井上前社長が辞意を表明されまして、その以前に、やはり3月ぐらいから返済が滞っているという状況になりまして、言うならば、メインバンクである金融機関という、そういう状況の中で、やはり今までは井上社長がずっとされていたときには、やはり常勤の社

長で、ずっとそういう金融機関が表に出るといことはございませんでした。ただ、今回はそういう状況の中で、社長が辞意を表明されて、新たな事業を再生していく上では新たな社長でというような強い意思のもとに、こういう状況になりました。そういう意味では、以前のメインバンクが出てくる前と出てきた後では、やはり状況が随分変わってきたという状況で御理解いただきたいと思います。

以上でございます。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 前社長も、別にその社長の味方と、そういうことでなくて、前社長もこれだけ人吉市とか、株主とか、あるいは取締役がバックアップしてくれるということで表明されていたら、もっと継続は可能だったんじゃないかなという思いもあります。非常に残念なところですよ。

6月議会において、前社長が提出した辞意の意思を役員会も社長の意向を重く受けとめ、尊重し、慰留をしなかったと述べておられます。しかし、次期社長が選任されるまでは留任していただくようお願いしたということでした。

それから3カ月が過ぎ、8月28日によりやく新社長が選任されました。くま川下り株式会社の経理畑を40年近く務めて、最近まで経理を担当されていた方であり、くま川下りの経営状況、市からの貸し付けを行ったときの事業再生計画、議会対応、債務保証になることなど、会社内部については全てにおいて御存じの方です。社長就任の挨拶の中で、前任者が行われたさまざまな改革、その実績については触れることなく、債務超過になったことのみ述べておられます。非常に残念であり、今回の内部昇格には戸惑いと不安を感じたところですよ。しかしながら、社長をお受けするまでには、相当に悩まれた末の決断と覚悟、勇気があったのではないかと察するところですよ。

そこで、今回の社長が選任されるまで、どのような経緯を経て人選を行われたのか、筆頭株主である人吉市はどのようなかかわり方をされたのか、お尋ねします。

また、くま川下り株式会社には、市からの貸し付けとはいえ、まだ償還も始まっていない中、今回、社長も交代したばかりで、新たな事業計画も示されていません。まずは社長御自身、前回の貸し付けに対しての返済計画、今後の事業再生計画について、社長みずからの考えを示していただき、市民の皆様に御理解いただける説明が必要ではないかと私は考えます。筆頭株主としてはどのように受けとめられるか、お尋ねします。

○副市長（松田知良君） お答えいたします。

社長の選任に関しましては、前社長の辞意を受けましてから、選任までの期間に約3カ月を要しましたことは事実であり、その間、前社長を初め、取締役会での合意のもと、ただ一人の常勤取締役である井上前社長に留任していただき、夏場の繁忙期を何とか乗り切ったというのが実情でございます。

その間の人選につきましては、現在の会社の状況から、特に経理に明るく、会社経営のノウハウがあり、かつ、人吉球磨における観光や球磨川というフィールドで事業を行うことに識見がある方を念頭に、メインバンクである肥後銀行とも協議をさせていただきながら、私を含む複数の取締役で人事を交渉してきたところでございます。

期間を要しましたことにつきましては、やはり現在のくま川下り株式会社の負債の大きさや財務状況を見ますと、大変厳しい状況であることは明らかで、また、その再建に当たられる社長業については並大抵の努力ではできず、後任に当たられる方も、くま川下り株式会社の経営に対し全身全霊を傾ける必要がございます。株主や役員、また、その他の方も含めまして、どのような方々と交渉したか、また、その経緯詳細につきましては、民間会社でございますので、ここでの答弁は控えさせていただきたいと存じますが、このような事情もあり、大変難行したところでございます。その間、井上前社長に御苦勞と御心配をおかけしましたが、事業も滞りなく進みましたことにつきましては、心から感謝する次第でございます。

また、市のかかわりといましては、市長にも交渉経過につきましては随時報告をしていたところでございまして、最終的な就任の依頼につきましては、市長も交えまして、相手方をお願いしてきたところでございます。そのような経緯を踏まえまして、中村良幸前総務部長に社長に就任していただいたところでございます。

新社長に対する筆頭株主としての考え方でございますが、生え抜きの社員であり、会社の歴史や経理を知り尽くしておられることから、適任である一方、今後、負っていただくことになる課題や責任の重さははかり知れないものがあり、知り尽くしておられるがゆえに、相当の覚悟と重い決断をもってお受けいただいたものと存じます。

株主総会や議会の全員協議会での社長就任の御挨拶については、私としても、謙虚で慎重な言い回しであったと感じておりますが、それは、かえって、現社長の会社経営に対する堅実さや、決断と覚悟の重さ、そして、会社の置かれている厳しい状況があらわれておるところと存じます。何とぞ御理解を賜りたいと存じます。

また、今後の支援なども踏まえますと、当然に、議会、市民の皆様の御理解と御協力が必要でございます。新社長には、そのことを踏まえた御発言や、会社経営についてお願いしてまいりたいと存じます。

また、市といたしましても、この難局におきまして、現社長を支え、取締役会やメインバンクとしっかりコミュニケーションをとりながら、事業再生に向けて努力してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 3カ月かかって難行した末、お決めいただいたということですが、何でもよく知っていらっしゃる方、確かにそうだと思うんです。でも、知っているがゆえに、

もし私だったら受けなかったと思います。厳しいのは目に見えているわけですからと思います。かなり本当に悩んだ末の結果だと思うんですけど、よくぞ受けていただいたというふうには私は思います。

今、名前は述べられていませんけど、それでは、社長選任について、何名ぐらいの方に交渉されたのか。また、取締役は、人吉市を含め六、七名かと思いますが、この中から社長就任ということについての議論はなかったのか。社長を受ける方がいなかったのか。あるいは、社長を受けられなかったのか。そこをお尋ねいたします。

○副市長（松田知良君） お答えいたします。

先ほどもお答えいたしましたように、会社内部の社長人事の人選につきまして、一応この場で答弁するというのは控えさせていただきたいと思います。ただ、もう中村新社長が決まった今は、私たちとしては、新社長を支えていかなければならないと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） いや、何名の方ぐらい交渉されたんですかと伺っているんですよ。名前は特に述べなくていい。何名ぐらい当たられての最終的に今度の中村社長に持って行かれたのかということと、取締役の中から社長というのはできなかったのか、そこをお尋ねしているんです。

○副市長（松田知良君） お答えいたします。

何人の方に一応当たったのかとかいうことについては、先ほどどおり、お答えは控えさせていただきます。ただ、取締役のうち、正直申し上げまして、常勤での取締役というのは井上前社長のみでございまして、あとは非常勤でございまして。そういう今の現状の中で、全身全霊社長業に打ち込まないと、この再生は無理だということでのことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 人数についてもお答えできないということですけど、でも、3カ月もかかっていたのでのことですから、せめて何人は当たったという答えは出してもいいんじゃないですか。何人ぐらい当たってということをお尋ねいたします。

それから、取締役から社長就任は、常勤はできないからということですけど、過去を見ますと、大半が旅館・ホテル経営者なんですよ、されているのが。もちろんそのときの状況と今は違うかもしれませんが、それくらい旅館・ホテルとくま川下りは密接だったんです。ですから、私は、今、厳しいからとか逃げ腰じゃなくて、今、やっぱりそういった方たちが前面に出てくるべきじゃないですか、取締役会は経営をするのに。私は、そうしないと、自分たち取締役が引きながら、違う社長を持ってきてお願いいたしますって、これじゃ発展はないんじゃないですかね。私はそう思います。今だからこそ、みんなで責任をかぶって一緒にや

りましょうというのが、それが本当じゃないんですか。50%は民間企業ですよ、あそこは。困ったら人吉市に頼むというんじゃないで、自分たちの努力も欲しいわけです。今はそれをすべきじゃないんですか、取締役の方々が。前回の貸し付けもそうですけど、やはりもう少しくま川下り、昔は恩恵をこうむっていた時期もあるわけですから、そこは私はやってほしいなと思うんですが、これについて何かお答えありますか。ないですか。残念です。

次に、支援策を検討していく中で、くま川下り株式会社の経理部門の透明性、見直しも行っていくことが必要ではないかと考えます。なぜなら、これまでくま川下りの社長を務められた方の中には、経理全般が見えていなかったとも伺っています。例えば、社長は御存じのことですが、随分前のことになりましたが、くま川下り発船場の新設を行った経緯があります。球磨川上流、花立の場所と、国民宿舎くまがわ荘の下の球磨川沿いです。両方で事業費3,000万円かけておられます。今から約3年ぐらい前に返済が終わっているようですが、2,000万円を費やした花立の事業は一度も使用されることなく、現在に至っています。くま川下りの資産でもありません。ここ数年、役員会にも諮ったこともなく、ただ返済を続けてきたことです。経理担当時には社長は認識されていたことですから、報告すべきではなかったかと思います。この際、経理事務の透明性もしっかりと行うべきと考えます。そこで、重要になってくるのが経理業務ですが、今後、経理担当者選任についてはどのようにお考えか、お尋ねします。

○副市長（松田知良君） お答えいたします。

花立のコースにつきましては、ちょっと会社のほうにも問い合わせ、また、過去の一般質問の議事録等も確認いたしましたところ、平成2年に高速道開通に合わせて計画された事業とのことでございまして、NTTの無利子資金によって約3,000万円程度投入し、七地町の花立から国民宿舎下までの航路として、発船場などの整備をされたとのことでございます。その後、漁協や国土交通省との交渉の状況、事業そのものの採算性の観点から、会社としても取締役会の承認を経て、活用を断念されているとのことでございます。

平成14年から15年にかけて、その利活用について、議会でも議論されておるところでございますが、市といたしましては、開発について、会社に打診をしているものの、独立採算の経営理念、採算ベースに基づいた開発が大きな課題と答弁しておりまして、確かに現在まで使われていないようでございます。

この件に関しまして、経理担当者から、私は役員会に報告されたということにつきましては記憶はございません。ただ、この質問に際し、花立の件を過去の経緯を調べますと、私が就任する以前に、会社としては随分議論された問題と認識いたしました。

また、経理の関係でございますけども、今後の経理担当者でございますが、経理の透明性については、会社経営の上では大変重要なことでございますが、現社長に関しましては、その経験、実績から、そのことに対する不安は持っておりません。

一方、後任については、今回の社長交代で、現在、くま川下り株式会社は減員の状況になっております。現在の経営状況や賃金、待遇面から、新規採用は大変厳しい状況にあるため、当面、現社長以下、現体制で今期は頑張るしかないとの決意をいただいているところでございます。つきましては、現社長ともう一人の経理担当者の社員の方で、業務を分担しながら経理に当たられるとのことでございます。社長以下、社員におかれましては、一段と厳しい就労環境となり、大変心苦しいところでございますが、今は非常事態でございますので、理解をいただいているものと認識いたしております。一方で、いつまでもこの状況が続かないよう、市としましては、事業再生計画の策定に向けた支援に積極的に取り組むとともに、取締役の立場としましては、社員の就労環境や待遇改善について、今後、配慮してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今、副市長の答弁で、社長と経理業務をしばらくの間、兼務をしていただきたいと。そう言いながらも、就労環境があるから、できるだけ早く探したいということに受けとめていいんですね。

ただ、今、厳しいと先ほどおっしゃいました。経営も厳しい中、立て直しを図っていかなくてはいけないという中で、いや、経理も社長も一緒にやっていただきますと。それは私はないと思いますよ。今までやってこられて厳しかったんですよ。その方は一番わかっている方、それが今度はまた社長もかぶせてやってくれというのは、それはないですよ、それは。やはりこの際、しっかりもう今までの不透明なものがあるとするならば、ここでもう社長がかわった時点で新たな経理をするべきです。例えば、今おっしゃったように、人員を入れることも不可能とおっしゃったならば、メインバンクにお願いしたらどうですか。メインバンクに立て直しをお願いしますと、経理部門だけでも。一回全部白紙に戻してやってくれと、きれいに。それくらいお願いしていいんじゃないですか。メインバンクは一生懸命なんですから、無理して今の方をお願いするんじゃないで、そういった方策を考えてください。私はそれが大切だと思いますよ。ですから、兼務ということは、私は決してよくないです。

先ほど言いましたように、今までのなかなか不透明で見ていなかったと。社長を経験された方が何人もおっしゃっていらっしゃるんですよ、見ていないと。だったら、このいい機会ですから、ぜひそこのところは検討をお願いいたします。よろしいでしょうか。お願いいたします。

今回のくま川下り株式会社に対する支援内容は、経営コンサルタントの経費などに対しての補助金交付との説明がありました。そこで、お尋ねしますが、まず、補助金の額は幾らを考えておられるのか。単年度補助金交付だけで財政再建の道筋が可能となるのか。結果として、再度、財政支援の必要性が生じた場合、筆頭株主である人吉市はどのような対応を考え

ておられるのか。前回の貸し付けのときと同様に、他の株主の対応が全く見えないわけですが、今後の財政再建について、株主としてのどのような支援体制を行っていかれるお考えなのか、お尋ねします。

○総務部長（井上祐太君） 議員の皆様、こんにちは。私のほうから、大塚議員の5回目の質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの事業再生支援補助金の額は、これは本日の全員協議会で内容が明らかになりますので、経済部から説明があると伺っておりますので、ちょっとまだ数字的なことは言えないということで、そこで明らかになって、御理解いただきたいというふうに思っています。

それから、2項目めの資金支援の必要性についてでございますけども、これは先ほどから市長、副市長の大塚議員とのやりとりを聞いておまして、これまでも、前田中市長時代から、くま川下りからの御相談もあり、資金支援ができないものか、これは本市でも真剣にこれまであらゆる角度から検討をしております。今後の資金支援という御質問でございますので、まず先に、どういう検討をしてきたのか、その経過をまずここで御紹介させていただきたいと存じます。

私たちは、2008田中マターと言っていますけど、これが最初に、資金支援について、会社から真剣に御相談がありましたのは平成19年度、今から8年前でございます。これは経営安定のため、何とか人吉市から支援がお願いできないかということで、状況は、今までみたいなことはなかったんですけど、やはりさまざまに金融機関からの追加融資等々するに当たって、さまざまな不測の事態があったと。そういう状況の中で人吉市からの支援、要するに、先ほど言いましたけど、金融機関からの追加支援に対する損失補償について、このときには検討を行ったというような状況でございます。

地方公共団体が第三セクター等の債務について行います損失補償は、これは国のほうで見解が出ているんですけど、違法性はないものの、将来的にその一部または全部を負担しなければならない可能性も有しており、地方公共団体が多くの債務を行うといった特別なリスクがこれは生じますよね。これは全国的にも裁判沙汰に発展していると。これは九州でいくなら大牟田市のネイブルランドとか、荒尾市のアジアパーク、これは裁判になって、最終的には最高裁まで行って、勝訴はしたんですけども、非常に懸念材料として憂慮をされていたというような状況でございます。

また、時を同じくして夕張市の経営破綻、これは夕張市の経営破綻というのは、基本的に第三セクターへの自治体からの融資というか、これは一借ということで、一借をずっと続けて、返済しないで飛ばしていった状況が、そういう破綻を招いたんですけども、国からは、第三セクターへの行政支援に対し、これは本当に非常に厳しい指導があつていたということも事実でございます。そういう状況のことを踏まえて、総合的にくま川下りへの損失補償は

非常に厳しいというような判断に至ったところでございます。この国の方針というのは現在も変わらないというような状況でございます。それは申し添えておきます。

しかしながら、国からの指針に基づき、第三セクターの経営状況の評価と存廃、存続を含めた抜本的な経営改革の検討を行うことを目的とした、行財政経営検討委員会なるものを財政課が所管となって立ち上げました。この田中マターのときに立ち上げたんですけど、このときに、専門的な見地から、第三セクターへ御意見をいただくシステムを構築する、そういうことをつくって、要するに、ここのやはり第三者からの意見も吸い上げながら、このときには、将来の財政支援は恐らく出てくる可能性が高いということをそのときに感じたところでございます。まず、これが2008年、平成19年度に第1回目支援について取っかかった状況でございます。

それから、かなりなるんですけど、6年後、2014年でございます。このときも田中マターの第2弾だったんですけど、二度目の資金支援の御相談がありましたのは平成26年でございます。このときには、観光ニーズの多様化と、少しずつ旅行形態の変化などにより、川下り離れが進んできたような状況で、おまけに、平成22年度から平成25年度までの4年連続の赤字決算を招く状況に陥ってしまったということもございまして、このときには前市長が会社の存亡をかけ、大胆に改革に着手されたということ、私達も——私も当時、別の部署で部長をやっておりましたけれども、前市長の意気込みを感じたところでございます。

あわせて、このときも会社への資金支援をお願いできないかというようなことで、これは部長会あたりでも真剣に議論をいたしました。運営資金に対する支援につきましては、このときもやはり国の指導等々がございまして、これはなかなか解決できない状況でございまして、このときに策定されたくま川下り事業再生計画とあわせまして、人吉市第三セクター経営基盤強化資金貸付条例なるものを御提案申し上げ、平成26年6月議会においてお認めいただきました。このときには無利子、無担保での経営基盤強化資金貸付金として3,500万円を、条例をつくって支援、貸し付けをさせていただいたということでございます。ただし、この貸付金は基盤整備に限定をされておりまして、要するに、ハード面の整備にしか充てられないということでしたので、支援はとりあえずできたものの、先ほどから議員がおっしゃっているような経営健全化につながるような資金援助のそういうスキーム、財政スキームですね、そういうものはできていなくて、この時点でも解決できていなかったということでございます。

それから3年後、ことし、3回目の御相談があったわけなんですけども、経営赤字がさらに悪化しており、これはもう先ほど、るる市長、副市長のほうから説明がありましたので、触れませんが、現在、追加融資が受けられないと、非常に厳しい経営状況に陥っております。これはもう私達総務も、財政サイドも入り込んで、この状況を真剣に現在受けとめて、資金支援策の検討を、現在、協議しているというような状況でございます。

ただ、それでも、この平成26年8月5日、総務省の自治財政局から通知がありました第三セクター等の経営健全化に関する指針、もうこれがやっぱり、どうしても国と県は財政支援の中でも特に損失補償に関しては難色を示しておりまして、先週も本市の財政課長が県のほうに確認に行ったときに、やはり損失補償に対しての違和感、そういうもの、できないことはないんですよ。できないことはないんですけども、それは市として相当な覚悟が要するというような状況の見解もございまして、どういうふうな状況の中で支援策を決めていけばいいのか、現在、再検証を行っているところでございます。

現在、考えられる有効的な支援の方法は、さっき言いましたけど、国、県が難色を示していますけども、法的には確実にできないというようなことにはなっていない損失補償、これが1項目。それから、2項目めが、出資金を増額すると。ただ、この出資金の増額というのも、本市は、今、2,400万円ほど、全体の「51%」を出資していますので、その辺とのかかわり方。それと3つ目が、財政安定化のための支援制度の構築、要するに、補助金ですよ。これ、現在、くま川鉄道に対して、あそこも4年間かけて支援の仕組みをつくってきいているので、そういう状況を、現在、再検証しているところでございます。

いずれにしても、金融機関から、現在、追加融資が受けられないという差し迫った状況にくま川下りさんはございますので、今、私たちが望んでいるのは、くま川下り株式会社の経営全般、これは特にキャッシュフローですね。お金の流れがよく見えないわけです。そういうところをしっかりとオープンにさせていただいて、その上で、本当に支援をしていく。要するに、その状況によって可能性が高いのか、要するに立て直しですよ。そういうところをしっかりと見きわめ、そして、そのことをある程度理論武装して、そして、議会との御相談の上、検討してまいりたいと思っておりますけども、状況的には、これはもう猶予はないというふうに考えております。その内容は、最初に市長が申し上げた状況と私たちも思っております。

以上、少し長くなりましたけども、お答えとさせていただきます。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今、総務部長が語る説明いただきました。厳しいということはもう当然御理解いただいた上で、市がどう対応できるかと、損失補償、出資金の増額あるいは補助金と、そういったことはあるんだけど、今後、十分に議会と相談しながらやっていきたいということなんですが、もう今述べていただいたように、もう経営破綻といってもおかしくないんです。僕が最初、市長に申しました。やはり存続するのかどうかということは、もうこれははっきり打ち出さないと、それくらい厳しい状況になってきています。そういったことをしっかりと頭に入れていただいて、どういったぐあいに支援するのかということを考えていただきたいと思っております。

そういった中で、経営コンサルタントにお願いするのは、会社に余力があり、業績を伸ばしたい、社内のスリム化、資金繰りなど、経営のノウハウだと私は考えます。くま川下りは補助金を設けて経営診断する段階ではないと思います。仮にそれを行っても、それが乗船客の増に結びつくとは考えられません。銀行が求めている事業計画は、社長、社員の積極的な誘客活動、いかにして誘客に努めるか。具体的にどのような場所に働きかける計画なのか。それを行うことで、年間どれくらいの乗船客を目指すのか。それに対して役員、人吉市、株主はどのような支援を行っていくのかが、私は求められていると思います。ですから、端的な一時的なしのぎで補助金を打つじゃなくて、やはり今、大事な資金支援を検討する段階ではないかと私は思います。

今回、社長の挨拶の中で、会社単独での再生は困難な状況であり、経営コンサルタントや外部有識者をお願いし、会社再生を進めたいと述べておられます。40年近くくま川下りの経営を担当され、経営状況を最も身近で見られて、社長に就任された方の発言、そして、判断です。みずからは何もできませんと述べておられるのと同じなわけです。これでは先行き不透明であり、支援策を行うこと自体、非常に厳しい状況であると言わざるを得ません。社長就任早々に財政の立て直しの支援策を述べるのではなく、まず具体的に、みずから取り組みたい事業計画を示すべきだと私は思います。

今、取り組まなければならないことは、先ほど申しましたが、社長みずから日々誘客活動を行うことが必要ではないですか。人吉球磨はもとより、近隣の行政、観光案内所、各学校、老人会、子供会、さまざまな職場などへ、やはり誘客活動をするべきです。そういったことをやりながら、マスコミ関係に記事として取り上げていただき、市内の各ホテル・旅館には、宿泊していただくお客様に一声運動、短時間くま川下りを体験されませんかと勧めていただく取り組み、市長はみずから人吉球磨は1つとおっしゃっているわけですから、町村長との会議の後など、くま川下り存続のために人吉球磨一体での応援をお願いしていただきたいとします。

今、くま川下りに必要なバックアップは、経営コンサルタントへの補助金ではなく、財政再建のための資金支援策です。株主の協力体制、人吉市の対応次第ではくま川下りの存続はさらに厳しいものになってくると考えます。このくま川下りの事業再生計画などについては、今後の経済建設委員会での慎重審査をお願いしたいと思います。

次の質問ですが、3月議会において採決しました情報セキュリティ強靱化に伴う情報系システム再構築に関する事案であることは、私は十分承知しています。ただ、情報系システムに関する業者の選定変更、入札のあり方などについて、市民の間でさまざまな憶測が起きています。

私は、ことしの3月時点では総務文教委員会に籍を置いていませんでしたので、どのような形で説明されたのか、詳細について知り得ないところです。また、私どもの会派市政クラ

ブにおいても、これまでの経緯について、改めて事実確認を行い、市民の皆様の不信感を払拭すべきとの考えから、より具体的内容についてお尋ねさせていただきますので、わかりやすく明確な答弁をお願いします。

まず、平成27年度において、個人情報漏えい対策として国から示された補助金の活用からお尋ねしていく必要がありますので、よろしくをお願いします。実際には、平成27年度中の事業としては行えず、平成28年度に繰り越されています。時期を同じくして、地元企業I社に対して、平成28年の2月に予算計上のための見積もり提出を依頼されています。このことは、設計入札、納入など、完了検査及び実績報告を平成29年3月までに完了する必要があることだと思えます。

そこで、お尋ねしますが、I社に対して高い金額で見積もりを依頼されたと耳にしていますが、このことは事実なのか。なぜそうする必要性があったのか。予算計上のための見積額の根拠についてお尋ねします。

平成29年3月31日までに実施されている分については、補助金が活用されているかと思いますが、補助金の額と、それがどのような形で活用され完了したのか、時期についてお尋ねします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えします。

大塚議員からの御質問の趣旨は、個人情報漏えい対策として、国から示されました情報セキュリティ対策の補助事業、この件だと思えます。これは私たちは情報系のシステムの改修ということで捉えておきまして、国では、日本年金機構における個人情報流出事件を受けて、総務省が全自治体に最低限守るべきルールを策定しなさいということで、その費用もちゃんと見ますよというようなことで、たまたま本市としては、新情報系システムを見直す時期に来ておりましたので、幸いにその補助金でシステム費用が捻出できるということで、そういう状況の中で、この事業に取り組んだところでございます。

まず御質問が、1回目が4点ほどあったと思えます。国から示された補助金の活用ということでございますけれども、これは当然セキュリティの高いシステムをつくり上げる必要がございますので、現在、本市におきましては、二要素認証システムということで、生体認証の1つの顔認証と、あと、一部パソコンにICカードの導入を行っているというような状況でございます。

二要素認証システムとは、これまで業務用パソコンへIDとパスワードでログインしていたものに、もう一要素、例えば本人のみ知り得る情報、秘密の情報とか、本人だけが所有しているもの、あるいは本人自身の特性といった情報を加えることで、よりセキュリティの高い強化を図るということでございます。これが国から示された補助金の活用の中で、御質問と答弁の中で少しそごもあるかもしれませんが、そういうことでお答えをさせていただきたいと思えます。

次に、市内の I 社に対して、高い金額で見積もりを依頼されたということで、これが事実なのかということです。今回の I 社というのは、これまで本市の情報系のベンダーとして、いろいろ頑張ってきていただいた会社のことだと思います。お答えとしましては、地元企業に見積もりを依頼したのは、地方公共団体情報セキュリティ強化対策補助事業、先ほど言いましたけども、当初、申請のための見込み額として、基準額、通常のものでの見積額を依頼しておりまして、見積額を高目に依頼したというような事実はございません。それはしっかり申し上げておきたいというふうに思っております。

それから、予算計上のための見積額の根拠でございますけれども、これはちょっと国の補助事業の流れを御説明させていただきます。本市の事業費は、当初予算で2,191万6,000円でございます。この国の今回の情報セキュリティ対策補助事業の補助額というのは、今、私が言いました事業費と、国が示します基準額がございます。その基準額は、各自治体ごとに違うんですけど、本市の場合は1,540万円でございます。先ほど言いました2,191万6,000円と1,540万円、いずれか低いほうの額をとりなさい。要するに、1,540万円をとらなければならないんですけども、それに2分の1を掛けたもの、補助率が2分の1でございますので、770万円が補助額となっていると。そういうものを根拠として上げていたというような状況でございます。

なお、予算につきましては、繰り越しが認められておりましたので、当初、平成28年の10月、昨年10月をめぐりに導入をすることとしておりましたが、熊本県の場合は、熊本地震により、もうかなり被災して、庁舎が使えなくなった自治体も多数出てまいりましたので、熊本県だけは特例措置によりまして、平成28年度内の構築、要するに、年をまたいで平成29年の3月31日ですね、そこまで構築すればいいですよということが特に認められたところがございます。それが少し2番と最後の補助金の額とかぶったところでの御説明になりましたけれども、御了承いただきたいと思っております。

最後に、どのような形で活用され、完了したのかということでございますけれども、これは完了時期は平成29年、ことしの3月31日でございます。これはもちろん繰越事業でございますので、もうそれ以上の事業繰越はできなかったというような形で、どのような形と申されますと、やはり国のこの情報セキュリティ対策事業個人情報漏えい対策という方針に従ったところで、現在、事業自体を進めているというような、今、移行作業に入っておりますので、そういうことを申し上げておきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今、御説明いただきました。高い見積額というよりも、通常の額で見積もりをお願いしたというふうに私は理解すべきかなと思われましたので、わかりました。

次に、情報漏えい対策に関して、国から3分割、個人情報、マイナンバー、行政の区分を

平成28年度中に行うよう通達があり、これが随意契約があっていた地元企業 I 社と対応を進めていく中、年度末も近づき、早急な対応を国から求められ、I 社に対しても対応の確認がされています。しかし、I 社からシステムの環境設定の時期などについて、明確な回答をいただけない中、昨年11月に I 社からの新たな提案を受けたことで、I 社の市に対しての対応について、市の担当者の認識が変わり、再度、確認することもなく、庁舎内において、I 社は対応できないとの結論となり、新たな企業を検討されることになったものと受けとめています。その際、I 社から市に対して、口頭あるいは文書にて、情報系システム構築などについて、対応できないとの返答があったのか、まずお尋ねします。

また、I 社との契約の中で、六、七年間使用してきたシンククライアントシステムにふぐあいを感じ、システムの変更について検討を考えたのもこの時期だと伺っています。まず、私のこの受けとめ方で間違いないのか、お尋ねします。また、シンククライアントシステムを利用していく中でのふぐあいとはどのようなことが発生したのか、お尋ねします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

まず、I 社からの返答ということで、情報系システム構築等について、対応できないという返答があったのかということでございますけれども、これは口頭あるいは文書にて、構築について対応ができないと、そういうふうな返答はなかったということをもまずは申し上げておきたいと思えます。

それはなぜかと申しますと、I 社からは、市に対し今回の新たな情報系システム構築に關しましては、他社に預けるようなシステムではなく、自前で構築する、先ほど議員もおっしゃいましたプライベートクラウドというアドバイスをされておりまして、当然このアドバイスを受け、昨年11月から、本市の場合はことしの1月にかけて業者選定を行ったところでございます。当然私たちは、もうこれまでの実績から見て、この業者が恐らくそういうふうな方向で方針を持っているんだなということはこのプライベートクラウドというシステムを聞いたときに、そういうふうに現場のほうでは考えたところでございます。その際、同社からのアドバイスに際して、このときにしっかり、やっぱりお互いに確認をとっておればよかったんですけど、さまざまに本市の場合は地震対応による庁舎が4分割してございましたので、情報システム系のほうも、もうほとんど出払うような形で各部署に行って、さまざまな対応、すなわち、パソコンのふぐあいに対応していたというような状況の中でのそういうやりとりになっていたということでございます。

2つ目のシンククライアントにふぐあいが生じ、システムの変更について検討を考えたのもこの時期だったと伺っていますということで、その受けとめ方で間違いないのかということですけど、それはこの時期にしっかり決めたということじゃなくて、やはり、今、本市の情報系のシンククライアントシステムでは、次の情報系を構築していくには厳しいというようなことを、さまざまにそのときの対応、それから情報システム系のほうの見解等々で、少しず

つ方針が固まってきたというのはこの受けとめ方で間違いないと。要するに、芽吹いていたというような状況をお答えしておきたいと思います。

それから、3つ目のシンククライアントシステムを利用していく中でのふぐあい、ちょっとシンククライアントシステムという聞きなれない言葉でございますので、少し御理解いただけるかどうかわかりませんが、私なりに解釈して、きのう、答弁書をまとめたんですけど、シンククライアントとは、利用者のパソコンでは必要最小限の処理を行わせ、ほとんどの処理をサーバー側に集中させたシステムを用いると。具体的には、文書などの作成でよく利用しますマイクロソフト社のワードやエクセルなどのソフトウェアも、サーバー側にあるものを現在利用しております、ウイルス対策の集中管理、情報漏えいのリスクを抑える、これは大きなメリットにもなっています。本来であれば、シンククライアントシステムは個人一人一人、職員一人一人の、330名一人一人のクライアントの環境をつくり上げて運用をしていくのが基本でございます。

ただ、本市の場合は、予算の関係もあり、一人一人のクライアント環境をつくり上げるというのは莫大な金が必要というようなことで、今、職員30名を一つの島として、クライアント環境をつくり上げていると。要するに、今、330名ですから、11ぐらいあるんですかね。そんな状況でやってきたと。ただ、これは昨年5月に庁舎を分散化して、このクライアント環境というのが、もうその前から少しずついろいろ支障が出ていたんですけど、大きくやはり支障が出るような状況にもなって、I社さんにも非常に御迷惑をおかけしたと、おかけしていたというような状況でございます。

じゃあ、今、30名を一つの島としてクライアント環境をつくり上げていますけれども、じゃあどういふ不都合が生じるかという、30名の職員のパソコンにおいて、一人一人のパソコンにふぐあいが発生するならば、その島に入っている残り29名もパソコンが同時にふぐあいが起きて、要するに使いできなくなると。そういうふうな事態をたびたび引き起こしていたことも事実でございます。先ほど言いましたように、この状況は分散してからその回数がふえ、通常の業務に少なからず影響を及ぼし、要は、できない状況の業務が出てきて、それを残業になったり、土・日に振りかえて仕事をしたり、そういうようなことで、お互いにつらい思いをしてきたこともまた事実でありますので、その旨もお伝えしておきたいと思います。

以上、2回目の御質問にお答えさせていただきます。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） I社との意思の疎通というんですか、うまく図れなかったと。このことは、私が今から先に質問することにも全部絡んでくるんですよ。ここがスタートになってしまっているものですから、ここで、要するに、もうI社としては人吉市には対応できないというような見方をされてしまったということだと私は思います。

また、先ほど部長が申されましたシンククライアントのふぐあいなんですけど、実際、その

ふぐあい起きたのかということで、私も他の自治体というか、お聞きしましたら、実際に出ていないんですね、そういったふぐあいというのはよその自治体では。もしそういったことが出ているのであれば、いろいろお聞きするんですけど、技術面における根本的な原因が、ふぐあいというのは発生していないということです、やはり一方的にシンククライアント自体がふぐあいじゃなくて、やっぱり人吉市の職員の皆さんの使い方もあったんじゃないのかなと私は思います。ですから、それは片方が悪いからじゃなくて、もう少しその利用される側のほうもしっかりと学ぶところもあったんじゃないかなと思います。

実は、この時点で、平成28年11月ですけど、I社はコンペあるいは競争入札になることは知る由もなかったんです。この予算立てをしましたよね、平成27年度の。実際は平成28年ですけど、それが過去ずっと随契できたこともあって、まさか入札になるとは知る由もなかったということです。ただ、地元企業I社としては、金額も大きな案件であり、随意契約を継続することはコンプライアンス上の問題もあると考え、何かしらの比較検討は行うべきという考えも持っておられたのも事実です。そのような中において、平成29年1月に業者選定となったかと思いますが、その際、入札あるいはコンペなどは何社で行われたのか、お尋ねします。

また、これまで情報系システムに精通され、市の情報系システムにも実績があった地元I社には、なぜ競争入札に対する見積もりの提出を求められなかったのか。これまで随意契約で携わってこられたI社に対して、業者の分散化、競争入札になることを伝える必要性についてはどのように考えられるか、お尋ねします。

○総務部長（井上祐太君） 3回目の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、コンペは何社で行われたのかということでございますけど、これは情報セキュリティ強化に対応すべきシステムの構築、それから、機器導入に向け鋭意事業を進めておりましたが、構築期限も迫っておりまして、要するに、この事業というのは平成28年度に繰り越して、要するに自営柱じゃないですけど、平成29年3月31日までに仕上げなさいというような事業でございましたので、これは本市としましては、情報系システムの構築経験があるI社を含めた3社に提案の依頼をし、そのときに提出された2社の内容を総合的に判断して、選定したというようなことでございます。

地元I社に見積もりを求めなかったのかというような御質問がございました。これは、地元企業も含め、提案の見積もりの依頼はさせていただいております。これは恐らくI社さんとの関係の中で、どういうふうにとられているかと思いますが、それはしっかりうちのほうからも出してくださいと。それは当然ですよ。これまでも7年間にわたり情報系システムの運用をずっと行ってきた会社でございますので、そういう状況の中で、提案の依頼をさせていただいたと。

ただ、シンククライアント方式以外でないとはだめですよ。シンククライアント方式以外の提

案がなされていなかったと。シンクライアント方式以外の提案ではない。要するに、本市は共同利用型のシンクライアント方式を望んでいないということを本市の考え方を含め、ここはもう言った、言わないということになりますけれども、その情報を正確に伝えていたのかということを引きのうもかなり遅くまで、その辺を担当者と話をしたわけでございますけれども、その辺が、やはり私たちのほうにも正確に伝えたのかどうかというのを当時の文書等々で確認をさせていただきましたけれども、その状況というのは、推しはかることはできるんですけれども、やはり少し足りなかったのではないかとということを現在思っておるところでございます。

最後に、I社に対し、業者の分散化、競争になるということを伝える必要があったのではということでございますけれども、これも先ほどの最後のほうで申し上げましたけれども、正確な情報をお伝えしたと本市のほうでは考えておりますけれども、それがしっかり伝えられたということが、現在、さまざまにそういうような話も出ているということであるならば、そこも非常に曖昧になったこともあったんじゃないかということ、今、私たちもそれを検証し、反省をしているというところでございます。

以上、3回目の御質問にお答えさせていただきます。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今、部長の話で、見積もりを依頼したということなんですが、私に入っている情報ではそういったのはありません。私は、それは部長が間違っていると思うんです。なぜかといいますと、はっきり言いまして、I社は知らなかったと、競争入札になることを。ということは伝えていなかったわけですよ、これは。2月になって見積もりが出たということ伺いました。じゃあ何で2月に出たのかと、見積もりが。I社は当然今までどおり随契でいくのかなという思いがあったから2月になったんじゃないかと、私はそう思っています。これは確認しておりませんが、私の考えとしては、だから、2月に出しても問題ないということとをされたんだと私は思っています。

今、部長、見積もりを頼んだけどと言われましたけど、頼んであって、もしそれができなかつたら、入札辞退届が出るはずなんです。そういったこともされていないわけでしょう、結局。おっしゃったように、言った、言わないということですから、これはわからないことですよね。私が知り得ているところでは、そういった見積もりは出していない。最初、予算立ての見積もりは出しましたということは知っています。2月にもう来ているということもお聞きしました。それだけです。だから、私は、これは今、部長の発言は違っていると思います。市のほうから見積もりを出してくださいという依頼はなかったはずですよ。

それで、結果として、I社を含む3社の見積もりで比較検討をされ、業者選定を行われたのではないかと考えます。例えI社の予算立て見積もりは参考として検討されたとしても、I社の予算立て見積もりと、競争入札の2社の見積もりを比較すること自体が正当ではない

と考えます。同じ条件のもとで、入札、比較検討すべきではなかったのですか。今回の業者選定方法が事実とするなら、著しく平等性を欠き、I社外しと疑念を持たれても仕方なく、正しい競争入札にはなっていないかったと私は考えますが、このことについての明確な説明をお願いします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

業者選定の平等性ということでございます。業者選定方法の平等性につきましては、これは地元企業、情報系システム構築の経験がある企業等に発注の機会を公平にすべく努めてきたということでございますけれども、県セキュリティクラウドへの接続期限、これも先ほどから何遍も申し上げておりますけれども、平成29年3月31日、緊急的な対応をせざるを得ない状況になりまして、期限内にシステム構築可能な企業2社を選定するという判断に至りました。

現在の情報系ベンダー、I社との関連を見ましたときに、平等性が損なわれたのじゃないかということで、先ほどからお互いに、大塚議員の情報と、私が答弁している情報に少しそこがあるような状況でございますけれども、ただ、本市からは、I社の基本システムでありますシンクライアントでの新情報システムへの参画は厳しいですと。これはもうずっと言っておりまして、そういう状況の中で、やはり出たのは2月だったと。金額的にも相当高い金額で出ておりましたので、当然1月に期限を決めていたということであるならば、やはり本市としては選定作業に入らざるを得なかったと。その国、県の期限と、そして、そのシンクライアントシステムでしか、このコンペに参画しないという同社の基本的なスタイル、そういうところをしっかりと土俵の中で私たちも整理をさせていただいたということをお答えとさせていただきます。

以上、4回目の御質問に対してのお答えでございます。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） このことについても、今、部長がおっしゃったように、意思の疎通というか、もう少し親切で丁寧な情報を流すべきじゃなかったんですかね。結局、そういう行き違いになってしまったと。こういう結果を招いたんです。

それで、部長、これは、こういったことは私はないと思うんですが、一応お尋ねさせていただきます。まさか意図的なことはないですよ。さらに、そんなくはなかったでしょうね。このことについてお答えをお願いします。

○総務部長（井上祐太君） お答えさせていただきます。

そういうことは決してありません。もう私たちも、I社に対してのやっぱり高いレベルでの対応には、以前からずっとお世話になっております関係で、そういうことは決してないということをこの議場で申し上げておきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） あくまでも一応お尋ねということでさせていただきました。

結果として、熊本市内のB社が新たな契約先となっているわけです。B社は、県内の自治体情報系システムについては初めてと伺っていますが、B社に決定するまでの経緯についてお尋ねします。

地元企業I社は、これまで教育関係のさまざまな支援、県内の6割強の自治体の情報システムを業務とされています。法人税が減少している中、人吉市に対して法人税の貢献度も大変ありがたい状況にあります。

今回、業者の分散化などの判断としても、事前通達も行わず、I社との委託契約を解除してまで変更しなければならなかった分散化の理由についてお尋ねをします。

また、B社との契約後、情報システム環境設定が、ことし6月中の契約期間内に行えず、急遽、契約解除を行った地元企業I社に、情報系システムの環境設定を依頼しなければならなかったのはなぜなのか、お尋ねします。

さらに、6月末にはI社、B社、行政の3者で情報システムの管理について協議されたと伺っていますが、なぜ契約解除したI社まで参加をお願いする必要があったのか、あわせてお尋ねします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

まず、1点目のB社に決定するまでの経緯でございますけど、これは当事業は、平成27年12月25日に、まず熊本県主催の補助金説明会を受け、平成28年2月8日に補助金申請を行ったところから、これがもうスタートになっています。業者選定の始まりですね。補助金創設が年度末に近かったことから、当初より繰り越しが認められており、これはもう先ほどから何回も申し上げておりますけれども、平成28年2月29日に繰り越しの申請を行い、3月9日に補助金の交付決定をいただいたというような状況です。

その後に地震があったわけでございますけれども、平成28年11月に人吉市電子自治体推進委員会、これは副市長がトップで、関係部長を全て寄せて、市の情報系、そして基幹系の電算システムの構築、それから変更も含めて、それを議論する場所でございますけれども、それを開催し、方針を決定と。以降、担当部署において構築に係る提案、見積もりの依頼を地元企業を含む、先ほど言いましたけれども、3社に行ったと。ここはちょっと先ほどからそこがございますけれども、申しわけございません。

本市が望む集中管理型シンクライアント方式以外のシステムを提案されていました2社の内容を総合的に判断して、さまざまに価格の面からも検証して、B社を選定したというような状況でございます。

2つ目の契約満了、分散化の理由でございます。ネットワークと情報系システムの分散化につきましても、これまでの自庁式に戻すことにより、維持管理経費の削減が見込まれると

いうことで積算をしております、分離を行ったところでございます。

地元企業との契約につきましては、先ほど国の補助事業でございまして、セキュリティ強化に伴い、情報系システムシンクライアント利用料については、当初から平成29年6月までの契約となっております、先ほど議員が契約解除とおっしゃいましたけど、実際は契約満了でございまして、I社の契約は平成29年6月末で終了したということでございます。

3つ目の御質問の、急遽、環境設定を依頼しなければならなかったのか、I社まで協議に参加をお願いする必要があったのかということで、そこも、3番、4番をあわせて御答弁させていただきますが、これまでの情報系システムのベンダー会社は、これはI社であり、このI社が平成22年度からかかわってきておりまして、今回、新たに情報系システムのベンダー会社に変更になるということで、B社ということで先ほどから出ておりますけれども、やはり我々としては、過去5年間、それからリプレースを含めると7年間にもわたり、本市の情報系システムにかかわられた実績は、市も高い評価をしております、今回のシステム構築に際し、当然のことながら、I社からのバックアップは必要不可欠であると確認、同社と協議の上、現在、移行作業のお手伝いをさせていただいているということでございます。これはI社のトップである代表取締役社長と、事務方のトップであります私、総務部長のほうで協議をさせていただいて、そして、両者理解のもとに、こういうような状況をつくり上げたということを答弁させていただきたいと存じます。

5回目の御質問に対するの答弁とさせていただきます。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今回、私の得ている情報では、地元企業は参加していない状況での入札が行われたと。このことについて、地域経済の活性化、企業支援に努力すると述べておられる松岡市長のお考えには、何か沿っていないような気がするんですね。そのことについて、市長はどのように受けとめられますか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

まち・ひと・しごと創生総合戦略の大きなテーマの1つに、文字どおり、仕事づくりがございます。我々地方にとっては、地場産業と言われる地元の企業の成長が、企業誘致という政策と同等以上に重要であることは異論のないところだと存じます。今議会で起業創業・中小企業支援センター関連の予算をお願いしているのも、新たな仕事をつくり、地場産業の拡大、発展を図るための方策であり、起業を目指す皆様や、地元の中小企業者を支えていく拠点にしていきたいと思います大きな期待を寄せております。

IT産業に代表されるような大きな技術革新の波や、専門分野の細分化、一方で、市場のグローバル化、ボーダーレス化による影響は、決して小さなものではございませんが、地元の事業所さんを優先し、大切にし、事業の保持育成に努めるという行政としてのスタンス、原則みたいなものは今後も堅持できるよう、さらに努力をしたいと思いますと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） ぜひ、地元企業を優先とは言いませんけど、すごく配慮をして、何とか地元企業がもっと活性化するように御配慮のほうをお願いしたいと思います。

次に、ことし調達されましたサーバー、パソコンなどは、いつの時点で調達されたのか。また、入札あるいはコンペなどは何社で行われたのか、お尋ねします。

4月以降の調達であるなら、補助金の対象にならないと思いますので、購入時期、サーバー購入設置、パソコン購入台数の財源と購入額についてお尋ねします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えします。ちょっと順番が変わるかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

ことし調達をいたしました、まずシステム機器でございますけれども、システム機器は、パソコンが391台、これは新たに購入したように見えますけど、基本的には、前のパソコンは、もうリース期間を過ぎておりまして、いずれにしても、ことし、パソコンは買いかえる必要があったということでございます。それに附帯いたしますソフトウェア、ライセンス料などがございます。

パソコンに関しましては、調達時期は、入札がことしの4月でございます、納品は6月でございます。入札には市内の業者3社が参画されて、入札を行ったということでございます。現在、市職員のパソコンはもう全て、ちょっと形は違うんですけど、パソコンの機種を選ばせた関係で、さまざまにパソコンが今入っているというような状況です。そして、これは購入ではなく、5年間のリース契約にて使用するものでございまして、5年間の契約総額が1億1,689万9,200円で、今年度の支出予定額は、使用が7月からとなりましたので、1,753万4,880円となっております。先ほどの契約総額の1億1,689万9,200円は、当然債務負担行為を起こして、先ほどの1,753万4,880円は、平成29年度の歳出予算として予算を組んでいるということでございます。

それから、サーバーのほうは、これは先ほどお話しました2社でコンペを行いまして、業者から、本年の3月31日までに設置を完了していただいたというような状況でございます。

ちょっと足りないところもあったかもしれませんが、7回目の御質問にお答えさせていただきます。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 購入というよりも、切りかえと申しますか、リースの切りかえということで、今回、実施されたというふうに理解いたしました。

サーバーについては、これは要するに、前年度と申しますか、3月31日のことだったということで、私は一緒に考えていたものですから、これはちょっと申しわけなかったなと思います。

それはともかくとしまして、業者変更前の委託契約ならば、国の補助金を活用することで、サーバー、パソコンなども新たにしなくても、国が示した個人情報、マイナンバー、行政など区分のセキュリティ強靱化対策には十分対応できたと私は伺っております。要するに、これまでの委託業務を変更し、競争入札を行い、委託先の変更となり、これまで使用していた機器類、例えばサーバーなどを撤収されたことから、新たにサーバーを設置する必要性が生じたのではないかと考えます。実際、対応できたとするなら、これまで市の情報系システムにも実績がある地元 I 社は、なぜ入札に参加できなかったのか。また、業者変更しなくても対応できたとするなら、多額の支出を行う必要はなかったのではないかと考えますが、このことについての説明をお願いします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えします。

まず、1点目、なぜ I 社は参加できなかったのか。これは先ほどから何回も繰り返になりますけれども、同じ答弁で本当に申しわけないですけれども、今回の強靱化対策事業において、委託業者を従前の業者から変更したということで、限られた時間の中で事業の目的を完遂するために、必要な経験とシステム開発から安定した運用を行うことができる実績、それからシステム開発等に必要な経費等を勘案した結果、今回、委託した事業者 B 社が最も適していると判断し、契約を締結したということで、参加できなかったということには寄り添ったような答えにはなっておりませんが、これまで、7回目まで答弁した中での総括ということで、できれば御了解いただければと思っています。

それから、2項目目の多額の支出を行う必要がなかったのではないかと。要するに、I 社だったならば、そのままの状況でいけるわけだから、多額の支出を行う必要がなかったのではないかとというような御質問でございますけれども、これは新たな機器を購入する必要性ということでお答えさせていただきたいと思います。

強靱化対策事業において、契約を締結した業者さんの見積もり、B 社ですけれども、従前に委託した業者が従前のパソコン等の機器を使用してシステムを構築した場合、だから、I 社のやり方ですよね。契約を締結した B 社が新たな機器を購入してシステムを構築した場合における経費を比較させていただきましたが、このときに、新たな機器を使用してシステムを構築した場合のほうが、これはもうかなり経費的には抑えられる。要するに、私たちも最小の経費で最大の効果を上げるというのは、これはもう財政も含めたところの市の方針でございますので、そういう状況の中で、今回、こういうふうなことになったということで、お答えとさせていただきます。

以上、8回目の御質問にお答えさせていただきます。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 業者を比較したときに、経費が安いということが大きな要因ではなかったかと思えます。

そこで、3月議会において、総務部長の説明の中で、情報セキュリティ強靱化に伴います情報系システムを再構築するに当たり、情報系機器の更新が必要となり、使用料及び賃借料、OA機器リース料を増額することが主な要因との説明があつています。なぜ更新する必要があつたのか、これは先ほど述べていただいておりますが、更新に伴う使用料、賃借料、機器リース料との説明であり、業者変更、サーバー設置、パソコン購入については、具体的に述べられていないわけです。

そこで、議会に対しての報告については、このような形でよかつたのか、どのようにお考えか、お尋ねします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えします。

まず、1点目、なぜ更新する必要があつたのかということでございますけれども、これは先ほど、1回目で説明いたしました。日本年金機構の個人情報流出事件以来、情報系システムにおける情報の取り扱いが非常に難しくなってきたと。そして、国の情報セキュリティ強靱化に対応するためには、双方向での認証システムをつくり上げる必要があります。既存のシステム等では対応が難しく、機器及びシステムを更新する必要があつたということで、お答えとさせていただきますと思います。

一番いいのは、パソコンを2台、3台持ってやるというのが一番いいんです。それはちょっと本市ではもう厳しいですので、状況的にはそういうことをつくり上げるということでございます。

それから、2つ目の議会に対して報告がどうだったのかということでございます。これは、平成29年3月定例議会におきまして、一般会計の当初予算に伴う提案をさせていただいたときに、まず私のほうから補足説明の中で債務負担行為と、あと情報系システム構築リース料についての説明をさせていただいております。これは、内容につきましては、債務負担の期間、限度額、そういうもので、国の進めている情報セキュリティ強靱化対策事業に寄り添いながら再構築するという内容でございました。

また、歳出の説明におきましても、9目情報管理費の中で、その歳出経費、それから、あと情報管理費の中で全体の経費を、そして、特に経費的に大きい節であります使用料及び賃借料、OA機器リース料について、説明をさせていただいたということでございます。

さらに、その後の常任委員会の御審議におきましては、同様な説明もさせていただきます。再度、OA機器につきましては、リース料としての支出となり、債務負担行為、平成29年度から平成34年度までの5年間の支出を行うということ、さらにここで細かく総務文教委員会の中で説明をさせていただいたというような状況でございます。

何せこの電算に関する内容は非常に理解しにくいところもあつて、私たちも、もうしっかり説明し尽くしたというようなところまでは行かないのかなと、きのうも財政課長と話をしたところでございますけれども、今後、この問題に関しましては、真剣に私たちも受けとめ

まして、これに関連する、今後は基幹系の見直し等々も出てくる可能性が高うございますので、しっかり本議会、それから常任委員会のほうにも説明をさせていただきたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） ぜひもう少しすみ砕いたわかりやすい説明をお願いしたいと思います。特に、私、なかなか理解し切れないところがあるものですから、よろしくお願ひいたします。

8月16日、全員協議会において、自営柱訴訟の検証報告の中に、I社の経験値の乏しい業務体制であったことなど、事業の先駆性、特殊性、専門性などへの対応が難しかったことが要因とされています。ならば、今回、情報系システム契約を行ったB社との整合性についてはどのようにお考えなのか、お尋ねします。

また、今回、示されています起業創業・中小企業支援センターの中においても、先ほど市長述べていただきましたけど、産業振興も、地域活性化も、そのかなめとなるのは中小企業、すなわち、地方創生の最大の鍵は地場産業の活性化と示されています。では、今回の地元企業I社に対する契約解除を行ったこととの整合性についてはどのようにお考えか、お尋ねします。

○総務部長（井上祐太君） まず1点目でございますけど、検証報告の関連でございます。まず、自営柱訴訟によるI社の事業の経験値という部分は、自営柱を建てるという問題になっている、要するに、検証の中ではハード整備関連に対して言及をしたものでございまして、決して、情報通信分野に対して、私たちが検証をして物を言ったということではないということをお場をかりまして述べさせていただきたいと思ひます。御理解をいただきたいと思ひます。

また、B社につきましては、選定の段階から、自治体システムの構築は可能ということでございます。実際に、熊本県内で自治体での経験はないんですけれども、隣の鹿児島県でシステム構築の経験があるということ、そして、何よりも私たちが注視したのは、今回の強靱化で最も重きをなすべきセキュリティーの確保で、B社は医療関係に非常に強くて、済生会熊本病院、それから、本市の人吉医療センターというところの最も高いセキュリティーレベルを求められる経営体でございまして、そういう実績を有していたということで、選定の条件に適合したということをお申し上げておきたいと思ひます。私どももそれを認識しておるところでございます。

それから、地元企業に対する契約終了の整合性というところでございます。今回の契約は、先ほど申し上げましたけれども、契約解除ではなく、契約満了でありまして、市は5年間の契約、さらには2年間のリプレースが終了したことでの対応となったということでございます。

本市としましては、I社は教育部門における実績を初め、人吉球磨圏域における評価は非常に高いものがあり、今回、残念ながら、情報系ベンダーからは入らなかったということでございますけれども、これからもI社の力をおかりする場面は多くあるかと存じます。圏域のリーダー、牽引役として、私どももこれからの活躍もお祈りしていますし、本市との連携も、これ以上強化をしてみたいと存じております。

以上、お答えとさせていただきます。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） ちょっと私の言い回しが間違っている部分はあるかもしれませんが、今回のサーバー設置、パソコンの切りかえについてですが、大規模自治体ならばIT専門部署設置とか、専門職員の配置が考えられるかと思えます。しかしながら、今後、人口減少、そして行政職員適正化などが図られていく中、人吉のような中小規模の自治体で、パソコン機器類の設置を、購入を行うべきなのか、私は疑問に思えます。高度な知識と経験を必要とする業務であることから、他の自治体を見ても、専門業者に外部委託されているのが一般的ではないかと伺っています。IT業界は日進月歩目まぐるしく進歩していく中、みずからコンピュータシステムを購入して所有するのではなく、外部のものを利用することも考えられるのではないかと思います。

今回、新たにサーバー設置、パソコン切りかえを行い、運用されますが、もちろんメリット、デメリットというのは十分検討されていることと思えます。しかしながら、幾つか気になる点があります。まず、情報機器の技術革新のスピードに部署としての対応ができるのか。機器類の陳腐化、要するに、価格、価値感の低下ですね。それが新しいのが出てきますと、古くなってしまうということですね。日常的にかかるコスト、人件費、電気代、修理代などについてはどのような対策を図られていくのか。また、私自身、全てを理解しているわけではないのですが、マスコミ報道で頻繁に耳にしますサイバー攻撃、サイバーテロなどへの対応の必要性に対してはどのように考えておられるのか。全て役所で行うとするなら、さらなる経費増が必要になると考えます。そうした場合の費用対効果についてはどのように考えておられるか、お尋ねします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えします。

内容がさまざまに分かれていましたけど、もうお答えとしては、技術革新への対応と経費増等への対応ということで、一括して御答弁をさせていただきます。

今回の情報系システム更新では、自治体セキュリティ強靱化へ対応すべく、これまで山積されている情報系システム運用におけるさまざまな課題の解決に向けて、幾つかの目標を持ってシステムの更新に取り組んでまいりました。

システム運用面では、これまで2つの系統で運用していた情報系システムの統一化による運用の簡素化、情報システム係職員での速やかな対応による安定的な稼働、セキュリティー

面では、インターネット側の完全分離、そして、二要素認証の導入、そういうものがござい
ます。

これからは事務用のパソコンがセキュリティ強靱化によりさまざまな制限がかかる中、職
員にはセキュリティー意識をおのずと向上させるとともに、事務に支障が来さないよう十分
に配慮された構成としております。当然開発段階から情報システム係職員もかかわること
により、今後の運用においても、ICTを取り巻く状況変化への柔軟な対応ができるように、
開発ベンダーB社と綿密に打ち合わせを行っていくこととしております。

最後に、経費の増、費用対効果につきましては、これはもう大切な住民の方の個人情報を
守るのが最大の目的、そして、私たちの使命でございますので、必要な投資を効率的
に行っていくために、情報収集を努めてまいります。やはり電算の経費というのはもう億単
位で動いていきますので、やはりそれだけの効果がある、要するに、市にとって最大のメリ
ットがないと、私たちもこの財政の逼迫した中で予算を確保していくというのは相当の勇気
が要るところでございますので、そういうところもしっかり今後検討して、そして、導入に
関しましては、さらに議会への説明、そして、御納得を、御了解をいただいて、一つ一つ丁
寧に進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今回、情報システム系に係るさまざまな質問をさせていただきました。
市民の声に対して、どれだけ説明、理解が得られたのかはわかりませんが、行政が行う入札、
業者選定、意思の疎通、税金の適正な支出などには、十分な配慮と妥当性が必要であると私
は感じました。地元業者については、地場産業の活性化の面からも、一定の配慮は考えるべ
きであり、今後、さまざまな行事においても十分考慮していくことも必要ではないかと思
います。

ことし、国においては、「もりそば・かけそば」で端を発し、そんたく、そして、言った、
言わない、意味は違うとしましても、一線は越えていませんなど、国民の不信感が増すこと
は多々ありました。また、議員としての不適切な事案もあっています。もちろん私たち議員
もしっかりと襟を正すことも必要であると考えますが、行政におかれましても、市民の皆さ
んから不信感を持たれるようなことがないように、市民、議会に対しての説明、透明性のある
行政運営を行っていただきますようお願いしまして、一般質問を終わります。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時51分 休憩

午後1時00分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

発言の申し出

○議長（田中 哲君） ここで、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

○総務部長（井上祐太君）（登壇） 議長の許可を得ましたので、発言の訂正をお願いしたいと存じます。先ほど大塚則男議員のくま川下り関係の5回目の質問におきまして、私のほうがくま川下り株式会社への市の資本金の出資比率を「51%」と申し上げたそうでございます。これを「50%」のほうに訂正させていただきます。よろしく願いいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）（登壇） 皆さん、こんにちは。12番議員の笹山でございます。食後の一番睡魔の襲う時間帯でありますけれども、頑張って通告に従って一般質問を行ってまいりたいと思います。

今回は、市長の施政方針から、自営柱訴訟の検証について、職員の身分保障から、分限処分について、高齢者福祉から、在宅・介護連携推進事業について、市民の声から、婚活対策、水田畦畔の管理労力軽減対策、乳がん患者の術後の支援についての3点を通告いたしました。

まず初めに、市長の施政方針から、自営柱訴訟の検証についてであります。

施政方針において、地域情報通信基盤整備に係る自営柱訴訟については、福岡高等裁判所からの和解勧告を受諾することとし、7月10日に和解が成立したと述べられております。和解の内容は、解決金として、控訴人である工事請負業者と被控訴人補助参加人である設計・施工監理受託事業者とが、あわせて500万円を被控訴人の本市に対して支払うというものであります。和解成立後は、本件に関し、本事業の計画段階から、契約、工事、竣工検査、会計検査、訴訟に至る経過等について、検証チームによる検証を行ってきたが、これまでに導き出された問題、課題に対しては、引き続き、丁寧かつ詳細に検証を行ってまいりたいと述べておられます。また、検証チームによる検証については、全員協議会において報告がありましたが、理解できない箇所が何点かありましたので、通告をした次第であります。

平成25年6月議会におきましても、竣工検査に関して、執行部の認識、市の責任などについて質問を行っているところでありますが、今回の検証報告を受けて、市の検査体制の曖昧さを改めて認識したところであります。田中前市長も、二度とこのようなことが起きないよう、検査体制の見直しを再確認し、行政の責務として取り組んでいくといった答弁をされております。検査体制はどのように改善されたのでしょうか、お伺いをいたします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

事案が発覚した時点、これは平成25年4月の会計検査実施前後でございましたけれども、当時の総務部長から、現行の検査体制を検証、そして、今回の検査のふぐあいを是正するよ

うに指示があったと、当時の契約検査担当者からヒアリングの中で伺っております。具体的には監理業務委託、それから工事における検査体制、それと改善策ということで、大きく3つに分けて御答弁させていただきたいと思っております。

まず最初に、監理業務委託、まず1つ目が、今回のように工事の施工監理業務を外部委託した場合は、市は、監理業務委託業者からの報告を通して、工事進捗を詳細に把握することといたしております。

2つ目に、担当者、これは監督員でございますけれども、担当者レベルにおいては、施工監理委託業者、それから工事施工業者との日常のやりとり、打ち合わせ、協議の中で工事の進捗状況や設計変更の内容について、これはリアルタイムで把握し、あわせて監理業務を行う今回のような工事につきましては、委託業者から提示される報告書類のチェックをきめ細かく行うこととしております。

3つ目が、監理業務を行う工事の進捗状況の把握につきましては、委託業者からの監理報告書が毎月提出されているケースと、業務完了後に、これは全てが終わってから報告書がまとめて提出されているケースがあったようですので、この事案を契機に、これを毎月提出に改めたところでございます。

4つ目、今回のような事態、数量の変更という基本的な部分のチェック漏れでございますので、そういうことを回避するためには、担当者によるチェックに加えて、委託機関を通して組織的にチェックを行うことが必要であり、検査体制見直し後におきましては、監理業務委託の設計書、仕様書に監理報告書を毎月提出することを明記するとともに、提出された報告書については、担当者だけではなく、複数の目でのチェック、ラインでございますけれども、義務づけることで、再発の防止に努めることといたしております。

次に、工事における検査体制の見直しでございます。

まず1つ目に、人吉市工事検査規程取扱要領第7条第2号において、抽出検査について定めておまして、これは工事の性質または目的により、検査員は、契約の性質または目的により、履行の全部について検査を行うことが困難であり、履行の全部を確認しなくとも、検査に支障がないと検査員が認めるときに行うことができると規定されています。実際、これが一番うまく機能していなかったというか、抽出検査が結果的にはあだになったというような状況でございますけれども、現行の抽出検査の事例としましては、その後になりました防災行政無線整備工事の戸別受信機、それから、防犯灯設置工事などがございます。これは言わずもがな、抽出検査が、今回の事業で自営柱の件で、やはりさっき言いましたように、うまくやれていれば、こういうことはなかったわけでございますので、本市としては、この抽出検査の規定は尊重しながらも、やはりここは一步踏み込んだところで、その運用を強化したということでございます。要は、抽出検査もやりますけれども、それとあわせて、それ以外の対応もしていくというようなことでございます。具体的には、抽出検査を行う工事に関

しては、抽出していない部分について、書類検査において写真などで1つ1つを確実にチェックすることを徹底することで、再発の防止に努めるということに見直しておるところでございます。

そういう状況の中で、その後の改善がどういうふうに行われたか。その成果でございますけれども、本件の自営柱関連以降に、5件の監理業務委託を必要とする事例がございました。平成23年から24年にかけて行いました人吉市防災行政無線整備工事でございます。これも施工監理業務を入れております。それから、平成25年から26年に行いました人吉西小学校プール改築工事、それから東間小学校プール改築工事、それから中原小学校プール改築工事、プールの改築工事3件、これにも監理業務を入れております。それから、平成24年に史跡大村横穴群1工区保存修理工事、これにも施工監理を入れておりますけれども、先ほどの検査体制等々を見直すことにより、特に混乱することもなく、事業は立派に竣工をいたしましたということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 監理業務、それから工事の検査体制、かなり再発防止策ということで、かなり進んだ取り組みをされたようであります。そのような中で、そうやってきちっと検査体制を整えていくことは大変重要なことであると思っておりますけれども、ただ、今回の検証報告書を見る中で、もう1つは、設計監理業務の業者ですよね。設計監理業務を請け負った業者、これについては、プロポーザル方式による業者の選定を行ったということのようであります。ただ、それについても参加表明は1社であったということで、1社のみの応募でプロポーザルで選定を行っている。そういった状況があるというふうに思っております。

1社のみの選定でということを考えてみた場合に、果たして、比較対象がないわけですよね、1社であれば。ということであれば、その比較対象がありませんので、技術とか、力量とか、そういった部分をどういった基準において判断できたのかというようなところが非常に疑問に残るところなんですよね。ですから、やっぱり選定委員会でプロポーザルによる選定を行うということであれば、少なくとも2社以上のプロポーザルを設けて、そして、その中できちっとした選定を行っていくというのが正しかったんじゃないかなというふうに私は思っているところです。

ただ、もう実際、そういったことで行っておりますけれども、ならば、果たして、その検証を踏まえる中で、そういった業者選定委員会での今回のプロポーザル方式の判断、これは正しかったんでしょうか、どのようにお考えでしょうか。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

まず、プロポーザル方式による選定の流れでございますが、これは契約方法の決定、それから選定委員会の設置、それから選定委員会による実施要領及び選定基準の策定、その後の

事業者の公募といった手順を踏んだ形で選定を行ったものでございます。これはもうプロポーザルに関しては、このやり方でいつもやらせていただいております。

情報通信分野については、サービス提供者によって、設計、仕様等が異なりますことから、今回の事業についても、事業運営のための設計と、それからシステムの構築を先行させたということでございます。提案内容や、その技術努力を推しはかるということは、これは非常に難しかったということを当時の担当者からも聞いておりますし、参加資格の審査段階では、学識経験者、崇城大学の渡邊教授あたりから技術的な助言もいただいたということを伺っております。

技術的な力量ということでございますけれども、この件につきましては、これまでもさまざまな御指摘をいただいております。本市におけるブロードバンド・ゼロ地域解消を目的に、情報格差是正を図ることが最大の目的でございまして、設計、施工監理、サービス提供等の運営を一体的に行える業者を選定したということで、1社であったけれども、それを選定委員会のほうは確認したというようなところで御理解をいただきたいというようなことで、検証の中で話が合ったところでございます。

しかしながら、私たちとしましては、検証委員会のメンバーとしましては、これはもう議員御指摘がありますように、競争原理の法則からも、やはり複数の事業者による技術比較等が望ましいのではないかというような意見を私たちも持っておりましたし、これはもう言うまでもないことでございますけれども、そういうことからすると、その部分では公募期間、やはりかなり繰り越し事業であって、もうお尻が決まっていて、なかなか難しいところもあったそうなんです、やはり公募期間を初め、配慮すべき点多々あったのではないかと検証したところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 確かに、そのようなところが報告書から読み取れるんですね。ただ、やはりプロポーザルで業者を選定するというのであれば、やはり2社以上の参加を求めて、きちっとした選定を行うことがやっぱり重要であると。そこはやっぱり今後、そういったことで、今後はやっぱり取り組みをしていただきたいなというふうに思っているところであります。やっぱりこういったいろんな問題が出てきて、それを検証することによって、さらにいい方向に向かうためにも、そういったことも考える必要があると思いますので、ここはもうそういった形できちっとした対応を今後は求めておきたいというふうに思っております。

ずっと検証報告書を見てみますと、もう1つ、公共工事請負契約書ですね。これについては瑕疵担保が必ずうたってあるわけなんですね。そうした瑕疵担保を考えますと、当然不足分は瑕疵担保で私は請求するほうが本筋ではなかったのかなというふうに考えたところなんです、やはり報告書を見てみますと、そういった瑕疵担保を求めずに、もう結局、相手

方が不条理な対応をしたと。そういった状況の中でもう訴訟に踏み切ったと、そういった状況が読み取れるわけなんですね。ですので、当時の執行部の皆さん方については、もう裁判しかないんだと。もう裁判ありきの形で、姿勢で進んでいったような状況が報告書を見ても読み取れると思っております。

過去に相手方の不作為等によって瑕疵担保を実行させたと、そういったことをちょっと聞いたこともあるんですけども、具体的にそういった具体例があるのかどうか、この点をちょっと確認をしておきたいと思えます。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

御質問の瑕疵担保につきましては、市が工事の契約書として使用しております人吉市公共工事請負契約約款の中にも第41条に規定しておりまして、当然、情報通信基盤整備工事の契約書の中にもそれはうたわれていたという状況でございます。

その瑕疵担保の具体的な内容でございますが、工事の目的物に瑕疵がある場合は、市は受注者に対して瑕疵の補修、それから損害の賠償を請求することができることとしておりまして、その瑕疵が受注者の故意または重大な過失により生じた場合は、請求ができる期間を工事目的物の引き渡しを受けた日から10年間とかなり長くあるわけでございます。通常1年ぐらいなんですけども、その故意または重大な過失と。今回、それをそういうふうに見るのかというようなことも検証の中では話があったわけでございます。

こういうような状況の中で、約款の定めによる瑕疵修補の事例があるのかというようなことを議員から御質問いただきました。所管いたします契約管財課のほうで過去のデータなどの調査を行いましたときに、当時の担当者のヒアリングの中では、そういうケースがあったということなんですけど、実際、文書等を介して瑕疵修補を行った事例を現段階で確認することはできませんでした。

ただ、先ほど担当者レベルで聞き取りを行ったということを申し上げましたが、工事目的物の引き渡しを受けた後にふぐあい等が発生した場合におきまして、受注者に対し人吉市公共工事請負契約約款第41条に基づき、軽微な手直しを求めた事例はあったと。具体的には、石畳等々の道路工事改良で、完了はしたけれども、後々、下がってしまって、その石畳のあれを変えたとか、下水道のほうのマンホール等々にもそういう事例はあったということを伺ったところでございます。

ただ、その件数とか具体的な工事名については、文書としては恐らく廃棄処分、本市の文書保存年限の関係で、今、残っていないというようなことも聞いておりますので、確認することはできなかつたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 正確には確認できなかったけれども、過去にもそういった瑕疵修補を

求めた事例があるというような状況だと思っています。

やはり今回の訴訟の経過をずっと見てみますと、ヒアリングで求められている中に、いろんな選択の道はあったけれども、結局、訴訟に踏み切った理由とか、損害賠償でなく瑕疵担保の方向で進めていくべきではないかという話は出なかったとか、その時点でもさまざまな選択肢を求められているように思っています。ところが、この検証報告書を見てみますと、交渉不調でもう裁判しかないんだと。顧問弁護士も最終的にはもうそういった訴訟に踏み切ったほうがいいよというふうな判断をされているというようなことで報告をされています。

また、損害賠償の問題についても、損害賠償に訴える判断は協議を尽くして、もう話し合いの余地はないという状況下の判断ということで、瑕疵担保修補での対応という話は、もうその時点では全く話題も出てこなかったというふうなことで、結局は、もうそういった瑕疵修補を考える余地すらなく、執行部一丸となって裁判に訴えるんだというような方向で行ったように思っています。やはり私は、それは訴訟に踏み切る前に、そういったいろいろなさまざまなケースを考えた場合に、もう少し瑕疵修補として捉えることができなかつたのかどうか、そこをもう少し深く考えるべきじゃなかつたのかなと、ちょっと気になっているところです。

ところが、もうそういったことじゃなくて、訴訟に踏み切ったというふうな状況が見てとれますので、改めて、やはりそういった部分を踏まえてみますと、その訴訟に至った経過については、改めて確認をする必要があると思いますので、その訴訟に至った経過について確認をしておきたいと思います。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

さきにお答えをいたしました。が、事案が発覚した時点で、当時の契約担当者のほうからは、瑕疵修補の件、それから瑕疵担保の実績について、そのときの上司に対し説明をしていることは、検証のヒアリングにおいて明らかになったところでございます。ただ、これ、裁判の構図が物すごく面倒くさくて、その後の議会や全協で説明した後に、この瑕疵修補の本当のあり方と、そして、裁判上の取り扱いについて、もう一回検証したところなんですけど、実際、一審では、やはりうちが瑕疵修補にかわるもので損害賠償を起こしたと。ただ、これが二審では、もう瑕疵修補以外には考えられませんというふうなことで、一審と二審の考え方が全く違っていたような状況であったというの、なかなかこれは問題を複雑にしているような状況にあったんだなというふうなことを私たちも改めて思ったところでございます。

当時は、工事施工者、裁判では工事施工者の合理的な考え、この合理的な考えというのは、ヒアリングでもずっと読み取れるんですけど、二審の判決、和解の判決に至るまでの経過の中でも読み取れるんですけど、自営柱が101本不足していても難視聴地域は解消したので、これは問題なかつたのではないかと、そういう考え方です。また、返納協議、自営柱の不足分を返納すると。これも再三再四お願いをしたということでございますけれども、これも不

調に終わったということが、その裁判の引き金にもなっていると。そういう相手方との交渉の中で、徐々にではございますけれども、このまま協議を尽くしていても、もうお互い、平行線の可能性が高いということを判断、あわせて、先ほど議員申されましたが、本市の顧問弁護士から、これは司法の場において、お互いの立場、市の立場、考えをつまびらかにして、その上で判断を下してもらおうほうが好ましいというような助言もありましたことから、本市を損害賠償請求訴訟に踏み切らせた要因となっていたようでございます。

また、事業完了後、数年を経て発覚した事案でありますことから、契約に基づき精算するという、いわゆる瑕疵担保ということへ傾かず、この時点で契約違反という相手方の背任行為の告発、それから額面上の市の損失を最小にとどめたいという思いが、損害賠償請求というより強い姿勢に至った要因でもあり、当時、作為的な契約不履行であるという疑念が当時の市の関係者に大方の認識であったことも大きく作用して、それも訴訟へ発展していったと私たちは解し、検証したところでございます。

行政の責任感覚としまして、自営柱の不足という契約不履行と、その対策に意識が集中したことは否定されるものではございませんが、公共投資に伴う国庫補助事業全体の流れ、それから市に及ぶであろう債務を含む実被害——実害といたしますけど、実被害の全体像といったことへの見きわめを総合的かつ全組織的に行っていれば、また違った結果が出ていたのではと。今回、最大の反省点として挙げられるのではと、私たち検証チームで総括をいたしておるところでございます。ただ、それでも、裁判にかじを切った、当時の市の判断は尊重されなければならないと検証したところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） あと、平成25年6月議会において、私、予算上のあり方、835万円のあり方についても質問をやって、いろいろと執行部とやりとりをやっているんですけども、当時の総務部長は、過払い金の返還を確実なものにするために、弁償金の予算計上を行うんだということで答弁されたわけですよ。私は、いや、それはおかしいというようなことで何度もやりとりをやった記憶があるんですが、そういったことで、結局、予算上は計上されてきましたので、決算書において、毎年度、収入未済額という形で835万5,838円がずっと計上されてきたというような経過があると思っています。

結果的に、その和解をされたということで、500万円での和解という形になりますので、全額の回収はできなかつた。約335万円の回収ができなかつたという形になっています。今までの決算では835万円の収入未済額というふうな形で決算書の中で上がってきていたんですけども、ならば、そういった形で回収できなかった分について、その弁償金の決算上の取り扱い、これはどういうふうに理解をすればいいんでしょうか。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

平成29年4月1日付——本年の4月1日付で、一般会計の中に20款、4項、3目、1節、これは諸収入、雑入ですね。総務費雑入の中に地域情報通信基盤整備事業弁償金（滞納分）としまして、835万5,838円の調定を上げておるところでございます。

訴訟裁判が4年にも及び、その間、835万5,838円、先ほどの調定額は平成25年度、平成26年度、それから平成27年度決算において、決算書の中で収入未済額として計上されております。

和解により和解額500万円が確定しました。今回の補正予算に計上いたしておりますので、議決後に、まず現在の調定額835万5,838円を全額落としまして、新たに被告側からの400万、それから補助参加人からの100万円、これは別々に決定しておりますので、調定を上げることといたしております。これを歳入の科目更正と申しております。

それから、決算上の取り扱いでございますが、平成28年度決算書には、現行の調定額として上がっています今度の決算書ですけども、835万5,838円には変更はありません。そのまま上がってきています。もう決算ですから、去年の決算ですよ。

ただ、来年の決算書では、裁判終結により収入が500万円ありましたので、本来であれば835万5,838円から入ってきた500万円を除いて、残りの335万5,838円が収入未済額として上がるんだろうというふうに思われると思いますけど、これは上がらないと。要するに、もう裁判で決着しましたので、もう来年、平成29年度の決算からはゼロというか、未済額としてはもう計上されないということでございます。

ただ、さっき言われましたように、全額回収をしていないわけでございますので、それをどういうふうにやはり取り扱っていくのか、それはもう今後のやっぱりしっかりした議論をしていくべきだというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 決算上の取り扱いについては理解できたところなんですけれども、ただ、私、もう1点、非常に気になる分があるんですよ。全協でさらりと報告をされたように思っているんですけども、1つ、何かといいますと、その訴訟金額835万5,838円ですよ。このうちの総務省分の補助金については約305万6,000円ですよ。これは総務省に返済したんだと。ところが、経済産業省分の補助金の529万9,000円については未返済だと、返済していないんだというふうな形で報告されたわけですよ。初めてそういった返済していないというような報告を全員協議会で聞いたところなんですけれども、非常に不思議でならないですよ。結局、説明聞いていますと、国及び県との協議の結果、この交付金を活用して実施をした小中学校の太陽光整備工事の一般財源等に充当していいんだというふうな協議のもとに、そういった形で充当しましたという報告をされたわけなんです。

私は、当然損害賠償額として、その返済済みの総務省分と経済産業省分をあわせて835万

5,838円ですよね。この分が国に返済をしなければいけないので、この分の損害をこうむったから、835万円で訴訟に踏み切るんだと。だから、訴訟の訴えの提起を行うんだというふうなことで、当時はそういう理解をしていたというふうに思っております。当然損害賠償が835万円あるんだからということですね。

ところが、報告書でまだこれは返納していないんですよって、もう充当したんですよということであれば、実際の損害額というのは総務省返納分の300万円にしかならんというふうに見て取れるわけなんですよね。ですので、もしそういった説明が訴えの提起の時点でわかっておれば、この訴えの提起は変わってきたんじゃないかなと私は思っています。ところが、説明をされませんでした。事前にやはりわかっていたのであれば、事前に説明をされるべきじゃなかったんでしょうか。これを説明されずに、訴えの提起を認めて、こういった状況で出てきたと。検証報告の中で、ただこの分はまだ返納していないですよと、使っていますよって、非常につじつまが合わない状況だなと思っております。これを考えますと、これ、議会が訴えの提起を議決していますんで、その時点で、こういった状況があった時点で話をせずに、議会が認めて、現在の訴訟になっていったということを踏まえますと、これは非常に議会軽視につながるんじゃないかと。余りにも議会の軽視しているんじゃないかというふうに私は考えます。この点、どうお考えでしょうか。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

さきの全員協議会において御説明いたしました。議員が言われるように、損害賠償請求額835万5,838円の財源ともなっております総務省関連の補助金、地域情報通信交付金と申します305万6,000円は、これは会計検査前に既に予算化して、国庫へ返納をいたしております。

ただ、もう1つの経済産業省関連交付金、経済対策関係でございますけど、地域活性化公共投資臨時交付金といいます。これが529万9,000円入っているわけです、財源として。この交付金を活用して実施した平成21年度経済対策事業の一環でございます、例えば小中学校太陽光整備工事の一般財源に充当しても構わないという国・県の方針により、返納はせず、経済対策関連事業に充当したということは、この間の全協で申し上げたところでございます。

冷静に考えれば、そのことをしっかり協議すべきであったという残念な気持ちはある。これは当時の検証をして、ヒアリングを受けた方たちの言葉なんですけど、総務部の法制担当者、財政担当者と経済部が情報を共有し、もう少し全体を整理して対応していれば、返納しなかった経済産業省分、一般財源化になっていきますけど、それを損害賠償請求から除くことも検討されたのではないかと考えます。ただ、それでも、経済産業省関連の返納をしないということは、恐らくもう会計検査はないだろうということを思いがちだと思うんですけど、その当時は、返納しなくても会計検査は恐らくあるのではないかと。要するに、その不安を拭き去ることができなかったというふうな話もありまして、あわせて、やはりこのときに全体を見通せる人、的確な判断が下せる人が、もう少ししっかりした、みんな冷静な見方をして

いれば、こういうまた違った背景が、今、議員もおっしゃいましたけど、見えてきたんじゃないかということを、そういう旨の報告をヒアリングにおいて受けたところでございます。

ヒアリングの対象となりましたのは、当時の財政担当者からは、この方が、県、それから国のほうと協議をして、そういうふうはこの経済対策に充ててもいいということを聞いてまいりまして、その旨を上司である、当時は企画と財政が一緒になっていましたので、企画財政課長、そして、その上司である総務部長にその旨を報告したということで、その対応には間違いなかったと思います。

その後、損害賠償請求額からその分を控除しなかった。なぜ控除をしなかったのかと。それは私も同じような質問を議員とやったわけなんですけれども、これはさすがに明確な答えが得られなかった。恐らく執行部のほうに、自営柱不足の積み上げ、電柱の不足している分の積み上げ額に固執してしまったとしか言いようがないと。835万5,838円は、その101本足りない分の積み上げの数字でもございますので、そこだけに、やっぱりみんな神経が集中してしまっただんじゃないかと思っておるところでございます。

議会軽視ではなかったのかということでございますけれども、これはもう間違いなく、こういうことがあったということは必ず議会へ報告しなければならないところであり、当時の担当者も含めて、深く反省をしているということを検証報告のところでも伺ったところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 確かに、その当時、報告が総務部長まで行ったと。なら、その総務部長に行って、その先にあと一步踏み込んで考えて対応していけば、やはり今のような状況は起きなかったんじゃないかなと、私は本当に思うわけなんです。ですので、やっぱりその当時はもうそういった形で言っていましたけれども、やはりそこで、もうその当時には500万円返納しなくていいんだと、充当していいですよというふうなことでもうわかっておったわけですよ。ですので、それをやっぱりきちっと議会に報告をされておけば、その時点でやっぱり議会からも何らかの反応があったんじゃないかなと思っています。でも、そういった報告が全くなくて、835万円の損害を受けたんだから、これだけの訴えを提起しますよということだけで説明を受けて進んできたので、やっぱりこういった状況になったのかなと思うところですね。そこを本当に私、非常に残念な気持ちでいっぱいです。やはりこれはもう議会軽視しかないと私は思っています。そのところはやっぱり十分に踏まえて、反省をしていただきたいなというふうに思うところなんです。ただ、そういったことで、例えば充当してもいいんだというようなことで、さっき、私は議会に報告なかったと言っていますが、結局、そういった一般財源に充当してもいいですよということを報告を受けていて、それを議会に報告がなかったらば、私たちは何も知る由がないんですね。決算を

見てもわからない。そういった説明がない限り、審査の方法がないんです。私はそう思います。だから、そこにも1つ問題があったんじゃないかなって。だから、決算をきちっと毎年、毎年、決算で審査を行っていきますから、そのときにもわからなかったと。やはりその時点でも、例えば決算の審査をする段階で、実はこういったことで、この分については一般財源を充当していますよというふうなことが一言でも報告があつていれば、またその決算の審査の段階でも違って来たんじゃないかなと、それも考えます。ということで考えれば、やっぱり何らかの報告は必要だったと思いますけれども、その点、改めて聞いておきたいと思ひますし、会計検査の不安を拭い去ることができないってということで、ずっとそれはもうそういうふうにして来たんだと。会計検査の不安が拭い去ることができないといつても、やはり国、県ではそういった指導で充当してもいいんですよって、もう返さんでも、充当してもいいんですよという、そういったことで協議をして進んできたんであれば、あくまでもそういった会計検査の不安はどうかなって私は思ひます。そういったことは関係なく、そして、明らかに充当してしまつているんですから、ならば、もう会計検査の不安もそこまで引きずる必要はないんじゃないかなって、私はちょっと感じるんですけども、その辺の整合性はどうかお考えでしょうか。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

決算で報告すべきではなかったかということでございます。これは決算審査では財源充当の審査は行つていただきませんので、主要な成果報告書のところでしっかり説明する必要があつたと。主要な成果報告書だけでしか、恐らく審査はできないというふうにご考へております。財源が振りかえられたことも含めて、やっぱりしっかり決算特別委員会もしくは全員協議会で説明すべきであつたと。これはもう猛省するしかないというふうにご考へております。

また、検証報告において、国から交付金返納は不要と言われ、それでも会計検査の不安を拭い去ることができなかつたと説明をされています。国に返さなくていいといったことは、これは会検の対象じゃなくなるんじゃないですかというふうなことで、多分私も、議員も、そういうふうにご考へていると思うんですけども、ただ、会計検査院は国の機関とは一線を画してござりまして、仮に国がそのような判断だとしても、それは全く関係ないと。会計検査院はそういうものを検査対象から外すということはない。要するに、経済対策の事業も全て国の考へ方とは関係なく、会計検査の対象にすると。

一例を申し上げますと、本市であつたことなんですけど、経済対策事業における会計検査において、担当省庁による交付決定がなされているにもかかわらず、会計検査院の審査において、見解の相違から、返納が生じたという事例が実際あつてござりまして、そのような状況に鑑みますと、やっぱり完全に不安要素が払拭できなかつたということは、これはやっぱりそうだろうなということをご改めて感じたところでございます。そういう旨を当時の担当者から伺つたところでございます。

いずれにしましても、説明不足であったということは間違いないことですので、これは猛省しなければならないというふうに存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） それの理解はします。

ところで、責任問題をちょっと考えてみたいんですが、1つは、当時、この事案にかかわってきた職員ですよね。職員の方の責任問題、また、特別職の方の責任問題、これについてはどのようにお考えでしょうか。この点を1点お伺いしておきたいと思います。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

情報通信基盤整備事業に伴う自営柱訴訟を検証する経過の中で、まず大前提として押さえておかなければならなかったことは、これはもう福岡高等裁判所でもさまざまに議論されて、そういうふうな形で、そういうことが後押しになって和解になったわけでございますけれども、この事業が、目的を含め事業として完遂をしているという揺るぎのない事実があると、そういうことでございます。この事実関係は、裁判においても重要な意味を持ちまして、平成25年度の会計検査の事前準備段階であります台帳整理まで、その事実が発覚しなかったという状況にも、契約的には不履行、そごが生じていたとしても、事業としては完結をしていたという結果が見てとれることは言うまでもありません。要は、101本足らなくても事業は全てうまくいっていたと。難視聴地域は解消されていたと、そういうことを言っているということでございます。

この問題が発生した背景には、国家的な規模で地上デジタル放送への対応が求められる中の事業の組み立て、それから国庫補助による繰越事業としての制約、それから時間的な制限、専門性が問われることから、施工監理を委託したものの、発注者である市も、受託者である施工監理業者、いずれも、これは過去にこういうことをやったことがない、経験値の乏しい業務体制であったことなど、事業の先駆性、特殊性、専門性などへの対応が非常に難しかったことが挙げられるようでございます。

もちろん同時期に日本中の自治体に取り組んでいる事業でもございまして、そういう観点からは、これはもう弁明の余地はございません。うちに経験値が少なかったとか、そういうのは言いわけにしかありませんが、これは複雑な難視聴地域である本地域の山間地域を複数抱える、事業のマネジメントは予想以上に手間、それから、業務量的にも複雑さをきわめていたことも事実として、検証チーム、私たちはしっかりと認識をしたところでございます。

このような状況において、御質問のこの業務にかかわった関係者の責任問題、落ち度はなかったのかということでございますが、職員が責任を追及される場合としましては2つございます。これは地方自治法第242条第1項に伴う住民監査請求が出たときにどうするのかと。もう1つは、国家賠償法が考えられるところでございます。

まず、1つ目の地方自治法による損害賠償の請求につきましては、第2回の変更契約に伴う請負代金の支払いが、地方自治法第242条第1項に規定します地方自治体の長及び職員の違法もしくは不当な公金の支出に当たるかということになります。ただ、これは変更契約において、自営柱の本数に争いはあったものの、101本不足していたということで、争いはあったものの、変更契約の締結には争いがなく、要するに、適法にこの変更契約は認められていると。成立しているということが考えられます。それがさっき言いましたように、大前提である、この事業が目的を含め事業として完遂をしていると。揺るぎのない事実である。これに根拠を置くものだと思っています。

竣工検査に、さっき、議員が最初に申されました、じゃあ、だったら、竣工検査において、工事の目的を達しているかを主眼に置いた、これは検査でございまして、人吉市工事検査規程、その他法令に準じ、このときに抽出検査を行ったわけでございます。抽出検査がこういう問題も引き起こした1つの要因になっているということは申し上げましたが、これは熊本地方裁判所第一審の判決でも、抽出検査を行ったことについては是認されていることから、竣工検査は適正に行われたものというような司法判断が出ております。

次に、国家賠償法第1条第2項による職員への求償権、これは他人に損害を与えた職員の損害賠償を市が行った場合に、当該職員に故意または重大な過失があった場合に、市が当該職員に求償するものであるとあります。故意とは、結果が発生することを知りながら、その行為を行うことであり、重大な過失とは、判例によりますと、著しい注意欠如の状態とされておりまして、竣工検査において、ほかの自営柱を抽出検査だけで終わらせて、ほかの自営柱を検査しなかったことについては、これは第一審で、先ほど申し上げましたけれども、市の責任は問われておりませんので、職員に故意または過失があったとまでは言えないのではないかと考えられます。

いずれにしても、私が今述べました地方自治法第242条第1項、住民監査請求に際し、それとあと国家賠償法に際し、そういう法解釈からは、職員への責任問題は発生をしないという解釈でございしますが、では、道義上はどうかということになるかと存じます。すなわち、和解により司法判断は終了しましたが、今後は未回収の取り扱いを含め、この問題についても、引き続き検証しなければならないと思っています。

最終的には、あとさっきの地方自治法第242条第1項と国家賠償法のまだその上にある上位法がございまして。これはもう議員がよく申されていますけれども、民法第709条でございまして。これは不法行為による損害賠償による求償権、これは行使に関して、これも踏まえながら検証を行ってまいりたいと存じております。

少し長くなりましたが、以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 最後に、市長にお尋ねしたいと思いますが、当時は市長は議員であり

ましたけれども、今回、市長として、この和解を受け入れておられますよね。ということは、和解をしたことによって、最終的には、現在の裁判の中では300万円の損失が発生している。そういった状況は考えられます。和解を受け入れた市長としての責任はどのようにお考えでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

施政方針でも触れさせていただきましたが、この裁判を通して、議員各位を初め、多くの市民の皆様にお心配をおかけし、大変恐縮に存じます。議員おっしゃいましたように、平成25年当時、訴訟を起こした段階では、私も市議会議員として議決をする側でかかわっておりまして、そのときは勝訴を勝ち取らなければならないと考えながらも、相手は大手でもあり、難しい裁判になるのではないかなというように思いもよぎったことを記憶しております。

さて、私の責任ということでございますが、原告として和解を受け入れ、この裁判に終止符を打ったということでございますので、そこから派生する諸問題につきましては、現市長である私が解決をしなければならないものであり、私自身も、この問題に対し密にかかわっていかなければならないと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 今回のこの自営柱訴訟の検証報告を見ながら、一応やりとりをしたところなんですけれども、検証報告については、非常によくそれぞれの箇所、箇所について、かなり踏み込んで検証はされてあったというふうに私は感じています。ただ、やっぱり今、明らかになったように、議会に対しては非常に説明不足が多かったなということを感じますし、やはりそういった説明不足の中で、議会が議決をして踏み込んで進んできた。そういったことを考えれば、これはもう執行部の議会軽視は当然考えなければならないと私は思います。そういったことを踏まえて、今後は、先ほど市長も話をされましたように、今後、やっぱりさらにあらゆる問題等が、まだ課題等が浮き出ておりますので、これについては、さらにこういった形で検証を踏まえながら、さらにこういったことが、今後、二度と起きないような形の中で、やっぱり進めていくことが重要かと思っておりますので、そういった点も含めて、今後、さらなる検証をお願いをしておきたいというふうに思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

以上で、この点については終わっていきたいと思います。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後 1 時56分 休憩

午後 2 時10分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 次に、分限処分についてということでもあります。このことにつきましては、職員組合と、現在、交渉中であるというふうになんて聞かれましたが、職員の懲戒処分ということについてはよく聞かれましたけれども、なかなか分限処分ということについては聞かれないように感じております。そこで、懲戒処分と分限処分の違い、また、それぞれの処分の種類はどういうものがあるのか、この点をお尋ねをしておきたいと思っております。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

まず、私たち地方公務員法の適用を受ける職員は、全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務しなければならない責務を負っているわけでございまして、これを確保し、担保する制度としまして、分限あるいは懲戒の処分があるわけでございます。これは概念のことでございます。

御質問いただきました、その違いでございますけど、まず分限処分とは、公務能率の維持を目的として、職員が一定の事由により、その職責を十分に果たすことが期待し得ない場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分のことをいまして、他方、懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務員関係における規律ないし秩序の維持を目的として、職員に対し科せられる制裁としての処分をいうものでございます。分限と懲戒は内容的にはかなり違います。

処分の種類についてでございますけど、まず、分限処分に関しましては、まず1つ目に、職員としての身分を失わせる処分、これは免職でございます。2つ目に、現に占めている職——今いる職より下位の職に任命する処分、これを降任といいます。3つ目に、職を保有しつつ一定期間職務に従事させない処分、これを休職といいます。4つ目に、給料を現在より低い額に決定する処分、これを降給といいます。という4つの種類が地方公務員法に規定をされておりますが、本市におきましては、人吉市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例において、免職、それから降任、それから休職の3種類に限定しておるところでございます。

一方、懲戒処分に関しましては、まず1つ目に、職員としての身分を失わせる処分、免職、これは同じでございます。2つ目が、職員を一定期間職務に従事させない処分の停職、3つ目が、職員の給与の一定割合を一定期間減額して支給する処分の減給、それから4つ目が、職員の規律違反の責任を確認するとともに、将来を戒める処分の戒告の4種類が地方公務員法において規定をされておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 分限処分と懲戒処分の違い、今、説明を受けて、ああ、やっぱり違う

んだなということでは理解をすることができるとは思いますが、今、地方公務員法上で規定を
あるというふうなことで説明いただいたところでは、結局、分限処分は地方公務員
法の第28条、それから懲戒処分については、地方公務員法の第29条に規定されているよう
なことです。ですので、それぞれ具体的にどのような事由が発生した場合に該当するのか、こ
の点をちょっとお尋ねをしておきたいと思っております。

○総務部長（井上祐太君） 少し長くなりますけれども、よろしくお願ひいたします。お答え
いたします。

分限処分、懲戒処分をそれぞれにおける具体的な事由についての御質問でございます。ま
ず、地方公務員法第28条において規定されております分限処分から説明をさせていただきます。

分限処分につきましては、心身の故障に起因するものと、それ以外のものに起因するもの、
2つに大別することができます。心身の故障以外のものに起因するものとしたしましては、
職務遂行に必要な知識や能力等が不足しており、割り当てられた職務を遂行しても実績が上
がらない。または、出勤状況や勤務状況が不良であり、割り当てられた職務の遂行に支障が
出ている場合、要するに、勤務実績の不良を事由とするもの。それから、簡単に矯正するこ
とができない持続性のある素質、能力、性格等が原因となり、職務の円滑な遂行に支障が出
ている。もしくは、支障を生じる可能性が極めて高いと認められる場合などの、これは適格
性欠如といえますけれども、そういうものを事由とするもの。そのほか、職制、定数の改廃
または職員予算減少による廃職等を事由とするものがあります。こうした場合に、免職また
は降任の処分を可能とするものでございます。

一方、心身の故障に起因するものとしたしましては、心身の故障のため、病気休暇の満了後も
引き続き休養を要すると認められ、かつ3年以内の期間に職場復帰が見込まれる場合などを
事由とするもので、この場合は休職ということになります。また、3年の休職期間が満了す
るにもかかわらず、心身の故障の回復が不十分で職務遂行が困難である場合、または3年の
休職期間の満了前であっても、3年の休職期間内には回復の見込みが乏しい、そういうもの
を事由とするもので、この場合には免職処分を可能とするものでございます。

このほか、職員が刑事事件に関し起訴された場合、当該刑事事件が裁判所に継続する間、
その職員を休職の処分にすることも分限処分の1つとして法に規定をされておるところで
ございます。

次に、地方公務員法第29条に規定されております懲戒処分についてでございますが、こち
らのほうは、職員が違法行為や全体の奉仕者としてふさわしくない非違行為などを行った場
合に、その処分の対象とされるものでございます。その事由、理由は多岐にわたっておりま
して、ここでは主なものだけを御紹介させていただきたいと存じます。例えば一般服務関係
としたしましては、無断欠勤、休暇の虚偽申請、虚偽報告、秘密漏えい、個人の秘密情報の目的

外収集・使用、違法な政治的行為、入札談合等に関与する行為、セクシュアルハラスメント、収賄等がございます。

次に、公金公物関係といたしましては、公金の横領、窃取、紛失、盗難、公物損壊、給与の違法支払いまたは不適正受給、それからコンピューターの不適正利用、そういうものがございます。

公務外の非違行為関係としましては、放火、殺人、横領、窃盗、強盗、詐欺、恐喝、麻薬、覚醒剤の所持・使用、ストーカー行為、住居侵入など、いわゆる刑法を初めとする各種法令に反する犯罪行為があるわけがございます。最近では、これに加えて、飲酒運転、交通事故、交通法規違反関係も、当然その対応によっては懲戒処分の対象となるものでございます。

このほか、部下職員が起こしました非違行為に対しまして、例えば指導監督を怠っていた場合や、その非行の事実を隠蔽または黙認した場合を理由とする監督責任関係、これは上司等々でもありますけれども、また、人吉市長等及び職員の倫理の確立に関する規則に反する場合を事由とした倫理規則関係などがあるところでございます。

ちょっと長くなりましたけれども、お答えとさせていただきます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 懲戒処分については、違法行為とか非違行為ということで、明らかにその行為がわかるような中での懲戒の処分をされるというふうなことで、具体的にわかるわけですが、ただ、分限の処分については、今、説明ありましたように、自分の心身の問題とか、なかなか内面的でわからない部分で、非常に難しい状況にあるのかなというふうに思っているところなんです。ですので、やっぱりそういった形で、結局、分限処分の中で、どういった形で職員の身分を守っていくのかという部分は、やっぱり必要な部分になるのかなというふうに思っています。

そこで、先ほど話がありましたように、人吉市においても職員の分限に関する手続及び効果に関する条例が制定されているわけなんです。ところがというか、これは何度か改正をされて、現在、入ってきているものなんですけれども、人吉市が制定しているこの手続及び効果に関するこの条例を見ますと、何かちょっと漠然としておいて、どういった考えで、これ、処分をするのかなというのがちょっとよく理解できないように、ちょっと私感じているところなんです。ですので、今のこの条例の内容がどういうふうな形で制定してあるのか、もしくは、私は、この条例、ちょっと制定の不備があるんじゃないかなとちょっと感じているところなんですけれども、そういった不備がないのかどうか、この点についてちょっとお尋ねをしておきたいと思っております。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

人吉市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例、これ、ちょっと長いものですから、分限条例と省略して言わせていただきます。これに関する御質問で、まず内容につきまして、分限条例第1条に規定させていただいておりますとおり、地方公務員法の第28条第3項におきまして、職員の意に反する降任、それから、免職及び休職の手続及び効果は条例で定めなければならないとされておりますことから、この分限条例を制定しているというような状況でございます。

次に、分限条例そのものに不備はないのかという御質問でございますけれども、条例準則に則した内容で制定をしておりますので、これは今のところ、全国の自治体と変わらない内容でございます、特段の不備はないということで考えております。

今のこの分限条例は昭和26年制定で、かなり古いんですね。分限処分を実施しているのは、条例に規定しております心身の故障に起因する長期の療養を必要とするための病気休職処分が主なものでございまして、現行の条例の内容で、これまでであったことに対しましては対応ができていたと。しかしながら、近年におきましては、何かしらの要因により職務を遂行することができない、または職務の遂行に支障が生じているなどの状況にある職員の顕在化が見られており、心身のそういう状況だけではなく、心身の故障だけではないものが、今、たくさん出てきてございまして、私どもといたしましては、これらの状況を放置するのではなく、当該職員と一緒に、その障害となっている要因を取り除き、職務遂行の状況が改善されるように、その原因に応じて必要な措置をとるなど、公務の適正かつ能率的な運営を確保するため、分限処分の考え方、手続を明確にし、適正な適用に資するため、今回、分限処分の指針の策定作業に着手したということでございます。

以上、長くなりましたが、お答えさせていただきます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） いろんな時代の変遷の中で状況が変わってきているということみたいですけれども、そういった中で、新しい分限処分の指針の策定に着手したということで、これについては、先ほど言いましたように、職員組合と交渉中であるというふうに聞いたところなんです。やはりこの職員の身分の保障を考えてみますと、これはもう一番は職員にかかわることですから、職員組合との交渉もしくは妥結、これがやっぱり大前提になってくるというふうに思っております。これについては、お互いに、執行部側も、もしくは職員組合側も、やっぱりお互いに納得いく交渉をしながら、新しいそういった分限処分の指針について策定ができればなというふうに思っているところなんですけれども、ならば、今、その策定中と言われました分限処分の指針の方向性、これは、今、どのような方向で検討をしようとしているのか、その点をお示しすることができれば、その点を示していただきたいというふうに思います。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

現在、策定しております指針の方向性という点で説明をさせていただきますけれども、先に、冒頭、はっきり申し上げておきたいことは、この指針の策定目的が、職員の処分を行うことが本来の目的ではないということだけは御理解いただきたいと思っています。要するに、伝家の宝刀といえますか、もう抜かないに限るということでございます。

指針の策定に至りました経緯につきましては、答弁で触れさせていただいておりますので、答弁内容に重複する部分もありますけれども、その最大の目的は、何かしらの要因により職務を遂行することができない、または、職務の遂行に支障が生じているなどの状況にある職員をいかに早急に本来の職務遂行可能な状態に回復させるか、これが一番大事なことであろうかと存じます。場合によっては、職員自身が全くその状況に気づいていないとか、例えば、気づいているけれども、その状況を受け入れられないとか、適切な対応がとられていないとか、そういう状況、ケースがあるわけでございます。こうした場合に、もちろん当該職員に対して注意や指導、時には警告といった措置が必要なこともありましょうし、時には産業医や健康管理スタッフ、所属長との連携を要することもあろうかと想定いたしております。このような対応を明文化するとともに、職員に対し、そもそも分限とは何かということを周知し、職員一人一人がその趣旨、目的を共有する中で、お互いが助け合い、支え合うことによって、公務の適正かつ能率的な運営が確保されることを期待しております。

議員からも、指針の策定に当たり、職員組合との十分な交渉を行うよう御意見をいただいたところでございます。本件につきましては、当然のごとく、職員組合との交渉事項という認識でございましたので、昨年末には分限処分の指針の策定を検討しているということを交渉の場で事前に説明をさせていただきましたし、その場において、素案的なものもお示しさせていただいたところでございます。その上で、先般の交渉の場において、7月だったと思っておりますけれども、今後においても、職員組合との十分な協議、交渉を踏まえながら、具体的な策定作業を進めていくことで、意見の一致を現在見ているところでございまして、引き続き、職員組合との協議、交渉を経ながら、策定に向けて取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 職員の皆さんの中には、確かに長期休職されている方、いろんな方が今多くなっているというふうに感じています。やはりそういったところが、こういったところにやっぱり問題があるのか、これはもう自分自身のそういった心身の問題もあるかもしれません。ところが、逆に、その職場環境の問題もそこに一因があるのかなとやっぱり感じる場所なんですね。ですので、そこをやっぱり周りのそういった環境の中で、そういった職員をすくい上げるとか、声をかけるとか、そういった方向がきちっとやっぱりする必要があるというふうに思っております。

また、そういった中で、やはりそういった分限の方向性をきちっと見きわめた中で、その

中でやっぱり職員を救うことも必要だというふうに思いますので、これについては、先ほど部長答弁されましたように、今後、具体的な策定についても、職員組合側と十分な協議をされながら進んでいただきたいというふうに思っておりますので、そういった点で要望をしておきたいと思います。

次に、在宅医療・介護連携推進事業についてということですが、まず、この在宅医療・介護連携推進事業ですが、これは地域支援事業におけるこの事業の位置づけ、これについて、ちょっと確認をしておきたいと思います。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） 議員の皆様、こんにちは。それでは、笹山議員の御質問にお答えいたします。

地域支援事業での在宅医療・介護連携推進事業の位置づけについてでございますが、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに、医療と介護の両方を必要とする高齢者がさらに増加することが予測されておまして、在宅医療と介護を包括的かつ継続的に提供するために、必要な支援を行うことが求められております。

また、在宅医療と介護連携につきましては、従来から問われてきた重要課題の1つでございますが、医療と介護につきましては、それぞれ支える保険制度が異なることなどによりまして、必ずしも円滑な連携がなされていなかったことも事実でございます。

このような背景のもと、国は、平成23年度から平成25年度にかけまして、在宅医療連携拠点事業を実施いたしまして、これらの成果を踏まえまして、介護保険法の地域支援事業における在宅医療・介護連携推進事業として位置づけられまして、平成30年4月までに全国の市町村で取り組むこととなったものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 在宅医療と介護連携の推進事業については、確かに来年の3月いっぱいまでに全市町村で取り組むというような位置づけの中で、今、進んでいると思っております。ただ、なかなかまいぐあいに進んでいない状況があるのかなと感じるところなんです。やはり在宅医療と介護、基本的には在宅介護をどういった形でその医療と結びつけて、あと在宅介護の中で最終的な終末をどのように迎えていくのかと。そこが行き着くところかなと。そういう方向にどういった形で持っていくのかなというふうにちょっと考えているんですけども、なかなかそこまでお互いの連携がとれていない状況の中で、まだ模索中なのかなとちょっと感じています。

そのような中で、ならば、こういった連携事業の事業項目とか、あとはその具体的な取り組み事例、もしくはそれに伴う予算配分、この点は人吉市としてはどういうふうに考えておられるのか、この点をお聞きしておきたいと思います。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

医療や介護におきましては、地域ごとに医療資源や在宅医療にかかわる資源が大きく異なりますことから、市町村単位ではなく、圏域という枠組みの考え方がございます。在宅医療・介護連携推進事業につきましても、人の流れはもちろん、医療機関や訪問看護事業所を初めとした在宅介護を支える事業所の地域差などを見ますと、圏域という枠組みが重要であり、効果的な取り組みができるものと考えております。

そこで、人吉球磨におきましては、医療圏域が同じであることや、在宅介護支援につきましても共有する部分が多いことから、人吉球磨1市9町村が一体となり、人吉市と球磨郡の医師会と連携し、人吉球磨在宅医療・介護連携推進事業を実施しておりまして、本年度は人吉市が事務局として進めているところでございます。

現在の状況を具体的に申し上げますと、1つ目に、人吉球磨での在宅医療・介護連携に関する課題の抽出、整理、2つ目に、連携のためのツールの検討、3つ目に、在宅医療に関する住民の方々、専門職等に対する普及啓発の3つについて、部会ごとに検討を重ねているところでございます。それぞれの部会のメンバーにつきましても、実際に医療と介護に従事されている職種の方々、医師、歯科医師、薬剤師、介護支援専門員、医療ソーシャルワーカー、介護従事者等の皆様方をお願いをしております。

在宅医療と介護の連携につきましても、それぞれかかわる職種の方々の顔の見える信頼関係と情報の共有は不可欠でございまして、参加いただいている皆様におかれましても、これまでの在宅医療、介護の現状から、在宅の医療受給者や介護受給者に対する必要な連携につきましても、熱心に御議論をいただいているところでございます。

市といたしましても、人吉市だけではなく、人吉球磨における在宅医療と介護の連携の仕組みについて、実際に事業に携わる各職種の皆様方の力をおかりしながら、構築をしてまいりたいと考えております。また、これらに係る予算につきましても、11市町村で負担することといたしておりまして、本年度は人吉市医師会のほうへ業務委託料として370万円の予算を計上しておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 今、具体的な取り組み事例等を答弁いただきましたけれども、なかなかこの人吉球磨の圏域の中で取り組んでいらっしゃる事業、なかなかおこなわれているなど感じておるところです。なかなか先に進まないなど。今、そういった連携で話し合いをやっている。じゃなくて、もうそれをもう一步踏まえて先に進む、進んでいかなければいけないのかなって私はちょっと感じています。その取り組み事例が、状況が若干遅いのかなというふうに感じるところなんですけれども、実は、これ、ある先生から、もう人吉球磨はおこなっていると。もう少し頑張って取り組まんと取り残されるよというふうな話をちょっと聞いたところなんです。

いろんな資料等いただきながら見たときに、これも一部の関係の資料になりますけれども、例えばそういった県内の在宅医療・介護連携推進事業の進捗状況の調査結果一覧があるわけですよ。それを見たときに、これはもう考え方が違うかもしれませんが、例えば熊本市なんかは630万円の予算を持っている。宇土市、宇城市、荒尾市、玉名市等は約400万円から480万円の予算でもう取り組んでいる。もうそういった状況なんですね。ほとんどの市が300万円以上の予算を組みながら、こういった連携事業に取り組んでいる。ところが、人吉を見てもみますと、人吉市は138万円、非常にやっぱり予算の差によって取り組みの度合いがおくれていると。ですので、もう少しこれは踏ん張って取り組んでいかないと、大変なことになるんじゃないですかというような話をちょっと聞いたところなんです。

ですので、今、話を伺っておりますと、まだ今、そういった話し合いをした段階だというふうな状況ですので、やっぱりこれについては、話し合いをしながらも、もう少しそういった予算を、委託する分を、例えば医師会等に委託する分をある程度お願いをして、もう少し実際に積極的にかかわって、動けるような取り組みをやっぱりしていかなきゃいけないんじゃないかなというふうにちょっと感じたところです。

例えば、こういった状況については、やっぱりその圏域において連絡調整会議があって、県が、地域振興局が主導しながら、それぞれの圏域での調整会議があっているという話も聞いています。ところが、市長は行かれたことがありますか。市長は参加されていないというふうな話も聞いています。やっぱり市長も率先して参加をされながら意見を発信する、やっぱり自治体の状況を発言する、そういったことによって、やはり人吉市の、もしくは自治体のやっぱり予算の取り組み方または事業に対する取り組み方が、私は変わってくると思っています。やはりその辺は、先生が、市長が来られないのは残念だというふうに話をされておりました。ぜひ、やっぱりその辺は今からの在宅医療と介護がどういった方向に行くのか。地域包括ケアの中で、これ、恐らく一番重要な位置づけをして、かなり進んでくると私は思っています。これをやっぱり十分に連携をしてやらないと、予算も膨大にぼんぼんやっぱり医療費が出ていく。それを抑えるためには、在宅医療と在宅介護をどういうふうにうまくあいに連携をして、在宅で終末をどういうふうにみとることができるかと。そういったことをやっぱり十分に考えていく必要があるかと思っています。ですので、やっぱりその辺を今後は十分に考えていただきたいなというふうに思います。

そういうような中で、平成30年度からは第7期の介護保険事業計画がスタートするという形になっています。来年度からの介護保険料の動向が非常にもう今は気になっているところであるんですが、今の段階で第7期の介護保険事業計画の策定について、今の現状もしくは進捗状況、また、課題について、今、どういうふうを考えていらっしゃるのか、この点を確認をしておきたいと思います。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

今年度は第6期介護保険事業計画の最終年度でございます。議員おっしゃるとおり、平成30年度から3年間の第7期介護保険事業計画の策定年度となっております。本年7月に第7期介護保険事業計画に向けた国の基本方針が示されまして、県からは地域包括ケア計画実現のために市町村が重点的に取り組むべき事項が提示されております。

また、現在、本市では、事業計画策定に資することを目的として、平成28年12月から平成29年2月に実施いたしました在宅介護実態調査、また、平成29年2月から3月にかけて実施しました介護予防日常生活圏域ニーズ調査の集計と分析に取り組んでいるところでございます。この分析結果を参考といたしまして、平成30年度から3カ年における目指す姿と、重点的に取り組む施策や事業量の見込みなどを策定いたしまして、ひいては、被保険者の方に御負担いただく3カ年の介護保険料を算定することといたしております。今後は、人吉市介護保険事業計画等策定運営委員会を開催いたしまして、委員の方々や市民の方々の御意見を賜りながら計画を策定してまいりたいと存じます。

次に、第7期介護保険事業計画に係る課題でございますけれども、計画は、団塊の世代が75歳以上となる2025年度の介護需要や、保険料水準等を踏まえた中長期的な視野に立った計画とする必要がございます。そのためには、本市の実情を踏まえた課題や将来ビジョン等を市民の方々に明らかにするとともに、市民の方々の意見を反映することが重要と捉えているところでございます。

また、今回、策定いたします計画には、1つ目に、現役社会の実現と自立支援、健康づくりの推進、2つ目に、認知症になっても安心して暮らせる体制の構築、3つ目に、今、議員のほうからも御質問がございました医療と介護の連携に係るものとして、在宅でも安心して暮らせるための医療と介護の連携、在宅医療基盤の充実、4つ目として、住民の希望、実情に応じた多様な住まい、サービス基盤の整備、5つ目に、多様な人材の確保と定着、介護サービスの質の確保、向上、この5つを重点的に取り組む事項として盛り込む予定としております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） ますます難しい課題がいっぱい出てくるんじゃないかなと思っておりますが、恐らく第7期の介護保険の計画策定においては、私は恐らく地域支援事業の位置づけがますます重要な課題になってきて、ますます市町村での負担が大きくなるのかなって、非常に気になっているところなんです。ですので、そういった部分を踏まえながらも、やはり重要な部分を地域包括ケアをどのように運営していくのか、また、その中で在宅医療と介護がどういうふうに関連して、うまいぐあいに連携して取り組みをするのか、私は一番重要な部分だと思っておりますので、この部分についても十分な議論をされながら、第7期の介護保険料、非常に動向が気になりますけれども、公表されるのを楽しみにちょっと待ちなが

ら、また改めて質問を行っていききたいというふうに思っております。

以上で、この点については終わっていききたいと思います。

次に、市民の声からということで3点通告しておりますが、まず、婚活対策についてということであります。国立社会保障・人口問題研究所の調査によりますと、生涯未婚率が男性で22.37%、女性で14.06%と公表されたようであります。結局は結婚しない人がふえている状況にありまして、全国的にも未婚者の増加を個人個人の問題から社会的問題というふうに捉えながら、自治体みずからが結婚とか婚活支援の取り組みを始めている自治体がふえてきておるといような状況があるようでございます。

そこで、人吉市としては、婚活の取り組み状況もしくは現状をどのように捉えていらっしゃるのか、お尋ねをしておきたいと思います。

○企画政策部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

ただいま笹山議員のほうから御紹介のありました生涯未婚率でございますが、これは45歳から49歳までと、50歳から54歳までの一度も結婚していない男女の未婚率の平均値でございます。50歳時点で未婚の方の割合として、国が用いている数値でございます。御紹介ありましたように、非常に高くなってきているという状況でございます。このことに対しましては、より重く捉える必要があるかと存じております。

本市の婚活への取り組み状況でございますが、農業分野では、農業委員会におきまして、人吉球磨の女性農業委員及び女性農地利用最適化推進委員によります、人吉球磨地域女性農業委員ネットワーク事業として「こだわってる農・交流会」という農業者向け婚活事業を毎年行っております。

また、平成25年度、26年度と、これは他団体との共催でございましたが、九州南部「川と森」の県際交流推進会議事業といたしまして、伊佐市、えびの市、湧水町と共同で婚活イベントを開催したところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） それぞれに事業があっているようなんですけども、熊本県のホームページを見ても、かなり多くの県内の自治体でさまざまな婚活支援の事業が取り組まれているようなんですね。例えば市独自が行う婚活支援事業ではなくて、例えば市内の団体とか、組織とか、そういった人たちがグループグループで、そういった婚活支援に取り組むと。そういった場合に、例えば市からそれに対する支援の体制とか、その辺はどのように考えるのか、これについてちょっとお尋ねしておきたいと思います。

○企画政策部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

農業関係におきましては、平成25年度、26年度に、市と関係団体によります人吉市担い手育成総合支援協議会におきまして、後継者対策として婚活イベントの経費の一部を助成した

ところでございます。一方で、農業分野に限らず、広く市民一般を対象とした支援体制というものは、現在のところ、ない状況でございます。

議員から御紹介ありましたように、郡内の町村を初め、各地で結婚支援の取り組みがなされている状況でございます。一方、これまでのこの婚活に対します本市の立ち位置といたしましては、歴代市長が議会一般質問で答弁されてきましたように、人にはそれぞれ境遇、環境があり、いわば個人の生き方でもあることから、そこに行政が積極的に進めていくということは、より慎重な対応が求められるというスタンスでございました。そういう点から、市役所の組織の中に明確な担当部署がなく、積極的な取り組みを行ってきたとはいいがたい状況でございました。

しかしながら、今日、少子高齢化が深刻な問題となっている中、人口減少問題の取り組みの1つといたしましても、結婚を希望する方が結婚できるよう環境づくりをしていくことは、行政の大切な役割になってきているものと考えております。そのための環境づくりとしましては、まずは、安心して結婚できるよう仕事をつくることで、安定した雇用と所得向上を図ることが大事でございますが、同時に出会いの場を提供すること、結婚支援にも取り組んでいくことが必要であるかと存じております。その際に、やはり個人のプライベートな面にもかかわることであり、また、きめ細やかな対応が必要なこと、そして、アイデアや行動力も求められることなどを勘案しますと、民間のパートナーシップ、つまり、議員御指摘の市内の団体、組織が婚活に取り組む場合の支援というのも非常に大切になるものと考えております。

今後は、市といたしまして、どのようにかかわっていくのか、少子化対策としてのアプローチ、そして、移住・定住支援の一環としてのアプローチなど、さまざまに考慮しながら、支援体制を整備してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） やっぱり社会状況の変化から、そうやって市の考え方も変わってきていますよね。ですので、やっぱりそういった環境を考えたときに、先ほど部長答弁されましたように、少子化対策の一環と。私も、婚活、この問題は少子化対策の重要な施策の1つに当てはまると私も思っています。やはり生まれた子よりも、生まれてくるためには何をしなければいけないのかと、どのような環境をつくらなければいけないのかと、こういうことをやっぱり十分に考えていく必要があるんじゃないでしょうか。今の状況のままで、引き起こされてくる社会問題を考えてみますと、恐らく日本の社会保障制度が破綻をしていく、そういった方向につながっていくんじゃないかなというふうに考えるところなんですよね。ですので、そうならないためにも、少子化対策を真剣に考えて行うことがやっぱり重要じゃないでしょうか。

先ほど部長から答弁ありましたように、例えばそれぞれの市内の団体とか組織がいろんな婚活対策に取り組む場合に、何らかの支援を今から検討していきたいというふうな答弁もされましたけれども、そうやって、いろんな市内の団体等を支援をする前に、やはり職員の皆さんも考えていただきたいなというふうにやっぱり思っています。やはり職員の皆さんも市長と一緒に考えて、今後、こういった少子化対策をどういうふうに取り組めばよくなるのか。それはやっぱり市の職員が、例えば市の職員の皆さんもしくは全員で、例えば市長を先頭にして、もうチーム人吉として頑張っていくと。いろんなところに出て行って、いろんな支援をすると。もうそういったこともやっぱり必要な取り組みになってくるんじゃないかなというふうに思っているところなんです。そういったところで、こういった対策について、市長の心意気をお聞きしたいと思っています。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

婚活支援でございますが、歴代市長が答弁してまいりました個人の意思の尊重というものは、今もなお大事にしていくべきものと考えます。一方で、笹山議員から御指摘がありましたように、未婚率が上昇しているという現状は、少子化による我が国の社会経済システムにも深く関係する問題であり、地域のコミュニティー維持の上でも社会的課題であると我々も認識をしております。

昨年度、国は「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定いたしました。その中で、少子高齢化が深刻化する中、若者の希望する結婚が、それぞれの希望する年齢でかなえられるような環境を整備する。このため、結婚の段階における支援を充実するとしており、若者の雇用の安定、所得向上とともに、出会いの場の提供に向けた取り組みを国としても力を入れていくこととしております。

本市といたしましても、結婚は個人の問題であるとともに、既に社会的課題であることを強く認識し、市としての体制づくりを進めてまいりたいと思います。未婚率の上昇を抑制するためには、単に相談を受けたり、イベントをしたりするだけでなく、子供のころからの家族の大切さ、ありがたさに対する情感の形成、キャリア教育も重要であり、仕事をつくるという面では、農業、商工など、経済面での取り組みも必要となります。議員御指摘のとおり、オール人吉として全庁的な体制で、さまざまな面から取り組むべきものと存じております。

また、郡内町村の取り組みを見ますと、それぞれの市町村が単独で行うだけではなく、人吉球磨という単位で取り組んでいくことも大切であると考えております。県内におきましては、有明広域行政事務組合による荒尾・玉名地域結婚サポートセンターや、宇城広域連合の結婚活動支援センターのように、広域的な組織で積極的に婚活支援を行っている事例もございます。そのような事例も勉強しながら、よりよい形を模索していきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） ぜひ、市長、先頭に立って、人吉の少子化対策に向けて取り組みを加速化させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思っております。

次に、水田畦畔の管理労力軽減対策についてということであります。水田経営の大きな課題の1つに、高齢化による労力不足が挙げられますが、その中でも、とりわけ畦畔管理における草刈り作業、これについては、傾斜がきつかったりとか、長いのり面が多く存在するとか、そういった地域については、もう過酷さと危険が伴う大変な重労働というふうになっております。この労力を軽減する方法とか、作業の省力化に向けて、市としてどのような有効対策を考えていらっしゃるか、この点をお尋ねをしておきたいと思っております。

○経済部長（福山誠二君） 皆様、こんにちは。お答えいたします。

水田経営者の高齢化が進む中で、草刈り作業、大変労力、これに対する軽減の方法とか、どのような対策あるかということでございますが、営農におきます重要な作業の1つ、これはもう草刈りでありまして、これはもう特にことしのように暑くて、時々雨が降ると。それはもうしょっちゅう草刈りをしなきゃならないということで、確かに多大な労力を必要とされますし、特にのり面となりますと、これは足場が悪うございますね。そういうところで、若い方でも大変な作業であると。これは私は認識しております。私も時々こういうことをやっておりますので。そのような中、草刈り作業の労力を軽減する方法、それとか、省力化に対する対策でございますが、まず1つは、防草シートというのがございますので、これで雑草の発生を抑制すると。それから、コンクリート畦畔、コンクリートで覆ってしまつて、もう草が生えないようにすると、そういうのもございます。それから、畦畔ブロックの設置というのもございますし、また、一番簡単なものでは自走式の草刈り機を使用するというのもございます。また、作業を行うにつきましては、耕作者お一人で行うと大変でございますので、例えば地域の皆さんで協力するとか、そういうこともできれば、個人の負担が減っていくのではないかと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 確かに、防草シートは結構見えます。地域で協力する、もう確かに私もやっておりますので、年に2回は地域で草刈り作業を、地域でまとまって出席をして草刈りをすると。参加できない場合には欠席負担金を取られるというような形の中で、やっぱりそうやって、確かに地域でもそういったことを一斉にされていらっしゃる。でも、なかなか、例えば自分の周りの田んぼ、水田等については自分でしなければいけない。例えば2週間、払いながら、終わったら、また次の最初に刈ったところがもう草は生えて、もう草刈りばっかしとかないかんような状況が夏はあるんですね。そうしますと、もう1時間、2時間刈っていますと手がしびれて、しばらくは箸もコップも握れないというような状況もあります。私さえそういった状況を感じるところなんですね。

そういった中で、例えば、そういった有効対策について、例えば有害鳥獣対策については電気牧柵等の支援等があるわけですね。ところが、そういった畦畔管理に対しては、こういった有効対策はあるけれども、それに対しての支援はないんじゃないかなと、ちょっと気になっているところです。例えば、そういった畦畔管理に関して、例えばコンクリート畦畔などを設置をすとか、防草シートを設置をすとか、そういった場合の支援対策等はないのでしょうか。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

コンクリート畦畔、こういったものに支援策ということでございますが、コンクリート畦畔などの整備に特化した事業というのはございませんが、現在、本市で取り組んでおります事業の中で、対策可能な事業がございますので、これを申し上げさせていただきます。

まず、これは市の単独事業でございますけれども、複数の農家、これは2戸以上ということになってまいります。農道や農業用排水路などの農業用施設整備に対しまして生コンの原材料を支給する制度がございます。本事業は、水路のり面の畦畔を初めといたしました共有する箇所についての整備も支給対象となっているところでございますので、御利用できる。

同じく、単独事業といたしまして、これは農業振興課の関係になってきますが、人吉市農業活性化対策事業補助金、この中で、3戸以上の農業者で組織します営農集団に対しまして補助率が2分の1、50万円を上限といたしまして、共同利用機械導入の助成を行っているところでございます。先ほど申し上げました自走式の草刈り機とか、こういうのが可能となってくるわけでございます。

それから次に、国の事業でございますが、農業振興地域内農用地にこれは限りますが、農業の多面的機能の維持などのための地域活動、これは営農活動に対する支援策といたしまして、日本型直接支払制度がありまして、その中の1つとして、多面的機能支払交付金事業というのがございます。具体的な内容といたしましては、農道・水路の維持管理のほか、先ほどの防草シートの購入でございます。それとあと、設置の際のそういった作業日当、機械のリース料や除草作業、これはシルバー人材センターへ例えば委託したりとか、さらに、施工規模にもよりますけれども、コンクリート畦畔などの整備に充てることも可能となっております。また、同じ日本型の直接支払制度の中でございますが、中山間地域の直接支払制度もございまして、実施要件はございますけれども、本制度の中でも畦畔整備に関する事業が実施可能ということになっているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 例えば、国のそういった支援施策、国の多面的支払制度とか、中山間地の支払制度、確かにそういった国の制度はあるかもしれませんが、ところが、やっぱりこう

いった国の制度については、非常に条件等がついておって、なかなかそういった集落営農でしかその取り組みはできないと思っているんですね。個人でできる分がないのかという問題なんですね。そういった集落で話し合いをして、まとまってこうやりましょうということで、その集落でまとまってできれば、こういった活用もあるのかもしれませんが、ただ、なかなか、今、そういった集落は数少ない状況にあると思っています。ましてや、そういった集落が形成できない地域もあるわけなんですね。ですから、そういった地域に対してどういった支援があるのかなというのがちょっと気になっているところなんですね。もしくは、例えば自分一人だけで、自分のところだけをそうやって整備をする。そういったときには支援はないのか。もしくは、高齢者で何歳以上でする場合に支援があるのか。さまざまな支援が考えられると思いますけれども、その辺を今後、十分に検討していただきたいというふうに考えるところです。

そこで、例えば防草シート、非常に今、多く使っておりますけれども、防草シートについては、もう年数がたちますと劣化して、間から草がぼうぼう生えてきたりとか、刈り払い機で草を払いよったら、もう防草シートを切ったりとかして、またそこから草が生えるとか、非常に問題点がかなりあるようにちょっと思っているところなんですね。例えばコンクリート畦畔をつくりますと、これについては、やっぱりかなりの経費、資材費がかかる。非常に厳しいと。そういった状況もあるというふうにちょっと思っております。

そういった中で、ちょっと見てみましたら、土壌モルタルを使って畦畔を覆うと。そして、そういった草が生えなくする方法とか、そういった方法もちょうとあるように見たところなんですよ。ですので、やっぱりそういった新たな取り組み方法とか、そういった取り組みに対する支援とか、あとは、こういった方法もありますよというふうな農家に対する周知、これについてはどうお考えでしょうか。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

確かに議員がおっしゃるとおり、防草シートは効果が薄いわけでございます。私も一回、雑誌等を並べて草が生えないようにしたことがあるんですけども、やっぱり周りから草が生えてきたと。結局、これと同じようなことかなと思っています。

土壌モルタルなどの新たな手法や取り組み、これは農家への周知ということでございますので、議員が言われましたように、最近では新たな手法といたしまして、現場の土にセメントや土壌強固剤、それと水を加えて土壌モルタルをつくるわけございまして、あぜ塗り機を利用いたしまして畦畔を覆って、雑草の発生を抑制する方法というのがあるわけでございます。この方法の活用に対して支援できる事業といたしまして、これは現在のところ、農業地域内の農地と地域外の農地とに分けることとなりますが、まず、農業振興地域内農用地につきましては、先ほど御紹介いたしました事業の中では、多面的機能支払交付金事業で資材の購入や作業日当、機械のリース料に支出が可能でございまして、一番有効な対策ではない

かと存じます。

また、農業振興地域内農用地以外の地域につきましては、市の単独事業の活用が考えられるわけですが、現在、原材料支給事業と人吉農業活性化対策事業の両事業の利用状況が多いということもございまして、新たな支援を行うには、まず予算の確保、これは非常に重要でございまして、今後、財政課長と協議を行ってまいりたい、このように思っております。

周知でございます。この周知につきましては、これまでも農家振興組合長連絡協議会や農家地域説明会の際の説明、これと広報ひとよし、それから農家向けの広報紙のみりというのがございますけれども、それとホームページに掲載をいたします制度の内容について説明を行ってきたところでございます。

今後につきましては、畦畔管理の省力化につきましての具体的な取り組み、こういった事例を紹介しながら、活用できる制度の周知を図ってまいりたいと。また、議員のほうに、一度、市の農業関係の補助金、補助申請関係の一覧表をA3で両面お見せしたことがございますけど、そういった分も追加して御紹介させていただければ、より周知ができるものと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 畦畔の管理労力を省力化すること、今後、やっぱり非常に重要な課題になるのかなって思ってきています。やはり少しでも省力化する取り組みをすることによって、営農が長く続けられる。そういった状況にもつながっていくと思っておりますので、ぜひ、先ほど部長が紹介されましたように、今後、そういったあらゆる対策等について、市のほうで検証されながら、農家のほうに紹介できる部分については、今後、やっぱりそういった広報等の媒体を利用して周知をお願いしたいなというふうに思っております。また、予算の獲得等については、ぜひ積極的に財政課に交渉していただいて、獲得していただくようお願いしたいなというふうに思うところであります。

以上で、この項目については終わりたいと思います。

最後に、乳がん患者の術後の支援についてということで通告いたしました。このことについては、項目をどのようにしようかと非常に悩んだところでありますけれども、実は、そういった乳がんにかかられた、私、親友の奥さんからちょっと話を直接聞いて、今回こういった形で通告したところなんですけれども、乳がんは非常に多くの女性がかかると言われております。早期発見と手術によって、高い治癒が可能というふうに言われておるところなんです。症状によりましては、術後に乳首や両乳房がなくなったりとか、傷が残る場合もあって、その多くがやっぱり他人に胸を見られることに抵抗を感じて、公衆浴場での入浴をためらう、そういうような場合があるようでもあります。そのために、手術前と同じように入浴で

きるように開発されたのが、胸の傷跡を見えないようにカバーをする専用の入浴着ということで、バスタイムカバーと言っているみたいですが、そういったバスタイムカバーがあるようでもあります。ただ、一般の人の認知度が低いために、理解を得て着用して入浴をしたりとか、着用して入浴しておっても、周囲からやはり水着と勘違いをされて、非常にやっぱり困惑するとかいうような場合があるようでもあります。本市はやっぱり温泉地でありまして、その友人の奥さんも非常に温泉が好きだということで、温泉に毎日行っておっても、そういった乳がんで手術をした後は、やはり非常に行きづらくなったと。自分もそういったバスタイムカバーがあることを知って、最初はためらっておったけど、思い切ってそれを温泉施設の事業者の方に説明をして、理解をしてもらって、そして、浴着をつけて入浴しておったと。そしたら、やっぱり人吉新聞にも記事が出たみたいで、その中で二人ぐらいの方が、「ああ、これはこうですね」というふうなことで理解を示されたそうです。そのとき、やっぱり本人も、わあ、やっぱり理解してくれる人がいるんだなということで、喜んだみたいなんですけれども、でも、やっぱりほかの方は、ちょっと周囲から自分が何か変な感じで見られているような感じを受けて、なかなかゆっくり入っている気はしなかったというふうに話をしておりました。そういったことを考えますと、やはり本当に温泉に入りたくても入れない状況とか、入りたくない、そういった形になってきている。そういった方がたくさんおられるように感じたところなんです。

そこで、市として、そういったことについては、どのように認識をしていらっしゃるのか、この点をお尋ねをしておきたいと思います。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

まず、乳がんの現状について、簡潔に申し上げさせていただきたいと思います。全国では乳がんになる女性の割合は14人に1人とも言われておまして、年間5万人から6万人の方が乳がんになると言われております。そして、手術後の傷跡などを理由に旅行を諦めてしまう方も多く、その数は御本人と御家族を含めると約200万人に上ると言われております。

市といたしましては、これまで温泉施設等での煩わしさや気苦労につきまして、直接お声を聞いたことはございませんでしたが、過日、今、議員から御紹介のありました地元新聞に掲載されておられた乳がん患者の方と直接かかわり、専用入浴着の着用を理解を求める啓発活動をしておられる医療機関のスタッフの方から、市のほうに温泉施設等への周知啓発のためのポスターの掲示依頼方法などの御相談がございました。そこで、温泉施設事業者や関連団体、関連行政機関に問い合わせ、また、御相談をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 医療機関のスタッフの方から相談があつて、関連機関と協議、検討を始められたというようなことですが、これは、私はぜひ前向きに取り組んでいただき

たいなというふうに思っているところでもあります。現在、乳がんに対する啓発運動が盛んになって、ピンクリボンのお宿ネットワークがあるようでもあります。乳がんを患い、手術を受けて回復の道を歩きながらも、術後の跡を気にして旅を諦めてしまうという方たちに、もう一度、誰の目も気にせずに旅に出かけてもらい、心ゆくまで旅館、ホテルでの入浴などを楽しんでいただきたいという目的で、2012年7月に設立されたものでありますが、熊本県にもピンクリボンの宿はあるようでもあります。入浴着のことを施設の方やほかのお客様が知らないと、入浴を断られたり、注意されたりして、安心してその温泉を楽しむこともできないわけですね。

三重県等では、もうポスターを作成して、入浴施設とか医療機関等、それぞれに掲示をして、そういった啓発運動を行っているというような状況であるようでもあります。三重県もしくは長野県、北海道が先進的にそういった取り組みをやっているような状況があるようでもあります。

人吉市は温泉地でありますので、そういったポスターとか、入浴着を常備する等の環境、いろんな環境を整備をしますと、やはりみんなが気兼ねなく温泉を楽しめることができるようになるんじゃないかなというふうに思っております。これについてはいろんな課題等はあるかもしれませんが、やはり1つは、そういった理解をすることがやっぱり重要だと思いますし、市民の方にも理解をしてもらうことも重要かと思っています。そうするためには、やはりポスター掲示とか、いろんな啓発活動を積極的に取り組む必要があると思いますし、そういうことをすることによって、事業者や市民の理解を得られれば、多くの方が、例えばピンクリボン温泉のまち人吉というような形で銘打って取り組めば、非常に多くの方が人吉市に足を運ぶことにつながってくるんじゃないかなというふうに考えるところであります。このような取り組みを積極的に取り組むお考えはないでしょうか。市長にお尋ねをしておきたいと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えをいたします。

ただいま議員がおっしゃいましたように、都道府県単位でポスターの掲示に取り組んでおられるところ、そして、ピンクリボン温泉ネットワークや、ピンクリボンのお宿ネットワークに参加されて、浴場の洗い場に間仕切りを設けるなどの環境づくりに取り組んだり、専用入浴着を貸し出しするところもあるというふうに、我々も認識しているところでございます。

本市も温泉施設が数多くございますので、市民の方々のみならず、全国からの観光客の皆様方にも、乳がんの手術後でも十分に温泉を楽しんでいただくことができますよう、温泉旅館組合並びに温泉施設事業者、温泉施設等への周知・啓発に努めてまいりたいと存じます。

まずは、先ほど部長からお答えをさせていただきましたように、啓発活動をしておられる医療機関のスタッフの方々が、啓発用ポスターの原案を作成しておられるようでございますので、本市といたしましても、ポスター作成への協力や、温泉施設等へのポスター掲示のお

願いなど、共同で周知・啓発に取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） ぜひ、そういった医療機関の方と積極的な協議等をしていただきながら、さっき市長が答弁されましたように、積極的に啓発活動をしていただきたいというふうに思っております。また、さまざまな課題を解決することによって、誰にも優しい環境づくりが取り組まれるというふうに思いますので、そういった取り組みをぜひ一日も早く、率先して取り組んでいただくようお願いを申し上げまして、一般質問を終わります。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後 3 時 21 分 休憩

午後 3 時 35 分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）
6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君）（登壇） 皆さん、こんにちは。6番議員の平田です。しばらくの間、私の一般質問におつき合いをお願いしたいと思います。

今回の私の一般質問の通告項目は1項目、市民の声からです。質問要旨は4項目、1つは、市庁舎移転建設関係について、1つは、地域情報通信基盤整備に係る自営柱訴訟関係について、1つは、農業関係について、1つは、子ども・子育て支援関係について、質問をしていきます。

ところで、今週末には第72回県民体育祭人吉球磨大会が開催され、県下の多くのスポーツ選手、競技役員、応援者の来人が予想されます。人吉市民の活躍と、無事、競技が終了することを願ってやみません。

また、県民体育祭終了後の翌日は敬老の日です。各町内においては敬老会を開催されるところが多くあると思います。国民の祝日に関する法律には、敬老の日については、多年にわたり社会に尽くしてきた長寿者を敬愛し、長寿を祝うと記されています。今日の社会を、そして、本市を築き上げられてきた方々に心から感謝を申し上げたいと思います。そして、来週末には人吉市防災訓練が予定されております。

本題に戻ります。私の最初の質問は、市庁舎移転建設関係についてです。

第1回目。本市におきましては、7月20日木曜日から28日金曜日にかけて、新市庁舎建設基本計画に関して、校区説明会が6校区を含め7会場で開催されましたが、それぞれの校区説明会でどのような意見や要望が出されたのか、多かったものから10件ほどお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

本年7月に完成しました新市庁舎建設基本設計につきましては、その概要説明、それと、市民の皆様から御意見、御要望をいただくために、先ほど議員が申されましたように、7回におきまして校区説明会を開催いたしました。

まず、建設予定地周辺の地元町内会を対象としました説明会、これは西間下町、西間上町、南寺町から始めまして、各校区を回り、最後の大畑地区まで、7回開催し、延べ235人の市民の皆様の御出席をいただいたところでございます。暑いさなか御出席いただきました市民の皆様方に対し、この場をかりまして心からお礼を申し上げます。

御出席された市民の皆様方からは、事業費、財源、コスト削減など事業に関するもの、免震構造、屋根構造など設計に関するもの、新庁舎の外観、「人吉らしさ」などのデザインに関するものなど、多岐にわたりさまざまな御意見、御要望をいただいたところでございます。

抜粋して10件ほど申し上げますと、基本方針に沿って、一日でも早く庁舎ができることを望む。2つ目が、「人吉らしさ」がない。人吉のランドマークとなってほしい。3つ目が、市役所に「人吉らしさ」を求めるべきではなく、行政機能をきちんとできる新庁舎の建設を進めるべきである。4つ目が、一本杉団地横の市道776号線を拡幅してほしい。5つ目が、西間別館の活用方法について。それから6つ目が、一般単独災害復旧事業債の対象範囲について。7つ目が、地元木材の活用方法について。8つ目が、太陽光発電やヘリポートをつくらしてほしい。9つ目が、ランニングコストを下げてほしい。そして、10項目めでございますけれども、事業費をできる限り削減してほしい。このほかにもたくさんの御要望、御意見をいただいたところでございます。これら貴重な御意見などにつきましては、内容を十分精査の上、可能なものにつきましては、実施設計の中で検討、状況によっては反映もさせてまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 続きまして、市長にお尋ねいたします。

新市庁舎建設に当たって、市民からの要望、要求として、よく「人吉らしさ」というのを望む声を耳にしますが、市長は、この「人吉らしさ」をどのように解し、どのように表現しようとしておられますか、お尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

基本設計でお示した新市庁舎のデザインは、人吉城のやぐらをイメージしたシンプルなものにしてありますが、「人吉らしさ」という点で、多岐にわたる御意見をいただいております。特に、本市は木材の産地ということもあり、以前から木造庁舎建造への御助言や御要望もございましたが、免震構造との相性など、総合的な検証の結果、新庁舎の構造は鉄筋コンクリート造と決定させていただきました。しかし、豊かな森林資源である地元産材の木の香り、ぬくもりを感じられる、これも「人吉らしさ」を表現する要素と考えられますので、

床面、吹き抜け部分等の内装材への積極的な利用についても、鋭意検討を重ねてまいりたいと存じます。

今回の説明会でも、単なるオフィスビルである、傾斜屋根を設置し城下町の風情をもっとあらわしてほしいといった御意見、その一方で、市庁舎は行政機能をきちんとやるための施設であり、市庁舎は行政の城であって、「人吉らしさ」を演出する場所ではない、次世代に負担を負わせないということが人吉市の誇りであり、そのことを市民に説明してほしいなど、さまざまな御意見をいただき、皆様の「人吉らしさ」への強い思いを感じた次第でございます。

皆さんの御意見をお聞きして、私もさまざまに思いを描いていたところ、校区説明会に会場された御高齢の方が、新庁舎のイメージ図をごらんになって、旧庁舎に似ていて懐かしい、うれしいと言われたのが非常に印象に残りました。100年に一度の事業であれば、100年間、その景色に溶け込むようなものであってほしい、周りの景観を阻害しないような、例えば30年前からそこにあったような違和感のない、周辺と調和したものであればすばらしいだろうと思いました。例えば、西に蓬莱山、東に人吉城、球磨川を挟んで北に村山大地という3カ所の緑なす風致地区を臨む場所に立地することも「人吉らしさ」の1つの表現であると考えております。

今後、実施設計を進める中でも、デザインはもちろん、文字、色、形、素材、使い方、歴史、伝統、文化、自然、風土など、「人吉らしさ」の具現化を研究、検証してまいります。本市の場合、一般単独災害復旧事業債の活用という重要な命題がございますので、行政庁舎としての機能向上、費用対効果を考慮した設計を原則とし、その範囲で「人吉らしさ」の表現を検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 「人吉らしさ」を表現するのはなかなか難しいことかと思えます。しかも、鉄筋コンクリート造の庁舎建設に至っては、60年から70年ごとに改築されるというのが現状です。よって、現職職員の中には、当然のことながら、本市庁舎建設を計画した、あるいは建設したという人は見当たらないと思えます。よって、現在、新市庁舎建設に携わっている人、みんな、初めての経験者であろうと思えます。よって、多くの市民からの意見を聞くとともに、未来に負担をかけず、市民サービスがしやすく、市民が来庁しやすい庁舎づくりをしていただきたいと思います。特に、新庁舎は、西向きの庁舎です。西日の対策を行ったほうが、冷暖房の設備、これの緩和に役立つのかなというふうに思います。

続きまして、3回目。新市庁舎建設事業においては、小永野第一雨水幹線移設を最優先課題と考えておられるようで、なかなか旧保健センター及び旧勤労青少年ホームの解体がなされていないように思われますが、自然災害時の災害センター機能を持つとともに、市民等の

安全を確保するための避難所としての機能を備えた免震構造づくりの庁舎を考えておられます。新市庁舎は、下部の地質調査や地盤調査が直接できるように、早急な解体を進めるべきであると考えますが、新市庁舎建設事業の今後の流れはどのような計画となされているのか、お尋ねいたします。

○議長（田中 哲君） ここで会議時間を延長いたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

現在、人吉市新市庁舎建設基本設計に基づき、実施設計並びに小永野第一雨水幹線改修工事の測量設計など、各種設計調査業務を鋭意進めております。また、今年度中には、先ほど議員が申されました旧保健センター及び旧勤労青少年ホームを解体撤去、来年度、西間別館倉庫の解体撤去、その後、小永野第一雨水幹線改修工事、要は水路のつけかえでございまして、そういう状況で進んでおりますし、着手してまいりたいと存じております。

その後、同年、平成30年、これは来年12月ごろになると思っておりますけれども、新市庁舎建設工事の契約を締結し、翌年、平成31年3月ごろになると思っておりますけれども、本体工事に着手、その後、駐車場、それから駐輪場等の屋外附帯工事に着手、全体工事を終了するのが平成32年度中、要は、平成33年3月31日を目指して事業を進めてまいりたいと存じております。

その後、新市庁舎の供用開始でございまして、平成33年4月ごろを予定しております。新市庁舎供用開始後、速やかに今度は西間別館のリノベーション、改修工事に着手することといたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 続きまして、新市庁舎建設経費については、市長就任時には、熊本地震発災前でもあり、総事業費を40億円と言われ、熊本地震発災後は、できるだけ人吉らしさを出すため、65億円かかると言われたり、本年7月の新市庁舎建設基本計画の校区説明会の折には、約55億円を見込んでいたとの説明がありました。現在の総事業費の額と、これまでの新市庁舎建設事業費の変遷についてお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

熊本震災前後での財源の変遷につきまして、まず、熊本地震前でございまして、これは先ほど議員が申されましたように、公表しております総事業費は40億円でございますので、その全てが、地震前は交付税措置がない一般単独事業債、これは充当率75%に頼らざるを得ず、総事業費40億円の75%の金額、これは30億円になりますけれども、これが起債を発行したときの元金償還分になります。その30億円お借りしたときの利息が、我々の財政シミュレーションをしたときに1億円程度になりますので、あわせて約31億円の償還財源が必要となります。さらに、事業費40億円の75%の残り分、25%が一般財源の持ち出しとなりますので、これが10億円程度になるわけでございますけれども、これは現在、積み立てております庁舎建

設基金で対応するということになります。一般財源の総額は、今のところ、これは公表して、特別委員会、それに校区の説明会でお話しました金額は、地震前は34億円になるようでございます。これが一般財源の地震前の総額でございます。

それでは、その後、平成28年4月14日と16日に熊本地震が発生して、その後、地震に伴う被災庁舎に対する被災拡充措置が決定され、本市の拡充措置、要するに一般単独災害復旧事業債が認められたということでございます。

現在、お示しをしております総事業費は、議員は今、55億円とおっしゃいましたけど、説明会では、恐らく54億円と申し上げたと思いますけれども、54億円の場合、これが一般単独災害復旧事業債は充当率が100%でございますので、その元利償還は85.5%を交付税に算入するというので、本体工事、それから小永野第一雨水幹線のつけかえ、それから旧保健センター等の解体撤去、そういうものにまでこの一般単独災害復旧事業債は充当できるということでございます。この場合、交付税で元利償還を見ていただく総額は、総事業費54億円のうち約45億円になります。本体工事以外にも可能な限り、有利な起債を充当することといたしておりますけれども、結果、54億円から45億円を引きますと、一般財源の総額は約11億円程度で済むということで、地震前の一般財源の総額34億円と、地震後の一般財源の総額11億円を差し引きますと、これも校区説明会において説明いたしましたけれども、23億円程度プラス効果があるということでございます。

私どもからすれば、地震発生後、すなわち一般単独災害復旧事業債が充当される今回の市庁舎建設においては、この庁舎建設基金、現在6億8,000万円程度ありますけれども、これはできるだけ、今後のことを考えまして、手をつけることなく、償還の一番ピークの時期にこの財源を充てることができればということで、現在、検討をしておりますところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 新市庁舎建設事業費は、一般単独災害復旧事業債を充当するということですが、その最新の返済計画についてお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

一般単独災害復旧事業債の借入れ条件でございますけれども、一番直近の条件で、2年据え置き、8年償還の10年間の償還ということになっております。現在、お示しをしております総事業費54億円に対しまして、一般単独災害復旧事業債の発行予定額を約51億円と想定いたしておりますところでございます。

先ほど御説明させていただきました借入条件、据置期間を含む償還年数、2年据え置きの8年償還、それから、年利、元利金等を設定しながら、償還シミュレーションを行っております。その結果、平成35年度から平成40年度の間に償還のピークを迎えることとなりますことから、ピーク時での年間償還額の額をお答えさせていただきます。ピーク時における一般

単独災害復旧事業債を発行したときの年間償還額は約6億5,100万円でございますので、このうち、交付税措置が約5億4,600万円ございますので、これを除きますと、純粋な一般財源の持ち出しは、差し引き年間約1億500万円になるというところでございます。これが平成35年から平成40年まで、約5年間ぐらい来ますので、その純粋な一般財源の持ち出し1億500万円に5年間掛ければ約5億円以上になりますけど、これに先ほど申し上げました庁舎建設基金、今、6億8,000万円ほどありますけど、これを充当する。要するに、このときまでとっておくことができたならば、今回の庁舎建設はうまく回っていくということを、現在、シミュレーションを描いておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 続きまして、地域情報通信基盤整備に係る自営柱訴訟関係について質問いたします。この質問に対しては、前回、笹山議員も同じような質問をされておりますので、重複するところが多々あるかと思えますけれども、市民にわかりやすいような回答をもって、また、簡潔な回答でお願いしたいと思います。

1回目。そもそもこの地域情報通信基盤整備に係る自営柱訴訟がなぜ発生したのか。訴訟に至った経緯をお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えします。

訴訟に至った経緯についてでございますが、まず、事業の概要について御説明を先にさせていただきます。

地域情報通信基盤整備事業は、本市におけるブロードバンド・ゼロ地域解消を目的に、地域格差是正を図ることを目的として、光ファイバーの敷設等を実施したものでございます。事業に当たり、まず、平成21年9月15日に実施設計・施工監理業務委託について契約を締結いたしております。翌年、平成22年5月11日には議会の御議決をいただき、日本電設工業株式会社中九州営業所と工事請負契約の本契約を締結後、その後、2回の変更契約を経て、平成23年3月28日に同社からの竣工届の提出があり、3月29日に竣工検査を実施、3月31日に同社へ工事代金の入金を行っております。工事請負の最終的な契約金額は2億3,361万5,838円でございます。

次に、事業完了から訴訟に至った経緯でございますが、竣工から——竣工というのは平成23年3月29日でございますけれども——2年後の平成25年4月の会計検査の受検に際し、総務省九州総合通信局から工事図書どおり自営柱が建っているのか、台帳整備や現場確認を行うよう指示がございまして、同社の——同社というのは日本電設工業でございますけれども——担当者への確認、施工前後の写真集の確認、それから、台帳及び図面との突合等を行った結果、実績報告書に記された自営柱250本は誤りで、総数149本であることが判明、確認されたところでございます。このため、自営柱の不足分101本分の費用を835万5,838円と積算

し、同社に対し請求を行いました。同社からの回答は、本契約について不履行はなく、支払いができない。要するに、返納ができないということでございますけれども、そういう回答をいただいたところでございます。交渉不調の結果を受け、損害賠償請求訴訟を提起することとし、平成25年9月市議会におきまして、訴えの提起について御提案申し上げ、議決をいただいた後、同年12月に訴状を郵送したところでございます。

さきの笹山議員への答弁でも申し上げましたが、現在の検証の段階では、事案が発覚した時点で、契約に基づき精算するという瑕疵担保の選択肢もあったのではないかと考えられるところでございますが、協議を尽くしての交渉の余地はないという認識で訴訟に踏み切ったということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） ただいまの総務部長からの回答からは、この損害賠償訴訟の第1の要因は、テレビの地上デジタル放送開始において、難視聴地域へのテレビの地上デジタル放送信号受信用光ケーブルを敷設するため、地域情報通信基盤整備事業に係る自営柱の設置本数を変更契約を結びながらも、竣工検査時に自営柱設置の実設置本数の確認を怠り、工事代金を入金、総務省九州総合通信局からの会計検査が行われるまで、過払いに気づかなかったと解釈いたします。すなわち、工事請負契約における行政側の現場監督担当者等の自営柱設置本数の確認不足が最大の要因と推察いたします。また、本件の訴訟に関しては、過払い工事代金の返還請求時の相手側会社の対応に問題があり、やむを得なかったものだと推察いたします。

続きまして、訴訟の検証において、どのように検証を行ったのか、お尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

今回の事案につきましては、平成21年度の事業着手から始まり、訴訟の提起、それから平成29年7月10日の和解まで、8年間に及ぶものでございます。このため、検証に当たりましては、情報通信基盤整備事業編、それから検証ヒアリング、それから公共工事竣工検査、この3つの観点から実施することといたしました。

まず、1点目の情報通信基盤整備事業におきましては、時系列に基づきまして、事業の概要、訴訟経過、和解内容をまとめております。

次に、2点目の検証ヒアリングにおきましては、時系列ごとに7段階に分けて、当時の関係者からヒアリングを行いました。7段階と申しますのは、まず、1つ目が計画準備段階、2つ目が契約段階、3つ目が工事施工段階、4つ目が竣工検査段階、5つ目が問題発生段階、6つ目が会計検査の段階、最後、7つ目が訴訟の段階ということで、7つに分けてヒアリングを行ったところでございます。

3点目の公共工事竣工検査におきましては、工事の施工監理業務を外部委託した場合につ

いて検証を行っております。これは、内容は先ほど笹山議員のときに詳しく説明をさせていただいております。

検証の結果でございますが、事業完了後、数年を経てから事案が発生したことなど、当時の状況の把握が困難な部分も多く、判断が難しいところもございましたが、次のように総括をいたしております。

まず、この事業につきましては、契約にそごがあったとしましても、事業の目的を完遂していることは事実であり、このことは裁判においても重要な意味を持ち、結果的に精算的な和解に至ったものと存じております。

また、この問題が発生した背景として、国家的な規模で地上デジタル放送への対応が求められる中での事業の組み立て、国庫補助事業による時間的な制限、事業の先駆性、特殊性などへの対応、複雑な難視聴地区である本地域の山間地域を複数抱えていたことなど、事業マネジメントが困難をきわめていたことがあったというふうに検証をいたしております。

次に、訴訟に至った要因といたしましては、国庫補助事業という条件下での公共性の追求が求められたこと、事業の当事者が、市、設計・施工監理受託業者、工事請負業者の3者であり、事業段階から問題発生段階までの協議を行う中で、認識の乖離が生じてしまったこと。また、行政の責任感覚として、自営柱の契約不履行とその対策に意識が集中してしまったことなどが考えられます。しかしながら、そのような要因があったとしましても、今回のような公共投資を行うに当たっては、市に及ぶと予想される債務等の全体像の見きわめを総合的かつ全組織的に行っていればということが、最大の反省点として挙げられるのではないかと検証をいたしております。

竣工検査におきましては、笹山議員の御質問でも答弁させていただきました2点の改善を行っております。まず1点目が、施工監理業務を外部委託する場合には、仕様書に監理報告書を毎月提出することを明記する。それから、提出された報告書については、複数の目で確認をする。そういうふうに見直したということを伺っております。

次に、2点目として、抽出検査を行う場合は、抽出していない部分についても、書類検査において写真や図面を確実に確認することを徹底する。そういうことを見直したということを伺っております。

以上が、検証の中身でございます。お答えとさせていただきます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 竣工検査におかれましては、書類検査、これを確実なものとして、見落としがないようお願いしたいと思います。

次に、和解金の返済において、請求額、弁護士費用等を含むと、和解金の差額はどのように返済される予定か。しかも、庁舎内での自営柱訴訟検証チームからの説明の中で、和解金

の差額の返済方法については、市民への負担は求めないとの説明がありました。それでは、どのような支払方法があるのか、お尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

まず、訴訟費用について御説明をさせていただきますが、これは着手金、弁護士報酬、実費などの総額が、今回の訴訟では171万6,755円となっております。これは確定でございます。民事訴訟における訴訟費用の取り扱いについて、少し御説明させていただきますと、民事訴訟におきましては、訴訟費用は敗訴したほうに請求できますが、この請求できる費用とは、訴訟を提起する際に発生する手数料、それから郵便料などに限定されておまして、弁護士費用は含まれておりません。これは民事訴訟費用等に関する法律第2条に規定をされておるところでございます。このため、民事訴訟におきましては、勝訴、敗訴、和解のどの結果になりましても、弁護士費用は原告と被告がそれぞれ負担することになっております。

今回の訴訟において、弁護士費用を公費、市費で負担しておりますが、これは申し上げましたとおり、勝訴しても、敗訴しても、和解でも、費用を負担する必要があるということでございます。また、訴訟を起こさなければ、和解金の受領もできなかったことを考慮しますと、必要な経費であったと考えておるところでございます。

地方公共団体における弁護士費用の支出の適法性について、全国の事例を調査いたしました。弁護士費用の支出を違法としました住民監査請求において、行政庁として訴訟に参加した場合における弁護士費用については、これは公費支出されるべきであるとの結果が出されたところでございます。このようなことから、弁護士費用につきましては、公費の取り扱いとさせていただいたということでございます。

議員御指摘のとおり、損害賠償請求額835万5,838円に対し和解金は500万円でございますので、その差額335万5,838円が、要するに未回収になったということは、これは紛れもない事実でございます。

御質問の差額分をどのように処理されるのか。要するに、趣旨は未回収分の取り扱いなどを含む責任の所在、これはもう笹山議員がおっしゃった内容と同じではないかと私たちは推察しておりますが、訴訟が和解という形で終結し、今後は間違いなく次のステージへ移行していくものと存じております。現段階では、まず第1回目の検証作業が終了し、軽々しいことは申し上げられませんが、これから先はさまざまな状況が考えられますので、専門家の御意見、御助言もいただきながら、市としての説明責任を果たしていかなければならないと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・」 今後、くれぐれも市民に負担を求めないような措置をとっていた

だきたいとお願いいたします。

続きまして、農業関係について質問します。

第1回目。本市の農家数と農業就業人口の推移について、できましたら2000年から5年ごとの推移を、また、直近の年齢別農業就業人口について、特に60歳以上の農業就業者人口については、5歳間隔の年齢人口をお尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

農林業センサスにおきます本市の農家数、それから、農業就業人口の推移についての御質問でございますが、これは2000年、2005年、2010年、2015年、5年ごとでこの結果をお答えさせていただきます。

それから、2015年の調査につきましては、後ほど詳細に申し上げますが、まず、2000年の調査結果でございます。こちらにつきましては、農家数が1,514戸、農業就業人口が1,778人。2005年、これは5年後ですけれども、1,407戸の1,510人。2010年が1,281戸の1,205人となっております。

2015年は詳細に申し上げさせていただきます。農家数が1,111戸でございます。農業就業人口は958人。また、農家数の内訳がございまして、自給的農家が435戸。それから、販売農家が676戸となっております。また、販売農家につきましては、また3つ区分されておりますので、これもさらに詳細に御説明させていただきます。1つ目が、農家所得の50%以上が農業所得で、1年間に60日以上、自営農業に従事されている65歳未満の世帯員がいる農家、これが主業農家と申しております。これが115戸でございます。それから2つ目が、農家所得の50%未満が農業所得で、1年間に60日以上、自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家、これが準主業農家と申しまして、これが146戸でございます。3つ目が、今申し上げました主業農家、準主業農家を除きました農家、これを副業的農家と申しますが、これが415戸となっているところでございます。

年齢別農業就業人口、これは一番直近ということでございますので、2015年の先ほど申し上げました958人につきまして詳細に、60歳以上が特に細かい区分ということでございますので、お答えをさせていただきます。

まず、40歳未満でございますが、これが45人、40歳代が46人、50歳代が105人、60歳から5歳ごとになります。60歳から64歳までが101人、65歳から69歳までが147人、70歳から74歳までが160人、75歳から79歳までが179人、80歳から84歳までが127人、85歳以上が48人となっております。

このことから、2000年から2015年までの15年間でございますけれども、農家数が403戸の減少。これは約26%の減になります。それから、農業就業人口につきましては、820人が減少しております。46%の減ということでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後 4 時 17 分 休憩

午後 4 時 48 分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、6 番」と呼ぶ者あり）
6 番。平田清吉議員。

○6 番（平田清吉君） 先ほど訴訟関係についての質問の中で、「……」から「……」までの部分の削除をお願いいたします。

○議長（田中 哲君） ただいま平田清吉議員より発言の一部を取り消したい旨の申し出がありましたので、お諮りいたします。

申し出のとおり許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、発言取り消しの申し出は許可することに決しました。（「議長、6 番」と呼ぶ者あり）6 番。平田清吉議員。

○6 番（平田清吉君） ちょっと休み時間がありましたので、どこまで行ったか、ちょっとわからないんですが、2015年の農業の就業人口は、75歳から79歳まで179人、80歳から84歳まで127人、85歳以上の方がまだ頑張って48人もおられると。私は農業の就業は75歳で定年をしたというふうに思っておりますが、75歳以上においても就業しなければいけないというふうに捉えました。

続きまして、第2回目。農業の就業人口は、本市の総人口のピークであった昭和30年時、総人口は当時約4万7,800人おられたということですが、これを境にして、総人口も農業就業人口も減少していることは、回答からもわかるように、明らかになっております。しかも、約8年後の2025年には本市の人口は3万人を割り込むと言われております。よって、農業就業人口はますます減少することが確実となっております。

人口減少と農業就業者の減少が確実となる中、本市の農業政策をどのように考えておられるのか。また、市長は、議員時代に無肥料、無農薬の水稻栽培の経験をされた経緯があるやに伺っておりますが、経験者としては就業期間が少ない農業経験を参考にされ、市長としての本市の農業政策の考え方をお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

現在の国内農業の情勢につきましては、国の農業政策のもととなります食料・農業・農村基本計画やその他の施策に関しまして、冒頭で必ず農業従事者の高齢化や後継者不足、有害鳥獣被害や耕作放棄地の増加など、さまざまな課題が述べられております。私自身、農家の皆様との会議や現場でいろいろとお話をさせていただく中で、本市におきましても同様な課

題に直面している状況があることを実感し、かつ、危機感を感じているところでございます。

こうした中、現在の本市の農業の現状と傾向といたしましては、水田におきましては、米の生産調整と経営所得安定対策も兼ねまして、主食用米の生産が年々減少傾向にあり、飼料作物やWCS用稲などへの転換が増大しております。このことは、平成30年度から米の生産調整が廃止されても、拡大をしていくものと推測しております。また、農業従事者の高齢化や後継者不足、有害鳥獣被害、耕作放棄地につきましても年々増加傾向にあり、何も対策を講じなければ拡大していくものと存じます。

市の対応策といたしましては、主食用米の生産につきましては、生産面積が減少していく中ではございますが、米価の安定と需要に応じた生産を維持していくために、今後も国から示される情報を適切に生産農家の皆様へ伝えてまいりたいと存じます。

また、農地の保全と農業経営を継続していただくために、小規模農家や経営面積の少ない農家、自給農家の皆様には、コスト削減と収益の確保及び新たな担い手の確保のために、農業機械の共同利用や、取り組みやすい作物の選定と推進を行うとともに、集落営農の組織化を推進してまいりたいと存じます。

その他の担い手として、関係機関と一体となりまして、認定農業者や新規就農者の掘り起こしによる育成、確保を経営所得安定対策や農業活性化対策事業、有害鳥獣被害対策など、国、県、市の各種事業の有効活用による支援とあわせまして、引き続き行ってまいりたいと存じます。

さらに、稼げる農業が実現できますよう農業の6次産業化や、農商工連携を県南フードバレーの活用も含めて推進してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 高齢化社会にありまして、農業人口も年々減ってきております。ぜひ稼げる農業の育成に尽力していただきたいというふうに思います。

続きまして、国においては、平成28年4月1日から農業委員会等に関する法律の改正法が施行され、本市においては、平成29年7月1日から農業委員会委員等の選任が行われ、新メンバーによる農業委員会委員及び新設された農地利用最適化推進委員により、農業委員会の活動を始められたようです。

本市の人口減少と高齢化に連動して、農業就業者の減少と高齢化並びに若手農業就業者の減少、担い手不足により、かつて優良農地として管理運営されていた農地が耕作放棄され、荒廃状態にある土地を多く見かけますが、その解消方法について、農業委員会ではどのように解決されようと考えておられるのか、お伺いいたします。

○農業委員会事務局長（荒毛正浩君） 皆さん、こんにちは。それでは、御質問にお答えいたします。

増加している耕作放棄地の解消についての御質問でございますが、農業委員会におきましては、農地の利用状況調査及び荒廃農地調査、いわゆる農地パトロールを8月から10月にかけて、今の新しい農業委員と農地利用最適化推進委員が協力しながら調査をして、本市における耕作放棄地のまず現状把握を行っているところでございます。その結果、復元不可能と確認された耕作放棄地は、農業委員会におきましては、非農地判断議決を行い、農地の所有者の方々に対しまして非農地通知を発送し、農地以外の地目にまず変更していただくということをお願いしているところでございます。

また、復元が可能と判断されました耕作放棄地につきましては、農地の所有者の方に対しまして、今後の利用についてお尋ねいたします農地の利用意向調査を行っておるところでございます。この意向調査結果を受け、高齢化や不在地主等の理由で、どうしても耕作できない方につきましては、近隣で農地を耕作されている方をあっせんしたり、県農業公社の農地中間管理機構や、JAの農地利用集積円滑化団体への貸し付けなど、利用調整を図っているところでございます。

耕作放棄地への対応につきましては、以上のとおりでございますけど、特に中山間地におきましては、耕作放棄地が年々増加する一方で、農業者の高齢化や担い手不足により、それらの農地を実際に耕作される方が見つからないことから、農業委員会でもその対応に大変苦慮しているところでございます。

今後は、集落営農による農地の保全など、地域ぐるみの耕作放棄地の解消に向けた取り組みに対し、農業委員会におきましても積極的に参画していく必要があると存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 農業就業者の高齢化と有害鳥獣が闊歩する中山間地を抱える農業就業者の減少により、かつての優良農地はますます減少し、耕作放棄される農地が増加しております。その解決策として、集落営農組織化による地域ぐるみでの解決方法をお考えのようですが、その集落営農を組織運営する就業者は既に高齢化が進み、しかも担い手不足の現状に直面しているのに、将来にわたって耕作放棄地や遊休農地を解消し、今日以上に元優良農地を耕作、維持管理できるのか疑問でなりません。

続きまして、平成28年4月1日から農業委員会等に関する法律の改正では、農地等の利用の最適化の推進に関する事務を農業委員会の最も重要な事務として位置づけられ、1、担い手への農地利用の集積・集約化、2、遊休農地の発生防止・解消、3、新規参入の促進を必須事務としております。また、農地利用最適化推進委員を新設し、推進委員は担当区域において、1、人・農地プランなど地域の農業者等の話し合いを推進、2、農地の出し手、受け手へのアプローチを行い、農地利用の集積・集約化を推進、3、遊休農地の発生防止、解消を推進といった現場活動を行うとされ、しかも、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推

進に関する指針を定めるとされております。

本市においては、旧農業委員会委員の任期が満了した本年7月1日に選任されたばかりではありますが、本市の新農業委員及び農地利用最適化推進委員の——これまでの2カ月間くらいにはなりますけれども——活動と、今後、どのような活動をされていくつもりか、お尋ねいたします。

○農業委員会事務局長（荒毛正浩君） 御質問にお答えいたします。

先ほど議員のほうからお話がありましたように、本市では、農業委員会法の改正によりまして、ことしの7月から新たな農業委員10名と、新設されました農地利用最適化推進委員15名で、現在、農業委員会活動を行っているところでございます。

これまでの活動状況としましては、7月の定例総会におきまして、先ほどお話がありました遊休農地の発生防止・解消や、担い手の農地利用集積、新規参入の促進などの数値目標を設定しました農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めたところでございます。

また、先ほど答弁しましたとおり、8月からは農地利用最適化推進委員を中心に農地パトロールを実施しておりまして、現在、農地の利用状況の把握を行っているところでございます。

さらに、農業委員会の新体制といたしまして、農業委員会内に農業振興部会、広報部会、農政部会、ひとよし「食と農の絆づくり」プロジェクト会議を設置後、それぞれで年間の活動計画を設定し、農業委員と農地利用最適化推進委員とが連携しながら、さまざまな事業を実施しているところでございます。去る8月30日には、農業振興部会におきまして、市議会の経済建設委員会の皆様方と有意義な意見交換会を開催させていただいたところでございます。

また、市内の中原小学校、東間小学校の2校において、耕作放棄地を活用し、全児童を対象とした農業体験指導、及び一般の方を対象とした野菜づくり体験などの食育活動を、ひとよし「食と農の絆づくり」プロジェクト会議が中心となって取り組んでいるところでございます。

今後の活動としましては、先ほども答弁いたしましたが、現在行っております農地パトロールにおいて把握しました耕作放棄地の再調査を行い、復元可能と判断した農地所有者の方々に対し農地利用意向調査を行う一方、復元不可能と判断した農地につきましては、非農地議決を行った後、その所有者の方々へ非農地通知を発送する予定でございます。

また、7月に決めました農地等の利用の最適化の推進に関する指針における目標達成に向け、新たな農業委員と農地利用最適化推進委員がお互いに協力し合いながら、関係機関と連携しつつ、遊休農地の発生防止・解消や、担い手への農地利用集積、新規参入の促進などの課題に対して取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 農業委員会の各委員の皆様方には、耕作放棄地や遊休農地解消のため、ひいては、本市農業発展のために御尽力と御活躍、御指導を切にお願いしたいと思います。

続きまして、子ども・子育て支援関係について質問いたします。

松岡市長は、2年前の本市市長選挙において、4つの重点プロジェクトと5つのまちづくりの柱をもとに、市民とつくり上げた人吉未来マニフェストとして108の施策、事業を提示されて、選挙戦を戦われ、多くの市民の皆様から賛同と支持を受けられ、見事に当選されました。

今回、質問する子ども医療費の無料化は、市長候補として掲げられました108つのマニフェストのうちの1つを実現化するものです。この子ども医療費の無料化は、市民の幸せを実現するためのまちづくりとして5つの柱を示され、その最初の柱の1、健やかに暮らせる人吉（子育て・福祉・介護）のうちの3つ目の施策、3番、市民全体が健康になる活動の支援のうちのマニフェスト13として掲げておられます。中学校卒業までの医療費無料化を掲げられたいきさつについて、また、市長になられてからの本市税収等の財源状況を把握されてからの考えについてもお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

なぜ、子ども医療費無料化をマニフェストに掲げたのかという趣旨のお尋ねだというふうに思いますが、私が市長選に出馬した当時、市民の皆様、特に子育て世代の若い方たちと直接対話を重ねていく中で、思いを強くしたのが子供の成長、教育、子育ての環境等をどう整えていくかということでした。子育て世代を支え、健やかに暮らせる人吉市を目指していくための具体的施策の1つとして考えたのが子ども医療費の無料化でした。

この子ども医療費無料化につきましては、子育て世代の多くの皆様方が望んでおられる施策でありましたし、子供の健やかな成長を支援するという観点から、私の公約の1つとして上げさせていただきました。来月、10月診療分からの子ども医療費につきましては、いよいよ完全無料化とする制度へ移行いたします。これまでさまざまに御議論をいただいてきた中で、本年3月定例会に関係条例改正案を御提案申し上げ、御承認をいただいたところでございますが、まずはスムーズな制度移行へ向け、現在、医療関係機関の皆様への御理解と御協力をいただきながら、保護者の皆様への周知にも努めているところでございます。10月から子ども医療費の完全無料化実施によりまして、子育てに係る経済的負担感の軽減に寄与できると考えておりますので、ひいては、人吉市における少子化の進展に少しでも歯どめがかかればと期待するところでもございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 皆さんも御存じのとおり、現在、国の子ども医療費助成制度は、子ど

も医療費の自己負担を小学校に入学する前の乳幼児は2割、小学生以上は大人と同じ3割を窓口で支払うようになっており、全国どこに住んでいても条件は同じですが、現在は子ども医療費助成制度により、自治体独自の予算で医療費の負担を減らすことができるようになっていきます。

ちなみに、昨年4月時点での医療費の自己負担を無料化している自治体は986あり、全体のおよそ57%に上っているそうです。熊本県内の45市町村においても、約半数の自治体が子ども医療費無料化を図っております。また、現在、子供の通院に係る医療費の助成を行っている自治体は、中学校卒業までを対象にしている自治体が930で最も多く、次に多いのが小学校に入学するまでで337、小学校卒業までが185、高校卒業までが201となっているそうです。

このような中、ある自治体では、大学を卒業するまで医療費の負担を無料にした自治体もあるそうです。確かに多くの自治体においては、少子化対策の一環と、貴重な幼い子供たちの育成のため、子ども医療費を無料化する自治体がふえているのは事実です。

ところで、この子ども医療費の無料化の発端は、財政豊かな東京都から始まったと聞いております。現在、本市における子ども医療費助成制度は、一部負担助成制度をとっておりますが、10月から中学校卒業までの医療費完全無料化とするための財源の確保は、本市の人口の減少が確実なものとなっている中、しかも市税の減少も現実化している中、本当に将来的に財源の当てはあるのか、お尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

子ども医療費無料化に伴う財源について、今後、どのように見込んでいるのかとの御質問でございますが、大きなものとしたしまして、平成29年度で広域行政組合のクリーンプラザ施設建設に係る起債の元利償還が終了することがございます。また、今後、予想されますクリーンプラザ大規模改修につきましても、広域行政組合と具体的な協議を行い、実施年度及び負担金の平準化などについて御了承をいただいているところでございます。これによりまして、向こう10年間の本市の負担金の動向を見きわめた上で、まとまった一般財源の確保が可能となり、これまで一部御負担をいただいております中学校3年生までの子ども医療費につきまして、10月診療分から無料化を実施させていただくところでございます。

このように、一定の財源確保は見通せたと存じておりますけれども、今後も総合計画、実施計画、財政計画に基づく計画的な財政運営の中で、後年度に過度な負担とならないよう、健康福祉部といたしましても各事業の動向を見きわめ、経費の抑制を図るなど、支出を抑えていくことも念頭に置きながら、また、財政当局とも十分に協議をしながら、さらなる財源確保に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 平成29年度でクリーンプラザ施設建設に係る起債の元利償還が終了するため、一般財源の確保が可能となり、財源の確保は見通せたとのことですが、これから新市庁舎建設のための起債も始まります。また、既に本市の年間歳出予算にも匹敵する起債も抱えております。しかも、執行予算の見直しをしないまま、将来にわたって一般財源の確保ができていけると言えるのでしょうか。また、ライフライン及び公共施設等の老朽化が現実視されている中、整備事業の延期により財源の確保を図る予定ではないでしょうか。

また、厚生労働省では、子ども医療費の無料化を進める自治体に対しては、国民健康保険の公費負担を減額する等のペナルティーを科すとしております。国民健康保険被保険者の負担増につながるのではないかと危惧しているところです。いま一度、中学卒業までの医療費を無料化とするための財源の確保については、各事業費や人件費等の見直し等による財源の確保に努めてもらいたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問の全てを終わります。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）（登壇） 13番議員の福屋法晴です。通告に従いまして一般質問を行います。通告は、市庁舎建設から、建設に伴う解体工事について、庁舎建設について。市民の声から、空き家対策について、外国人旅行者について、質問をしております。

また、今週末から人吉球磨において、第72回熊本県民体育祭人吉球磨大会が開催されますので、人吉市選手団をしっかりと応援させていただきたいと思います。また、本市女性消防隊の全国大会での活躍と優勝を目指していただくよう、また、こちらのほうも応援をしていきたいと思います。

また、空き家対策についての質問に、答弁者として農業委員会からの答弁が必要となりましたので、通告には入れておりませんでした。農業委員会事務局長の答弁をお願いしたいと思います。なお、事前に議長からは承諾をいただいております。よろしく申し上げます。

それでは、市庁舎建設から質問いたします。

まず初めに、人吉市が新しくつくる市庁舎建設に伴う解体工事について質問してまいります。

初めに、市庁舎建設に伴い、解体をしなければいけない建物の入札が行われました。これまでの解体工事に関する流れについてお尋ねをしておきます。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

既存建物の解体工事、旧保健センター、旧勤労青少年ホームの解体工事のことと存じますので、その一連の経過について、現状を御説明いたします。

旧保健センター、旧勤労青少年ホーム等の解体工事につきましては、ことし6月8日に電子入札の開札を行っております。開札の結果、全ての業者の入札金額が、市が設定いたしました最低制限価格を下回っておりますため、落札者がおらず、入札不落となったところで

ございます。この入札不落の結果を踏まえまして、設計書の積算について精査をいたしましたところ、設計書の積算と市内における解体工事の実勢価格との間に開きがあることについて確認をしたところでございます。

国土交通省の発注関係事務の運用に関する指針におきましては、入札が不落となった場合、入札参加者からの工事の全部または一部について見積もりを徴収し、その妥当性を適切に確認しつつ、当該見積もりを活用することにより、積算内容を見直すという手法が示されておりまして、本市におきましても、人吉市工事指名競争入札参加者選定審査会におきまして検討を行い、入札に参加した全ての業者から詳細な見積書の徴収を行った上で、設計の見直しを行うことと決定いたしております。見直し作業に関しましては、8月末には完了いたしておりますので、今後、速やかに2回目の入札を執行することといたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 不落になった原因というのは大体わかったんですけど、また、今月、2回目の入札をされると思うんですけども、そのときに人吉市が行う解体工事の入札参加についてですけど、どのような決まり事とか、格付とか、そういうのが必要なのか。また、熊本県の建設業者のランク、これはどのようにになっているのか。また、入札方法についてお尋ねをしておきます。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

現在、解体工事に関しましては、建築業法における土木一式、建築一式、とび・土工、それから、解体の許可を受けている種類に応じて受注できる解体工事の範囲が定められております。本市におきましては、土木一式、建築一式、とび・土工の3工種について、業者の格付を行っておりますので、工事の規模に応じて業者の選定を行っておりますところでございます。

次に、熊本県における業者のランクづけと入札方法についての御質問でございますが、公表されている範囲では、熊本県におかれましても、解体工事についての建設業者のランクづけはされていない状況でございますので、本市と同じく、案件ごとに業者の選定を行われているものと存じます。熊本県におかれましては、昨年の熊本地震以降、工事の発注に大変苦労されているとのことございまして、解体工事につきましても、指名競争入札、それから条件付き一般競争入札、そして随意契約といった方法で、現在、発注をされていると伺っております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） それぞれの自治体独自の入札のあり方でされているということなんですけど、今回の解体について最低制限価格が設定されていたとことですが、解体工事に最低制限価格というのがなぜ設定されなければならないのか、その必要性についてお尋ねをして

おきます。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

御質問の最低制限価格と申しますのは、公共工事における品質の確保及びダンピング受注による弊害を防ぐことを目的といたしまして、入札の際に設定するものでございます。入札におきましては、予定価格以下で最低の価格で入札をしたものを落札者といたしますが、この最低制限価格を設定した場合におきましては、最低制限価格未満の価格で入札をしたものについては落札者とせず、予定価格以下で最低制限価格以上の価格で入札したものの中で、最低の価格で入札したものを落札者といたしておるところでございます。現在、本市におきましては、全ての工事の指名競争入札において、最低制限価格を設定して入札を行っておるところでございます。

議員から御指摘いただきましたとおり、解体工事に関しては、建築工事とか土木工事といった他の工種と違い、成果品としての構築物がございませんので、最低制限価格の設定については、これはもう全国的にさまざまな対応がとられているというところでございます。今回の旧保健センター、旧勤労青少年ホーム等解体工事につきましては、ほかの工事と同様に最低制限価格を設定した結果、入札不落となったわけでございますが、今後におきましても、冬場にかけて、麓町の本庁舎を初め、複数の解体工事の発注を計画しておりますので、これらの解体工事に関しまして、最低制限価格の設定の有無については、これはもうしっかり検討していかなければならないというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 部長の今の説明でわかるんですけど、成果と言われましたから、それに関しては、やはり最低であってはいけない、いいものをつくらなければいけないと思います。でも、解体に関しては、更地にした場合に、そこで成果というのではないと思うんですよ。そこでは、やはりいかに安く、いかに早く、いかに解体するか、そういうことだろうと思います。

そこで、その解体するときには、じゃあ、市のほうで何も解体に関しては制約はないんだったら、誰でもいいんじゃないかなというのがあるんですけど、今回はどのような解体に伴い指名された指名業者は何社であったのか、また、今回の指名業者は全て自社廃棄処分などのできる業者だったのか、お尋ねをいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

今回の解体工事の入札に際しまして、合計8社の業者を指名いたしております。業者名は、味岡建設株式会社、三和建设株式会社、双栄建設株式会社、光進建設株式会社、株式会社速永工務店、丸昭建設株式会社、株式会社岩井工務店、宮原建設株式会社、以上8社を指名いたしましたところでございます。

2つ目の御質問、指名業者の全てが自社廃棄処分ができる業者であるのかという御質問でございますが、本市におきましては、工事の入札に参加する建設業者が、産業廃棄物処理の処分業や収集運搬業の許可を有しているかについては、正確に把握はいたしておりません。また、解体工事の入札における指名業者の選定におきましても、産業廃棄物処理の許可の有無については条件としていないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 前回入札がされて、会社名もお聞きしましたが、人吉球磨のそうそうたるメンバーですね。このメンバーがどうして不落を起こすのか。そして、ましてや、産業廃棄物の許可が要らないというんだったら、じゃあ解体されたときにそれを野積みをするのかとか、それはどこにその産廃の処理をされるのかとか、こういうのは積算をしていったら、不落をするということは、私は考えられないんじゃないかなという感覚で、何はともあれ、市民からしたら、先ほども言いましたけど、1円でも安く解体したほうがいいんじゃないかなと。それは先ほどと一緒に、成果ではありませんので、いいものをつくるわけでもないですね、解体には。ということをし添えておきたいと思いますが、また、先ほど、この解体工事において、入札は電子入札とお聞きしました。熊本県において、また、近隣の市町村の現在の入札の方法、解体工事及び新規建設工事についてどのようにされているのか、お尋ねをいたします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

本市におきましては、平成29年度から熊本県電子入札共同利用システムに参加をし、インターネットを使用した電子入札の運用を開始いたしております。平成29年、ことしの4月以降に、本市が発注する工事のうち、競争入札を行うものにつきましては、工種にかかわらず、原則として電子入札により行うものとしたしております。熊本県を初めとする他の参加団体におかれましても、同様の状況であるとお聞きしておるところでございます。

この人吉球磨地域、圏域の市町村からは、本市が初めての参加団体となっておりますので、この圏域におきましては、現在のところ、球磨地域振興局、それと人吉市が電子入札を行っておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） これからほとんどが電子入札になっていくんじゃないかなと考えます。そこで、電子入札の場合には、昔いろいろ言われたですね、談合とか。そういうのもできないんじゃないかな、でも、あってもいいんじゃないかなという気もあります。そこで、電子入札をするのであれば、こういう不落を起こすようなことがないように、できれば予定価格を、以前にも言いましたが、公表しても問題はないんじゃないかなと考えます。この公表を

することがなぜできないのか、お尋ねをいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

まず予定価格の説明をさせていただきます。予定価格とは、入札における落札額の上限となる価格でございます。落札者の決定の基準となるものでございます。本市におきましては、現在のところ、入札が終了して、契約を締結した後に予定価格を公表する、いわば事後公表という形で情報公開を行っておるところでございます。

議員から御指摘いただきましたとおり、電子入札システムの参加団体のうち、予定価格の事後公表を行っているのは本市のみでございます。本市以外の団体におかれましては、予定価格を入札の前に公表する事前公表を行われているところでございます。

事前公表を行わない理由についてでございますが、予定価格の事前公表を行った場合の問題点といたしましては、予定価格が目安となり、競争力が低下し、落札率の高どまりが発生すること、積算能力が不十分な業者でも受注する事態が生じること、それから3つ目が、談合が容易に行われる可能性があることなどが挙げられております。

近年の動向といたしましては、国からは地方自治体に対し、事前公表により生じる——今まで私が述べました弊害——3つの弊害を踏まえて、事前公表については取りやめなどの適切な対応を行うよう、現在、国から指導がされているような状況でございますので、予定価格の公表につきましては、本市の場合は、電子入札導入以降も事後公表により運用を行っていきたいと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） ということは、今後、いろいろなものは全部、国からの指導のもと、そういう事後公表の方向に向かっていくということで理解してよろしいんですかね。私はどちらかというと、やはり予定価格を先にしたほうがいいんじゃないかなと。こういう解体工事に関しては、もうなるべく不落を起こさないように、これぐらいの予定でちゃんとした工事をしてくださいよというのが普通で、成果をするときには、今度庁舎建設もあります。こういうときには、やはり予定価格が一番いいやつですね。一度、昔、入札について質問もしていますが、そこに持っていくためには、いい材料を使って、いい人件費を使って、いいものを建てるのが当たり前であって、でも、解体するときにはそれは余り関係ないんじゃないかなというのが私の感覚です。市民の感覚もそうだと思います。だから、そのあたりは、今後、考えていっていただきたいですし、それぞれの自治体でできるという答弁がありましたので、考えていただきたいと思いますが、9月ですか、今月にまた第2回目の入札が行われるということで、先ほど答弁がっておりますが、今回、落札者がいないとき、また次回の入札で、今回の入札のメンバーはどのように変わっていくのか、このことについてお尋ねをしておきます。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えします。

1回目の答弁でお答えしましたが、現在、入札が不落となりましたので、設計見直しを行ったということは、先ほど申し上げたところでございます。入札が不落となり、設計の見直しを行った場合におきましては、人吉市工事入札事務処理要領の規定によりまして、原則として、指名業者については変更することなく、再度の入札を行うことといたしておりますので、本工事につきましても、1回目の入札と同じメンバーにより、2回目の入札を執行することといたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） また同じメンバーということで、今回、また入札されるときに、多分もう設計など提案してあると思いますので、できましたら早く、それが入札が行われて、解体に進んでいくということを進めていっていただきたいと思います。このことについては、また庁舎の解体がありますので、そのときにもう一度、質問させていただきたいと思います。

これに関連してですけど、先ほど平田議員も庁舎建設について質問をしていただいているんですが、私は、その合間を縫ったような質問をちょっとさせていただきたいなということで、質問していきます。

まず初めに、解体が遅くなればなるほど、新市庁舎の建設がおくれるのではないのでしょうか。ことし1月の事業スケジュールにおいては、平成29年7月から既存建物の解体が行われ、その後、水路つけかえ工事、市道整備工事が行われ、平成30年7月に新市庁舎建設工事が始まることで計画が進められていましたが、発注が少しおくらせていますが、平成29年4月の事業スケジュールでは、既存施設解体工事は1カ月ほど早くなっています。事業スケジュールが提案されるときにばらばらに策定されているように思いますが、今後、解体工事がおくれることで、新市庁舎建設が計画どおりに進めていくことができるのか、お尋ねをいたします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

現行の新市庁舎建設事業のスケジュールでございますが、6月の特別委員会において、小永野第一雨水幹線改修工事の整備方針についてお認めいただき、あわせて、新市庁舎の供用開始時期を当初の平成32年10月ということで決めておりましたが、その雨水幹線の改修工事のつけかえが出てまいりましたので、平成33年4月ごろになるということで、変更させていただいたところでございます。

議員御指摘のとおり、旧保健センター及び旧勤労青少年ホームの解体撤去工事が、現在、諸般の事情で発注がおくらせておりますが、来年3月には竣工予定でございますので、新市庁舎建設事業への影響はないところでございまして、引き続き、計画どおり進めていくことに変わりはございません。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 計画が立てられてから、今現在でも半年ぐらいおけているということですので、建築に関しては、そこまでの間のスパンをとってある基本計画とか、実施計画がとってありますので、大丈夫だと思うんですけど、その中でいろんな問題が出てくると思っていますので、もうくれぐれも建設の始まりだけはおくれないように、しっかり調整をしていただきたいと思いますということです。

そこで、2点目に、前回、吹き抜けについて、必要なかということで質問させていただきましたが、その後、検討していただき、本当にありがとうございました。そこで、せっかくなら、2階部分に回廊を設置していただき、そこにあの空間、広い空間に絵画とか、書道とか、人吉市に伝わる玩具とか、子供たちのいろいろな絵、こういうのを展示するようなエリアというのを確保することができないのかなということで、実施設計までにいろんな意見を出してくれと言われておりますので、そのことについてお尋ねをしておきます。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えします。

新市庁舎のエントランスホールの吹き抜けの活用に関する御提案をいただいております。この間、らせん階段ということでお伺いしております。エントランスホールは、来庁者が唯一、開放感を味わえる空間でございます。また、緊急時に避難できるスペースでもございます。

議員からの御提案、らせん階段は、見た目は非常に美しいものを持ち合わせておりますものの、半面、昇降しにくい、回っていますので、非常に言いにくいんですけど、昇降しにくい一面もあるところでございます。このスペースは、さらに防火区画となっております関係で、法的に制約がかかるということで市庁舎建設推進室は予想しており、非常にありがたい御提案で、本当に心苦しいんですけど、実現については、検討はしてみますけれども、非常に厳しいのかなというふうに存じております。

ただ、エントランスホールに併設する予定の（仮称）市民コーナーにおきまして、情報発信スペースとして、市民の皆様を活用していただけるような空間を計画してまいりますので、議員御提案の内容に寄り添うような形で、今後、その活用方法を検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 井上部長から非常にありがたい、検討してみるというような、まさか発言をいただけるとは思いませんでしたので、実施設計に向けて、このあたりは、やはりせっかくなら50年、60年の建物をつくっていくわけですから、もうそれまでにしっかり検討していただきたいと思っております。

そこで、ちょっと今度は内部から外部に向かって質問しますが、外部構造についてはどの

ような構造なのか、お尋ねをしておきます。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

現在の基本設計では、屋根は陸屋根で、お尋ねの外壁ですけれども、人吉城やぐらや城下町を感じる要素を取り入れた外壁面を、現在、検討することといたしております。また、執務環境に配慮し、建物外周には日射遮へい効果のある深いひさしを設けることといたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 外部構造で、「人吉らしさ」といいますか、やぐらや城下町を感じる要素ということで、城を感じるんだったら、しっくい壁みたいなやつで、それに似せてつくるのかなということで、このあたりは特別委員会のほうで審議をしていただきたいと思えます。

次に、人吉市は、免震構造で防災機能を持った防災拠点として新市庁舎建設を予定しておりますが、方向について、建築物の方向性について、ちょっとお尋ねしますが、新市庁舎は、朝から朝日が当たり、昼からは西日が当たり続けます。庁舎内部での温度調整について、設計に当たり、どのような検討がなされてきたのか。西側の市道19号線青井西間線と向き合うように玄関が計画されています。一日中、強い日差しから逃れることができませんので、この日差し対策について、どのような提案がされてきたのか。庁舎内での検討が行われたのか。また、完成図をちょっと見させていただいたんですが、ほとんど全面ガラス張りの構造物のように見えたんですが、夏場にこの中で仕事をされる職員の方に影響はないのか。こういう日差し対策についての考えについてお尋ねをいたします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

山下・本田・月足特定建築設計共同体からは、新市庁舎の向きに対しましては、現行計画の西向き庁舎、それから南向き庁舎、2案が上がってきたところでございます。市庁舎建設検討会議におきまして、新市庁舎の向きを絞り込むに当たり、敷地の広さ、敷地の形状、周辺からのアクセス、水路整備工事、道路整備工事、建物の用途、規模を踏まえ、さらには、さまざまな比較要素を加えるなど、これはかなり時間をかけて検討協議したところでございます。特に西間別館との動線、それから、一番問題としましたのが周辺の住環境に及ぼす影響への配慮、これは一本杉団地がございまして、プライバシーの保護が最大の課題でございました。敷地内の動線計画、駐車場等の配置など、重点的に議論を行ったところでございますが、庁舎建設検討会議では賛否両論、意見が分かれたので、1案には絞り込まず、この2案のまま行政経営会議にその判断を委ねたところでございます。

行政経営会議におきましても意見は分かれてましたが、最終的に西向き庁舎を支持する者が多く、結果、現行計画と案を成案として、特別委員会へ市執行部案として提案、そして、説

明を行い、御了承をいただいたということでございます。

御指摘のとおり、新庁舎を西向きとした場合、特に対策を施さなければ、日射により空調機の負荷が高まりまして、また、日差しにより業務に支障が出てくる可能性もございます。このため、開口部には複層ガラスを用いて断熱性能を確保、西面にはLow-Eガラスという遮熱性の高いガラスを設け、日射負荷を制御いたします。また、執務室内ではブラインドを設置するなどの対策を施し、断熱性、遮熱性を高め、日射を抑制することで、適切な空調機器の選定、それから執務環境の確保が可能となります。ということで、これは山下設計、特に一番大もとをつくっておられる山下設計のほうからも、我が国の庁舎の最も高いレベルでの提案をいただき、そういう状況であるならば、西向きの庁舎でも十分対応可能ということも御説明をさせていただいたところでございます。状況的には、なかなか西向き庁舎に決まるまでの議論はかなり高いレベルで、そして、たくさんの御意見をいただきながら決定したということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 行政経営会議でいろいろ議論されて決定いただき、委員会でも決定いただき、全員協議会でも説明をいただいていたわけですけど、いただいた中で、私なりに、いや、私のところもちょっと西向きなんですけど、日差しがすごくて、エアコンがやはり倍のエアコンですね、平米数によれば。そういうのを付けておりますので、庁舎内でいろんな検討がされたのかなということで、この件の1つ提案ですが、執務室の内側にブラインドをつけても意味ないんですよ、これは。ガラスというのは耐熱性でやっても中に入ってきますから、外側にブラインドをつけるんだったらいいんですけど、内側につけるといいうときに、遮熱性の高いガラスということですので、どれぐらいのガラスなのか、今後、また委員会のほうでその辺もしっかりと示しながら、全協でも示していただきたいなと思いますので、どうぞよろしく願いしておきます。

そこで、関連で、現在、別館で夏場と冬場では、南向きなんですけど、それでもガラス張りですね。あそこに行くと非常に暑いんですね。だから、別館のほうで、これまでにどれぐらいの金額の差が出てきたのか、お尋ねをいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

西間別館の平成28年度の月別電気使用料をもとに、夏場を7月から9月まで、それから冬場を12月から2月までと仮定し、コスト差を月平均使用料の比較でお答えをさせていただきます。

まず、夏場でございますが、7月が32万4,180円、8月が46万1,175円、9月が45万3,580円となっております。この3カ月を平均いたしますと、夏場の1カ月当たりの電気使用料は41万2,978円となっております。

次に、冬場でございますが、12月が34万9,148円、1月が37万3,083円、2月が51万5,057円となっております。3カ月を平均いたしますと、冬場1カ月あたりは41万2,429円となり、余り変わらないような状況の結果が出ております。

夏場と冬場の電気使用料の差は、比較いたしますと、平均値で549円、夏場が若干高い使用料になりましたが、ほぼ同額の結果となりました。あくまで平均値から比較しました結果でございますので、参考として捉えていただければと思います。私も2年間ほど西間別館にいましたけど、やはり夏場は相当暑いということは感じております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 今の答弁の結果からわかるように、やはり夏場は、7月、8月、9月、西日の強さによってやはり金額が上がっていくんだなと。冬場は、逆に、12月から2月、寒暖の差ですね。寒くなればなるほどやはりお金が要るんだなと。そういうところをしっかりと協議してほしいなと。そういうところをしっかりと協議してほしいなと。まだまだ実施設計が残っておりますので、そのあたりをどのように、今後、皆さんから提案をしていただくのか、全協を楽しみにしておきたいと思っております。

それで、こういうことを考えながら、職員の方が一番あそこで仕事をされますので、前回、職員組合と話し合いを行ってくださいということをお願いをしておきましたので、その話し合い、その中で意見とか要望、どういうものが出たのか、お尋ねをいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

これまでの職員組合との労使交渉の中で、適時、市庁舎建設に関する情報提供を行ってきたところでございます。直近では、先般、7月31日に行われました労使交渉終了後に、市庁舎建設推進室と職員組合との意見交換の場を持たせていただいたところでございます。その中で出されました意見、要望としましては、各課の配置計画や、執務室内の広さ、動線及び空調、休憩所など、福利厚生施設を初め、職員側に立った職場環境の適正な整備を求められたところでございます。要望内容を満たしているもの、対応に検討を要するもの、対応が難しいものなど、さまざまございますが、今後も引き続き、意見交換の場は設けていきたいと存じております。

市民目線でのよりよい施設整備は当然のことながら、やはり職員が働きやすく、市民サービス向上に寄与できる環境整備という点にもしっかりと目を向けながら、今後、取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 職員と市庁舎建設に関する情報交換もしていただいて、要望も受けていただき、また、実施設計が行われる中での意見交換などを常に行っていただきたいと思

ます。

きょうですか、市長からいろいろ調査されたときのお話がありました。私は、1階は市民が集う場所ですので、市民のことも最重要に考えていただきたいと思いますが、そのほかの2階とか3階なんかの執務室は、やはりそこで働く人たちがいかに快適に仕事ができるかというのが、人吉市民に最大のお返しといえますか、返せるんじゃないかなど。だから、1階は市民が行ってみたいとか、行っても楽しいなって、言ったらいけないかもしれませんが、そういう場所であって、そのほかは、2階、3階、4階、このあたりは、やはりもう全ての職員、議会もそうですが、一生懸命仕事ができる場所を今後つくっていただきたいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

そこで、ちょっとテレビを見ていたら、熊本地震のテレビを見てたんですけど、今回、人吉市が建設を予定しています新市庁舎の完成図を提示していただいたんですが、熊本地震前の八代の市庁舎とそっくりなんですよ。八代市庁舎は、今回の地震により、人吉市と同じく建てかえが必要となっておりますので、人吉市が建設を予定しております新市庁舎は、人吉市独自ではなく、設計は同じものではないかなと私は思いました。もし同じものであれば、また地震で半壊するんじゃないかなと。免震にはなっていますが、そのあたりはちゃんとクリアされているのか、お尋ねをいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

新市庁舎の設計につきましては、新市庁舎建設基本構想、基本計画に基づき、施設整備方針を踏まえ、建設地の特性に配慮した規模、構造、具備すべき機能、人員規模に応じた配置計画、それから空間構成など、多角的な視点から建築計画を作成し、本市独自の基本設計を作成したところがございます。これは他の自治体の設計を参考にしている、ということは行っておりません。そして、まして八代市の庁舎も、本市の麓町庁舎と同じぐらいに古い庁舎でございますので、要するに、もともとそのできた時代が全然違うということがございますので、似てはおりますけど、全くその機能は比較にならないぐらいの差があるということをお申し上げておきたいと思っております。

庁舎の外観につきましては、全国的な潮流としまして、費用対効果を踏まえた構造で、シンプルかつ機能性を重視したデザインを採用されているケースが多いため、似たような外観を持つ庁舎も多いのではということ、当時、うちは昭和37年の建設なんですけど、この時期に建てられた庁舎というのは大体似ています。宇土市役所もそうですし、そういう庁舎というのは、自然とある程度、その時代をイメージしたようなところでつくられておりますので、そういうこともお感じになるんじゃないかなというふうに思っています。

新庁舎は、議員も申されましたけれども、震度7程度の大地震にも耐え得る基礎免震構造を採用しております。地震後も防災拠点として速やかに業務再開できる堅牢な庁舎でございますので、その辺はしっかり庁舎建設に関しては申し上げておきたいというふうに思ってお

ります。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 昔の建物と一緒にでは困るんですけど、私がテレビを見た感覚で、あ、似ているなということで、いろんな人と話したときに、似とるよねというような話になりましたもので、そういうことで聞いてみました。

そこで、市長のその地域における説明会というのがありまして、そのときにお話をされていましたが、担当課だったと思うんですけど、市道19号線、西間方面から駅のほうに向かうときに、車での入り込みについてちょっとお尋ねしますが、あの設計図面というのには右折レーンが確保されていないように思います。議会に対して、市庁舎から出ていくための右折レーンは確保するという説明をいただきましたが、西間方面からの右折レーンについては説明をいただいているように思います。そこで、なぜないのか、また、もしなければ、あの国道につながる道、人吉市の顔である人吉駅に向かうところで大渋滞が起こるんじゃないかなということを考えています。マラソン大会とか、花火大会とか、あそこは非常に混みますね。この安全対策、右折レーンがないということ、この安全対策についてどう考えておられるのか、お尋ねをします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

議員が指摘されましたとおり、公表しております配置計画図や完成予想図には、市道19号青井西間線から新市庁舎へ入るための右折レーンは、今のところ、表示はされておませんが、これはもちろんアクセスの向上、さらには安全の確保を図るためには必要でございますので、今後、道路管理者、それから、警察署と右折レーンの設置検討を行うことといたしております。

右折レーンの設置につきましては、当然近隣所有地の土地の売買等にも絡む内容も含まれてきておりますので、あわせて、関係地権者との用地交渉等が未実施の段階で、現在、計画を公にすることは適切ではないという判断から、公表しました配置計画図及び完成予想図への右折レーンの反映は控えさせていただいているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 十分検討していただきたいと思います。新庁舎ができて、まず初めに起こったのは、入り口で事故があったというのがあっては一番いけないと思いますので、どうぞそのあたりは、しっかり今後、検討していただきたいと思います。

そこで、提案といいますか、西日対策ですね、先ほどのについてなんですが、ランニングコストを抑えるため、新市庁舎、また、上からドローン撮影といいますか、上から撮った写真がありましたので、西間別館の屋上に太陽光を設置したら、少しでも電気料も賄うんじや

ないかなということをお考えしたので、検討していただけますかねということで、その太陽光の設置というのは考えておられるのか、考えていないのか、その辺をお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

基本設計におきましては、太陽光発電システムの設置については、費用対効果が現在でははかれない。要するに、わからないということで判断し、設置は見合わせているところでございます。

その理由でございますが、新市庁舎の屋根については、屋根の部分、一番上ですよ。空調機の室外機、それから、非常用発電機、防災行政無線等の各種アンテナ等を設置いたしますので、仮に、太陽光パネルを設置する場合、20キロワットの太陽光パネルの設置はこのくらいが限度になってくるのではと存じております。さらに、20キロワットの太陽光発電システムでは、仮に発電電力を新市庁舎内で使用する場合と、全量を売電する方式に条件を設定し、30年間のライフサイクルコストとイニシャルコスト、ランニングコストを算出しまして比較をいたしました結果、それぞれ、やはり費用対効果ははかれないという結果が判明いたしましたところでございます。

いずれにしても、太陽光発電システムをつけるか、つけないかは、費用対効果、災害時の活用、環境配慮などを踏まえ、今の費用対効果ははかれない現状ではございますけれども、いま一度、実施設計の中で検討していただかなければならないと存じております。

なお、西間別館へ太陽光発電システムをつけるか、つけないかということにつきましては、これはリノベーション、改修工事の設計の中で検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 太陽光発電の費用対効果というのは、これは日々変わっていくと思うんですよ。早くつけば高い値段で買い取っていただけましたけど、今はどちらかなというところがあります。ただ、パネル自体に対しても、日本製のいいやつだったら、その効果は出るんじゃないかなということもありますので、またそのあたりの改修のときに、その検討をしていただければなということで要望しておきたいと思っております。

そこで、新市庁舎建設の事業スケジュールは、可能な限り、工事期間の短縮を図るということを事業スケジュールの中に明記をされております。市民の利便性を一番に考えていただくことが一番大切であり、部署が、現在、分散をしていますので、職員の方々の仕事の能率を考えても、もう一日も早く完成をしていただきたいと思います。今後の取り組み方について、松岡市長のお考えをお尋ねをしておきます。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

一日も早い新市庁舎の完成に対する今後の取り組みについてでございますが、昨年の熊本地震の影響で麓町庁舎が閉鎖され、庁舎機能を仮本庁舎、西間別館、第2別館など、複数に

分散移転しておりまして、市民の皆様には多大な御迷惑をおかけしているところでございます。また、周辺にお住まいの皆様等への影響という点でも、工事期間をできる限り短縮する必要も感じております。こういった点からも、新庁舎については、一日でも早い完了、供用開始が求められているところでございまして、市役所、各部局、職員一体となって、チーム人吉として全力で事業に取り組んでいるところでございます。

新庁舎建設事業につきましては、スピード感をもって進める必要がございますが、100年に一度の一大事業でもございますので、課題ごとに議会の御協力と御指導を仰ぎながら、堅実性も兼ね備えた事業として取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 市庁舎建設については、人吉市民の安心で安全な防災機能を兼ね備えた重点拠点として、さらなる検討をしていただき、検討に検討を重ねて、未来に手渡して、後世の方々が、あ、これはいい市庁舎を松岡市長はつくったんだと言われるように、実施設計の段階でも検討をしていっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いしておきます。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後6時09分 休憩

午後6時19分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） それでは次に、市民の声から、空き家対策について質問してまいります。

空き家対策については、何度か質問がこれまでに行われておりますが、空き家なのか廃屋なのか、判断ができない状態ではいけないと、平成25年、人吉市廃屋対策条例が設置されております。この条例は、住むには危険な状態であるということだと思っておりますが、空き家は住人がいなくなり、住めるけど、どうにかしてほしい住宅だと思っておりますが、今後について、自治振興課空き家対策係において、これまでの検証報告をまとめていただき、説明をしてもらいましたが、9月の全員協議会においても、空き家等対策について、今後の目的、動向及び予算について説明をいただきました。平成27年5月施行の空き家等対策の推進に関する特別措置法に伴い、人吉市廃屋対策条例の見直し及び廃止を検討しているとのことですが、空き家等対策の策定を行うことで、新しく条例を策定するので要らないということなのか、お尋ねをいたします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

まず、人吉市廃屋対策条例、これは全国に先駆けまして平成24年9月に公布され、平成25年1月に施行をいたしております。その後、国が平成26年11月に空き家等対策の推進に関する特別措置法なるものを公布し、翌年5月から全面施行をしております、その第6条に、「市町村は、その区域内で空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空き家等に関する対策についての計画を定めることができる。」と規定しておるところでございます。要は、うちは国よりも早く、この廃屋に関しての対策条例をつくって、取りかかっていたということでございます。

この後、空き家等対策の推進に関する特別措置法、「特措法」が複数回出てまいりますので、これから「特措法」と呼びますけれども、特措法は広義であり、言うまでもなく、これはもう上位法であるということでございます。このことに鑑み、廃屋対策条例またはそれに類する条例を特措法よりも早く制定された自治体は、それを廃止し、新しく空き家等対策の推進に関する条例なるものを制定されておりますし、制定されていなかった自治体も、現在、特措法制定後に、それに準拠した条例を制定されているようでございます。

本市の人吉市廃屋対策条例の改廃についての御質問でございますが、現時点におきましては、この廃屋対策条例の所期の目的は達成されたと、自治振興課ではその旨をそういうふう位置づけておりますので、今後、人吉市のほうで新たな空き家等対策の推進に関する条例、そういうものを新しく制定するという、そして、現行の廃屋対策条例は所期の目的を達成して、廃止をするということで、現在、考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 廃屋対策は、全国に先駆けて早くつくっていただいて、今回、国からの提示で空き家等対策の推進に関する特別措置法ですか、これが制定されるということは、その廃屋に関する条例もその中で一括でできるということに理解してよろしいですかね。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

本市が、今現在、持っておりますこの廃屋条例というのは、やはり危険空き家ですね。それをいかに、危険な状態をできるだけ速やかに撤去していただく、そういうものが目的でございます。国がつくった特措法は、それプラス廃屋以外に使える空き家、それを有効利用すると。そういうところまで踏み込んでいる、要するに、広い形での空き家対策関連の法律でございますので、今おっしゃったような廃屋の撤去等々は、当然国の今回新しい法律の中には入り込んでいるということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 理解させていただきました。

そこで、これまで元気に生活をしておられた方が病気で入院をされたり、施設に行かれた

りして、住む家がなくなり、空き家になって何年もたつと廃墟になってしまいます。とても危険であるとのことでしたが、空き家として認定して再生していくには、その認定の境界というのがわからないと思うんですね。その判断をどの時点で行うか。また、外部団体と、今後、どう連携を図っていかれるのか、お尋ねをいたします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

空き家と廃屋の判断と、それをどの時点で行うのか。これ、1点ですよね。2点目が、外部団体と、今後、どういう連携を図っていかれるのか。2点だと思いますけど、まず、特措法によりますと、空き家等とは、建築物またはこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの、こういうふう位置づけられていると。そういうふう規定されておりますし、もう1つ、特定空き家というものがあるんですけども、特定空き家とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態など、周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家、そういう状況で定義されていて、こういう後段の特定空き家というのが、ふだん廃屋と呼んでいるものでございまして、廃屋は特定空き家に含まれるということでございます。

空き家と特定空き家等の判別をいつ、どのように行うのかということですが、今議会に空き家等の実態調査及びデータベース作成委託料の予算を上程させていただいており、その中で、先ほど申し上げましたそれぞれの定義により、国土交通省が示しておりますガイドラインに沿った外観目視評定——外から見て評定するんですけども——と所有者等の意向調査によって判別をするということでございます。

今後、外部団体とどう連携を図っていくのかということですが、7月に関係部署の職員で構成します人吉市空き家等対策推進会議を既に発足させていただきました。具体的な連携ということですが、当然空き家等の実態調査が始まりますので、地元の町内会長さん、それから、法務、税務の部局、それから、空き家所有者等に関する情報提供の協力を今後お願いしていきたいというふうに考えています。

特定空き家、廃屋も含めた特定空き家に対する段階的な措置、これはもう最終的には行政代執行まであるわけですが、関係する部署とのやっぱり今後、連携というのは非常に必要になってまいります。例えば、警察、消防、それから不動産会社、それから建築会社、建設会社、町内会、多種多様な機関、団体と情報共有を行いながら、密に連携を図って、最終的にはこういう関係者の方を入れたところの第三者協議会あたりもつくっていききたいというふうに考えております。内部では人吉市空き家等対策推進会議、そして、外部にはその第三者協議会、これがあわせて本計画をつくるに当たって、協力体制をつくっていくということになろうかと存じます。空き家等対策の実態を正確に把握し、問題や課題を明確にし、総合的に実効性の高い計画をつくり上げ、空き家がもたらすさまざまな問題を、今後、解消してまいりたいと考えております。

少し長くなりましたが、以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） いろいろなことが、今後、検討されて、策定されていくと思いますので、冒頭をお願いをしておりました農業委員会の事務局長のほうに、関連として質問させていただきたいなということで、空き家における、今ある空き家の横に、隣接している農地といますか、雑種地といますか、菜園といますか、そういうもの、こういうのがついていっていると思うんですね。このあたりは、農業委員会としてどのような考え方を持っておられるのか、事務局長の見解をお尋ねしておきます。

○農業委員会事務局長（荒毛正浩君） それでは、御質問にお答えいたします。

その隣接しているところは、まず農地ということでお答えいたしたいと思います。

耕作放棄地におきましては、基本的には、その土地の所有者の方に適正な管理を行ってもらおうということをお願いしているところがございますが、所有者の方が高齢化等で、どうしても耕作できない場合とか、先ほどの空き家のような感じで、遠隔地にお住まいで、どうしても耕作できない場合におきましては、最寄りの地区の農業委員や農地利用最適化推進委員に御相談いただき、近隣の農業者で耕作できる方に農地の貸し借りの契約を行うなどの対応を図っていく必要があると存じております。

なお、農地の所在が農業振興地域内の農用地区域以外の場合は、10アール以上からでも農地を取得できるようになっており、特に住宅に隣接している農地につきましては、家庭菜園への利用を含め、新規に農業を始められる方が参入しやすいよう対応しているところがございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 耕作放棄地とか、そういう農地に関しては、所管の経済建設委員会と意見交換会をさせていただいて、そこでも御説明いただいて、把握をしているつもりなんですけれども、家のほうが、調査に行かれたときに空き家と認定されたとき、同時に耕作放棄地としてその場所が認定されるのか。また、空き家とはっきりした場合に、その境界のない農地といますか、今、耕作放棄地のほうで答弁いただきましたが、菜園といますか、そういうところが出てきた場合に、どのような対応ができるのかわかりませんので、今後、空き家等推進会議の協議会の中にできれば参加いただいて、そのような場所について、しっかりとした意見をお願いしておきたいと要望しておきますので、お願いしておきます。

次に、環境に関してなんですけど、雑草などが背丈より大きくなり、蜂や蚊などの害虫が発生したりし、隣接する住民の方々への衛生面での環境影響については、今後、どのように考えておられるのか。その対策についてお尋ねをいたします。

○市民部長（廣田五浩君） 議員の皆様、こんばんは。市民部所管でお答えいたします。

住環境対策としての取り組み状況や、また、対策ということでございますが、近年、高齢化による施設への入所など、空き家となり、家屋及びその敷地が適正に管理されず、御指摘のようなケースが増加傾向にあるようでございます。廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条によりますと、土地または建物の占有者あるいは管理者みずからが、その土地や建物の清潔を保つように努めなければならないとされておりますことから、隣接する住民の方々から苦情、相談等がありました場合は、市環境課におきまして、所有者または管理者を確認いたしまして、本市の環境基本条例及び生活環境保全美化条例に基づきまして、適正な管理を行っていただくよう働きかけをしているところでございます。

今後、対策を進めていく上で、市が空き家として確認がとれました場合のほか、隣接住民の方々や、市の衛生員の皆様から御連絡がありました場合は、同様に適正な管理を行っていただくようお願いをしまして、本市の住環境の保持、保全に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） いろんな衛生面に、今後、苦情が出てくるんじゃないかなというのを考えます。適正に管理をいただいて、住環境の保全に努めていかれるという答弁ですが、現状は害虫被害が発生したとき、どう対応していただくかで、今、お話をしているわけなんです。環境課の方、それと建設部の道路河川課の方は、私のところに一度来ていただいたことがあり、このような害虫被害が起きました。私の庭、道路、何十万匹という、何か黒い虫がはっぴょうして、それをとろうとしたら、体中にはい上がってくるというような状況だったんですね。どうしたらいいかわからないもんですから、私、スミチオンというのを持っていましたので、これをかけても、それでも死なないかと。ということで、ちょっと造園屋さんに聞いたら、速乾性のものを使わないと無理ですよということで、これ、速乾性がないと、一日中、夕方でしたので、壁から全部を覆ってしまうんじゃないかなとか、我が家に入ってくるんじゃないかなという、住環境に対して、何をどうしたらいいのかなと、パニック状態になったんですけど、そこで、こういう状態が起こったときに、どちらに話をしているのか、どうしていいのかわかりませんので、例えばそれに対応するような薬剤、例えば、昔、ネズミ殺しと言うたらいいんですか、わかりません。そういう殺虫効果のあるものを、町内会に向けて対応されておりましたが、こういうのにも、そういう薬剤の提供をしていただくことができないのかなということをお尋ねをいたします。

○市民部長（廣田五浩君） お答えいたします。

空き家またはその敷地で害虫等が発生した場合の対策でございますが、緊急を要する場合も十分に考えられますが、まずは所有者または管理者を調べ、その状況を御説明申し上げ、しかるべき対応、例えば駆除業者に直接依頼をしていただくなど、緊急性をお伝えしまして、早急に対応を講じていただく必要があるかと考えます。

次に、所有者や管理者と連絡がとれない場合につきましては、敷地は個人の所有であることから、無断で立ち入り、駆除することは法的に違法行為になるものと存じます。市が立入調査をして、行政代執行の方法による強制執行、いわゆる害虫駆除ができる場合として考えられますのは、先ほどお話が出ております、平成26年に公布されました空き家等対策の推進に関する特別措置法、特措法により、さきに井上部長から説明がありました特定空き家等として判断された場合になるものと存じます。

先ほども答弁申し上げましたけれども、廃棄物処理法に定められておりますとおり、所有者または管理者には、環境を保全する努力義務が定められておりますので、市が所有者等に害虫駆除のための薬剤を無償提供することは、状況的には難しいものと判断いたしております。御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 簡単に言えば、薬剤は提供できないということですね。それで理解をしないといけないのかなと思います。ただ、緊急を要するときに、もうどうしたらいいのかなというときには、じゃあどこに電話して、どこにその対策をしてもらったらいいのかなと。例えばひとり暮らしの高齢者の方でどうしようもないときに、自分でしなさいというてもできないとか、そういう事態があると思うんですね。このあたりは、薬剤の提供ができないということですので、できましたら、先ほど井上部長から答弁をいただいております空き家のときに、その農業委員会とか環境課も一緒に、そういう関連した事業として、人吉独自の住環境を守るためにはどうしたらいいのかを検討していただきたいと思います。

今後、空き家等対策に関する条例の施行に向け協議が行われていくことと思いますが、議会に対して、また、市民に対して、丁寧な説明をしていただきたいと思います。また、ますます少子高齢化が進むにつれ、空き家対策は重要となりますので、協力関係団体と連携をとり、市長がいつも言われる安全で安心な生活が送れる対策として、早い時期での運用ができるように、スピード感をもって実現していただきたいと思います。お願いを申し上げます。

そこで、最後に、空き家等対策を行うことでの今後の人吉市の方向について、どのような方向性を持っておられるのか、市長の考えをお尋ねしておきます。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

空き家対策に関しましては、各町内会の未来カフェ等でも多くの御意見をいただいております。最大の地域課題の1つであると認識をいたしており、今後の事業の進め方等につきましては、全員協議会での御説明や、先ほど総務部長がお答えしたとおりでございます。

空き家等対策の4本柱として、空き家化の予防、管理不全な空き家の防止及び解消、空き家の活用推進、空き家に係る跡地の活用を位置づけておまして、このことは紛れもなく、

将来のまちづくりに直結するものであると認識をいたしておるところでございます。

しかしながら、なお危険な状態が改善されないままの空き家が数多く点在する現状を真摯に受けとめ、10年後、20年後の将来に良好な都市景観、そして、安全・安心な住環境の創出、さらには移住・定住の促進を思うとき、市民の方々との対話を重ねながら、この問題に的確かつ着実に取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 空き家等については、今後、ますます少子高齢化の中で進んでいくと思うんですね。それで、空き家対策はもう喫緊の重要課題だと思いますので、外部団体としっかりと連携をとっていただき、庁舎内でもその連携をとっていただいて、いい空き家対策について協議をしていただき、空き家等推進会議ですか、この中で協議をしていっていただきたいと要望しておきます。

次に、外国人旅行者について質問していきます。

人吉市に多くの外国人旅行者が来ていただき、大変ありがたいとのことですが、これまでにどれぐらいの方が、どのような観光を目的に、どちらから来られているのか、調査を行うということでしたので、その後、調査をされたのか。議会でこのような質問もされておりますので、その後の調査結果についてお尋ねをいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

外国人の旅行者の目的、どこからということ、それから、その後の調査ということですが、これは、まず観光統計調査におきます外国人観光客に対する調査があるわけですが、今のところ、宿泊数は調査をいたしております。ただ、これにつきまして、日帰り客及び目的については調査をしていないというところがございます。具体的などころまでは踏み込んでおりません。

その一方でございますけど、観光施設や各商店、お客様がいらっしゃる場所ですけども、それと駅前に観光案内所がございます。ここが外国人に対応する観光案内所となっておりますので、そこにつきましては、いわゆる観光関係に一番つながりのある方々、この方々につきましては、どちらの国の方が、何を目的に、どのようなものを買っていかれるか、こういったことにつきましては、機会があるごとに話を伺っているということがございます。できるだけそういった動向にも関心を持って、聞き取っていております。

ちなみに、本市が把握いたしております平成28年の外国人宿泊者数は7,659人でございます。国別内訳で申し上げますと、香港が37%、一番多いわけですね。それから台湾26%、大韓民国が18%、中国が8%でございます。いわゆるアジア地域が占める割合が約9割となっております。そのほかにも欧米、それからオセアニアの方もいらっしゃるわけですが、こちらのほうはまだまだという、これからということがございます。

こういったアジアから多いということは、これは地理的なものもございしますが、どちらかといいますと、熊本県が今行っております国際交流と交通政策が大きく関係しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 今後、外国人の旅行者というのは非常にふえてくると思います。また、くま川下りや観光地、そういうことを提案しながら、人吉へ来ていただきたいと思いますが、実は、日曜日だったですか、宮崎交通かなんかの赤いバスがその国民宿舎にとまっていたものですから、私も旅行者じゃないかなということで、追跡調査をしてみました。後ろからずっとですね。まず、くま川下りに行って、国民宿舎まで来られて、国民宿舎でおりられたら、次、どこに行くかなと思って、ちょっと離れないといけないかなということで、少し離れてついて行ったんですけど、九日町のほうに行かれるんで、おかしいなと思ったら、左折されて青井さんのほうに行かれて、青井さんを見ていただいて、それから旅館のほうに行かれたというので、その方たちは多分中国だったと思います、言葉が。その人たちは12名で、家族が2家族だったですね。じいちゃん、ばあちゃん、子供さん、一緒に来ていただいておりますので、調査というのは非常に必要じゃないかなと思います。

そこで、外国人の観光客が人吉で主に行かれる観光場所とか、どのような場所に行かれて、食事やお土産についてはどのようにされているのか。これはわからないと思うんですけど、わかる範囲で、もしお答えできればお尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

追跡調査、ありがとうございます。参考にさせていただきます。

外国人の方が行かれる観光場所や食事、土産ということですが、これは国籍や、旅行形態によって随分変わるようでございます。今おっしゃいました中国の方がいらっしゃったということで、この方々、いわゆる香港、台湾、韓国、こういった方々は、個人とか小グループの訪問の方が多うございます。そして、この方々は、大体旅館、ホテル、こういうところに中心に泊まるわけですが、行かれる場所としては、人吉城跡とか、青井阿蘇神社、特に参拝の仕方というのは、これは向こうにはないものですから、非常にこれは興味を持たれます。それから鍛冶屋町通り、いわゆる日本らしさといいますか、それからMOZOCAステーションにも行かれております。それから、からくり時計が非常におもしろいということで、こちらのほうも1つのスポットとなっているわけでございます。それから、当然くま川下りやラフティングもあり、ラフティングにつきましては、これはやはり中国とか向こうの川は余りきれいではございませんので、非常に人吉、日本の川はきれいだということで、これは人気がございます。それから、SL人吉、かわせみやませみ、田園シンフォニーなどの観光列車、これは非常に興味があるということでございます。また、中にはヤマセミを見る

ために、これは五、六人の団体なんですけれども、わざわざ日本にいらっしゃって、このヤマセミがいるところはどこかにないかと。こういった方もいらっしゃったということでございます。それから、石野公園で鍛冶体験、これはドイツの方だったということですが、わざわざホームページで調べて、これを目的に来られたという、千差万別なそういうところもございいます。

それから、食事につきましては、これは当然、宿泊施設の食事でございますけれども、これは日本人の旅行者と同じように、市内の飲食店は何軒か、やはり利用されております。うなぎの有名店もございいますので、こういうところはやっぱり一緒に並ばれているという、そういう情報も得ております。

また、アニメ関係は非常に外国人の方、興味を持って、特に中国の方、香港、台湾の方でございまして、そういう方々が日本の「夏目友人帳」、これ、人吉でやっておりますけれども、こういったことに興味を持って、特に若い方々につきましては、「夏目友人帳」の聖地巡礼ということで、例えば、寿福さんの前のお堂にも行かれます。それから、お土産につきましては、いろんなアニメグッズを買っていくという、そういう統計があると聞いております。

それから、一方、いわゆる小グループの方々に対しまして、最近目立ってまいりましたのがクルーズ船関係でございます。これにつきましては、特にふえておりまして、今年度いらっしゃいましたのが、非常にもう1万人近く、実は来ていらっしゃいまして、そういう方々の数もあるわけでございます。こういう方々は大型バスで来て、人吉城跡とか青井阿蘇神社、以前青井阿蘇神社には1,200人ぐらい来たというのもありますので、それから、鍛冶屋町通り、ただ、こういうところをぶらぶらぶらぶらされるんですね。それともう1つの特徴は、いらっしゃったら、まずどこに行くかという、コンビニに行かれるんですね。コンビニに行って、お菓子とか飲み物を買って、バスの中でそれを食べるという、そういう方々もいらっしゃいます。また、土産購入につきましては、高いものを買われるのはやはり小グループの方々に、こういったクルーズ船の皆様方は八代市内の免税店と、こういうところで物を買っていくということがございますので、これは1つ、大きくやはり旅行形態、旅行の団体と小グループで大きく違っているというところがございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 行かれるところで、ほとんど人吉の人が、どこに行ったらいいですかと言ったら、青井阿蘇神社かなということで、あそこにまで多くのバスがとまっていることをよく見ます。

先ほど言われました田町の天満宮ですね。こちらは本当に「夏目友人帳」で有名で、先月だったですか、香港の方、女性2人、日本人かなと思いつつ、何かわけのわからん話をし

ておられましたので、声をかけてみたら、英語だったので、日本人じゃないなということで、片言でお話をしたんですけど、非常に楽しいということで、自分たちでインターネットを見て来たんだということで、あそこで何が欲しいですかと言われてたら、まず焼酎が飲みたいということで、それも一番強い焼酎が飲みたいということで、あその一番強い焼酎、何かちょっと知りませんが、それを出されたら大喜びで、何回もおかわりをして、最後にはこれを買って帰るんだとあって、お買い求めいただいたのを見てびっくりしました。

それと、観光バスのガイドさんに、たまたまお会いしたときにお話を聞いたんですけど、クルーズ船で来られた方が、人吉に何しに来なつとですかと聞いたら、いや、中国にはトンネルがないので、人吉には来るときにはいっぱいトンネルがあるので珍しい、そういう要望があつて、こちらのほうに来ましたというお話もあつたんですよ。いろんな情報が拡散しているわけですよ。みんなで情報を共有すれば、まだまだ人吉はいろんなことができるんじゃないかなと思いつつながら、重要なことを言うんですけど、人吉市のあるお寺さんからの声で、そういう観光客の方が勝手に本堂に上がったり、植え込みに入り、写真を撮ったりされておられるということです。その方々に余り強く注意もできないと言われておりました。今後、ますます外国人旅行者がふえてくると思いますが、こういうことに対する対策は、どのように考えておられるのか。

また、外国人旅行者に対して、観光地の案内看板、それと先ほど言いましたことと反対に、こういうことを日本に来たらしたらいけないよというような注意喚起の看板、こういうのを今後、設置をしていただくべきじゃないかなと私は思うんですけど、執行部のこのようなことについての対応、考えについてお尋ねをいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

確かに、最近、何件かそういう話が来ております。例えばお茶屋さんの店の前に来て、それから先の工場まで行って、工場に勝手に入り込むとか、お堂のこともお聞きしております。

現在、人吉の場合は、数年前まではまだ1,000人台ぐらいの観光客だったわけですね。これがいきなり、今、先ほど申し上げましたように、何千人台と。それプラスのクルーズ関係が9,000人ほどですので、一気にふえております。そこで、私ども、まだ対応というのが間に合っていないし、民間の方々もその対応というのに戸惑っていらっしゃるんだと、このように思っております。こういった外国人の旅行者に対します外国語による、いわゆる4カ国語ぐらいが適当かなとは思っているんですけども、そういった案内看板や注意喚起の必要性は非常に感じております。

そこで、私ども、先進地の例といたしまして、これは私が気づいたところですけども、京都がやはり一番じゃないかなと。京都へ行きますと、祇園の花見小路通というところがありますが、その通り、通りに、実は一本柱があつて、その上に五角形の看板がありまして、それに、例えば舞妓さんの絵が描いてあつて、バツ印が大きくつけてあるんですよ。それと

か、たばこ投げ捨てる絵が描いてある、それもバツ印と。これは外国人向けなんですね。外国人に見ていただいてわかるような、そういった立て看板がしてあるのがございました。これは1つ、参考になるなど。

それから、二条城とかに行きますと、立入禁止のところには竹で下のほうに柵がしてございますね。その先には畳の上にカメラのマークがあって、それに大きくバツがしてあると。こういったものを参考にさせていただきながら、人吉で使えるものがあればやっていきたいと。

それからもう1つ、これは市販でございますけれども、ステッカーがございまして。これはもう売ってあるもので、4カ国語が書いてあって、大きさは縦が3センチぐらいで、横が15センチぐらいのものがあるんですが、ドアの入り口の取っ手のところにでも張るようになっていまして。こういうものを1つ、使えるのかなと思っておりますので、最も多く受け入れていらっしゃる京都、これは一番参考になりますので、そういったほかのところもあるかと思いますが、現在、人吉温泉観光協会、こちらでインバウンド特別委員会というのがございまして、一番観光関係に携わっている方々の意見も聞きながら、いわゆる誘致だけではなくて、今、御指摘をいただきましたように、外国人の注意案内、さらには迷惑行為、こういったものに対する対策についても、どのような対策がとれるのか、また、どのようにやっていったらいいのか、これは意見を交わしながら、観光関係と行政が一体となって問題を解決してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 人吉というのは、観光で成り立っているといっても過言じゃないように、観光を大切にしておりますし、日本遺産から、そういうのも大切にしていかなければいけないということで、今後、どうあるべきかというのは、やはり福山部長たちが、温泉観光協会とか、それに関連する外部団体との協議会があるときに、常にそういうあたりを提案していただいて、いろいろ考えていただきたいなというのを要望しておきます。

最後に、今後、球磨川下り観光についても、所管の経済建設委員会の中で協議をしていきたいと思いますが、外国人観光客の観光コースに取り組むことで、先ほど言いましたが、拡大をしていくためのお願いをしていただきたいなと思います。また、注意事項とか、そういうのをわかりやすく書いた看板とか、チラシとか、リーフレットなどをつくっていただければなと思います。

松岡市長は、これからは外国人に優しい観光地を目指すという発言をされましたが、まずは、私は人吉においていただく日本人観光客に優しいまちをつくることが一番大切ではないかなと考えます。まず初めに、近々で熊本県下からおいでいただく、週末には県民体育祭の選手及び関係者が人吉市においていただきますので、人吉球磨はすばらしい大会であったと

言っていただき帰っていただくということを前回言われております。おのずと現在のすばらしい道具といえますか、SNSにおいて拡散していただき、それを見た外国人が人吉のほうに来ていただき、観光客が増加するということが一番早いんじゃないかなということを思いますが、このようなことを踏まえまして、松岡市長の今後の考えをお尋ねをいたしておきます。

○市長（松岡隼人君） お答えをいたします。

外国人の観光客の方にお越しいただくというのは大変喜ばしいことですが、一方で、習慣の違いや、私どもが思いもよらない行動や、トラブル等々も起こっているようにございますので、その件につきましては、関係者とともに、先ほど経済部長がお答えしたような取り組みを行ってまいりたいというふうに考えております。

観光客に対する優しいまちづくりの大切さは認識をしているところでございまして、日本人、外国人を問わず、それぞれがおの目的を持って人吉市に来られ、求められているものも異なっておりますので、一人一人の対応を大切にすることで、人吉球磨はすばらしいところであったと思っていただくことがおもてなしと考えております。その感動をSNSなどで情報を発信、拡散されて、日本人、外国人旅行者の増加につながるものと存じます。

9月16日、17日に行われます熊本県民体育祭の選手及び関係者の皆様に対しましても、台風が少々心配でございますが、まずは気持ちよく競技、応援をしていただくことが大切と存じます。それによりまして、すばらしい大会であったと思っただき、人吉球磨のすばらしさを情報発信、拡散していただくよう、県民体育祭スタッフ及び関係者一同、取り組んでまいりたいと存じます。

これからも人吉温泉観光協会や観光関係者とともに、本市を訪れる観光客に対する優しいまちづくりに取り組み、推進してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 今回、外国人旅行者についてお尋ねをしてきましたが、これを起爆剤ではないですが、こういうことを考えながら、一人一人が一生懸命、人吉市とはどういうところか、どうあるべきかを考えていったら、まだまだいいところ、捨てたものじゃないんだ、いいところなんだということを確認できるんじゃないかなと思います。私たちも日本全国に研修とか、いろいろ行かせていただいていますので、そこで人吉市のよさを今後とも一生懸命アピールしていきたいと思いますので、職員の方々にも、人吉市の一番住みやすいんだというような、そういうことについて、一人一個でもいいですから、私からの提言じゃないんですけど、1年間に3回か4回、市長に対して、人吉市はこうあるべきじゃないかというような、無記名でも結構だと思いますので、提案をしていただいたらよくなるんじゃないかなと思いますので、どうぞそのあたりもお願いをして、私の一般質問を終わります。ありがと

うございました。

○議長（田中 哲君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 7 時06分 散会

平成29年9月第4回人吉市議会定例会会議録（第3号）

平成29年9月13日 水曜日

1. 議事日程第3号

平成29年9月13日 午前10時 開議

- 日程第1 議第62号 平成29年度人吉市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第2 議第63号 平成29年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第3 議第64号 平成29年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第4 議第65号 平成29年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議第66号 平成29年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議第67号 平成29年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議第68号 平成29年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議第69号 平成29年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議第70号 平成28年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第10 議第71号 平成28年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第11 議第72号 人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第73号 人吉市水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第74号 人吉市農業振興地域整備促進等審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議第75号 人吉市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議第76号 人吉市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議第77号 人吉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議第78号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第18 一般質問

1. 豊 永 貞 夫 君
2. 宮 原 将 志 君
3. 本 村 令 斗 君
4. 高 瀬 堅 一 君

2. 本日の会議に付した事件

・追加日程

議第79号 平成29年度人吉市一般会計補正予算（第3号）

・議事日程のとおり

3. 出席議員（18名）

1番	塩見寿子君
2番	宮原将志君
3番	高瀬堅一君
4番	大塚則男君
5番	宮崎保君
6番	平田清吉君
7番	犬童利夫君
8番	井上光浩君
9番	豊永貞夫君
10番	西信八郎君
11番	本村令斗君
12番	笹山欣悟君
13番	福屋法晴君
14番	村上恵一君
15番	永山芳宏君
16番	三倉美千子君
17番	仲村勝治君
18番	田中哲君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	松岡隼人君
副市	長	松田知良君
教	育	長 末次美代君
総	務	部 長 井上祐太君
企	画	政 策 部 長 迫田浩二君

市 民 部 長	廣 田 五 浩 君
健 康 福 祉 部 長	告 吉 眞 二 郎 君
経 済 部 長	福 山 誠 二 君
建 設 部 長	山 田 巧 君
総 務 部 次 長	丸 本 縁 君
企 画 政 策 部 次 長	小 林 敏 郎 君
財 政 課 長	植 木 安 博 君
水 道 局 長	中 村 則 明 君
教 育 部 長	松 岡 誠 也 君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	山 本 繁 美 君
次	長	栗 原 亨 君
次	長	椎 葉 千 恵 君
書	記	青 木 康 徳 君

○議長（田中 哲君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き、質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

日程の追加について

○議長（田中 哲君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

一般質問の前に、議第79号平成29年度人吉市一般会計補正予算（第3号）を日程に追加することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。よって、議第79号を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 議第79号

○議長（田中 哲君） 執行部より提案理由の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 皆様、おはようございます。ただいま追加提案いたしました議案につきまして、御説明申し上げます。

本市が筆頭株主であるくま川下り株式会社につきましては、平成26年度に事業再生計画を策定され、大幅な人件費の削減、債務の一本化などの経費削減に努められ、また、本市の設備投資資金貸し付けを受け、施設のバリアフリー化、くまがわマルシェの開設、川下りのコースの整理などにも取り組んでこられました。しかしながら、平成28年熊本地震が発生、風評被害などの影響により、経営全体の赤字はさらに悪化している状況にございまして、会社単独での再生は困難な状況に陥っております。

また、2年連続での債務超過のため、メインバンクからの追加融資が受けられない状況にあり、資金繰りはさらに厳しくなっております。メインバンクからは、本年3月から長期債務の返済猶予を受けておりますが、新たな融資を受けるためには、早急に精緻な事業分析と財務分析を踏まえた新たな事業再生計画の策定が求められております。

以上のことから、新たな事業再生計画の策定に際しましては、筆頭株主としての本市の役割が大きなものであると認識しており、同社の事業再生計画の策定に関する経費に対し、補助金を交付する予算案を追加にて御提案申し上げるものでございます。

議第79号平成29年度人吉市一般会計補正予算案（第3号）は、くま川下り株式会社における新たな事業再生計画を策定するための経費に対し補助金を交付するものでございます。歳

出におきましては、7款商工費に補助金254万円を増額しております。なお、予備費を同額減額いたしておりますので、歳入歳出予算総額に変更はございません。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願いいたします。

○議長（田中 哲君） ただいま説明がありました議第79号に対するの質疑は、あす14日の一般質問終了後に行いますので、よろしくをお願いいたします。

質疑を含めた一般質問

○議長（田中 哲君） それでは、質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君）（登壇） 皆さん、おはようございます。9番議員の豊永貞夫です。通告に従いまして、早速一般質問を行います。

今回は、2項目。公用車管理について。そして、市民の声からであります。

まず1番目、公用車の管理についてでございます。

公用車へのドライブレコーダー設置について、地方で生活する者にとって、車は移動手段の1つとして必要不可欠になっています。一家に1台の時代から、1人に1台と言われるようになって久しいわけですが、車を運転するということは、どんなに注意深く運転していても交通事故に巻き込まれる可能性はゼロではありません。全国的に交通事故の発生件数と死亡事故の発生件数はともに減少しているようですが、事故を起こした当事者にとっては、その後の事故の処理で、お互いの証言が違うなど、相手側とのトラブルが発生することも少なくないようです。

最近のニュースでは、交通事故の瞬間や事故現場の映像など、よく見られるようになりました。車載カメラ、ドライブレコーダーの録画映像ですが、このドライブレコーダーによって、これまで事故発生の詳細については、目撃者や事故の当事者の証言に頼っていたものが、映像での確認ができるようになっていきます。保険での過失割合の判断材料の1つにもなっているようです。仕事で使う車、タクシーや営業車、トラックなどには既に必須アイテムとして設置されているようでもあります。

全国の各自治体でも公用車へのドライブレコーダー設置の動きが見られるようになっていくようですが、1点目の質問として、まず、本市の公用車の保有台数とドライブレコーダー設置の状況をお尋ねします。また、市長公用車と議長公用車への設置状況もお尋ねします。

○総務部長（井上祐太君） 議員の皆さん、おはようございます。それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、本市の公用車の保有台数は、総数107台でございます。そのうち、水道局保有のものが13台、それから消防団積載車が24台、この107台の中に含まれておるところでござい

ます。そのうち、ドライブレコーダーを搭載しておりますのは、マイクロバス1台、それからリース車両で管理しております9台、あわせて10台でございます。それから、市長車及び議長車にはドライブレコーダーは搭載しておりません。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 状況はわかりました。107台、その中の10台、リース車が9台ということでございますけれども、この9台というのは、107台のうち、リース車というのは9台しかないかということを確認したいんですけども、ほかにリース車というのはありますか。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

最近、購入しております公用車、軽自動車为主でございますけれども、現在は買い取りというよりも、5年間の債務負担行為を起こして、リースで車両を購入しているということでございます。9台は保有台数の107台の中に入っておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） わかりました。

交通事故は、どんなに注意していても避けられない部分もあると思います。事故発生状況もそれぞれあると思いますが、停車中に相手から当たってきたという事故もあると思われます。本市においても、これまで公用車で事故が発生しております。発生した事故の過去3年間の状況、件数などをお尋ねします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

公用車運転につきましては、これは朝礼時などで日ごろから、職員——これは運転者になるわけでございますけれども、職員に対しましては、安全運転に努めるよう徹底した指導を行っているところでございますけれども、それでも事故はたびたび発生しておりまして、私もそういう庁舎管理、公用車管理の責任者として、心苦しく感じておるところでございます。

公用車における過去3カ年の事故発生件数でございますが、保険適用外となる軽微なものも含めまして、まず、平成26年度に13件、平成27年度に8件、平成28年度にも8件、うち相手車両が存在する事故でございますけれども、平成26年度、27年度が、それぞれ6件、平成28年度が2件となっておりますところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 公用車で事故、事後報告として私たち議会のほうにも報告があるわけでございますが、さまざまな理由があつて、先ほども言ったとおり、相手から当たってこられたとか、いろんな事故がそれぞれあると思います。そういった状況で、今の答弁がわかった次第でございますが、県内でもドライブレコーダー設置されている自治体もあるようで

ございますが、そのお尋ねです。全車両なのか、一部なのか、わかる範囲でお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

熊本県下14市のドライブレコーダーの搭載状況でございますが、これは9月現在でお答えをさせていただきます。公用車全車に搭載している市は、今のところ、ないということでございます。一部搭載につきましては、本市を含めまして、荒尾市、天草市、熊本市、玉名市、山鹿市の6市、また、未搭載の市は8市となっております。

一部搭載しているところの状況でございますけど、まず、荒尾市が公用車81台中37台に搭載していると。これは率にしまして45.7%になります。それから、天草市は公用車320台に対して70台搭載していると。これは21.9%になります。それから、熊本市は公用車がやはり990台と非常に多くございまして、うちドライブレコーダーを搭載しているのは91台、9.2%になります。本市のほうは、先ほど107台中10台ということでお答えをさせていただいております。玉名市は205台中6台、ここはちょっと少ないんですけど、2.9%。それから、山鹿市は公用車210台中5台、2.4%という率になっております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 自治体でもそれぞれ、設置状況もばらばらなようでございます。

人吉が10台あったということで、ゼロじゃなかったんですけども、これから今後のことも考えていくなれば、やっぱり設置のほうも、今後、考えていく必要があるかと思えます。

ちょっと調べましたところ、熊本市では、公用車ドライブレコーダーの設置及び管理に関する要綱を定めておられます。また、県外の設置されている自治体でも要綱を定めて、適用されているようでございますが、これはそのドライブレコーダーに記録された映像のデータの取り扱いに関して、個人情報の保護の観点から、さまざま取り決めをされているようございます。

本市公用車も10台、ドライブレコーダーを設置されていますが、管理運用に関する要綱について定めているのか。また、この要綱についての本市の考えをお尋ねします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

ドライブレコーダーの管理運用基準ということでございますけども、管理運用基準につきましては、現在、本市のほうでは定めていないところでございます。ただ、適切な設置運用、それからデータ、及び、先ほど議員も申されましたように、個人情報映像等を適切に管理していくためには、他市で設置運用基準を設けているところもございますので、これを参考にさせていただき、本市におきましても、速やかに管理運用基準を定めてまいりたいと存じております。これは議員からお話があるまで、私たちも余り重要視していなかったところでございますけども、やはりそういうものがあることによって、さまざまなことに対応できると

いうふうに考えますので、そこはしっかりやらせていただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 答弁もありましたように、管理運用に関する要綱というのは必ず必要になってくると思いますので、よろしく願いいたします。

県内設置状況も、先ほど言いましたとおり、それぞれではございます。皆さんも、もう既に車に取りつけておられる方もいらっしゃるんじゃないでしょうか。ドライブレコーダーが普及し始めたころから、事故を起こしたときや、さまざまなトラブルなどに巻き込まれたときに役に立つのは、皆さんも感じておられると思います。値段も、普及当初に比べれば低価格になっていて、小型でほとんどの車種に取りつけられるようになっていきます。

本市でもリース車両には取りつけておられますけども、ほかの公用車に関して、段階的にも取りつけていくべきだと思いますが、特に、市長車や議長車は、出張で遠出もされると思いますので、その辺はつけていくべきだと思います。また、消防積載車、各分団に貸与されております積載車も、緊急車両という観点から見ると必要だと思いますので、本市のその辺の考えについてお尋ねします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えします。

質問の趣旨は、全公用車を対象に搭載してはどうだろうかということでございます。市といたしましても、議員も申されましたように、事故等の証拠となり、お互いにトラブルがあったときの早期解決に役立ったという事例は全国的にも実証されているわけですので、運転者の安全運転への意識が高まったとの他市の報告、そういうこととあわせて、事故、事件等の映像が記録され、解決に役立ったというような状況の中で、搭載する効果、必要性は大きいものと、本市のほうでは考えておるところでございます。

今後の方針といたしましては、これはもう当然理想でございますけども、100台近くの公用車全車にドライブレコーダーを搭載するという事は、状況的には理解できても、予算的なもので、なかなか厳しいということも考えられますが、これはしっかり年次計画の中で取り組んでまいりたいというふうに思いますし、それが事故件数の減少や、事故が発生した場合の対策等につながっていけばというふうに考えております。

新車購入時の搭載をベースに、計画的に搭載、特に市長車、議長車、今おっしゃいました消防関係、道路パトロールカーもあります。それと交通安全の指揮車もありますので、防災安全課が管理しています公用車を中心に、年次的に搭載を考えていきたいというふうに考えております。御提案のほうありがとうございます。

お答えとさせていただきます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 取りつけていただけるという答弁でございましたので、ほかにはござ

いませんけども、誰も事故を起こしたくて起こすわけではございません。公用車に限らず、事故が起きたときのトラブル回避のためにも、取りつけていて損はないと思います。

また、車に搭載することによって、動く防犯カメラという意味合いもあるんじゃないかと思えます。いろんな映像に関することですので、個人情報、いろんなことがございますけども、防犯的な部分もいろんな観点で、その後の捜査なり、いろんなものに利用できるんじゃないかと思っております。

私もまだ設置はしておりません。今度、設置しようかと考えているところでございます。皆さんも設置してみてもいいかなと思います。

この質問は終わります。

次に、市民の声からです。人吉中核工業用地について。現在の進捗状況と今後の課題について質問したいと思います。質問項目は余り多くはございませんけども、何点か質問させていただきます。

市長の施政方針の中で、人吉中核工業用地の件に触れておられました。誘致企業を受け入れるための一定のハード環境整備は完了したと述べられました。本来ならば、昨年4月に進出企業により工事を着工され、ことし4月には操業開始が予定されておりましたが、既に御承知のとおり、工場進出は延期となっています。

この中核工業用地に関しては、同僚議員がこれまでも議会で取り上げておられますので、質問の内容が重複するところもあるかと思いますが、御了承いただければと思います。

これまでの議会への説明で、延期になった理由については、一定の理解はしておりますが、本市にとっては、企業進出での雇用の創出は、市民の方も大きな期待をしておられただけに、がっかり感は強いものがあります。市民の方も、本当に工場はできるのかとの心配をされているところであります。

そこで、何点か質問しますが、まず、今現在の進捗状況はどのようになっているのか、お尋ねします。

○**経済部長（福山誠二君）** 議員の皆様、おはようございます。それでは、御質問にお答えをいたします。

企業誘致の進捗状況ということでございます。これまでの工事期間中におきましては、大畑、それから矢岳校区の住民の方々を初めといたしまして、関係者の皆様方に変御不便や御迷惑をおかけいたしましたので、大変お世話になったところでございます。

まず、企業を受け入れるためのハード環境整備でございますけれども、ことしの6月末に交差点改築工事は完了いたしましたので、一定の環境整備を完了したというところでございます。今後は完了検査があるわけですが、これでハード環境は全て終わりということでございます。

一方で、進出の時期、見通しにつきましては、大変申しわけございませんが、現時点では、

はっきりと断言できる段階ではないわけですが、進出を表明いただいております株式会社カミチクにおかれましては、これは7月28日でしたが、副市長、私も含めて、鹿児島の本社に行きまわって、会長と意見交換を行ってまいりました。その際でもございますけれども、これまで同様、一寸の揺るぎもなく、変更もなく、引き続き屠畜場設置に伴う許認可といったクリアすべき——これは今までも申し上げておりますが、そういった課題解決について、密接に情報交換を行っているところでございます。こういうところで、カミチクの会長とは意見の一致は一切変わっておりません。

また、人吉球磨地域の畜産業を初めといたします農業政策の発展も1つの問題でございますので、関係者とコンセンサスを図るために、引き続き、周辺市町村との協議、町村、特に隣は錦町でございますけれども、現在の人吉球磨地域の畜産業の現状と課題を踏まえた対策等に関しまして、カミチクが進出した際の経営ノウハウといった、そういった想定されるメリットにつきましても、地元農業4団体との融和を図るための協議を重ねているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 問題解決のために情報交換を図っているという答弁でございました。

ただ、今の段階で、どういったものが問題に残っているのでしょうか。ちょっと具体的にお尋ねしたいんですけども、ありがたいことに、株式会社カミチクにおかれましては、本市への進出の気持ちは変わっていないということであります。であるならば、カミチクも、あと何年も待ってくれるとは思われません。そういった意味では、早急に問題を解決していくべきだと思いますけれども、今の状況では何が問題になっているのか、その辺をお尋ねします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

現在の問題ということでございます。まず、今申し上げましたハード面に関しましては、ハラル食肉専用の食肉センターを含みます食品加工施設の新設に向けまして、建物の配置計画、それから屠畜場のラインでございます。その他、空調設備や浄化槽設備、これに附帯設備といった協議を関係機関と現在も進めているところでございます。

一方で、ソフト面に関してでございますけれども、地元農業4団体とのコンセンサス、先ほど申し上げておりますけれども、隣接の町村に立地いたします既存の食肉センターとの連携、こういったところに時間を要しているところでございます。特に、地元農業4団体でございますけれども、このコンセンサスに際しましては、酪農や肉用牛の生産をめぐる、人吉球磨地域の畜産業の現状に目を向けてみますと、畜産農家の高齢化や後継者不足、また、牛の飼養頭数の減少によりまして、子牛1頭当たりの価格が、4年前と比較いたしますと2倍以上に高騰しているという、そういう1つのこの地域の現状、背景がございます。その結果といたしまして、肥育農家の経営が圧迫されておまして、初期投資に多額の費用がかかるとい

うことで、餌となる飼料代も高騰している。附属するものも高くなっている。こういうことから、経営者の持続可能な経営を行うには、まず、個々の生産者の自助努力だけでは限界があると。数年前の畜産業を取り巻く環境は、数年後ということをございますけども、こういった畜産業を取り巻く環境というのは非常に厳しくなっていると。

1つの問題というのは、こういった地元の畜産業の背景というのものもあるわけですし、私もシミュレーション事業で調査させていただきましたところを参考までに申し上げさせていただきますが、これは人吉球磨地域におけます肉用牛の生産状況、これは、繁殖経営の戸数が2014年度で523戸、全体に占める割合が89%、最も多くなっているんですけども、戸数は年々減少傾向が見られまして、2005年度と対比いたしますと、約300戸の繁殖農家が減少していると。また、頭数も2005年度、1万3,839頭あったわけですが、これが2014年度には8,089頭と、5,750頭減少している。このように、地元の畜産関係でございますけども、経営環境が大変厳しさを増していると。高齢化、それから後継者問題と。それから、家族経営型農家の廃業もふえている現状があると。そういうわけでございまして、この人吉だけではなく、人吉球磨地域全域の問題として、各農業団体と私どもの企業誘致とともに考えていかなければならない。つまり、畜産業と企業誘致というのは、これは分けて考えることはできないということでもあります。

ひいては、いわゆるこの地域の問題だけでなく、広範囲になります、今度はもう南九州の畜産業の問題であると。もうそういうことにも発展するわけでございますけれども、そういう中で、畜産業の発展と企業誘致をいかに結びつけるか、これが1つの課題であります。

そこで、私どもが進めておりますこの企業誘致、多くの雇用によります経済波及効果を生み出しますこの企業誘致が、人吉球磨地域にとって非常にありがたい話であるわけなんですけども、畜産農家が抱える課題についても、早急な対策が必要であると強く認識をいたしております。

このような課題がある中で、株式会社カミチクさんにおかれましては、これまでの経験を蓄積されております経営ノウハウ等を御提供いただけるということで、この人吉球磨地域の農畜産業にも貢献していただくと、そこまで言っていただいておりますので、これも、先日、再確認させていただいたわけでございますけども、その結果、さまざまなこの地域にございます、例えば耕作放棄地の解消の問題とか、高騰します飼料の安定供給、こういった問題、こういったものも全て加味しながら、解決していくことが望ましいであろうということに至っております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） さまざま問題が残っているようでございます。今、答弁を聞いていますと、まだまだ時間がかかるんじゃないかと思いました。特に畜産業の問題というのは、ち

よっとあと何年かかるかというのは見えないような状況じゃないかと、今、感じた次第です。早急な解決はしなければなりませんけども、一つ一つ取り組んでいくしかないかなと、今、思っております。

しかし、この工業用地の整備には国の地域再生戦略交付金が使われております。地域再生計画に基づいた計画に交付された交付金だと理解しておりますが、現段階でも具体的な工場建設の動きは見えないわけです。この交付金は、計画に基づいている性格上、一定の期間に建設できない場合、返還しなければならないと考えます。市民の方もその辺を心配しておられるんですけども、今の状況では建設できるのか、できないのか、わからない状況だと思います。交付金のこの返還猶予期間というのは設定されているのか、お尋ねします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

人吉中核工業用地の環境整備に充当いたしました、内閣府からの地域再生戦略交付金の返還を想定した猶予期間ということでございます。交付金につきましては、平成26年度から排水設備施設整備工事、こういった環境整備事業に充当いたしておりまして、事業費が2億8,143万2,000円、これに対しまして、おおむね2分の1の交付率でございまして、1億4,071万6,000円を頂戴いたしております。当該交付金を頂戴するに至った根拠となるものとしまして、地域再生計画というものがあるわけございまして、計画の具体的な名称は「地域資源を活かした人吉ハラル促進区を実現するための地域再生計画」と題しておりまして、この計画に基づきまして、ハラルに関連する企業を受け入れるための環境整備や、観光振興課が対応しておりますハラルツーリズム、このような各種事業を展開しているところでございます。

この計画期間でございますけども、計画認定の日が平成26年3月28日ございまして、これから平成32年3月31日、平成31年度末ということになっております。したがって、返還ということも先ほど申されましたので、返還の猶予期間ということも同様に、これも平成32年3月31日になろうかと存じます。計画期間も残りが3年間を切りましたので、目標達成に向けまして、最大限の努力をしまいたす所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 返還猶予期間、平成32年3月31日となっているようでございます。あと2年半ですね。もう3年切って2年半、それまでに建設の許可が出ずに企業進出できなかった場合は、本市としてはどのように考えているのか。また、カミチクも、あそこの用地、5ヘクタール全ての用地を使用して工場建設をするわけではないと思いますけども、カミチクの予定区画以外の土地へほかの企業は誘致できないのか。また、そういう問い合わせはないのか。また、積極的にほかの企業も誘致する考えはないのか。これは市長にお尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

進出を表明されております株式会社カミチク様におかれましては、先ほどから経済部長がお答えをしておりますように、本市を最適地と判断いただいた上で進出を表明されているわけでございますし、現時点におきまして、進出に際し、そのお気持ちは揺るぎのないものとお言葉を頂戴しております。したがって、当面は、地域再生計画の期間内におきましては、引き続き課題解決に向けて、関係機関と調整を図りながら、マザー工場となるカミチク様の誘致と、その他のハラル関連企業の誘致を最優先に進めてまいりたいと存じます。

一方で、昨今の国内及び熊本県内の経済状況を鑑みますと、求人と求職のミスマッチは生じているものの、若干の景気回復の兆しも背景にあらうかと存じますが、熊本県内に存在する工業団地の残り区画が減少しているというお話を耳にしたところでございます。そこで、実際に調査をいたしましたところ、主に県北地域におきまして、残り区画が減少していることが数値データ的にも判明したところでございます。そのような状況の中、全国各地のさまざまな業種の企業から、本市が保有する梢山工業団地の残り区画の状況や、人吉中核工業用地の整備状況について、ありがたいお問い合わせもあっており、具体的なお話を聞くために企業訪問を鋭意重ねているところでございます。

そこで、当面は現行計画を推し進める努力を図ってまいります。計画期間の満了を迎えるに当たり、市の方針として、今後のスケジュールや事業の妥当性、実現性を想定した上で、幾つかのケーススタディーを考える必要があるかと存じます。計画期間内にハラルに関連する業種を人吉中核工業用地に誘致できれば、最も望ましいケースとなるわけでございますが、仮に、市の方針転換として、雇用の場の創出による経済波及効果を最優先し、現行の地域再生計画の趣旨とは全く異なる業種となる食品業種以外の製造業や、情報通信業といった業種を誘致するケースを選択する場合は、ハラルに係る計画区域の縮小も見据えた地域再生計画の変更も視野に入れる必要があるかと存じますし、その際には、区域縮小に充当する交付金の返還も当然必要にならうかと存じます。

いずれにいたしましても、ケーススタディーにおけるメリット、デメリットを踏まえて、企業も含め、さまざまな関係者のお気持ちをそんたくしながら、慎重かつ丁寧に協議を重ねた上で、残された計画期間内に市の方針を決断してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 答弁いただきましたけども、ほかの問い合わせも来ているということでございます。また、今のこの中核工業用地に進出する場合、規模縮小のために、交付金の返還、応分に応じた返還も考えられるという答弁をいただきました。

先ほどから言っています、このカミチクに関するハラル食品団地の交付金ですけども、なかなか先に進んでいないというのは、状況を聞いたところ、よく先が見えない状況でございますので、実際に、この平成32年3月31日、もうあと2年半を切っていますけども、その

状況だと、必ずもう間違いなく、本当にこの用地に関する考えを、市の方針を打ち出す時期が来ると思います。私はそう思います。いずれかの選択を市長としては決断する時期が来ると思いますけども、慎重に決断しなければならないと思います。それが将来的に市民のためになるのか、その辺については市長の判断が必要になってきますので、今後のこの工業用地に関して、私もまだ今のところ、状況を聞いただけですので、これからの推移というのはもう見守っていくしかないと思っております。

ただ、カミチクを進出させるためのいろんな問題解決というのは、必ずしていく必要がございますので、その辺も同時並行しながら、やはりしていく必要があるかと思っておりますので、ぜひ解決するようにしていただければと要望をしておきます。

私の一般質問はこれで終了いたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君）（登壇） 皆さん、おはようございます。2番議員の宮原です。お昼までには一般質問を終わらせたいと思っておりますので、早速、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず1項目めは、起業創業・中小企業支援から、起業創業・中小企業支援センターについて。2項目めが、学校施設から、学校トイレの洋式化について。最後に、産業振興から、球磨焼酎普及促進の条例制定後の球磨焼酎の普及振興について、質問させていただきます。

それでは、1項目めの起業創業・中小企業支援センターについて質問をさせていただきます。

今議会の補正予算の中で、起業創業・中小企業支援センター長の公募に係る委託料、起業創業・中小企業支援センター長の給与に関する債務負担行為が提案されております。起業創業・中小企業支援センターについては、市長の選挙時の公約でもある108の施策の中でも挙げられており、当選後の所信の中でも重点プロジェクトとして挙げられ、本市の総合計画や、まち・ひと・しごと創生総合戦略にもこの事業が盛り込まれております。そういう点から見ると、この事業は市長の看板施策の1つであろうと感じております。

私も、地域の活性化や雇用の創出といった点で、先ほど豊永議員の質問でもありましたが、中核工業用地等への企業誘致や、IT企業のサテライトオフィス誘致を行っていくことはもちろん大切ですが、地元の中小企業が元気になること、地元で仕事を起こす、起業する人がふえることも地域の活性化につながると考えており、この事業に大変興味があり、期待しているところであります。

そこで、まずお尋ねですが、本市が設置を予定している起業創業・中小企業支援センターの設立の目的、また、起業創業・中小企業支援センターはどのようなものなのか、お尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

起業創業・中小企業支援センターの設立の目的、それから、何をするのかというところがございます。

まず、お答えの前に、本市の経済の特徴的な事項を少し説明させていただきます。まず経済の特徴でございますが、平成26年の経済センサスによりますと、本市の事業所数が2,270件ございます。そのうち、件数の多い順から申し上げますと、卸売と小売業が一番多くて、その後が宿泊・飲食業、それから生活関連のサービス業、医療・福祉、それからまた、サービス業というふうになっております。これらの事業所で1,568件ございまして、大体70%の割合というのがあります。これは、宿泊業等を除きまして、おおむね内需型の事業所でございます、本市の特徴であるかと存じます。

それから、事業所数の推移でございますけれども、これも申し上げさせていただきます。事業所数の中で最も多いのが卸と小売業でございます、その推移を見てみますと、平成9年商業統計調査がございまして、これから申し上げますと、事業所数で卸売が101件、小売が654件、これに対しまして、これは平成26年になりますと、同じ商業統計調査でございますけれども、これが卸売が78件に減っております。それから小売が390件と。17年間で卸売が23件減り、小売業が264件減少しているというような状況がございます。

また、卸売と小売の年間販売額の推移、これから見てみますと、平成9年の商業統計調査、それから平成26年の商業統計調査、この比較をいたしますと、卸売で約22%減っている。小売で36%減少しているという状況がございます。この要因を考えてみますと、人口減少等によります域内のマーケットが縮小しているんじゃないかと。それから、商業環境の激変がございます。特にITの普及によります商業流通の変化が想定されるわけでございまして、本市の産業の特徴が内需型の経済であるということからこれを分析いたしますと、ますます厳しい経済状況になっていくことが推測されております。

本市の中小企業事業者を取り巻く状況というのは、今後も見通しを含めまして、相当厳しい状況にあると言わざるを得ないということでございます。

先日は人吉商工会議所が人吉新聞に公表した景気動向調査がございましたけれども、本市の中小企業事業者の置かれた状況、昨今、顕著となっております人材不足、これは特に多いんですけども、それから、今後の見通しを含めまして、多くの業種で業況判断を示す数値は厳しいものでございました。

そういう中で、この起業創業・中小企業支援センターの設立目的といたしましては、衰退が著しい当地域の経済状況から、新たな効果的支援策を検討した結果なんですけれども、国のよろず支援拠点のモデルとなり、その支援実績から、全国各地から自治体等の視察が大変多いと聞いておりますけれども、静岡県富士市の富士市産業支援センター、これは通称f-Biz（エフビズ）と申し上げておりますけれども、ここの中小企業支援手法に着目したということがございます。

次に、支援センターは、どういうものかということでございますので、先ほど申し上げました富士市産業支援センター f-B i z、これは「エフビズ方式」というのでございますけれども、これによりますと、支援センターの取り組みの特徴が、端的に申し上げますと、ビジネスの経験、知識豊富な人材をビジネスコーディネーターとして招聘いたしまして、専門家を呼ぶということで、ビジネスコンサルティングの手法を取り入れた相談業務を実施するというものでございます。

具体的に申し上げますと、ビジネスコーディネーターと言われる人材、この方が話を聞き、そして、課題、強みを見つけ、具体的解決策を提案するといった流れとなっております。また、徹底いたしまして中小企業支援の成果にこだわるという点も注目された要因の1つでございます。すぐに結果が出ない相談者に対しましても、成果が出るまで支え続けるといったことも実践されておりますので、本市におきましても、富士市のようなエフビズにて考案されました、通称、これは「エフビズ方式」でございますけれども、こういった手法をモデルといたしました支援センターの設立を目指してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 本市の産業の特徴は内需型経済であるということでしたが、私も、もう人吉球磨内で経済を回すのはちょっと厳しいかなと思っておりましたので、よそからも外貨を稼ぐといえますか、お金を持ってきて、人吉球磨内で経済を回すということも大事じゃないかなというふうに考えておりましたので、今回、この支援センターが設置されることによって、そういった企業がどんどん出てくることを期待しております。

また、今回の支援センターは、富士市産業支援センター f-B i z（エフビズ）の支援モデルを活用するとのことでしたが、現在、全国ではこのエフビズをモデルとした支援センターを設置する自治体が広がりを見せていると言われております。

そこで、御当地の「〇〇ビズ」の設置の状況、また、どのような効果が出ているのか、お尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

幾つかございますので、そういったところの状況とか効果ということでございまして、エフビズをモデルといたしまして、市町村が主体となって設立しております支援センターの状況としましては、これは全国に、先ほどの富士市の f-B i z を含めまして13カ所、このビズが今現在ございます。このうち、天草市の A m a - b i Z（アマビズ）を初めといたしまして、九州が6カ所ございまして、一番多いんですけども、九州はこのビズには非常に関心の高い地域ではないかと思っております。

市町村が主体となって設立いたしますビズにつきましては、既に今年度も設立に向けまして、これは人吉だけじゃなくて、数団体の公募が行われておりまして、また、昨年度で100

件を超える自治体がこの富士市の f-B i z を視察しているということで、私も市長と一緒に行ってまいりましたが、多くの市町村がこういったビズに対して関心を寄せておりまして、今後も設立の件数というのは全国で増加するんじゃないかと。

それで、ビズを設立いたしました地域における効果でございますけれども、これ、一番近いところで近隣に天草市がございます。平成27年度の設立当初の目標として天草が定められましたのが、年間600件の相談件数、これが1つの目標だったんですけども、それに対しまして相談実績が1,639件でありまして、当初の目標の2.7倍の実績があったということでございます。また、その中でのリピーター率が76%あったということで、一度相談に来られた方の4人のうち3人が複数回利用しているといった特筆すべきということがございます。これは天草の例でございます、次、岡崎がございますが、この例も申し上げます。

岡崎市のこれは通称OK a-B i z（オカビズ）と言われるんですけども、初年度、1,404件あったと。2年目が1,959件、3年目が2,000件を超えまして2,206件と、こういうぐあいにはふえているわけですけども、先ほど言いました天草のこのアマビズといいますし、岡崎市のはオカビズというんですけども、ここで生じていることでございますけれども、おおむねほかの地域のビズにおいても、同様のことが大体同じように生じているようでございます。

それから、私ども、先月行ってまいりました宮崎県日向市に、ひむか-B i z というのがあるんですけども、開設からまだ1年経過していないところでございますが、月の初旬にはその月の予約枠が全て埋まってしまうという、私どもも行きましたら、黒板にずらっと毎日のように何件か入っております、そういう状況が続いているということでございます。中にはこういう予約が多いということで、数週間待ちというビズ、ほかのところのビズでございますけれども、そういうのも多数存在するようでございます。

また、実際、売り上げがアップしたか、こういった成果につきましては、これは天草のアマビズが相談事業者に行いましたアンケートによりますと、大体7割近い方が効果が上がったと。そういう回答をいただいたということでございます。アマビズというのは一番近いので、いろいろ情報を得ているわけですけども、相談、実績ともに、すぐれた実績は残されているようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 現在、エフビズをモデルとした支援センターにおいては、相談件数が多いということと、天草のアマビズにおいては、7割近い方が効果が上がったということですけども、設置したことによって、地域の活性化とか、地域の経済にどのような効果があったのかということも、今後、ちょっと調査をしていただきたいなというふうに思っております。

そこで、このエフビズモデルは中小企業支援に効果があると言われておりますが、しかし、この支援モデルが成功するかどうかは、そのセンター長次第であるとも言われております。

予算が通ってからになります。今回、センター長を公募するに当たって、本市はどのようなセンター長、人材を求めているのか、お尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

本市が求めている人材でございます。これはほかの地域の「エフビズ方式」で運営されております支援センターにおきまして、採用されました人材をまず見てみますと、どういう方がいたかという、大手出身、大手商社の出身、広告代理店、中には外資系のコンサルタント会社にいた方、アパレル業界で社長をしていた方——これは東京の銀座と聞いていたんですけども、それからベンチャー企業で成功をおさめた方、こういった多様な経歴を持つ人材が採用されておきまして、大都市でのビジネス現場での豊富な経験を持つ人材が多く採用されているようでございます。

「エフビズ方式」の支援センターの特徴といたしまして、産業支援等の経験は問わず、ビジネスのプロである、これにこだわっておりまして、ビジネスで一定の成果を出し、また、スカウト市場といったところに入るような、注目のあるような人材の獲得を目指しているということがございます。

そういった方々をターゲットといたしまして、本市といたしましては、センター長人材に期待することとして、3つの要素を掲げております。1つ目の要素は、「ビジネスセンス」でございます。すぐれたビジネスセンスを持つ人材、こういった方々というのは、豊富な情報量——まず情報量というのがないと、いろんな提供はできませんので、その知識をビジネスで活用することができる能力を持つ人材ということでございます。中小企業事業者の課題や強み、こういったものを見抜いていただいて、具体的解決策を提案するといったビジネスコンサルティング業務、これに必要な不可欠な能力を持った方。

それから、2つ目でございますけれども、これは非常になかなか難しく、一番大事と思えますけど、「コミュニケーション能力」でございます。相談に来られた方から話をまず引き出すと。よく来られる方で、私は何を相談したいかわからないという人が結構多いということを知っておりますので、そういう方々からいかに話を聞き出すかという、これも重要でございますので、そういった円滑に相談業務を実践するために必要な能力はコミュニケーション能力であると。いわゆる相談者に、この人なら相談してみたいなど、そういった豊かなコミュニケーションの能力を発揮できる人材、こういった方を求めたい。これは極めて重要な要素であると思えます。

3つ目ですけども、あとは「熱い情熱」でございます。これはスキルといいますよりも、人間性という視点になろうかとは存じますが、人吉に来ていただくわけですから、ほかの仕事をやめたりとか、覚悟を持って徹底して相談者と向き合っていただいて、一緒になって成果を上げる、こういった人材に来ていただきたいということでございます。

センター長には、周囲から期待、責任と、かなりの重責を担っていただく。こういった環

境で業務に従事していただく必要がございますので、責務を全うしていただける方に来ていただくためにも、こういった3つの要素を持ち合わせたすぐれた人材に就任していただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） ビジネスセンス、コミュニケーション能力、そして熱い情熱を持ったすぐれた方、ビジネスのプロがセンター長になっていただくことを期待しておりますが、今後、予算をとった後に公募が開始になると思います。そこで、どのように公募を進め、センター長を決めていくのか、お尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

公募の方法とセンター長の選定の時期ということでございます。まず、公募の方法でございます。具体的方法といたしまして、民間企業等においてヘッドハンティングの対象となるような人材、他社からスカウトされるような人材、こういった人材の登録があるウェブサイトがございます。それとか、大都市圏から地方への移住・定住に関心が高い方。地方で新たなキャリアを築きたい方を対象とした、そういったウェブサイトへまず掲載をいたします。

それから、幅広く周知するという趣旨からも、これは全国紙でございますけれども、やはりこういう経済的に注目されている方は経済新聞を見ていらっしゃると思いますので、その経済新聞にも掲載を予定しております。

また、東京でセミナー形式の説明会、こういったものも開催してみたいというところがございます。

本市におきましては、本市がっております広報ツールも当然使わせていただきます。ネットワークを通じまして情報を発信いたしまして、最大限努力してまいりたいというところがございます。

次に、センター長が決定する時期でございますけれども、これは10月中旬には公募を開始いたしまして、書類による一次選考がございます。それから、面接による二次選考、2月中には最終的な決定をしてみたいと、そのように予定いたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） ことしの8月に長崎県の壱岐市で開設されたI k i - B i z（イキBiz）ですね。ここの公募において、離島にもかかわらず、391名の方が応募されたというふうに聞いておりますので、多くのすぐれた方に応募していただくためにも、どんどん求人情報、こういったものを発信していただきたいというふうに思っております。

また、2月中にはセンター長を決めるとのことですが、公募に当たり、センター長の待遇、給与や任期などはどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

待遇と任期でございます。まず、待遇でございますけども、これは年収で1,200万円の給与待遇でございます。これは、現在、「エフビズ方式」で設立されております支援センターの多くが設定している給与待遇と同等の金額を今のところいたしております。また、給与待遇を高額に設定しています、その理由といたしましては、全国のこういった人材のスカウト市場に上がるような方をターゲットにしているためでありまして、昨今、日本各地で人材不足が叫ばれておりますけれども、こういう中での人材確保であるということ。それから、「エフビズ方式」によります支援センターの設立を目指している自治体が——いわゆるライバルということになります、次々に控えているという実態を考えてみますと、すぐれた人材を獲得するためには必要な費用であろうと存じます。

次に、センター長の任期でございますが、これは契約は1年契約と考えております。支援センターは成果にこだわるべきだという、これは「エフビズモデル」の人材についての考え方がございますので、これに基づくものでありまして、いわゆる緊張感をもって業務に取り組んでいただくと。1年で勝負するんだと、そういうことで、任期としては1年を予定しております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 年収1,200万円、1年契約ということでしたが、年収1,200万円、1カ月にすると100万円ですね。これは市長の月額給与よりも高いということで、市民の方から、ちょっと高いんじゃないかという声も上がっているんですよね。これだけ地域経済が冷え込んでいる。また、市の財政が厳しいという中で、当然こういった声が上がってくることは予測できたというふうに思っております。

そこで、市長にお尋ねしますが、そういった声を受けて、そういった給与はちょっと高いんじゃないかという声をどのように受けとめて、市民の方々に説明をしていくのか、そこをちょっとお尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

人吉市の我々の感覚、市民の皆様の感覚から、月100万円という給与は高いなというのが正直な感想であると私も思っております。しかしながら、経済部長も御答弁をしたとおり、どの地域にも囑望されるような優秀な人材に、日本全体あるいはワールドワイドの中で、この人吉を選んでもらうためには、必要不可欠な条件であると決意をしたところでございます。

御質問の、市民の皆様へこの100万円という給与について、どう説明をするのか。一流の人材や優秀なビジネスマンが、たとえ期間限定であっても、全てをなげうって本市のために全てのキャリアを傾注するという、その価値、経費以上のもの、当然そこで理解を求めることは大切なことであると存じますが、本市の中小企業者を初め、関係の皆様、そして市民の

皆様が、センター長にこの給与で来てもらってよかったと、この給与では気の毒だと思われるような獅子奮迅の活躍をもって応えられること、本市経済にとってなくてはならない人材となるという結果で、市民の皆様の御理解、御納得をいただくことが最も重要であると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 優秀な人材を獲得するためには必要だということで、市民が納得する結果を出していく、追い求めていくということですけども、やはりかなりの高額な給与で来てもらうので、やはり皆さん、それなりの効果というものを求められていますので、しっかりとその効果というものを追い求めていただいて、税金の無駄遣いと言われないように、皆さんで協力しながら進めていただきたいというふうに思っております。

また、1年契約ということでありましたけれども、私も、これ、結果が伴わなかったら、交代していくことも考えなくちゃいけないのかなというふうに考えておりました。

そこで、センター長が途中でだめだと、結果が出なかったという場合、アマビズでは途中でセンター長と副センター長が交代したという話も聞いておりますが、そのような場合、どのようにお考えになられているか。途中で結果が出なかった場合、どのような対応をとるのかをお尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

任期を全うできない場合とか、そういう場合でございますので、これはいろんなケースが考えられるかと想定されますけれども、不測の事態に限定させて答えさせていただきます。

ほかの地域におきましては、ビジネスコーディネーターを複数配置しているところもございます。これは大きな都市ということもございますけども、そういった地域では、一時的に欠員状態でも運営することが可能なんですけども、本市の場合は、センター長といたしましてビジネスコーディネーターを1人配置する体制、こういった運営を考えておるところでございます。一定期間、運営ができない状態や状況が生じることは、これは当然想定されるかもしれませんが、本来は改めて公募するというのが原則的な考えだと存じます。

また、そのほかの手段でございますけれども、今年度、実施を予定している公募におきまして、選考過程で、当然この人が1番だと、この人は2番だったと、甲乙つけがたい人材がほかにいらっしまった場合、その方に打診するという手段も、これは不測の事態に備えまして、想定しておくことは可能ではないかと存じます。

本市といたしましては、センター長と積極的にコミュニケーションを図りながら、そのようなことにならないよう、これは最大限努力をしておりますが、万一、不測の事態に対しましては、状況に応じまして、運営に可能な限り支障を来さないと、これは当たり前でございますけども、速やかに、かつ最適な方法にて対処をしたいと思います。と存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 成果を出してもらうのが一番ですけども、万が一の不測の事態に備えて、対応できるようにしていただきたいというふうに思います。

答弁を聞いている中で、人吉市ではセンター長が1人で相談対応をやっていくということでしたが、センター長1人で、企業や経営支援に必要な全てのノウハウを持ち合わせる、きわめるといのはちょっと難しいんじゃないかなというふうに考えております。ほかの自治体では、センター長以外のビジネスコーディネーターがいる支援センターもあるということでしたが、本市はどのような運営体制を考えているのか、お尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

体制ということでございますが、ビジネスコーディネーター・センター長が1人と、それから、事務局員につきましては2人と、合計3人程度の運営体制を考えております。

ほかの地域で「エフビズ方式」の支援センターの体制でございますけれども、先ほど申しましたように、ビジネスコーディネーターが複数いらっしゃる場所もあると。これは人口規模とか、事業所数などの地域の状況に応じて、必要な人員を備えられているということでございますので、本市の場合、「エフビズ方式」の支援センターを設立いたしております今までのほかの自治体の例でも、人口、事業所から考えてみまして、小規模の自治体のほうに位置しておりますので、まずは最小限の体制、センター長が1人、事務局員が2人、合計3人と、そういうことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） センター長1人と事務局員の2人の最小限の体制で臨みたいということでしたけども、そうなりますと、経営のあらゆる側面をサポートするために、そういったサポート体制を整える必要があるというふうに思っております。例えば、商工会議所だったり、金融機関だったり、ハローワークだったりといったところとの連携、ネットワークの構築、もちろん行政も入れたところの連携が重要になってくると思いますが、そのあたりはどのように考えられているのか、お尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

いわゆる関係する機関との連携ということでございます。堅実に日々努力されております中小企業者の相談所といたしまして、業種を問わず、あらゆる事業の相談に対応する施設として位置づけをしておりますけれども、支援センターへ相談することで、全てが完結するわけではございません。支援センターの存在意義というものは、相談者の課題に対しまして、具体的課題への解決策を提案すること、これが一番であります。

それから、ワンストップ相談窓口機能としての相談者の課題を解決するために必要があれ

ば、その趣旨を明確にした上で、課題をはっきりとさせて、例えば商工会議所や金融機関、ハローワーク、関係機関へつないでいくという、これが非常に重要な支援センターの機能の1つでもあろうかと思えます。実際、エフビズとか、天草、それから、日向、こういうところに行きましても、必ずそういう連携をとりながらされている。これはもうお話を聞いてきております。よって、支援センターの設立といいますのは、関係機関と連携を前提にしたものであります。むしろ支援センターというのは、これはハブ機能を果たすことによりまして、これまで以上に関係機関との連携が密になるという、そういう期待がされているところでございます。

本市といたしましても、支援センターと関係機関が良好な連携体制を構築できるように、最大限のサポートをしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） しっかり連携してやっていくということでしたけども、私も支援センターだけがよくなってもだめだというふうに思っております、連携することによって、例えば商工会議所、ここも創業支援事業をやられておりますので、商工会議所のそういった事業も伸びていくと。また、ハローワークも雇用がふえていくということで、お互いに連携してよくなっていく、相乗効果が上がるような取り組みが必要だと思っておりますので、市もそのあたりのサポートをしっかりとさせていただきたいというふうに思っております。

次に、私は、議員としてこの事業を見ていく上で、最も大事なのが成果目標ですね。何をもって成果とするのか、ここが一番大事だというふうに思っております。センター長の年収1,200万円、ほかにも事務員さんの経費がかかってくると思えます。こうした多額の経費をかける中で、本市は何をもって成果と考えているのか。そこは、私、非常に気になりますので、ちょっとお尋ねしたいと思えます。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

成果指標ということになります。先ほど天草などの例で件数を申し上げましたので、そういうものもありますけれども、まずは相談件数でございます。それからリピーター率、天草の場合は七十何%で先ほど申し上げました。それから創業件数、どれだけ新しく始められたか。それから新規雇用創出人数、どれだけ雇用がふえたのかと、こういったものを想定いたしております。相談者が多数訪れ、リピーターが高い割合で存在するということが、支援センターにそれだけの価値があるということでございますので、また、相談することで成果が出ると思われているからだと存じます。

また、成果に徹底してこだわるのが、この「エフビズ方式」の支援センターの哲学ということで、これはエフビズのセンター長の話でございますけれども、先ほど申し上げました、今、相談件数、リピーター率、創業件数、新規雇用創出人数、これを申し上げました指標と

ともに、ほかの地域の「エフビズ方式」の支援センター、これはほぼ全てにおきまして、相談者に対しましてアンケートを実施されております。このアンケートによりまして、支援センターを活用したことで売り上げがアップしたのか。または、課題を解決することはできたかとか、こういった追跡調査も必要でございますので、これも支援センターの重要な業務として位置づけられておるところでございます。

本市におきましても、利用者に対しアンケートの実施、それから成果指標となるものにつきましては、これは積極的にオープンにしていく形で、そういった運営を心がけてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 成果指標として、相談件数、リピーター率、創業件数、新規雇用創出人数を想定しているということでしたが、この支援センターの設置の一番の目的は、売り上げアップだというふうに私は思っております。売り上げがアップしたかどうかということは、アンケート調査をやっていくということでしたが、私は、相談をして売り上げが伸びたかどうかという結果が最も大切だというふうに思っております。したがって、成果指標の中に相談したことによって売り上げが伸びた企業数も入れるべきだというふうに私は考えますが、もう一度、経済部長、そのあたりはどのようにお考えか、お尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

ありがとうございます。そういう指標もぜひ入れて、また、ほかの指標もあれば、それも出していきたいと思っております。よろしく申し上げます。ありがとうございます。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） ほかに、売り上げが伸びたかどうかというところを見ていくと、市の税収がどのようになったかとか、雇用創出によって人吉の人口の推移がどうなったかとか、こういったのも非常に大切になってくると思っておりますので、そのあたりもしっかり調査していただいて、この事業を評価する際には、そのような数値も提出していただきたいというふうに思っております。

最後に、市長は、この事業は選挙時の公約に盛り込むなど、本当に熱い思いを持って取り組まれているというふうに思っております。市長のこの事業にかける思いを最後に聞かせていただきたいというふうに思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

市長を志す際にお示しさせていただきました108の施策の中でも、地域経済活性化のまさに柱ともなり得る事業として、起業創業・中小企業支援センターの設立と外部の産業支援人材を活用したブランディングの強化を掲げておりまして、その具体的実践の手法として、

「エフビズ方式」による支援センターの設立を目指しているところでございます。

現在、各地で「エフビズ方式」の支援センターが自治体主導のもと、相次いで設立され、予想を上回る形で中小企業事業者の皆様が相談に訪れている背景として、自社の課題、強みというものは自分ではわかりづらいものということが大きな要因となっているのではないかと存じます。同じ熊本県内で先んじて「エフビズ方式」により支援センターを立ち上げられた天草市においても、当初目標を大幅に上回る相談件数実績を上げられておりますが、そういった状況に対し、天草市長は、「現状を何とかしたいという思いは強くても、方法がわからず、苦しんでいた人が多かったということだろう。」と、今年の熊日新聞の記事でコメントされております。

本市におきましても、目まぐるしく変化する社会、経済状況、特に人口減少に伴い縮小する地域の市場、ITによる商流の激変など、地場の中小企業事業者の皆様への影響は多大なものであると認識しているところでございます。そのような中、自社の強みを生かした具体的課題解決策を地域の中小企業事業者の皆様と一緒に考える、地域における新しい施策とも位置づけできる支援センターの設立は、きっと地域の中小企業事業者喜んでいただける事業になると確信しているところでございます。

地場の中小企業の活性化なくして、地域の活性化はあり得ません。今年度、公募により選考するセンター長には、注目と期待から、かなりの重責を担っていただくこととなりますが、持ち得るスキルを十分発揮いただき、地場の中小企業活性化と創業の促進を通じて、外部の視点を生かして、我々が見逃してしまっている中小企業事業者が元来持ち得る強み、さらには、本市の持つ潜在的な強みを最大限引き出していただくような活躍を強く期待しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） ありがとうございます。

市長の思いを聞かせていただきましたが、この事業はさまざまな面で注目を集めております。今議会の経済建設委員会においても、また議論されると思いますが、この支援センターが市民の皆様の期待に応えられる施設、また、地域活性化に貢献できる施設となるように、また、私、この事業をまた今後とも追いかけていきたいというふうに思っております。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時22分 休憩

午前11時34分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）
2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 次に、学校トイレの洋式化についてお尋ねいたします。

大規模災害が発生したときに、学校、特に体育館は避難所として利用されます。昨年の熊本地震、ことし7月の九州北部豪雨の際にも、学校体育館は避難所として利用されました。熊本地震後、熊本県教育委員会がまとめた「避難所となった学校における施設面の課題等について」という資料の中で、備えられていなかったため困った機能という項目があり、洋式トイレや多目的トイレというトイレに関する問題が上がっておりました。

先日、校区の球技大会があったので、東間小学校の体育館に行く機会がありました。そこで体育館のトイレに行ったのですが、私が小学生のころと変わった様子もなく、便器も和式トイレしかありませんでした。小学生のころ、トイレというと暗く、床が湿っていて、何となく臭いというイメージがあり、余り行きたくない場所でありました。現在では自宅トイレの洋式化が進み、和式トイレを使用できないという子供がふえており、学校の和式トイレの使い方がわからずに、使用できないという子供たちにはストレスになっているとの調査機関の報告もあります。

本市の総合計画や教育振興基本計画の中に、安心・安全な教育環境の確保も重要であるため、引き続き老朽化対策等の学校施設の環境整備を進めていく必要があるとありますが、私は、ここには学校トイレも含まれているというふうに思っております。

そこで、まずは、学校トイレの洋式化についてどのようにお考えになっているのか、教育長にお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君） 議員の皆様、こんにちは。御質問にお答えいたします。

現在、洋式トイレは、市内小中学校9校に設置しておりますが、一部だけしか洋式化しておりませんので、洋式トイレの不足は、施設の老朽化とあわせて大きな課題であると認識しているところでございます。

近年では、生活様式の変化などに伴い、ショッピングモールなどの商業施設や公共施設等でのトイレ環境が向上しており、また、一般家庭におきましても洋式トイレの普及率が約90%というデータもございまして、洋式トイレしか使ったことがないという児童・生徒もふえているようでございます。

議員のお言葉の中にもございましたが、学校トイレは、汚い、臭い、暗い、怖い、壊れているというような、いわゆる5Kとやゆされることもあり、児童・生徒が戸惑いや悩みを抱えていたり、学校でトイレを我慢する子供たちの健康も危惧されており、教育委員会といたしましても、早急に整備しなければならないと存じておるところでございます。また、今年度は、トイレの環境改善を図るため、人吉西小学校と大畑小学校における屋外トイレの改修工事の準備を進めております。

今後も、危険性や緊急性、障がい者への配慮等を重視しながら、トイレの洋式化を計画的に進め、児童・生徒が勉強にいそしみ、楽しい学校生活が送れるような学習空間、また、学

校の環境を整えていくことを目指すとともに、地域の防災拠点や、地域コミュニティの核としての役割にも考慮しながら、学校施設設備の充実に向け進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 学校トイレは5Kと言われていて、やゆされているということで、3Kぐらいまでは何かわかったんですけども、汚い、臭い、暗い、怖い、壊れている、イメージは最悪ですね。イメージをよくしていかないといけないと思いますが、教育長は、洋式トイレの不足は、施設の老朽化とあわせて大きな課題であるということで認識されていますが、それでは、どれだけ不足しているかということなんですけども、昨年、熊本地震の際、多くの小中学校が避難所になったことを受け、文部科学省が学校のトイレの事情、実情を把握するために、全国の公立小中学校施設を対象に調査を行っておりますが、その調査結果はどのようなものであったのか、お尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君） 皆さん、こんにちは。お答えいたします。

現在の市内小中学校におけるトイレの洋式化率でございますが、全体で425個あるうち、洋式トイレの数が159個、和式トイレは266個ございまして、37.4%の洋式化率となっております。

なお、市内小中学校におきまして、洋式化が進んでいる学校は、人吉西小学校の49.1%、反対に進んでいない学校は、大畑小学校の23.1%というところでございます。

次に、全国と熊本県の状況でございますが、平成28年4月1日現在で文部科学省が調査した結果をもとに申し上げます。全国の状況としましては、全国の公立小中学校の全便器数が約140万個で、そのうちの洋式トイレ数が約61万個であり、洋式化率は43.3%でございます。また、熊本県では、全便器数が2万2,231個で、そのうちの洋式トイレが8,986個であり、洋式化率は40.4%でございます。

本市と全国を比較しますと、5.9ポイント、また、熊本県全体の平均と比較いたしますと、3ポイント下回っているという状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 全国の平均が43.3%で、熊本県が40.4%、そして、本市が37.4%ということで、全国、また、熊本県の洋式化率よりも低いという状況の中で、洋式トイレ不足を解決していくために、今後、どれくらい、何%ぐらいまで洋式化をしていくのか、そういった設置目標があるのかどうか、お尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

小中学校におけるトイレの洋式化の目標数値ということでございますが、各小中学校の各

男女トイレに1つずつ和式トイレを残し、その他のトイレを洋式化するというのが教育委員会としての目指している姿でございます。これにより、洋式化率は約60%となりますので、目標数値としましては、洋式化率60%を目指し、トイレ環境整備を進めていくということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 目標数値を60%以上まで持っていくということですが、60%以上まで洋式化を進めるということですが、もちろん洋式化するには費用がかかると思います。そこで、トイレを洋式化するのに、トイレ1基当たりの費用、また、設置率を60%に持っていくにはどれぐらいの費用がかかるのか、お尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

先ほどお答えいたしました目標数値の洋式化60%を達成するまでの費用でございますが、目標達成までには100個程度の取りかえ工事が必要となります。また、学校の老朽化の程度によっては、便器交換だけではなく、床タイル工事や配管工事が必要となる場合もありますので、一律には経費を算出することは難しいところでございますが、昨年度行いました洋式化工事から概算を算出いたしますと、1個当たり30万円程度が見込まれるということでございます。以上のことから試算をいたしますと、約3,000万円ということになりますが、場合によっては、老朽化のため、トイレ全体を改修しなければならないということもありますので、実際はそれ以上の費用を要するのではないかと見込んでいるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 学校トイレの洋式化率の目標数値を60%まで持っていくには、3,000万円以上はかかるということですね。ということで、かなりの費用がかかってくると思いますので、学校環境施設に関しては交付金があると思いますので、そういった交付金も活用しながら、計画的に進めていかなくてはいけないというふうに思いますが、現在、学校トイレの洋式化についての整備計画があるかどうか、お尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

学校トイレの洋式化の改修計画でございますが、現時点では策定していないところでございます。学校施設環境整備につきましては、市全体でも30年以上経過している公共施設がふえており、老朽化に対する補修では追いつかない現実がある一方で、全ての施設を改築または新築するのは財政的にも不可能でございますので、長寿命化を含め、市全体として公共施設のあり方を計画的、多角的に捉えていく必要がございます。その中でも、学校施設は児童・生徒の大切な学習の場であり、地域住民にとっても防災上重要な施設ですので、学校トイレ洋式化にも十分配慮し、引き続き学校と協議し、緊急的なものから優先的に補修工事な

どの老朽化対策を進めていく所存でございます。

なお、学校トイレ洋式化は、平成32年度までに学校施設の長寿命化計画として策定しなければならない個別施設計画にも盛り込む必要があると考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 整備計画は策定していないということでしたけども、耐震化とか、エアコンの設置、また、老朽化対策ということで、トイレの洋式化はずっと後回しになってきたのかなというふうに感じておりますが、今後は個別施設計画にも盛り込む必要があるとのことでしたので、ぜひ、計画を立てて、トイレの洋式化を進めていただきたいというふうに思います。

最後に、小中学校の体育館は、答弁にもありましたように、地域の防災拠点や地域コミュニティの場所となっております。災害が発生したときには高齢者が多く避難することが予測され、学校行事や校区の行事などでも多くの方が体育館を利用されます。そういったことを考えると、体育館のトイレの洋式化、多目的トイレの設置を進めるのは急務だというふうに思いますが、まだ洋式トイレすらない小中学校もあるんですね。そこで、体育館のトイレの洋式化、また、多目的トイレの設置について、どのように考えているのか、お尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

学校施設は、災害時の避難所としても位置づけられておりますので、災害時に体育館が避難所として開設された場合、幼児や高齢者、障がい者の方々が安心して利用できるよう配慮する必要があると認識しておりますので、体育館トイレの洋式化は優先的に進めてまいりたいと考えているところでございます。

今後は、洋式化も含め、多目的トイレやスロープの設置についても検討し、体育館のみならず、教室棟や管理棟のトイレも含め、学校全体を総合的に勘案しながら、関係部署と協議を進め、国の学校施設環境改善交付金の活用を検討し、計画的に進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 体育館のトイレの洋式化については優先的に進めて、多目的トイレやスロープの設置も検討していくということでしたが、財政的な問題とか、多目的トイレを設置する場合にはスペースの問題とかもあると思いますが、そういった問題を解決しながら、答弁にもありましたように、交付金を活用しながら、早目、早目に取りかかっていたいただきたいというふうに思っております。

これで学校トイレの洋式化については終わらせていただきます。

それでは、最後の質問に移りたいと思います。

8月12日に九日町で開催されたなつえびすの中で「100円焼酎フェス」が開催されました。私もお手伝いをさせていただいたのですが、当日は大変多くの来場者の方でにぎわっておいりました。地元の方だけでなく、浴衣姿の観光客や、外国人の方の姿も多く見かけられました。私、会場にいましたので、来場者の方に声をかけたのですが、そのような中で、横浜から旅行で来ていますとか、長崎からわざわざこのイベントのためにやって来ましたとか、外国人の方が球磨焼酎おいしいといった声を聞くことができ、球磨焼酎の可能性を大きく感じる事ができたイベントでありました。

しかし、その一方で、市内の飲食店を見ると、他県の芋焼酎が多く並んでいたり、ホテルでの宴会の際に他県の芋焼酎が出てきたりと、球磨焼酎の魅力が伝わってなく、何だかもったいないなというふうに感じるところもあります。

本市においては、「ひとよしから、米を原料とする球磨焼酎の地域文化を紡ぎ広める条例」が平成26年8月8日から施行されております。この条例は、市、蔵元及び事業者、市民で球磨焼酎の地域文化の振興を図り、地域経済の活性化に寄与しようといった趣旨の条例であると認識しております。

そこで、お尋ねですが、条例制定後、市民への広報や販路拡大など、どのように球磨焼酎の普及振興に向けて取り組みを行ってきたのか、お尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

新しく定めました条例、この普及振興についてでございます。まず、この条例でございますけれども、これは球磨焼酎酒造組合から本市に対しまして、球磨焼酎で乾杯を推進する条例制定の要望がございまして、平成26年3月議会で本条例を提案・修正行いました後に、同年、平成26年6月の本議会におきまして御議決をいただいたものでございます。本格米焼酎の日と位置づけられております8月8日に合わせまして——8月8日というのは米の字が八・八ですので、八十八ということで、8月8日でございます。

議員の御質問の、この条例の制定後でございますけれども、市が行ってきた普及振興でございますが、主なものといたしまして、まず、条例の施行に合わせまして、平成26年度に8月8日は球磨焼酎の日、500年の伝統を誇る球磨焼酎、さらには、本条例を明記いたしました短冊状のポスターを作成いたしまして、熊本県内の酒販店や人吉球磨地域の居酒屋、スナック、こういうところに配布をいたしております。米のイラストが大きく真ん中にある紫と紺の2種類あったと思いますけれども、これを店頭や店内に掲示していただくと、こういうこともお願いしておりましたし、また、地域での球磨焼酎の普及とともに、本条例の——これはまず知っていただくという——周知を図ってきたわけでございます。このポスターでございますが、大変大好評でございまして、現在でも市内の居酒屋、そういうところでまだ見ることが出来ます。

次に、球磨焼酎酒造組合とのタイアップをいたしまして、これは熊本県のみならず、福岡県を中心といたしました九州管内、さらには関西地区や首都圏におきまして、人吉物産振興協会とか、人吉商工会議所、それから人吉ブランド化実行委員会がそれぞれに展開いたしております各種の物産展、それとか、商品商談会、こういうところにも出展をいたしておりますし、消費者と相談しながら試飲PR、直接販売、こういったものを行っております。それから、大消費地での焼酎の理解と普及促進にも取り組んできたところでございます。

また、本市とJETRO（日本貿易振興機構）がタイアップをいたしまして、毎年開催いたしております海外バイヤー向けの商談会を通じまして、海外への販路拡大にも努力をいたしております。

ちなみに、今年度でございますけど、これは先週でございますが、5日と6日の2日間にわたりまして、アメリカのレストラン、居酒屋と、これは取引がありますバイヤー3人の方を招聘いたしまして、蔵元視察と、それと商談会が本市にて開催されております。市内の蔵元だけではなく、これは球磨郡の蔵元からの売り込みにもおいでいただいたところでございます。

さらには、本市と友好都市でございます静岡県の牧之原市、ここにおきましては、これは昨年、「球磨焼酎を広める会」が設立されておまして、これは牧之原の商工会が中心となりまして、本市の産業祭でございましたけども、まず会長がいらっしゃって、非常に気に入ったと。そこで、持ち帰って、牧之原で広めようじゃないかということから広まったものでございます。これは牧之原の商工会さんに大変骨を折ってもらっておりますけども、その市内の複数の酒販店で、球磨焼酎を取り扱っていただいておりますし、また、牧之原の居酒屋、スナック、こういうところにも積極的に、もう自分たちから店を回っていただいて、置いていただいて、需要拡大に寄与していただいているところでございます。

本市といたしましても、これは昨年の牧之原市の産業フェアに合わせまして、松田副市長を初めといたします市の担当者、市内の2つの蔵元と、これは卸問屋でございますけども、牧之原を訪れまして、松田副市長も非常に頑張っていただいたと。売り込みのセールスマンとして歩いていただいた。こういったところで、牧之原で球磨焼酎の案内人講座を行っております。まずは球磨焼酎とはどういうものであるか。例えば常圧とか減圧とか、そういう基本的なものから、案内人の講座も行ってございますし、市内の居酒屋を回っていただいて、実際にPRをしていただいたというところがございます。

今後も、牧之原の産業祭では、またことしでございますので、売り込みに行こうと。これは酒造組合の専務にも一緒に行きましょうと言っておりますので、こういったぐあいに、条例制定後でございますけども、私どもが取り組んでおります普及事業につきまして、主なものをお答えさせていただきました。

以上でございます。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） ポスターを作成されたり、販路拡大のためにいろんなところでPR活動、牧之原でもPR活動をやられているということですのでけれども、さまざまな取り組みをされてきたということですが、その取り組み後、球磨焼酎の出荷量などがどのように影響があったのかというのがちょっと気になるんですが、条例制定後から球磨焼酎の出荷量などの推移、そのあたりはどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

条例制定後の出荷量ということでございます。まず申し上げておきますのが、球磨焼酎の販売数量のピークということで、これは平成15年度が出荷量としまして2万5,700キロリットルあったと。まず、これをちょっと頭に置いていただければ。その後、条例制定いたしました平成26年度の製造数量でございますが、これが1万4,700キロリットル、出荷量といたしましては1万3,700キロリットル。それから平成27年度でございますけれども、製造数量が1万4,200キロリットル、出荷数量が1万3,700キロリットル。それから平成28年度の製造数量といたしましては1万3,500キロリットル、出荷数量が1万3,300キロリットル。いわゆる一番ピークが2万5,700キロリットルありましたので、それからしますと1万キロリットル以上は減っているという、そういう数量は実はあるわけですね。

今、3年間を申し上げまして、この3年間の推移といたしましては、出荷数量につきましては横ばいもしくは少し微減かなというところでございます。製造数量につきましても年々減少しているという状況がございまして、ピーク時からしますと、大体48%減少しているというところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 出荷量については、横ばいもしくは微減ということで、また、製造数量については年々減少しているということで、また、ピーク時からすると、もう約半分ぐらいまで落ち込んできていると、出荷量は落ち込んできているということで、条例を制定したんですけど、なかなか普及振興にはつながっていない部分もあるのかなというふうに感じていますが、当時、経済部長として、この条例制定に深く携わられた松田副市長は、この現状をどのようにお感じなのか、お尋ねいたします。

○副市長（松田知良君） 皆様、こんにちは。私にも答弁の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。それでは、お答えいたします。

この条例につきましては、当時、担当部長として原案づくりから深くかかわり、球磨焼酎酒造組合を初めとする関係者の皆様、執行部の担当職員たちと長い期間の検討を行った後、議会に御提案申し上げ、議会におきましてもさまざまに御議論をいただいた後に、御承認いただいたという経緯からいたしましても、本当に感慨深く、ひときわ思い入れのある条例で

ございます。

これらのことを踏まえ、私自身、単に地場産業というのみならず、日本遺産の構成文化財の1つにも位置づけられている伝統産業、球磨焼酎の製造・販売数量が、本条例制定後においても減少に歯どめがかからない現状につきましても、本当に残念であり、蔵元や酒造組合のみならず、私たちも含めて、地域の抱える大きな問題の1つであると認識いたしておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 減少に歯どめがかからない現状に、本当に残念だという思いがあつて、牧之原での売り込みにも努力されているというところにもつながっているのかなというふうには感じますが、この「ひとよしから、米を原料とする球磨焼酎の地域文化を紡ぎ広める条例」を制定する際には、もう大変な苦労があつたというふう聞いております。私は、当時、議員ではありませんでしたが、当時の委員会の議事録を読ませていただき、さまざまな意見が出ているのを読ませていただきました。意見の中には、絵に描いた餅にならないようにということがありましたが、球磨焼酎の普及振興に努力されているのはわかりますが、まだまだ周知不足、特に市民の方への周知はできていないんじゃないかなというふうにも感じております。

そこで、今後、球磨焼酎のさらなる普及振興に向けて、本市が考えていることがあれば、お尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

今後の普及策ということでございます。まず、球磨焼酎を初めといたします全国の焼酎業界の動向、おのれを知るには敵を知るということで、まず、そういうところで少々述べさせていただきます。

先月の30日に公表されました帝国データバンク調査によりますと、2016年焼酎メーカー売り上げランキングというのがございまして、上位50社の売上高合計といいますのは、対前年比2%の増と、3年ぶりに若干上回ったという結果が出ておりました。ただし、これは先ほど一番最初に議員が申されましたように、芋焼酎が健闘しているという、これが主な要因と考えられるということでございます。

また、売上高ピーク時の2008年と比較いたしますと、これは7.5%の——全体的なところでございますけども——減少となっていると。そういう中で、上位10社の売上高を見ますと、5年連続1位で対前年比10%の売り上げを伸ばしているのが、実は宮崎県の蔵元があるんですけども、これ以外はほぼ横ばい、減少という厳しい状況になっているということでございます。全国的にちょっと減っているのかなと。このことは、日本全体が人口減少、それから高齢化社会が進展している。それとともに、消費の低迷や消費者の低価格志向が強まって

いることに加えまして、甲類と乙類のいわゆる焼酎の価格低下、焼酎そのものの人気の陰りでございますね。それと、消費者の志向の多様化があるのではないかと。若者のアルコール離れ、さまざまな要因があるのではないかと考えられております。

このような状況のもとではございますが、私どもといたしましては、本市の主要な地場産業でもありますし、日本遺産の構成要素の素材の1つとも掲げられております。まさに伝統文化の伝統産業であるという、こういった球磨焼酎の消費拡大に向けまして、本市のみならず、人吉球磨全体がこれ以上に、球磨焼酎というのは人吉市だけじゃなくて、球磨郡全体のものでございますので、地域一丸となりまして取り組まなくてはならないと、そのように認識をいたしております。

酒造組合とか各蔵元におかれましては、今、取り組まれておりますのは、球磨焼酎案内人講座がございまして、球磨焼酎応援店登録制度という制度も設けられております。それから、球磨焼酎大使任命制度、これは市長がなられていますが、球磨焼酎の日の制定、それから、食とコラボした体験型ツアーの企画、こういった新たなもの、さまざまな企画もございまして。このように、情報発信事業を柱にいたしまして、酒販店や地域団体、それとか県人会組織との協力、こういったもので都市圏におきます展示会や販売会開催、こういったものに参加すると。そういった普及促進、また、地元におきましては、各イベントへの出展など、これは温泉観光協会とか、物産振興協会、商工会議所、旅館組合や商店街の振興組合でございまして、こういったあらゆる組織とタイアップをされまして、一人でも多くの方に球磨焼酎の魅力を伝える事業に取り組んでいらっしゃるところでございます。

今、先ほど申し上げられました、8月にありました100円焼酎フェスでございまして。私も参りまして楽しませていただきまして、大変楽しかったわけでございます。このときはゲストに酒場放浪記で有名な吉田類さんにいらしていただきまして、九日町えびすまつり、共催だったものだから非常ににぎわったわけでございまして、これは地元の方のみならず、九州各地から1,200人ですか、来訪者を巻き込んだ盛大なイベントで開催されたということで、これは球磨焼酎の普及促進だけではなくて、町なかのにぎわい創出に大変御貢献いただいたというところでございまして、感謝いたしております。

以前は、中川原で「球磨焼酎宵の宴」というのもございまして、よくあっておりました。これは久しぶりにこういう焼酎フェスなんかが始まったなということで。したがって、行政といたしましても、これまでさまざまな取り組み自体、これは継続していくと。それから、SNS、新しい媒体といいますか、情報伝達、こういう方法、これを行うとともに、これまでどちらかといいますと、焼酎というのは男性中心であったのかなと。そういう文化に加えまして、今、観光列車「かわせみ やませみ」が走っておりますが、この中に焼酎の試飲ができるコーナーもございまして、こういうのも活用させていただきながら、女性をいかにターゲットとしてやっていくか。これは、1つ、ここにございまして、これは2年前

でございますが、人吉温泉カクテルというのが開発されまして、これも観光客や女性の方に向けて、そういった、今、焼酎というのは多様な志向に、これに対応していかなければついていけないということがありますので、さまざまな関係の方々とタイアップしていきたい。

そこで、人吉球磨の伝統産業であります、この地域文化を継承いたします球磨焼酎の普及促進、消費拡大、これは引き続き取り組んでまいりたい。また、先日、これはもう2カ月前になりますね。牧之原から市議会がいらっしゃいましたけども、そのとき、私の感じたことは、ただ焼酎をお湯で割ってコップで飲むんじゃなくて、やはりこちらの人吉での飲み方はどうだったというのを正確にこれをお伝えするのも必要であろうかと。私、ちよくをちょっと持っていましたので、それをお出ししまして、がらとちよくの話で1時間ぐらいできました。また、西原市長が、がらとちよくを自分で持って、どんどんどんどん回って杯をして、大いに盛り上がっていたというのもございます。そういうぐあいに、焼酎というものはその地元ではどのように飲まれているのか、どのような酒器を使って飲んでいるのか、そういった1つの文化をこれは知らしめていくのも、これは必要ではないかと。それが1つは普及につながっていくのではないかと考えております。

また、人吉球磨には蔵元が28ございますので、そういうところに対する支援といたしましても、私どもの一番最初に御質問いただきました、来年度に設立を予定いたしております起業創業・中小企業支援センターによる支援等も活用していただけるものと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 御答弁ありがとうございました。多様な志向に対応しなければならないということ、私、これは非常に共感しております。今、私たちの中で、仲間うちでのブームは米焼酎、もちろん球磨焼酎の米焼酎の炭酸割りでございます。僕たちは略して「米炭」と言っているんですけども、これ、ハイボールに負けない、本当すかっと爽やかな味わいがありますので、もし試されたことがない方は試していただいて、米炭ブームの火つけ役にちょっと寄与していただきたいなというふうに思っておりますが、地場産業、伝統産業である球磨焼酎の普及促進をしていく中で、やはり一番大事なのは地域みんなで盛り上げなくてはいけません。よそではもちろんPRしていくことも大事なんですけど、地元で盛り上げていかないといけないというふうに私は思っております。蔵元の方とお話をする際にも、やはり地元の方に飲んでもらいたいということも話されますし、そういった思いがあったからこそ、乾杯条例の制定の要望があったというふうに思っております。

今後、例えば市内の飲食店で、まずは球磨焼酎を勧めると。どうしても芋焼酎が飲みたいという場合は、人吉球磨の蔵元でつくられている芋焼酎を先に勧めるとことや、そういったことで、大分球磨焼酎に対する意識とか愛情が生まれてくると思います。鹿児島島の居酒屋に行っても芋焼酎しか置いていないんですよ。こういった点からすると、やはり全部が

——人の好みもありますので——球磨焼酎にできるかわかりませんが、市内の飲食店に協力を求めていくと。また、イベントですね。先ほど言った100円焼酎フェスだったり、以前に開催されていた宵の宴や焼酎まつり、こういったイベントで球磨焼酎組合を初め、いろいろな組織と連携してやっていって、球磨焼酎を身近に楽しめると。こういったイベントも必要じゃないかなというふうに感じております。

それでは最後に、市長にお尋ねしますが、市長は球磨焼酎の振興をどのように考えられているのか、お尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

球磨焼酎の置かれました現状と、今後の具体的な振興策等につきましては、さきの経済部長の答弁にて述べさせていただいたところがございますが、私自身も、首都圏を初めとする全国各地を出張等で訪れた際に、人吉球磨と縁もゆかりもない土地の居酒屋等で、球磨焼酎を目にしましたときの感動は、まさに何物にもかえがたいものがあると本当に喜ばしく感じております。

しかしながら、本来であれば、宮崎、鹿児島の芋焼酎や、大分の麦焼酎のように、全国どこの居酒屋にも置いてあるというのが理想でございます、そういう面ではまだまだ普及が足りない実感するところでもございます。

このようなことから、大消費地に向けての情報発信と普及促進は、もちろん重要なことと存じますが、他方、地元を目を向けてみますと、本地域におきましても、ほとんどの飲食店に球磨焼酎以外の焼酎、芋焼酎や麦焼酎等が並んでいるという状況を見ますときに、消費者の志向の多様化という面を否定するつもりは毛頭ございませんが、やはり、より地元の人々に愛されるものとなっていかなければならないということを、常々、痛感いたしているところでもございます。つきましては、職員を初め、市民の皆さん及び人吉市を訪れた観光客を巻き込んだ事業展開や、情報発信を球磨焼酎の28の蔵元、酒造組合、酒販店などと連携しながら、より強力に進めていく必要があるかと存じます。

このようなことを踏まえまして、私の球磨焼酎の普及振興に関する思いでございますが、本条例の第1条に定義をしておりますとおり、球磨焼酎を普及促進することにより、球磨焼酎の地域文化を振興し、球磨焼酎の生産量、消費量をふやし、経済を活性化したいという思いとともに、同じく条例前文中にございます、戦国時代に大陸から人吉市へと伝わった焼酎とその製法、以来500年、最も古い由緒と伝統を誇り、その味と香りは、杜氏たちの焼酎づくりにかける情熱によって今も磨かれ続けているという、日本遺産の構成文化財の1つとして掲げられている球磨焼酎の歴史、文化を先人から受け継ぎ、未来に向かって傳承し、紡ぎ広めていくという使命を私たちが担っているという気概をしっかりと持って、普及振興に努めていかなければならないという言葉は私の思いとさせていただきます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 市長になられてから、なかなか忙しくて、以前みたいには球磨焼酎は飲まれていないと思いますが、せっかく市長も言われたように条例がありますので、市長が率先して、がばがば飲めとは言いませんけども、球磨焼酎を飲んでいただいて、球磨焼酎普及振興の旗振りをしていただいて、私たち議員、そして、職員の皆さんも一緒になって、球磨焼酎の普及振興に努めてまいりましょう。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後0時17分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）
11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）（登壇） 11番議員の本村令斗です。それでは、通告に従いまして一般質問を行ってまいりたいと思います。

まず1点目は、水道料金で値上げについてです。2つ目は、介護保険で制度改悪の中での取り組みについてです。その下の要旨のところに書いてありますが、これは障害者に対する介護サービスについてと書いてありますが、これは正確に言うと、障害者に対する障害者福祉サービスの介護サービスへの上乗せということなんですけど、その後、よく調べてみると、人吉市ではこれを実際にもう行っていることがわかりましたので、この要旨につきましては割愛させていただきたいと思います。3点目は、ダムによらない治水対策で、積極的な要望活動についてです。4点目は、御溝川による冠水で、適切な樋門の操作についてを質問してまいります。

では、まず1点目の水道料金です。本議会には水道料金を10%値上げする議案が提案されています。市民生活を守るためには値上げはすべきではないという思いから、この質問を行います。

日本共産党人吉市委員会は、1,341筆の人吉市民の署名を添えて、水道料金の値上げをしないよう求める要望書を松岡市長に提出しました。署名を集めるに当たって、多くの市民の声が寄せられました。年金が下がって生活が大変なのに値上げは困る。市民生活の大変さを市はわかっていないのか。大人3人、子供3人の6人家族で、上下水道をあわせて1万3,380円かかる。今でも大変なのに値上げは困る。市民に全く説明もなしに値上げとはひどい。暑いさなかに子供に水遊びもさせるなということか、などです。

市長は、水道料金の値上げに対する市民の痛みに対してどう受けとめているのか、お伺いします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

施政方針でも述べさせていただいておりますように、今回の水道料金の改定は、人吉市水道事業運営審議会からの答申に伴う見直しであり、水道事業の安定経営の持続と水道料金の不公平感の解消というのが大きなポイントとなります。

先月の25日、議員もおっしゃいましたように、日本共産党人吉市委員会様から1,341筆の署名が添えられた水道料金の値上げをしないよう求める要望書を御提出いただいた後の意見交換でもお話をさせていただきましたように、公共料金の引き上げ、中でもまさに生命の源である水に関するものでございますので、今回の改正では引き下げになられる方もおられますが、引き上げになられる方に関しましては、まことに恐縮に存じているところです。

しかしながら、人口減少や節水機器の普及等により給水収益が減少傾向にあり、あわせて、給水開始から60年を迎え、老朽化した施設の更新や管路等の耐震化などによる事業費の増が見込まれ、安定的な水道事業経営が危ぶまれる状況であり、今回、改正させていただかなければ、市民の皆様方に将来的には施設等のトラブルで御迷惑をおかけし、また、より急激な御負担をお願いすることにもなるとの苦渋の判断で御提案させていただいているものでございますので、御理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） まことに恐縮しているとか、苦渋の判断であることなどを述べられましたが、そう思われているなら、非常に真剣に値上げをやめることを市長は考えるべきだと思います。

今回の値上げによって市民の負担増が総額で幾らになるのか気になります。その点についてお伺いします。

○水道局長（中村則明君） 皆さん、こんにちは。それでは、お答えいたします。

先ほど市長答弁にもありましたように、今回の改定は、水道事業の安定経営の持続と水道料金の不公平感の解消というのが大きなポイントになります。具体的には、基本料金に含まれている基本水量をなくして、基本料金を若干下げさせていただきまして、使用水量が少ない世帯、これは8立方メートルでございますけども、少ない世帯には現行料金以下となるように配慮させていただきながら、おおむね10%の引き上げをお願いする内容となっております。

今回の改定に伴う市民の皆様方の負担増はという御質問でございますが、一般的な御家庭の場合と、全体的な給水収益でお答えさせていただきます。

まず、一般御家庭用である口径13ミリで、月20立方メートル御使用いただいた場合の現行と改定後の月額料金を御家庭の負担ということでございますので、税込みでお答えいたします。現行2,386円で、これは県内14市で一番安い料金でございます。改定後は2,635円で、

249円、10.44%のアップとなりまして、県内で7番目の料金となります。月額が249円ですので、年間では2,988円の増となります。

次に、給水収益の見込みでございますが、平成27年度の決算ベースで再計算しますと、収益ですので税抜きでお答えさせていただきますが、減収となる月8立方メートル以下の世帯分も含めて、全体で4,517万8,325円、9.59%の増収となります。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 私がお聞きしたのは総額です。市民全部からの値上げ分が、10%上げたときに全部でどれだけ上がったかをお聞きしているんです。

○水道局長（中村則明君） 先ほど給水収益の増ということで、4,517万8,325円、9.59%の増収となりますということでお答えをしております。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 大変失礼いたしました。それで大体そのくらいというのがわかりました。

そこで、水道料金の値上げをされるため、全国ではかなり多くの自治体で一般会計から水道会計に繰り入れを行っています。人吉市でも一般会計からの繰り入れができないか、考える必要があると思います。そこで、平成28年度決算で繰越金は幾らか、お答えください。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えします。

平成28年度の決算におきまして、歳入総額から歳出総額を引きました形式収支は5億5,504万8,376円となっております。これを平成29年度に繰り越した事業に充てる財源が——これ、特定財源、繰り越しのうち、必ず必要な財源でございます——6,973万2,000円含まれておりますので、この分を差し引いた金額、これが純粋な繰越額、実質収支という言葉で私たちは言っておりますけども、4億8,531万6,376円となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 繰越金5億5,000万円程度とのことでしたけど、決算カードで見ると、7億3,529万1,000円じゃないかと思うんですけど、ちょっとそこはどうなんですか。

○総務部長（井上祐太君） 4億8,531万6,376円、これはもう既に歳入歳出決算の中で確定した金額でございますので、今、お手元にある決算カードというのは、多分財政課からおもらいになったものかと思っておりますけども、基本的には4億8,531万6,376円、これが繰越金の確定額でございます。

以上、お答えさせていただきます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 大体先ほどの4億8,000万円ぐらいのこれは実質収支だと思うんです

けど、それが、大体その中で、さっきの水道料の値上げ分、市民負担増、大体10%程度ですね。ですので、そのぐらいを水道会計に入れれば、水道料金を値上げせずに済むこととなります。この一般会計からの繰り入れの妥当性について、別の指標から見ていきたいと思えます。実質収支比率という指標があります。専門家の方に聞くと、この実質収支比率は、一般的に3%から5%が適正な範囲だとされており、大きな数値になるほど、使える予算を市民のために使っていないことのあらわれだということでした。

そこで、2点お伺いします。実質収支比率は、一般的に3%から5%が適切な範囲だとされていることを認識していますか。

2番目に、平成28年度決算において、人吉市の実質収支比率は幾らですか。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

先ほど議員がおっしゃったように、実質収支比率は、これは高過ぎてもだめなわけでございまして、逆に低過ぎてもだめということで、これは地方財政法の第2条に、地方公共団体における年度間の財源調整をして、そして、実質収支を確保するというような状況でございます。本市のこの実質収支比率、先ほど私が申しあげました4億8,531万6,376円、これはもう国の示します、総務省が示します財政基準の中でも適正な範囲3%から5%に入っておりますので、これは問題ないということで認識をしております。具体的に、決算統計で出しました本市の実質収支比率、これは標準財政規模で除したものでございますけども、その数値は5.4%となっておりますところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 実質収支比率は5.4%ということでした。先ほどの専門家の方は、実質収支比率が5%を超えるのは、家庭で言うならば、子供がおなかをすいたと言っているのに、親が金をためたいばかりに御飯を食べさせないようなものだと言われていました。

また、平成19年から平成28年までの10年間の実質収支比率の平均を出してみました。その値は5%となります。適切な範囲内にはいっていますが、人吉市は使える予算をどちらかというと、出し渋っているような状態だと思います。水道料金の値上げ分を一般会計から繰り入れると実質収支比率がどのくらい落ちるか計算してみると0.5%です。10年間の平均の5%から0.5%を引いても4.5%となり、十分適正な範囲にあります。

市長に、水道料金の値上げをやめるために、一般会計から繰り入れをするという政治判断をすべきではないかということをお伺いします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

まずは、平成28年度の本市の実質収支比率が5.4%となっておりますが、昨年度は基金を3億円取り崩しての結果としてこの数値があるわけがございますので、決して余裕がある状況ではないところでございます。

地方財政法第6条によれば、公営企業の経営は、当該企業の経営に伴う収入をもってこれに充てなければならないと規定されており、例外は、災害その他特別の事由がある場合、かつ議会の議決を経た場合のみ繰り出すことができるとされております。さらに、繰り出しは各省庁から出されている繰出基準に沿って行われるべきで、あくまでも公営企業会計は、原則、独立採算、公営企業会計内で収支採算をとるべきものとされております。一般会計からの安易な繰り出しは自治体の財政圧迫の引き金になりかねず、地方財政法第6条に明記された条文は、健全財政を保持していくための不文律としてしっかり守らなければならないと存じております。

したがって、平成28年度の一般会計の実質収支比率が5.4%という点だけを捉え、水道事業へ安易に繰り出しを行い、水道料金の値上げを中止することは考えておりません。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 今、公営企業の経営について、地方財政法のところの内容で言われましたが、この手元にありますけども、決して一般会計の繰り入れを禁止している法律ではないですね、これは。そういうふうになっています。

そしてまた、私、今、言われたので思い出したんですけど、学校給食の補助、これは、昔、一般質問でやったことがあるんですけど、昔は学校給食法を持ち出して、これは家庭で払わなければならない、そう言っておられたんですけど、実際、人吉市が始めるに当たっては、これは一般会計からの繰り入れ、財政投入を禁止した法律ではないと、そういうふうに答弁されているところがあるんですけど、それと同じものだと思います。要するに、一般会計から水道会計に繰り入れても、それはこの法律は禁止したものじゃないというふうになると思いますので、これをもって理由にはならないと思います。

また、市長は、今、答弁の中で、市の財政も決して余裕があるわけではないということは言われましたが、その点をちょっとお聞きしたいんですけど、財政問題の学習会などに行けば、こういう一般会計が厳しいというときなどは、本当にその中から財政が出せないかどうかというときは、その先ほど申しました決算カードの値、例えばさっき申しました繰入金や、実質収支でもいいですよ。それから、私が述べました実質収支比率、あるいは基金残高、その他もろもろ、いろんな数字がありますので、そういうもの、必要なところをとにかく1年間だけじゃなくて、10年間ぐらいは推移を見て、それを判断して、どこかから出せないのかをそれを見て、論争をしていく必要があるというふうに言われますけど、そのことを市長が、実際、その10年間の推移、財政の推移を表にして出してみたのかということをお伺いしたいのと、もし出されていたら、その特徴はどんなのがあったか、お聞きしたいと思います。急ですので、細かい正確なものじゃなくて、特徴について、そこをお伺いしたいと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

これまでの財政状況の大まかな流れというものは把握をしておりますが、今回、今、議員がおっしゃったような数字を特にピックアップして、10年間、表にしたものは見ていないところでございますが、この水道料金に関しましては、やはり公営企業というところでやっておりますし、先ほどから御答弁をさせていただいているところでございます。水道を使う量が減っている。または、節水機器等々の普及により、また、今後もさらに人口は減っていく中で、施設は老朽化をしていく。そのような状況でも、この命の源となる水をしっかりと支えていかなければいけないということと、さらには、その負担を後世に後回ししてはいけないというところで、今回、苦渋の決断を私もさせていただいたところでございます。御理解を賜りますようによろしくお願いいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） そのような表はつくっていないということですが、要するに、本当にこの値上げをやめさせようとしたら、そこはないのかと。財産、どこかから出すところはないのかと思うなら、そういう表をつくってやるべきだと思うんですよ。例えば、これ思い出したけども、さっきの違いは多分、決算の繰り入れと繰り出しのところで数字が違っていると思うんですけど、要するに、「歳入のところの繰越金を見ると、平成26年度は4億9,000万円台、平成27年度は6億2,000万円台、平成28年度は7億3,000万円台と、ふえているんですね。」この辺からもう出せる可能性もある、そういうことを考えられるわけですよ。そういうことを、まさにそうやって市長が値上げをやめさせようとするなら、その特徴をよく調べて、財政課と、この辺できるんじゃないかと。そうすべきではなかったかと思うんですよ。まさに、市長がそこをやってなかったのは、今回の値上げをやめさせる、あるいは値上げ幅を抑える、そういう気がなかったのだと私は言わざるを得ません。だから、今回の値上げの一番の理由は、先ほど言われた公営企業の問題とか、人吉の財政が厳しいからではなく、市長が値上げを抑えようとしなかったと。そこにあるんじゃないかと私は思うと、そのことをこの水道問題といたしては申しておきたいと思います。

○総務部長（井上祐太君） 本村議員は、今、決算カードを見て、7億とかおっしゃっていますけど、それは見方が間違っていらっしゃいますので、正式な見方を時間をとって、暫時休憩をして、財政課長のほうから御説明をさせていただきたいと思います。

今、平成27年の7億とか、そういうふうな数字をおっしゃいましたが、それは私が先ほど言いましたように、形式収支のことをおっしゃっているんじゃないかと思えます。要するに、翌年度に繰り越した財源を除いた実質収支は、恐らく7億というような数字はないということでございますので、暫時休憩をとって、財政課長のほうから、その決算カードの見方を正式に御説明させていただければありがたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後 1 時56分 休憩

午後 2 時05分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）
11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 2つ目の介護保険のほうの質問に入っていきたいと思います。

新総合事業が2年前から市町村の判断で順次実施されてきましたが、この4月には全ての市町村での実施となりました。全国に先駆けて、新総合事業をスタートした自治体から、容赦ないサービス切り捨てが報告されています。人吉市もこの4月から新総合事業が始まりましたが、サービス切り捨てが行われないように、この質問を行います。

新総合事業には、大まかに言って3つの問題があります。まず、1つ目には、要介護認定を受けさせない水際作戦です。これまでの制度では、高齢者から市町村などに介護の必要性の訴えがあった場合、まず、介護認定を行うというのが普通の手続となっています。新制度ではそれが大きく変わり、窓口の判断で要介護認定の省略が可能となります。要介護認定を省略された人は、もはや要支援者とは呼ばれず、非該当と同じ扱いになります。こうして要支援状態の高齢者を保険制度上の要支援者から外していこうというのが、政府、厚労省の狙いです。これによって、大阪府大東市では、新総合事業が始まった年に、前年比で要支援1がマイナス30.4%、要支援2がマイナス27.5%と、大きく減っていることが報告され、三重県桑名市でも、要支援1の認定者数が900人台から600人を割り込むまでに減少したことが報告されています。要支援状態なのに、それが認定されないのはおかしいと思います。要介護認定を行政が妨害すべきではないと思いますが、どうお考えでしょうか。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） 議員の皆様、こんにちは。それでは、御質問にお答えいたします。

まず、新しい介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新総合事業の概要について、若干御説明させていただきたいと思います。

この新総合事業は、市町村が中心となり、地域の実情に応じて、住民の方々等、多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制を推進し、要支援者等に対して効果的かつ効率的な支援を可能とすることを目的とするものでございまして、本市は、本年、平成29年4月から事業を開始いたしました。要介護状態の方につきましては、その方の状態に応じて介護サービスを確実に提供する一方、要支援の方には、将来的に要介護状態にならないための取り組みを強化する介護予防がこの新総合事業の趣旨でございます。

この新総合事業で主に何が変わったのかと申し上げますと、まず1点目に、要支援認定を受け、サービスを利用されている方に加えまして、要支援認定を受けていない方でも、何らかの支援が必要と判断した場合に利用できるようになったこと。その方の利用に際して、認

定を受ける時間を省くことができ、スピーディーな対応が可能になったことがございます。

次に、2点目でございますが、要支援認定者に対するサービスのうち、訪問介護と通所介護の従来の保険給付が平成30年3月末をもって終了するかわりに、従来の保険給付基準相当のサービスを新総合事業のメニューとして設定し、加えまして、本市独自の基準サービスや、保健、医療の専門職により提供するサービスをメニューに追加したところでございます。このようなことから、今まで以上に広くサービスの利用が可能になったと捉えているところでございます。

また、介護認定の基準等につきましては、新総合事業の開始にかかわらず、変更はございません。

以上のことから、本市の新総合事業の実施に際しまして、議員が御心配されるようなことはないものと判断をいたしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 今、本村議員が次の質問で発言されている状況がありますが、先ほどの申し出がどうなったのか、我々は全くわかりません。申し出により暫時休憩をされて、どういった結果で、そのまま進めるのかどうか、それは議長の説明があるんじゃないでしょうか。その辺がちょっとわかりませんし、先ほどの、本村議員が発言された7億円というのが、本当にそれが正しいのかどうか、それは本会議の議場で発言された金額ですから、その辺をきちっと整理をされるべきじゃないでしょうか。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時12分 休憩

午後2時45分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

先ほどの井上総務部長からの申し出、さらに笹山欣悟議員からの議事進行がございました件につきましては、本村令斗議員と執行部とで資料の見方について確認していただいたところでございます。これに関する部分につきまして、本村令斗議員からの発言を求めます。

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） まずは、時間をとらせまして、大変皆さんには申しわけありませんでした。

先ほどの質問の中で、「歳入のところの繰越金を見ると、平成26年度は4億9,000万円台、平成27年度は6億2,000万円台、平成28年度は7億3,000万円台と、ふえているんですね」と発言しましたが、そこのところを、「実質収支額は、平成27年は4億8,000万円台、平成28

年は4億8,000万円台となっている」に訂正させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（田中 哲君） ただいま本村令斗議員からの発言訂正の申し出がありましたので、これを許可いたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） では、介護保険に対する質問を続けていきたいと思ひます。

先ほど部長が答弁されましたけども、ほかの自治体では非常に認定が減っていますけども、そういうところもあるけど、人吉はそういうことはせず、今までと変わらずやっているということで、本当これはずっと続けていっていただきたいと思ひます。

それから、2つ目です。2つ目の問題は、介護サービスからの卒業作戦です。新制度のもとでは、要支援者等は要支援状態からの自立を目指し、本人が目標を立て、その達成に向けて、サービスを利用しながら一定期間取り組み、達成後はより自立に向けたステップに移っていくことが求められます。

先行実施している自治体では、ヘルパーの利用をやめ、ボランティアサービスに切りかえるよう行政から攻められる。介護認定を更新しないように指示される。介護サービスを卒業し、助ける側になればと圧力をかけられるなどの事態が起こっています。

先ほどの大東市や桑名市では、卒業を強いられた結果、生活が悪化した例や、自費でサービスを利用している例、要支援認定者の死亡率が全国平均よりも高くなっていることが報告されています。卒業を強調する余り、利用が制御され、自費での利用や重度化、死亡に至っては本末転倒と言わざるを得ません。自立支援に名をかりた卒業強制を行うべきではないと思ひますが、いかがお考えでしょうか。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

議員からの御質問にありますサービスの種別につきましては、保健、医療の専門職により提供する通所型サービスと捉えております。このサービスは、看護師等がケアプランを作成し、運動指導士による運動機能の向上、管理栄養士による栄養改善、歯科衛生士等による口腔機能の向上、また、認知症予防、閉じこもり予防等について、包括的プログラムを6カ月の集中した期間で提供するものでございまして、心身機能の維持回復を図り、自立した生活を続けるための支援が目的でございます。6カ月のサービス期間が終了した際には、専門職を交えて評価を行い、それぞれの状況に応じて、一般介護予防事業もしくは他の新総合事業のサービスにつなぐなど、必要な支援を行うこととしております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 基本的に、いろいろ、一般介護とか、新事業とかに受け入れになっているということでしたけど、ほかではいろいろ、そういうふうなことが起こっておりますの

で、強制的に卒業とされないようにしていただきたいということを、再度、要望しておきます。

それから、3回目です。3つ目の問題は、安上がりサービスへの流し込みです。新総合事業の介護予防、生活支援サービスは、既存の介護事業者が提供する現行相当のサービスと、住民主体の多様なサービスに分かれます。そして、厚労省は、新しく事業の対象となる要支援者等については、多様なサービスの利用を促すよう指示し、一旦、現行相当のサービスを割り振った人も、一定期間後にはモニタリングを行い、多様なサービスに移行していくことを検討するよう求めています。介護を必要とされる方、介護状態となられた方の背景は十人十色です。その人の状態を把握し、尊厳を保持し、秘密保護、伝達の必要なことを見逃さず、関係機関と連携しなければなりません。生活の中で異常の早期発見を行うなど、専門的な視点での生活援助を必要とする方がほとんどです。格安サービスへ移行し、介護費を削減していく動きは、専門性や安全を必要とする現場に重大な危機をもたらすものであり、許されるものではありません。利用者のサービス選択権を尊重し、現行相当のサービスの利用を制限すべきではないと思いますが、このことに対する市の考えを伺います。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

まず、新総合事業のサービス利用の中身について御説明申し上げます。

サービスの利用に当たりましては、高齢者御本人または御家族等からの相談を受けまして、専属の介護支援専門員もしくは看護師を担当者として配置することとしております。担当者は御本人の心身の状況、生活環境、経済状況等について聞き取りを行い、御本人の思いや御家族の要望等をもとにいたしまして、具体的なサービス提供内容を記載したケアプランを作成いたします。作成したケアプランは、御本人、御家族、サービス提供事業者等が参加するサービス担当者会議において協議し、事業の趣旨を十分に説明した上で、御本人や御家族の同意を得てサービスを利用するという流れになっております。

1回目の御質問の答弁でも御説明申し上げましたけれども、本市では、従来の保険給付基準相当のサービスを設定し、さらに市独自の基準でサービスなどを追加しておりますので、今まで以上に広くサービスの御利用が可能になった状況になったものと存じております。

今後におきましても、提供するサービスの内容、基準等について、評価、検証を行いながら、現行サービスを低下させることのないよう努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 現行のサービス低下をしないようにと言われましたので、本人が希望すれば現行どおりのサービスが受けられるということだと思っておりますので、そのとおりに、ぜひ、それを続けていっていただきたいということを申しておきたいと思っております。

それから、4回目です。新総合事業に続き、さらなる介護保険制度の改悪が進められよう

としています。本年5月26日、参議院本会議において、改正介護保険法が可決成立しました。政府・与党は、衆院厚生労働委員会では、与野党の合意を踏みにじり、わずか22時間で一方的に審議を打ち切って採決を強行しました。さらに、参院厚生労働委員会では、首相質疑すら実施せず、さらに短い16時間の審議で採決を行いました。十分な審議を尽くさず、詳細を明らかにしないまま採決を断行した政府・与党の責任は、二重三重の意味で重大だと言わざるを得ません。このような審議のあり方は、よほど国民に知られたくないような中身が含まれているからだと思います。

そこで、法律の概要はどのようなものであるのか、お聞きしたいと思います。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

介護保険法の制度改正についてのお尋ねでございますが、主な改正ポイントを大きく2つの項目に分けて御説明いたします。

まず、1つ目の項目といたしまして、地域包括ケアシステムを深め、推進するための3つの改正がなされております。1つ目は、保険者機能の強化等による自立支援、重度化防止に向けた取り組みの推進といたしまして、データに基づく課題分析と対応、適切な指標による実績評価、インセンティブの付与の3つが制度化されております。

2つ目は、日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れや、みとり、ターミナル等の機能と生活施設としての機能を備えた新たな介護保険施設として、介護医療院が創設されます。

3つ目は、地域づくり・包括的な支援体制の整備として、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念と、市町村が包括的な支援体制づくりに努めることが規定されております。

また、高齢者と障がい者が同一の事業所でサービスが受けられるよう、介護保険と障害福祉の両方の制度に新たな共生型のサービスの位置づけがなされております。

次に、2つ目の項目といたしまして、介護保険制度の持続可能な確保の中から、改正点を2つ御説明いたします。

1つ目は、被保険者の自己負担につきまして、2割負担の方のうち、特に高い所得の層につきましては、平成30年8月から負担割合を3割とする改正でございます。

2つ目は、40歳から65歳未満の第2号被保険者の保険料負担につきまして、医療保険者における介護納付金の算定基準が、これまでの加入者に応じた負担から報酬額に比例した負担に段階的に変更されるものでございます。

いずれの改正につきましても、詳細な内容や具体的な基準はこれからになっております。今後示される内容に従いまして、遅滞なき制度運営を行ってまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 今申された中に出てきた言葉で、その中の内容、今の内容の幾つかの問題を指摘していきたいと思いますが、まず言いたいのは、今回の介護保険法は、安倍政

権が2015年に打ち出した経済・財政一体改革に基づいて具体化されました。経済・財政一体改革は、2025年を目安に、医療介護提供体制の再編・縮小、負担強化と公的給付の削減を強力で推進することを目的としています。そして、今のでもありましたが、介護保険制度の持続性の確保とは、利用者の生活や事業所の経営のためでなく、あくまで保険財政の持続可能性を言ったものです。利用者3割の負担の問題点は、対象となった利用者が果たして3割負担に耐えられるのか、具体的な検討がないまま実施されます。

また、地域包括ケアシステムの深化・推進は、病床を削減する受け皿として、入院から在宅へ、医療から介護へ、さらに介護からボランティアへの押し流しによって、国にとって安上がりな医療介護提供体制づくりを推進しようというものです。

また、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化は、国が示す評価指標に基づいて市町村が目標設定し、その成果に応じて財政支援を行います。しかし、介護認定率の引き下げに成功している埼玉県和光市や、大分県が好事例として紹介されている点から見ても、各自治体の介護認定率を引き上げるためであることは明らかです。

このように、今回の介護保険法は、さらなる住民負担の増加とサービス低下を狙ったものです。保険料は強制的に取られるのにサービスは受けられない介護保険の実態は本当にひどいものだと思います。この介護保険の実態に対して、介護保険の生みの親と言われる元官僚の堤修三氏は、介護保険は国家的詐欺と発言しています。この堤修三氏の発言に対して、市長はどのように認識しているのか、お伺いします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

その堤修三氏の発言につきましては、ただいま本村議員からお聞きしたばかりで、その発言の経緯や背景、全容を詳細に承知しておりませんので、この場で私が申し上げることは差し控えたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） これは、このように、介護保険の生みの親と言われる方がこういうことを言うというのは、よほど、やっぱり最初につくった当初から問題だと言われていましたけど、先には保険あって介護なしとなると指摘された点もありますけど、いよいよそんな状態になってきたということで、本当に今、こういうふうに関護保険の改悪を進めている安倍首相のあり方は、本当に重大なことだと思うということを申しておきたいと思います。

次の質問は、ダムによらない治水対策のほうに移っていきたいと思います。

球磨川治水対策協議会は、過去最大の流量の洪水が再び起こっても、球磨川を安全に流すことのできる治水対策という内容で協議が行われております。ところが、国交省は3月29日に、突然球磨川で千年に一回の大雨が降ったら甚大な被害が起きるといふ推測結果を公表しました。これは平成27年の水防法の一部を改正する法律によるものです。これまでの論議を

根底からひっくり返すような発表です。これによって球磨川の治水対策がおくれないように、この質問を行います。

人吉市は、2013年8月27日に人吉市が独自に作成したダムによらない治水対策に係る要望書を国交省に提出しています。その概要はどのようなものか、お答えください。

○企画政策部長（迫田浩二君） 議員の皆さん、こんにちは。お答えいたします。少し長くなりますが、お許しをいただきたいと存じます。

議員御質問のダムによらない治水対策に係る要望書についてでございますが、平成25年8月に国土交通省及び熊本県に対しまして、本市より要望書を提出いたしております。内容といたしましては、大きく4項目ございます。1項目として氾濫シミュレーションについて、2項目めが、治水安全度等について、3項目めが、ダムによらない治水対策に係る要望事項について、4項目めが、その他の要望事項についての4点でございます。

まず、1項目めの氾濫シミュレーションについてでございますが、平成24年11月に開催されましたダムによらない治水を検討する場、第4回幹事会の中におきまして、昭和40年7月降雨によります氾濫シミュレーションが示されております。この中で、当時における直ちに実施する対策、追加して実施する対策案を実施した後においても、本市においては、既往洪水による床上浸水が発生するという状況が示されておりますが、これは河川の水位が計画高水位を超えると堤防が破堤するということを前提としたものとなっておりますことから、河川の水位が計画高水位を超えた場合でも、堤防が破堤しない条件等の氾濫シミュレーションも示していただきたい旨、要望を行ったものでございます。

また、2項目めの治水安全度等についてでございますが、こちらにつきましては、本市が求める治水安全度は昭和40年7月の出水洪水規模の水害を防ぐことが可能なレベルの河川整備であり、3つの条件下で、それぞれの治水安全度等を示していただきたい旨の要望を行ったものでございます。

まず、条件の1つ目といたしまして、昭和40年7月出水洪水時の治水安全度は何十分の1に相当するののか。2つ目といたしまして、平成17年9月出水洪水時は、これまでの河川整備により大きな水害は発生していなかったが、昭和40年7月の出水洪水時と比較した場合、治水安全度は何十分の1に相当するののか。3つ目といたしまして、仮に昭和40年7月出水洪水時と同規模の洪水が起こった場合、現在の河川整備状況下において、どの程度の流下能力となるのかといった内容にて要望を行っております。

また、3項目めのダムによらない治水対策に係る要望事項でございますが、こちらにつきましては、遊水地の検討、護岸改修、河道掘削、引堤、河床整正、堤防の補強——これはパラペットを含むものでございます。市房ダムによる治水能力強化につきまして、要望を行っております。

最後に、4項目めのその他の要望事項、これは球磨川の支流対策でございますが、1点目

が、出水川の早期改修と排水ポンプ場の設置について、2点目が、御溝川における二次放水路、三次放水路の早期整備について、3点目が、福川の早期改修について、以上3点の要望を行っております。

以上が要望書の概要でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） いろいろ要望内容が出されていることはわかりました。

それでは、要望書を出してから既に4年が経過しています。国交省は、球磨川治水対策協議会での協議が終わらなくても、できるところから治水対策をやっていくと言っておりますが、要望事項はどの程度実現したとお考えでしょうか。

○企画政策部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

先ほどの要望書に関する見解につきましては、平成25年11月に開催されましたダムによらない治水を検討する場の第5回幹事会におきまして説明がされ、回答がなされております。このうち、3つ目の項目といたしまして、ダムによらない治水対策に係る要望事項につきましては、近々の事例で申し上げますと、護岸改修として、西間下町の人吉橋左岸改修につきまして、用地に関する契約が完了し、一定の進捗が見られるとのことでございます。

また、河床整正として要望いたしました中神町紅取橋上流右岸の樹木伐採、河道掘削も既に着手し、施工が進められているとのことでございます。

これら以外の要望事項の一部も含めまして、ダムによらない治水を検討する場におきまして、国、県、自治体の総意のもと、可能な限り迅速に進める、直ちに実施する対策と、実施の可否を含めた検討や調整を進め、実施可能となった段階で着手する、追加して実施する対策案に区分して、現実的な対策として、最大限積み上げられているものと認識をいたしております。

これらの直ちに実施する対策と、追加して実施する対策案の全てを実施しても、達成可能な治水安全度は、全国の直轄管理区間の河川整備計画の目標と比較して低い水準にとどまることから、現在、球磨川治水対策協議会におきまして、これまでに検討してこなかった対策も含めた検討や、さまざまな議論が進められているところでございます。

本市といたしましても、治水安全度を高める取り組みにつきましては、より一層の働きかけを行いながら、引き続き同協議会で議論してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 今、人吉橋の左岸改修での一定の進捗が見られること、あと、中神の紅取橋周辺での土砂の撤去あたりをやりましたが、逆に言うと、ほかのところは全然進んでいないということだと思います。私は、温泉町あたりの堤防は拡幅されたことや、さっき申

された大柿で球磨川にたまった土砂の除去が行われることは知っていますが、多くの市民から、人吉市内で何の進捗も見られないという声が聞かれます。2013年に提出した要望書のよ
うに、現在に合った要望書を新たに作成し、積極的に要望活動を行うべきだと思いますが、
市長はどのようにお考えでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

球磨川の治水対策につきましては、これまでもさまざまな場におきまして要望等の活動を行
ってきたところでございます。議員御質問の球磨川治水対策協議会以外の場でも、積極的
な要望活動をとということでございますが、私が会長を務める球磨川上中流改修期成会や、球
磨村長が会長である川辺川ダム建設促進協議会による、国、県に対する合同要望、あるいは
広域組織である九州治水期成同盟連合会等を通じ、人吉地区の着実な治水対策の促進並びに
適正な維持管理等につきましては、国などへの要望活動を行っているところでございます。

球磨川の治水対策につきましては、本市のみが単独で要望をするというよりも、その性格
上、流域の市町村と一体となって申し上げていくべきものと考えております。

今後におきましても、球磨川治水対策協議会を含めたさまざまな場におきまして、流域市
町村と連携しながら、本市として有効かつ実現可能な治水対策の検討につきまして、要望等
を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） ほかの自治体とかと一緒にやるのは、それはそれで、力を合わ
せてやることは大切だと思いますけど、過去にも独自の要望書をつくって出した経緯もあり
ますから、最初に言ったとおり、球磨川の治水対策がおくれてしまうような現状もあります。
ですから、ほかと連携することだけではなくて、やはり人吉独自でも大いに要望活動を行
っていただきたいというふうに再度申しまして、これについては終わっていきます。

4番目に、御溝川による冠水です。6月25日に知人から携帯電話に連絡があり、御溝川に
よる冠水で床下浸水した家があり、話を聞いてやってほしいと連絡がありました。行ってみ
ると、城本町には山田川へ放水するための樋門と、御溝川本流にある樋門が集まっている場
所がありますが、御溝川の樋門より下流の家の方でした。御溝川による冠水の抜本的な解決
には、二次放水路の完成が必要だと思いますが、できるところからでも冠水しないようにな
るよう、この質問を行います。

まず、人吉市は、樋門より下流の御溝周辺でも床下浸水などが起こったことを認識してい
るか、お聞きします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

まず、1点目でございますけど、本年6月25日の梅雨前線豪雨に伴い、城本町地内の土地
改良区管理樋門より下流のことだと思いますけども、床下浸水の被害が発生したことを市で

も把握しているかという御質問でございます。

まず、当日の状況を簡単に御説明させていただきます。6月25日午前6時8分に大雨洪水警報が発令されまして、午前6時22分から防災安全課職員が待機体制に入ったということでございます。また、午前6時45分に水防班も待機体制に入り、その後、御溝川の巡視に当たっております。午前7時13分に城本町の土地改良区管理樋門より下流域の住民の方から床下浸水の連絡が入り、土のう設置の要望がありましたので、直ちに土のうを運搬設置をいたしております。

次に、午前7時50分には、土地改良区の管理樋門近辺の住民の方から、いつもより水量が多いので、現場を見に来てほしいとの連絡が入ったところでございます。河川管理者でございます球磨地域振興局土木課へ連絡をとりまして、両方で現地確認を行ったところでございます。その後の対応としましては、住民の方々から状況を聞き取り、また、氾濫形跡がいつもと違い、広範囲に残っておりますので、同日午前8時45分に災害対策川北支部職員を招集し、流域一帯の被害調査を行ったところでございます。被害調査の結果、土地改良区管理樋門上流側におきましては、4戸の床下浸水、それから樋門下流側では2戸の床下浸水の被害を確認したところでございます。

被害の認識でございますが、市としましては現場でしっかり状況を把握しておりましたので、十分に認識をしておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） まず、答弁を聞きまして、市でも本当に大変だったろうなと思って、本当に御苦労さまという思いがしました。十分に把握されているのがよくわかりました。

それで、先ほどの家の方や、周辺におられた方に話を伺うと、御溝周辺が冠水していたときに、御溝川本流の樋門はあけられたままになっており、そこから水がどんどんやって来ていたということでした。この樋門が閉められていれば、樋門から下流側の家の浸水は防げる可能性があります。この樋門は土地改良区が管理していると聞きました。深夜の急な大雨などがあった場合に、樋門を閉めに来るのは本当に大変なことだと思いますけど、家の浸水を防ぐためには、やはりお願いする必要があると思います。

そこで、土地改良区に樋門の適切な運営をお願いすべきではないかということをお伺いします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

土地改良区管理樋門の本流側のゲートが少しあいていた、これはもう事実でございますので、そのために下流側の氾濫につながったのではないかと御指摘、土地改良区への適切な管理を依頼すべきという質問の内容でございました。

これは土地改良区に対し、当日の樋門操作の状況について確認をさせていただいております。

す。土地改良区で管理されている樋門には、御溝川本流にあるゲートと、山田川へ放水するためのゲート——これは先ほど議員が1回目で申されましたけども——2つが設置されて管理をされているということでございます。この樋門、山田川へ放水するゲートのほうは、自動で開閉すると。自動開閉式になっておりまして、一定水量になりますと、自動でゲートが開くというような仕組みになっておりますが、雨の強さによっては、手動により早目に操作する場合もあるとのことを伺っております。

次に、本流側のゲートにつきましては、常にあげた状態で、一切、開閉は行っていないということでございました。その理由といたしましては、洪水時など河川流量が多い場合、山田川への放水だけでははき切れず——これはバックウオーター現象ですね——上流部の溢水被害が拡大する、これはもう過去の経験によることであるということをお伺いしております。そのために本流側のゲートは常に開放し、ゲートの高さは一定量が流れる高さに調整しているという説明を伺ったところでございます。

これらのことから、今回の氾濫による床下浸水被害に関しましては、土地改良区の方の樋門管理に起因するものではなく、これは大雨による河川の流量が多かったことが原因ではないかと分析しておるところでございます。恐らく30ミリ近くの雨が短時間で降りましたので、御溝川というのは、20ミリ以上降ればやっぱりこういう状況、状況によっては、雨の強さでは10ミリでそういうことも考えられると。

いずれにしましても、床下浸水被害に見舞われました住民の皆様方には、心からお見舞いを申し上げたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） バックウオーター現象があるので、御溝川本流側の樋門は閉められないということでしたが、しかし、このままにしておくべきでは当然ないわけで、人吉市はこの地域で家の浸水等が起きないように、どう解決しようと考えておられるのか、お伺いします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

樋門操作の影響でないということで、今後の解決策ということだと思いますけど、御溝川の氾濫における問題点は、やはり河川の流量が許容量を超えていることが、これはもう以前からもずっと問題となっておりまして、今も大きな問題点であるというふうに認識しております。

この問題を解決していくためには、現在、球磨地域振興局で進めていただいております御溝川放水路整備事業の早期完成しかないというふうに考えております。現在、二次放水路、三次放水路の整備に向け、土地所有者に個別説明をするとともに、用地買収を進めていただいておりますが、この二次放水路、三次放水路が完成しますと、中流部で洪水時の流量をカ

ットすることができますので、これまでに比べ氾濫の頻度は格段に少なくなるのではと期待しておるところでございます。事業の早期完成を目指し、本市も県のバックアップをしっかりと行っていきたく存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 二次放水路、三次放水路、これの完成しかないということで、少しすぐにはならないかもしれませんが、一刻も早くこれらの放水路が完成することを私も祈っていることを申しまして、質問を終わります。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後 3 時 25 分 休憩

午後 3 時 38 分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君）（登壇） 皆さん、こんにちは。3番議員の高瀬堅一です。本日の一般質問も私で最後になりました。大変お疲れとは思いますが、もうしばらく御辛抱いただき、これからの一般質問に御協力をお願いいたします。

今回の一般質問の内容は、1、施政方針から、2、市庁舎移転建設について、3、給食費の無料化について、4、少子高齢化について、5、ふるさと納税について、6、小学校運動部活動の社会体育移行についてとしております。

市庁舎移転建設問題につきましては、昨日、同僚議員から既に質問があっており、重複する点多々あると思います。よって、割愛したり、また、別の視点、角度から行うことにいたしますが、重複する部分につきましては、御理解のほどお願いいたします。また、通告書の中の要旨についても、多少質問の順番が前後いたしますが、よろしくをお願いいたします。

施政方針は、各行政分野の集大成であり、市長の所信の表明です。それぞれの分野で通告質問するのが適切かとも思いますが、この施政方針は、議会開会日の最大の市長の意思表示です。ネット配信による市議会視聴者については、その状況を把握しておりませんが、私を取り巻く環境では、この施政方針に興味があり、いち早く入手し拝読されます。この内容に対しては、常に賛否両論が存在しますが、今回はなかなかの好評でありました。松岡市長らしい若さと、子供たちを思うその心情、そして、向き合い方に優しく、子育て中のお父さん市長のイメージが浮かんだと言われています。ぬくもりのある心と市政への熱い思いを感じられた方が多かったのではないかと思います。よかったと多くの方が称賛されました。特に日本中の社会現象ともなった将棋の藤井聡太四段の活躍や、世界で戦う若い人たちのこと、青少年の活躍に胸躍らされたその感動を伝えられたことにあると思います。市内の中学校や

高校の活躍の紹介も1つの要因でしょう。

個人的なことで恐縮ですが、私は財団法人全日本剣道連盟より剣道五段を授与していただいております。幼少期から剣道をしています。今回、施政方針の中で剣道の格言を引用されていることにも同感するものです。市長は、日本古来の武道である剣道の教えではございませんが、「上に教わり、下に学ぶ」という日本文化を体現するような謙虚な気持ちで、今後も学校や子供たちの困り事探しに寄り添い、かかわってまいりたいと思うと述べてられています。市長は、幼少期から剣道を始められておられ、過去の記録を拝見しますと、幾度となく輝かしい優勝経験をお持ちでした。その経験の中から得られた格言の1つと受けとめさせていただきました。私も同様のこととして、「打って反省、打たれて感謝」という格言があります。全ての方々に思いをはせるものですが、特に子供たちに対する思いの言葉です。「打って反省、打たれて感謝」とはいうものの、まだまだ自分の未熟さを痛感しています。特に子供たちに接する際の言葉として胸に秘め、青少年と向き合っているつもりです。市長の「上に教わり、下に学ぶ」の教えと同じであり、いつまでもこの気持ちを大切にしたいと思っております。

中学、高校の活躍を思うとき、球磨工業高校剣道部の活躍を紹介せずにはられません。皆さん、御存じでしょうか。施政方針の中には、活躍する部活動、団体の紹介に入っておりますけれども、球磨工業高校剣道部は、廃部も辞さない状況から、部員の奮起により、さらに熱意と技術を持ち合わせられた指導者の先生との出会いで、保護者、学校、地域が一丸となり、都道府県代表として全国高校選抜剣道大会の出場を果たし、しかもベスト16の成績を残しました。さらに、インターハイ県予選では、あと一步のところまで全国総体出場の切符を得るところでした。勝負の国熊本と言われ、熊本を制するものは全国を制すとさえ言われています。レベルが高く、何しろ熊本県には九州学院高校剣道部があります。取りこぼしが多いこの剣道の世界で、実に高校剣道三冠を4年連続で制覇しております。また、レベルの高い高校がひしめき合っているのも熊本県内高校剣道の実態です。その中で球磨工業高校剣道部は血の出るような日々の努力で堂々と成果をおさめ、快挙をなし遂げております。部員も少なく、県立高校ゆえに短い練習時間、遠征なども他校に比べ比較にならないほど少なく、有名校においては、県外からの優秀選手のスカウトが当たり前となっています。一方、球磨工業高校は、人吉球磨の中学校出身者のみで編成され、まさに高校剣道界では驚きのことでした。全国各地で反響があり、ネットなどでも大きな称賛がありました。このような努力による成績は、本地域外のほうで有名になっているようです。

青少年との向き合い方の中で質問するのですが、市長は、このことについてどのような感想をお持ちか、お聞かせください。

また、議長の許可をいただきましたので、末次教育長にも、教育者として、また、球磨工業高校の近隣の住民としても御感想をお聞かせいただければと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

今議会の施政方針におきまして、地元の子供の活躍について触れましたが、これはことしの暑い暑い夏にあつて、本市の子供たちの頑張りを皆様にお伝えしたくて、私が実際に応援に行ったものなど、特に印象に残ったものを取り上げさせていただきました。そのほかにも地元高校の選手たちがインターハイ出場等々で頑張っていることも承知をしておるところでございます。

議員御質問の愛知県春日井市で開催されました第26回全国高等学校剣道選抜大会での球磨工業高校剣道部の活躍でございますが、本年1月の県予選会で県内の強豪校を相手に、見事準優勝され、3月の全国大会では3回戦まで勝ち進み、近畿大会王者の日吉ヶ丘高校に惜しくも敗れはしたものの、ベスト16という結果であったということを同校のホームページや保護者といった地元の方からお聞きしたところでございます。また、私も、東海熊本県人会にお伺いしたとき、そこに球磨工業高校出身の1期生の方がいらっしゃいまして、連日、応援に行ったという熱い話をお聞きしましたし、また、写真等も見せていただいたところでございます。頑張る地元の高校生もですが、その高校出身で、違う地域に行かれた方々のまた勇気、誇りにもなったということを熱く感じたところでございました。

球磨工業高校剣道部の活躍もそうですが、地元の子供たちが地元の代表として、九州、そして、全国で活躍する姿は大変うれしいことですし、私たちに元気や励みといったものを届けてくれます。施政方針でも述べましたが、子供たちが日々の努力を信じて全力で挑む姿や、難しい判定にも潔く応じる姿勢はさすががしく、美しく、矜持をもって日々努力を続けるとうとさを感じた次第でございます。

以上、お答えいたします。

○教育長（末次美代君） 発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

さて、ことしの夏は本当に暑かった。特に子供たちの活躍を見聞きし、より熱く燃え、多くの感動をいただきました。もちろん地元の高等学校の生徒たちの活躍につきましても、新聞やテレビだけでなく、地域の皆様からの声など、あらゆるところで知ることができ、大変うれしく思ったところでございます。

今回の先ほどからお話になっておりますが、工業高等学校の剣道部の活躍につきましても、高校の登下校坂の看板を目にし、高校のすぐ近くに住む者としても、とてもうれしく、大きな誇りを感じたところでございます。けさ、改めてその看板を見てまいりました。りりしい剣道着姿、そして、すがすがしい表情の高校生から頼もしさを感じたところでございます。日常的にも朝夕と、高校生の中でも工業高校生とすれ違うことが多いわけですが、いつも元気のいい挨拶を交わしてくれます。本当にうれしく思っているところです。

球磨工業高校では、全員剣道、生活イコール剣道、敵は我の中にとありと、心技体のどの1つも揺るぐことのない日々の厳しい稽古と努力、監督を初めとした関係者の熱心な御指導の

たまものであり、周囲の支えがあってこそその素晴らしい成果であると思います。改めて敬意を表したところでございます。

また、同時に、この全国大会出場は、生徒にとっても大きな自信につながり、関係者初め地元の多くの皆様の喜びと感動につながったことと思います。出場が決まったころ、多くの関係者等から何度も喜びの声をお聞きしました。また、出場者の中にたまたま知っている高校生がいましたので、会ったときに、おめでとう、頑張っってねと声をかけたところ、にこっとした顔から喜びを私も分けていただいたようなことを思い出しております。

このように、人吉球磨で生まれ、育ち、地元の小中学校で学び、地元の高校に進学して、活躍している高校生の姿は、将来の夢に向かって頑張っている現在の市内の小中学生にとっても憧れの存在であり、大きな励みになることと思います。また、私にとっても、小中高生の一生懸命さや、何かに没頭する姿に学ぶことも多く、謙虚な姿勢で真摯に向き合いたいと私自身思っているところでございます。

小中学校におきましても、球磨工業高校の剣道部のように、文武両道を目指して日々頑張っている子供たちがたくさんいます。地元の高校の生徒たちの活躍を市内の子供たちにもしっかりと伝え、この人吉で生まれ、育ち、このふるさとで学ぶことを誇れる学校づくりを目指し、しっかりと応援してまいりたいと存じます。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（田中 哲君） ここで会議時間を延長いたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） ありがとうございます。

なぜ、この事例を紹介したかと申しますと、もう一つの理由がございます。戦う競技面のみに固執することなく、日常においても勉学、そして、礼儀作法、常に感謝の気持ちと敬愛の念を持つ心の育成と、生徒たちの姿に共鳴する方々が多いからです。指導者の先生の御尽力は多大なものがありますが、関係者各位の一致団結の応援の成果も大きな要因の1つでしょう。教育の模範として紹介したのですが、今後も私たちは全ての小中高校に対し、温かく応援、支援をしていきたいものです。

さらに、本題の青少年との向き合い方としての質問を続けます。

市長は施政方針に、小中学校の市長とのふれあいスクールランチの開催、高校生との意見交換会なども紹介されています。素晴らしいことであり、松岡市長ならではの取り組みに心から敬意を表するものです。継続は力なりのお通り、今後も続けてほしいと願っております。

また、施政方針の中で、市長はこう述べられています。子供、若者、子育て世代、青壮年、そして、高齢者まで、どういった困り事や悩みがあり、それをどう解決していくのか。もちろん年齢や年代だけではなく、個々を取り巻く諸事情や生活環境の中で、市民の皆様がさまざまな問題や課題を抱えておられることは周知の事実であり、これを行政としてどう捉えて

進めていくのか。さらに進展する少子高齢社会の中で、最も本質的な行政課題の1つであると存じますと力強く述べられています。

青少年に対する向き合い方については、社会人との向き合い方とも同様ですが、地元で働く場を見つけ出せない若者、結婚を願望しつつも、思うようにいかない現実、共働きで子育てに奮闘と苦悩を抱えている子育て世代の親、高齢化とともに介護される者、する者の苦悩、生活困窮がもたらす諸問題、表には出せず、ただひたすら生きることのみ日々の生活を送る方々など、これらの状況に目を向けることの重要性を感じています。

市長の選挙公約でもありました市民との対話の重視からいきますと、きっちりと枠にはまった教育現場や、まちおこしグループの方々に少し偏向していないかと危惧する声もあります。声なき声に耳を傾け、意見を聞き、意見交換による心情や状況の把握、このようなことに力点を置かれてこそ、市長が言われる市民と寄り添う行政の実現になるのではないのでしょうか。この点について、どのような見解をお持ちか、お尋ねします。

また、日常の市役所の相談窓口、定例的な市役所、裁判所での相談窓口の開設、これらの相談の実態と取り扱いについて、見解をお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

私は、常々、市民の皆様との対話が最も重要であると申してまいりました。これは私が掲げました政策をやるということも重要だと思いますが、市民の皆様の困っていること、してもらいたいことを解決、実現していくことこそが大切であると考えているためだからでございます。そのために対話を実践すべく、現在、町内ごとに「ひとよし未来カフェ」を実施しているところでございます。また、現在、市民の皆様の困り事や悩みに向き合うため、各部各課から市が行う事業等に関連する住民ニーズや、地域での困り事、また、行政側の課題、弱みなどを出してもらい、庁内で情報を共有し、市民の皆様に対しきめ細やかな対応を行えるよう検討しているところでございます。

さらに、従来から設置しております市民の身近な相談窓口としての消費生活センターなどに寄せられた市政に対する相談、困り事に対しましてもしっかりと耳を傾け、市政に反映してまいりたいと存じます。しかしながら、時間がなく、なかなか「ひとよし未来カフェ」など対話の場に参加できない方々の御意見や困り事につきましては、極力地域の祭りなど、地元の行事などに私自身が足を運び、一人でも多くの方々とお話をさせていただくことが重要だと考えております。これからも地域に出向き、さまざまな機会を捉え、多くの市民の方々に接し、寄り添い、さまざまに御意見などをいただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 行政が手を差し伸べることができないことや、プライバシーの問題、多種多様な問題が存在することですし、なかなか介入することも難しい一面がありますが、

行政に絡む問題こそ、市長におかれては早急に把握をしていただき、このときこそ市長指示によることで、解決に導かれることを期待しております。

次に、市政運営に対する姿勢についてですが、これは多くを語る必要はありませんが、私たちの勉強会の中の一般市民の方々の意見であります。松岡市長の雰囲気は大変庶民的で好感が持てるが、市長としての迫力に欠けるということも聞きます。

かつて、都市像として、永田市長のときは「自然公園都市ひとよし」、福永市長は、都市像は「物語都市ひとよし」、まちづくりの理念として「日本の復興ロマンは人吉から」、また、田中市長はよく使われていました「いで湯と球磨焼酎・笑顔の里」でありました。この都市像からしても、松岡市長のカラーの薄さを感じるという人も多くおられます。

マスメディアへの露出不足もあると分析する人もおられます。政治、市民のリーダーは何らかの個性がにじみ出るものです。直接4年間で一度も会うことのない有権者も多いはずで、よって、テレビ、ラジオ、新聞、民間広報紙等々への露出の増加を図っていただきたいと思えます。市長はこの分野は余り得意ではなさそうですが、市民のため、市政のため、また、本市の宣伝のためにも頑張ってもらいたいと思っております。

これが市政運営に対する姿勢として提起したものです。このことについてお尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

第5次人吉市総合計画後期基本計画は、私が掲げました108の施策を精査し、その中に織り込まれております。第5次人吉市総合計画後期基本計画は市政の羅針盤となるもので、その中でまちづくりの理念として「市民みんなが健康で笑顔で暮らせるまち」をうたっており、議員御指摘のキャッチコピー的に使えるよう、わかりやすい表現となっております。また、目指すべき将来都市像といたしましては、「自然と相良文化が輝く美しき千年都市ひとよし」を掲げており、まちづくりに対する市民の皆様への理解を求めているところでございます。

マスメディアへの露出という点に関しましては、本年3月市議会定例会におきまして、高瀬議員の御質問に対し答弁させていただいた内容と重複いたしますが、私が先頭に立ち、積極的にマスメディアを活用したPRは効果的であると考えておりますし、私自身も頑張っていかなければならないというふうに思っているところですが、主役はやはり市民の皆様であり、人吉市という名のとおり、市民一人一人の人柄と活躍をPRしていくことが大切ではないかと思えます。私だけが目立つのではなく、むしろ市民の皆様がさまざまなマスメディア等でお取り上げいただき、活躍している姿を全国の皆さん方にごらんいただくことが、人吉市の最も理想的なアピールの仕方ではないかというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 前回も同じような質問をさせていただきましたけども、やはり市民中心でやっていくというようなことも言われておりますけども、やはり率先して、市長ももっともっと前に出て、取り組んでいただければというふうに思っておりますので、ぜひ頑張ってよろしく願いいたします。

次に、市民の意見提案等についてとしておりますが、あくまでも施政方針の中で表明されたものの中から、2つほどの提案です。

まず、市長とのふれあいスクールランチの事です。この対話の趣旨として、楽しく愉快にが大原則であることは十分承知しております。ただ、せっかくならば、授業にも予習復習があるように、行政についてとすれば、子供たちには難しさを与えますので、市長と市役所についてなどの題として、事前アンケートや感想文を提出してもらっておき、その思いをもって臨み、また、終了後は同じくアンケートや、既に行っておられる感想文の提出により、その心情を察し、また、その変化を把握するというのはいかがでしょうか。子供たちの豊かな発想の原点となり、情操教育の一環となると考えます。そして、的を得た実態の把握にもなると思います。結果、この記録の集計、集約は立派な統計ともなり、貴重な資料として今後の青少年の育成にもつながると思いますが、いかがでしょうか、お尋ねをいたします。

また、施政方針の中で、来る10月29日の本庁舎の開庁式について述べられています。この式典には市民の方々の賛同は大きいようです。これは歴史的な時代の変わり目の認識があるからだと思います。温故知新という言葉がありますが、「故きを温ねて新しきを知る」という意味ですが、今日まで、長きにわたり本市を見守り続けた庁舎に感謝しつつ、新しい庁舎への期待を持っていただくことになると思います。また、一般市民の方々にも自由に参加を呼びかけてほしいと思います。できるだけ多くの方に参加いただき、できれば子供たちにも参加を呼びかけてほしいと思います。この歴史的瞬間の生き証人となり、そのことが今後の市政にも興味を持ち、それが議会へとつながり、次代を担う機運づくりの一助となることでしょう。企画内容は、今後、各関係部署で詰められると思いますが、実りあるものにしてほしいと思います。これは市民の方々の声として取り上げましたが、市長、いかがでしょうか、お尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

今、2つ、御質問をいただいたというふうに思いますが、開庁式に関しましては、総務部長のほうからお答えをさせていただきたいというふうに思います。

スクールランチをせっかくやるのなら、アンケート等をとったらどうかという御提案だったというふうに思いますが、今回のスクールランチでは、全ての小中学校にお伺いしたところでございます。私自身、やはりそれぞれの学校の雰囲気や、クラスの雰囲気等々がそれぞれに違うということを感じたところでございます。まずは行って、子供たちと話して、先生と話して、そして、教室の掲示板等を見ながら、どういう形で子供たちが学校で過ごし

ているかということ把握し、教育委員会とともに、今後、さらにいい学校生活を送れるような取り組みをやりたいということで始めているわけですが、御提案いただきましたアンケート調査等に関しましては、先生に対する負担、学校に対する負担、子供たちに対する負担、授業とのバランス等々があるかというふう存じております。どこまで可能になるかわからないところですが、ありがたい提案と受けとめまして、今後、検討してまいります。ありがとうございます。

○総務部長（井上祐太君） 閉庁式についてお答えさせていただきます。

市庁舎移転建設計画も実施設計段階に入りまして、本庁機能の実現が現実味を帯びてくる中、いよいよ麓町本庁舎は本年度をもって解体撤去の運びとなっております。鎌倉時代初期の1193年（建久4年）に相良氏が下向し、その後は形を変えながらも、明治時代の廃藩置県まで、脈々と相良氏による統治が行われ、その後、1942年（昭和17年）2月11日に、人吉市、西瀬村、中原村、藍田村が対等合併し、市制を施行、合併人吉市が誕生したわけですが、麓町本庁舎は、新生合併人吉市のシンボルとして、半世紀にわたり市政発展を支えてきたところでございます。

個人的に言いますと、私はもうことし60歳になったわけなんですけど、東小に通った私の同級生たちからすれば、庁舎ができたばかりで、東小から帰るときに、新庁舎の玄関にある冷水機の水を飲んで帰ることが非常に珍しく、そして、今も懐かしいということを伺ったところでございます。やはりそれだけ、この麓町庁舎は地元で溶け込んでいたのだということも私も認識したところでございます。

議員からの多くの皆様に参加していただく式典にということで御提案をいただいたところでございます。本市としましても、多くの市民の皆様、麓町本庁舎の労をねぎらい、雄姿を見届けていただきたいと存じておりますし、できる限りの広報媒体を活用し、式典への皆様の御出席を呼びかけてまいりたいと考えております。

麓町本庁舎には、市民の皆様、お一人お一人にそれぞれの懐かしい思い出や深い思い出があると存じておりますので、その思いを大切にしたい心温まる閉庁式、そして、多くの皆様に見守っていただける閉庁式にできればと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） ぜひ、今後、各部署間で連携を深めていただき、素晴らしい閉庁式になるように願っております。

次に、市庁舎移転建設についてです。私自身、庁舎建設に関する特別委員会の副委員長をさせていただいており、執行部からの報告、提案もいただいているところです。このような中で一般質問を行いますが、市民の目線、立場に沿ったものですので、御理解をいただきたいと思っております。

昨日、同僚議員から質問があっており、重複する部分がありますので、割愛や角度を変え質問することといたします。

まず、基本設計までの経緯を、熊本地震以降で結構ですのでお尋ねをいたします。ここで、同時に財源の確保とその内容について等を質問することにしておりましたけれども、昨日、同僚議員の質問で答弁をいただいておりますので、財源の確保とその内容については割愛をさせていただきます。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

まず、平成28年4月に発生しました熊本地震後の動きということで、ここから始めさせていただきます。

松岡市長の分庁舎方式というのが、市長が就任以来、出ました。その分庁舎方式を地震後に見直しまして、国の災害復旧事業を活用した総合庁舎方式の庁舎建設の方針を転換したところがございます。具体的な取り組みでございますが、平成27年3月に策定しました基本構想に基づきまして、建物の配置などゾーニング、それから新市庁舎に配置いたします部署の配置計画を初め、必要な機能の整理等を行い、基本設計に反映すべき事項を取りまとめたところがございます。取りまとめに際し、浮上しましたさまざまな課題につきましては、市庁舎建設に関する特別委員会、それから、市民代表によります市庁舎等移転建設審議会、それから、市職員で構成いたします市庁舎建設検討会議などにおいて協議を重ねてきたところがございます。

また、時期を捉え、住民説明会やパブリックコメントを開催し、ことし4月に新市庁舎建設基本計画なるものを策定したところがございます。この策定しました基本計画をもとに、設計の基本方針、平面計画、立面計画などの建築計画、構造計画、電気設備計画、機械設備計画など、基本的な設計方針を取りまとめたものが新市庁舎建設基本設計でございます。策定の過程におきまして、議会、関係機関におきまして慎重審議を行っていただいたところがございます。

以上、御答弁とさせていただきます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 震災直後、熊本において、安倍総理による熊本地震を激甚災害に指定する旨の発表があっております。県民は不安と失望、絶望の中で、一面、安堵されたところもあったようです。この激甚災害指定に伴う国からの支援を聞き、本市庁舎の建設の関連について、多くの問いかけがあっております。説明会では原形復旧が基本であるとのことであり、その概要で結構ですので、御説明をいただきたいと思っております。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

一般単独災害復旧事業債における原形復旧の考え方についてでございますけれども、災害復旧事業債なるものは、これが一般単独であれ、補助債であれ、原則、原形復旧を目的とした

ものでございます。ほとんど土木債とか、農業債でございますけども、たまたま今回は庁舎であったということです。

この原形復旧といいますのは、従前の効用を復旧するものでございまして、単にもとどおりにするということではございません。ただし、原形復旧の今回の例外としまして、例えば構造物の強化に要する経費、すなわち、免震構造に要する経費などについては、例外として一般単独災害復旧事業債が認められているということになっております。その全てではございませんけども、一部を御説明させていただいたということでございます。

お答えとさせていただきます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 次に、校区説明会全般についてですが、まず感じたことは、今回も参加者が少ないことです。市民に関心がないのか、また、興味がないのかはわかりませんが、市民間ではいろいろなその理由が述べられております。私は、やはり執行部の取り組み不足にも要因があるのではないかと思います。あくまでも自主的な参加ですからと事務的に言われることもあります。これは明らかに認識不足であり、多くの市民に関心を寄せていただき、市役所の話を聞きたい、この説明会に参加しなければ市民としての責任放棄だと思わせるほどの呼びかけが必要ではないでしょうか。また、あれだけ市長、副市長、部長を初め、管理職、担当職員の出席は珍しいことと聞いております。この問題につきましては、平成28年9月議会の一般質問でもいたしました。井上総務部長は、住民参加の少なさに対し、大変難しい問題だがと前置きをされ、できれば今までの基本スタンスを変えないでやっていきたいとも言われ、開催時間が恐らく夕食時、それと家族団らんの時間で、時間設定にも、今後、配慮していくとも答弁されております。

しかし、今回も同じ時間設定に制限がありました。冒頭に説明会時間も約1時間と説明もあったと聞いております。市当局と多種多様な市民の方々との触れ合いは、新市庁舎問題に限らず、コミュニケーションの創出の場でもあり、市民間の距離を一層縮めることの機会となり得るものです。庁舎問題だけではなく、行政全般についてもボールを投げかける有意義な場として捉えることもできます。そのためには、先ほどの開始時間の問題にあるにせよ、執行部の啓発手段にも問題があると思います。また、広報車で巡回周知する方法もあります。さらに、町内会長を通じて参加促進も促す手段もあると思います。今後、本件に限らず、各種説明会が開催されると思いますが、この点についてどのようにお考えか、お尋ねをします。

ここで、同時に、先ほどと同様に、市民の反応、質疑応答はどのようなもので、また、どのような回答をされたか、主なもので結構ですのでというふうに質問をさせていただく予定でしたけども、昨日の一般質問で答弁をいただいておりますので、このことについては割愛をさせていただきます。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

昨日も平田議員に対し御答弁をさせていただきましたけども、地元町内会を含め、計7回、総数235名の市民の皆様の御出席をいただきました。ちなみに、1年前、熊本地震を受け、松岡市長がこれまでの分庁舎方式から、先ほど申し上げましたが、災害復旧事業債を活用した総合庁舎方式による建設計画の説明会のときは、参加者がこのときは158名と。言いわけじゃないんですけども、若干ふえているということであり、増加傾向にあったと。これは、それでも、高瀬議員の御指摘のとおり、今回の説明会に限らず、特に10歳代から40歳代での若い世代の参加が少ないという状況、これはもう明らかになりましたので、これはやはり広報等の方法、内容についても、さらに検証が必要だと。これはもう本当、私自身、言いわけにしかありませんけども、そういうふうに感じております。

参加者をふやす方策は非常に難しい課題でございます。議員も申されましたけども、時間帯を夕方7時をおくらせようとか、そういうような状況で、町内会長さんとも大分お話をさせていただいたんですけど、やっぱりお年寄りの時間帯というか、7時半だったらやっぱり9時ぐらいになると。そういう状況で、やっぱり7時開始に対しては、それでいいだろうというようなことでの御了承があったもんですから、7時にしたわけですけども、今後、恐らく実施設計ができたときにも、恐らくまた説明会を開催することになると思いますので、その辺をもう一回、しっかり検証してみたいというふうに考えております。また、お祭り等々で同じ日にあたりして、これもやっぱり私たちの調整不足というところもあったわけでございますので、こういうところも非常に反省をしておるところでございます。

ただ、それでも、今、未来カフェをずっと続けておりますので、その中でもさまざまに市長のほうにも御意見等々もあっておりますので、できるだけたくさんのお機会を捉まえて、説明を行っていきたいというふうに考えております。

新市庁舎建設に少しでも興味を抱いていただけるよう、行政側の情報発信、説明責任が最も重要であるという認識に変わりはありません。今回、初めてテレビ放送を利用した住民データ放送「デタポン」という新たな媒体による周知も行ったところでございます。また、御来場がかなわなかった大多数の市民の皆様に対しては、我々行政に信頼をしているんだよと、そういうふうな意見も後からいただいたこともありまして、反対の御意見、御指摘をきちっと受けとめられるよう、わかりやすい情報発信、そして、受信を今後もしっかり丁寧に取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 今後、しっかり検証していただき、すばらしい説明会が行えるようにしていただきたいというふうに思っております。

私なりに市民の方の聞き取りを行い、また、配布された資料に基づき分析し、市民の感想も集約してみたんですけども、一同に大変すばらしい説明会であったという感想も聞いてお

ります。しかし、気になる点は、市民はなかなか情報の入手は困難であります。私に対しても、市議会議員として、もっと市民に情報を伝えろという厳しいお言葉もいただきます。知り得る情報は余りにも少ないという苦情です。新庁舎問題については、一般市民は、7月12日、1面に掲載された人吉新聞の記事が唯一の情報だと言われています。私も再び確認しますと、気になるのは大きな見出しの防災拠点の表現はいいのですが、同じく見出しで「人吉らしさ」の言葉がありました。さらに、7月21日の記事を見ますと、「人吉らしさ」がないということでありました。中でも特に気になったのは、松岡市長のコメントは、「人吉らしさ」を出しながら、コストを圧縮できるよう、外観、デザインを考えていきたいとありますが、担当者のコメントとして、これから詳細な実施設計に入る中で、人吉城と城下町らしさを出したい。国と協議をさせていただきたいと述べてあります。これはいかがなものかと感じた次第であります。

私が聞き取りした方で、かつて高度成長時代、バブル時代期は、この「らしさ」などの言葉を使い、インフラ整備にさえ導入されたそうです。例えば周辺環境に配慮したものとか、温かみのある建物をさらに人吉のイメージを損なわないように、市民から愛されるものであってほしい等々、言葉が氾濫していたそうです。確かに時代背景が、住民、市民の気持ちを配慮、考慮しての風潮であったし、間違っていたものではないにせよ、しかし、建設コストはかかり、また、ランニングコストの増額、ひいては、メンテナンス経費の異常高騰をもたらしたそうです。昨今の厳しい財政状況からして、かつての時代ではないというふうに思います。これはこのたびの熊本地震で問題点が立証され、本来の公共施設のあり方に一石を投じました。この「らしさ」の点についてどのような見解か、また、基本設計の内容と実施計画策定についてどのようなものか、あわせてお尋ねをいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

「人吉らしさ」につきましては、昨日、平田議員にも御質問いただきまして、重複するお答えになるかもしれませんが、御了承いただきたいと存じます。

まずは、「人吉らしさ」のほうでございしますが、基本設計でお示ししました新市庁舎のデザイン、これは人吉城のやぐらをイメージしたシンプルなものにしてありますが、「人吉らしさ」という点では、これはもう議員も先ほどから申されていますとおり、多岐にわたる御意見をいただいておりますので、さらにもう少し突っ込んで検討すべき課題として、現在も市庁舎建設推進室のほうで、ああではない、こうではないと言いながら、頭を悩ませながら取り組んでおるところでございます。

昨日、市長が述べましたとおり、今後、実施設計を進める中でも、デザインはもちろん、当然全体像あるいは文字、色、形、素材、使い方、歴史、伝統、文化、自然、風土、そして、「人吉らしさ」の具現化を研究、検証していくということで、昨日、御答弁をさせていただいておりますが、本市の場合は、議員も先ほど言われましたように、一般単独災害復旧事業

債の活用という重要な命題がございますので、行政庁舎としての機能の向上、費用対効果を考慮した設計を原則とし、「人吉らしさ」の表現を検討してまいりたい。要は、「人吉らしさ」で、やっぱり華美なそういう経費が、災害復旧事業債の対象外になるようなものではないということ、今、うちの財政課長のほうが県の市町村課のほうがかなり密に協議しておりますので、そういう状況の中で、「人吉らしさ」がある程度まとまったところで、まとめてその設計の内容も国、県のほうには見ていただければというふうに思っています。そして、災害復旧事業債の対象として扱っていただければ、非常に私たちも財源的にも負荷が減るということがございます。

続きまして、実施設計の今後の進め方についてのお尋ねでございますけども、基本設計は、設計の基本方針、建設地の広さ、土地の形状や地形、周辺環境などの特性を踏まえた平面、立面計画及び電気設備、機械設備計画などをまとめたものでございます。今後、この基本設計に基づき、詳細な構造計算、寸法決定を行い、部材の必要な数量を算出するなど、実際に工事施工に必要な図面、数量、技術的仕様書を作成しまして、あわせて、工事費の総額の算出を行い、実施設計をまとめていきたいと考えております。

以上、お答えとします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 私は、今回の新庁舎建設においては、「人吉らしさ」と言われるのは、その心情は十分理解するものの、やはり庁舎は堅牢にして、どんな災害にも微動だにしないものであること、そして、機能性重視で働きやすいものでなければならないというふうに思っております。また、これからますます進化するであろうITへの対応です。将来を見越したソフトウェアの設置は重要課題であると思います。また、一部で言われる観光場所となることは、他市の例に照らし合わせてもあり得ないというふうに思います。実施しておられると思いますが、現在、働いておられる若い次世代を担う職員の方々の意見を積極的に取り入れるものであってほしいと思います。

そこで、庁舎の災害拠点施設としての考え方についてと、また、今後の建設日程、市民の方々の理解を得るための方法について、お尋ねをいたします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

新市庁舎本体でございますけども、これは耐震性能を最高ランクに位置づけ、本市で想定されます震度7程度の大地震のときでも、BCP（人吉市業務継続計画）に基づき、即座に業務継続が可能となる庁舎を目指しているということでございます。災害時には人命救助、災害復旧の中核でございます司令塔として、新市庁舎が災害対策本部を担うことはもとより、市民の一時避難スペース、支援者の受け入れ機能を兼ね備え、庁舎敷地一帯の各種機能と総合的に連携できる防災センターとしての位置づけ、新市庁舎の周辺の駐車場、それから市民広場、これは緊急避難場所や災害支援ベースキャンプ、資材置き場、それから、支援物資置

き場などに活用できるように計画をいたしておるところでございます。近くには人吉第一中学校の運動場もございますし、そして、その先には医療センターもございますので、その辺の連携というのは非常に大事になってくるということでございます。

また、I T関連についてでございますが、設計の基本方針にI C Tを活用した行政サービスの向上、これは特別に市長のほうからの希望で、この項目を基本設計に入れたわけでございますけれども、当然時代の趨勢といえますか、現在の状況に合わせたそういう庁舎にしなければならぬということはこの計画の柱といたしております。

若手職員の意見をということでございますけれども、現在、庁舎内の若手職員を中心とした「明日の市庁舎を語る懇話会」、これは20代、30代、40代の職員で構成をしているわけでございますけれども、市民サービス向上のためのツール、職員の業務改善に寄与するツールの両面から、I C Tの活用に向け、意見交換等を行っておりまして、実現化に向けた計画を実施設計に反映していきたいと存じております。この時代の人たちはもう全て、このI C Tの申し子でございますので、私たちはもうそういうことには少し疎い世代の人間でございますけれども、やはりこれから市役所を使う人たちにしっかりその辺を議論していただきたいというふうに考えております。

今後の建設スケジュールについてでございますが、これも昨日の平田議員への答弁と重複するところもございますけれども、現在、新市庁舎の実設計並びに小永野第一雨水幹線改修工事の測量設計などを鋭意進めておるところでございます。今年度中に旧保健センター及び旧青少年ホームを解体撤去いたしまして、来年度からは西間別館の倉庫の解体撤去、小永野第一雨水幹線改修工事、つけかえ工事に着手してまいります。小永野第一雨水幹線改修工事が終了しますと、いよいよ庁舎本体工事への着手となるような状況でございます。来年の12月には工事契約を締結できればと。できればというか、もうできないと、後が決まっておりますので、平成31年3月には工事着手、屋外附帯工事を含め約22カ月の工期を経て、平成32年度中に完了し、平成33年4月1日には供用開始というような運びで計画しておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） ある文献に触れた中に書いてありましたけれども、市役所を訪れる市民の方の滞在時間というのはほんの短い時間だそうです。景観や建物のデザインが、また、椅子や机のよしあしの印象は余りないそうです。何よりも市職員の方の接客だそうです。これによって、庁舎を後にされた方の心の余韻が、その建物の判別となると述べてありました。これが全て正しい論理とは思いませんけれども、思い当たるところは大きいものがあります。今後も職員の方々のすばらしい接客に期待をするものです。

次に、給食費の無料化についてです。

給食費の完全無料化はいつから実現するのでしょうか、お尋ねをします。もし計画がないのであれば、その理由を教えてください。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

これまでも答弁させていただいたところでございますが、給食費の段階的な全額補助化、無料化につきましては、選挙公約としてお約束をいたしましたものでございますので、無料化に向けまして、可能な限り、努力をさせていただきたいと存じます。ただ、多額の財源が必要な事業であり、ほかにも新たな行政課題が幾つもございますので、全額の無料化につきましては、時間をいただいて段階的に取り組んでいきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 今の市長の答弁を聞くところ、なかなか本当にやれるのかなというような、そういう思い、心配もしているんですけども、任期、あと1年半しかございません。それで本当にできるのでしょうか。

給食費の無料化については、2年半前の熾烈な選挙戦の大きな公約の3本の柱の1つでありました。市庁舎建設問題、給食費の無料化、中学校までの医療費の無料化でありました。なぜ、この最大の公約が完全に実施されないのか、不思議なところでありますけれども、財源の問題を言われるとすれば、クリーンプラザの起債償還による財源確保ができるのではないのでしょうか。過去の執行部の発言の経緯を見ると、クリーンプラザの起債償還による財源の確保は、選挙時の新市庁舎建設をめぐり、前市長が松岡候補、いわゆる市長のカルチャーパレス4億3,000万プラスアルファ論に対し、集中型の市庁舎の建設の財源として発表されたものです。その後、紆余曲折を経て、松岡市長も公然とこのクリーンプラザの起債償還終了に基づく財源確保の理由を言われ始めております。ますます不可解な財源確保の理由と受け取りましたけれども、起債については、終了するものもあり、新規に始まるものもあり、全体的なものとして捉えるのが妥当と発言してまいりました。むしろ起債の減額をするほうがいいのではないのかとも申し上げてまいりましたが、ことごとく各事業の財源確保で進んでいるようです。

そこで、この起債償還2億9,000万円は、現在、どのような用途に使われるのか。また、なぜ給食費の無料化の財源に活用されないのか、その理由をお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

議員が言われるとおり、ことしをもってクリーンプラザの元利償還が終了しますので、その分、平成29年度からになりますけれども、負担金が——今おっしゃった金額約2億円以上になりますけれども——減額になると。それはもう今のところ、私たちもその金額、経費には期待をしておるところでございます。

あと、一般単独災害復旧事業債の関係もあって、将来、庁舎建設にも85.5%の交付税措置

が見込まれましたので、将来の返済計画にも、今のところ、もうよっぽど大きな災害に見舞われない限りは確実に償還できるということで、現在、私たちも財政計画の中で位置づけておるところでございます。

現在、今、議員がおっしゃった給食費の完全無料化と、あと中学校までの医療費、これは決定したわけでございますけども、現在、財政サイドでは、平成28年度の決算統計をベースに、主要な一般財源の詳細分析を行っております。今後、多額の一般財源を必要とする経費、これは人件費であったり、公債費であったり、扶助費であったり、一部事務組合への負担金であったり、特別会計への繰出金があるわけでございますけども、そういうものの今後5年間の見通しについて、検証を現在行っているというような状況で、中身については、きょうは時間の関係もありますのでお話できませんけども、いつか必ず議会のほうにも御説明させていただきたいというふうに思っています。

その検証の中で、来年度以降発生する新たな財政負担、これは旅カフェエントランスセンター、それから起業創業・中小企業支援センター、それから来年、リニューアルするところで考えております新国民宿舎、あと、地方創生の交付金がもうぎりぎりであるMOZOCAステーション、それから、先々、きのうもお話がありましたが、くま川下りの財政支援等々も含めて、こういうものをざっと試算しても、年間5,000万円以上の新たな負担が出てくるということで、現在、見込んでおるところでございます。恐らく私の試算では、クリーンプラザの償還の減額分は、現在、財政調整基金を毎年1億近く取り崩していますので、そういうものとかみ合わせますと、非常にその辺が怪しいなということもあるわけでございます。一般財源である市税、地方交付税に頼らざるを得ない本市の財政状況、これはもう前々から申し上げておりますけども、樂觀視できない状況下にあると。これからは歳出の抑制だけではなく、歳入増の一手につながる方策も、今、具体的には健康福祉部へ強くお願いしているのは、認定こども園、保育園の保育料の見直し、そういうものもやるということではなく、現在、国が示す保育料の60%程度しか取っておりませんので、市の持ち出しはどんどんどんふえる一方ですので、こういうところもやはり少し見直す必要があるというふうに考えております。

いずれにしましても、地方財政の動向等々をしっかりと見きわめながら、財政運営に努めるということが今後の課題でございますので、その中で給食費の問題をどう取り扱うのか、それは今後、最大課題として検討してまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 市長の任期は4年間であります。この3本の柱の公約、任期内に達成されるべきものと思います。このままいくと、任期が切れることになるのではないかと思っております。この問題は市長の公約ですので、早期実現を果たしてほしいと願っております。

予算編成の観点から、再度、12月の議会まで、しっかりと検討していただき、その計画案を示してほしいというふうに思います。

次に、給食費の滞納者の対応についてですが、この問題につきましては、複雑な要素を含んでいることは承知しております。保護者の方々の納入の義務があることは当然のことです。今日まで、納入されない未納者の方には、積極的に納入されることをお願いしたいと思っております。しかし、今日まで納入促進の努力をされており、期待はするものですが、果たして解決するのでしょうか。この疑問についてお尋ねをいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

給食費の滞納につきましては、滞納期間が長ければ長いほど、その徴収が難しくなる傾向がございます。したがって、まず現在の給食費を必ず納めていただき、過去の滞納分を少しずつでも解消していくような取り組みを行っております。昨年は公費助成制度がスタートしたことが滞納につながらないように、学校現場の皆さんにも特段の努力をしていただきました。その結果、平成28年度分の給食費の収納率は99.9%で、滞納額が約13万円となりました。これにつきましても、もう早々に解消が図られる見込みでございます。しかしながら、その一方で、平成27年度以前の分に係る滞納分は、わずかながら減りつつありますが、全てを回収するのは非常に困難な状況でございます。

給食費の助成と滞納ということの関連についてですけれども、今、段階的な無料化ということの子育て世代への経済的な支援が目的で、それを実施するという段階でございますが、過去の滞納分ということと、助成ということが影響することがないように、努力してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 多少今の答弁の中に、これから聞く質問の答弁が入っているのかなというふうに思ったんですけども、申し上げたいことは、この問題が給食費の完全無料化の実現の阻害要因となるのであれば、極めて不幸なことでありますし、極めて完全無料化の実現は困難となるのではないのでしょうか。この問題で給食費の完全無料化への道を閉ざすとなれば、まことに残念なことです。ここは市長の政治判断も必要となってくるのではないのでしょうか。お尋ねをいたします。

また、いずれにしても、今後の計画、執行日程についてあれば、お尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

ただいま教育部長が答弁をさせていただきましたとおり、現年度分におきましては、限りなく滞納はゼロに近かったという結果でございます。過年度分、以前の分に関しましても、今、鋭意滞納分は徴収するように努力を進めているところでございます。当初、この給食費に関します補助を始めた経緯といたしましても、滞納をもうしっかりとしないように努めて

いくと同時に、やはり全ての子育て中の世帯に対する支援という目的で取り組んでおりますので、その目的は果たしつつあるのではなかろうかというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後 4 時46分 休憩

午後 4 時59分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 次に、少子高齢化について質問をいたします。

頻繁に変わる国の政策もほとんど当てにはできませんが、直近の国、県の少子高齢化対策がどのようなものであるか、お尋ねをいたします。

なお、少子高齢化問題につきましては、過去、再三にわたり本議会でも一般質問を行い、本市の独自の政策をお尋ねし、さらに、その成果の報告もいただいているところです。そこで、今、本市の独自の政策があればお尋ねをいたします。

また、今後の少子高齢化対策についての政策とその取り扱いについて、あわせてお尋ねをいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

国、県の政策もということでお答えをさせていただきたいと思います。

少子化と高齢化対策につきまして、それぞれお答えをさせていただきたいと思います。少々長くなりますけれども、スピードを上げて御答弁をさせていただければと思います。

まず、国におきましては、内閣府の平成29年度版少子化社会対策白書概要版によりますと、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」により、経済成長のボトルネックの1つでござい少子高齢化に正面から立ち向かうこととし、希望出生率1.8の実現に向け、若者の雇用安定・待遇改善、サービス産業の生産性向上、結婚支援の充実、妊娠・出産・育児に関する不安の解消、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進、女性活躍の推進など、さまざまな対応策が講じられているところでございます。

熊本県におきましても、ただいま申し上げました国に準じた施策を展開されておりますが、独自に国の地域少子化対策重点推進交付金を活用され、毎年、さまざまな事業を実施されておりますが、平成28年度におきましては、結婚支援事業といたしましてくまもと市町村広域連携促進事業や、熊本結婚応援ハンドブック作成事業等を実施されているところでございます。

次に、本市の状況でござい少子化対策といたしましては、子供を生み育てやすい

環境づくりが重要だと捉えておりまして、子供を育てやすい環境づくりとして、赤ちゃん全戸訪問や育児相談等の各種相談事業を実施し、保護者の子育てに関する不安や悩みの軽減を図っているところでございます。また、平成28年度からは新たな取り組みとして、不妊に悩む御夫婦の経済的負担を軽減するため、人吉市特定不妊治療費助成事業を実施しているところでございます。実績といたしまして、申請件数が延べ10件、実人数は8名でございますけれども、うち3件が無事出産に至っておられる状況でございます。

さらに、平成29年4月、本年度4月でございますけれども、子育て世代包括支援センター、愛称「すくすく子育てセンター」と申しますけれども、センターを開設したところでございます。運営方法といたしましては、母子保健に関する相談機能を有する施設で実施いたします母子保健型を保健センターで、地域子育て支援拠点等、身近な場所で日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設で実施いたします基本型を福祉課に置き、連携して実施しているところでございます。妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・育児に関する各種の相談に応じるほか、必要に応じて、支援プランの作成や、地域の保健、医療または福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じまして、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目なく、早い段階から個々に応じた支援を始めたところでございます。

また、保護者の方々のニーズが最も高いのが、経済的な負担感の軽減でございます。来月、10月でございますけれども、10月から子ども医療費完全無料化を始めまして、夜間保育事業や病児・病後児保育事業、多子世帯子育て支援事業など、各段階に対応した支援を行っているところでございます。

一方、高齢化の対策と対応といたしましては、国は、2025年に向けて、高齢者が要介護状態となっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を実現することとしております。熊本県におきましても、この方向性に沿った長寿・安心・くまもとプランを策定し、国と同じく、市町村の地域包括ケアシステム構築のための取り組みを支援しているところでございます。

本市の高齢化の現状は、施政方針でも述べましたように、7月末現在で高齢化率34.39%と、他市町村と比較し高齢化が進んでおります。その対策といたしましては、これまでも個々の課題について対策等を実施してきたところではございますが、本市といたしましては、特に高齢者の尊厳保持と介護予防の充実につきまして力を注いできたところでございます。

認知症対策につきましては、徘徊模擬訓練の実施、認知症サポーターの育成、認知症初期集中支援チームによるサポート支援などにより、認知症の方が地域で安心して暮らせる仕組みづくりを続けているところでございます。

また、高齢者の権利擁護の観点から、近年、増加している成年後見制度の利用が必要と判断される方につきましても、人吉球磨成年後見センターと連携をとりまして、適切に対応を

しているところでございます。

なお、介護予防に係る施策につきましても、地域の状況に応じた新総合事業に移行することとなりましたので、先ほどの本村議員への答弁と重複いたしますけれども、要支援者を含む高齢者の視点に立った在宅支援サービスの必要性を十分に理解しました上で、訪問介護、通所介護サービスを新総合事業に位置づけまして、今年度から開始をさせていただいたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） この問題は複雑多岐にわたり、大変難しい問題であると十分認識しておりますが、これまで、何としてでも本市独自の政策の立案、実行を訴えてまいりました。また、努力をお願いしてまいりました。少子化対策については、出生率を1.41から2.81まで引き上げた岡山県奈義町の事例を申し上げ、高齢化対策につきましては、厚生労働省の報告をお知らせし、担当課長及び担当者で、ぜひ調査研究をしてほしい旨を訴えてまいりました。そこで、この提案を含み調査研究をされたのか、また、その結果をお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

少子高齢化対策につきましては、議員が昨年9月定例市議会の一般質問で御紹介された先進地の事例等について、調査研究は行われてきたのかという御質問でございますけれども、視察研修等は行ってないところでございます。しかしながら、インターネットでの情報収集や、県の研修会等で紹介された先進地の事例などの情報の収集に努めたところでございます。

ここで、議員から御紹介いただいた岡山県奈義町の取り組みについて御紹介させていただきたいと思いますが、若干時間をとりまして紹介をさせていただければと思います。

奈義町は、岡山県北部に位置します、人口——これは平成29年4月1日現在でございますけれども——6,100人ほどの町でございます。平成24年に「子育てするなら奈義町で」というキャッチフレーズのもと、奈義町子育て応援宣言を行われ、出産祝い金の交付や多子世帯の保育料軽減、預かり保育の支援、子育て支援施設の整備、さらには高校生までの就学支援や医療費助成など、子育てする立場に立った切れ目のない支援を実施されてこられたようでございます。これらの事業につきましては、人吉市と余り変わらないような事業でございますけれども、ただ、予算の面でかなりの差があるのかなと思っているところでございます。また、違いますのは、若者向けの低家賃の賃貸住宅の整備をされているということで、ここが違うのかなというところでございます。

先ほど議員がおっしゃられたとおり、平成17年に1.41だった合計特殊出生率が、平成26年には2.81ということで、約倍になっているということで、全国的にも注目を浴びておられる自治体でございます。

そこで、本市の子育て支援といたしましてですけれども、経済的な支援と児童・生徒の健全育成の両面から対策が必要と判断し、これまで多子世帯の保育料の軽減、子ども医療費助成の中学3年生までの実施ということで取り組んできておるところでございます。また、学童クラブや子育てに対する相談支援体制の整備の充実に取り組んできたというところで、子ども・子育て包括支援センターの設置というところに取り組んだところでございます。

議員御指摘のとおりでございますけれども、少子化問題はどの市町村でも喫緊の課題ということでございまして、さまざまな取り組みを展開されておりますけれども、引き続き、本市も情報収集、また、先進地の事例等を研究いたしながら、本市で実施する場合の効果、また、支援の側面や財政面で両立できるかどうかというのを検討しながら、今後も研究をさせていただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） さまざまな先進地をぜひ参考にさせていただき、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思っております。いずれにしても、しっかりと答弁を精査させていただき、再度、問題提起をいたしたいというふうに思います。

次に、ふるさと納税について質問をいたします。

施政方針でも述べられておりますが、本市及び先進地、類似都市の現状について、どのような状況にあるのかをお尋ねいたします。これは前回もお尋ねしましたが、大幅に状況の変化もあっているようですので、直近の現状においてお尋ねをいたします。

○企画政策部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

初めに、本市のふるさと納税の現状についてでございますが、今年度は8月末時点の寄附額が1,763万1,000円ございまして、前年度の同時期と比べて約310%増となっております。また、寄附件数は734件ございまして、前年度と比較しまして約258%増でございます。昨年度の合計寄附額が約3,400万円ございましたので、現状といたしましては、今年度の目標額1億円に向けて順調に推移しているという状況でございます。

続きまして、先進地の現状についてでございますが、昨年度、寄附額73億3,000万円を集めて全国トップになりました宮崎県都城市は、本年4月1日に総務省から出されました通知により、返礼品の見直しをされてございまして、ことし6月の実績が前年度比で3分の1に減ったとの報道がなされております。都城市以外におきましても、総務省の通知により、返礼品の見直しにより、寄附額を減らしている先進地自治体もあるようでございます。

その一方で、総務省の通知によりまして、返礼品としての取り扱いを控えるよう求められている宝飾品や家電製品が、地場産業であるという自治体は返礼品の見直しを行っていないなど、それぞれの自治体の考え方により、対応はさまざまのようでございます。

次に、本市と類似の自治体の現状についてでございますが、熊本県内で、本市と同じ県南

地域でございますが、水俣市の状況を伺いましたところ、昨年度の寄附額が約2,500万円で、今年度も昨年同様のペースで寄附を集めているということでございました。また、今後、総務省の通知を受け、返礼品のリニューアルを予定しているとのことでございます。

次に、昨年度における熊本県内全体の状況についてでございます。熊本地震による全国からの支援の寄附という特殊事情もございますが、熊本市の約37億円を筆頭に、南阿蘇村が約5億4,000万円、上天草市、菊池市、益城町が3億円以上と続いております。次に、人吉球磨地域でございますが、湯前町の約8,900万円、錦町の約5,800万円の次に、本市の約3,400万円という状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） この本制度につきましては、総務省の通達により、各自治体で取り扱いが変わっているようではございますが、これはふるさと納税により税収が減収した都会の自治体の切実な要望があったと聞いております。総務省の通達はどのようなものでしょうか、お尋ねをいたします。また、本制度の基本的な本市の考え方について、あわせてお尋ねをいたします。

○企画政策部長（迫田浩二君） お答えいたします。

本市のふるさと納税に対する基本的な考え方でございますけれども、加熱する返礼品競争により寄附獲得に対しまして、返礼割合を3割以下にすることなど、ふるさと納税の趣旨に沿った対応を求める旨の総務省の通知が本年4月にございました。これは議員申されたとおりでございます。この通知にありますとおり、本市といたしましても、ふるさと納税の趣旨を逸脱することがないように、節度をもって取り組み、ただ単に寄附額をふやすことを目的とするのではなく、本地域の特産品や観光資源を返礼品にすることにより、人吉という名前を広く知らしめ、地域経済の活性化や交流人口の増加による移住・定住の促進などにつなげていくことを本市の基本的な考え方として取り組んでいるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） このふるさと納税については、全市的な盛り上がりには欠けているように感じているんですけども、それは数字が物語っているのではないかなというふうに思っているところなんですけども、昨年より大幅に増額見込みを立てておられますけども、もともと数字が低かったからなのではないかなというふうに思っております。

前回の一般質問で、本市のオリジナル財源の確保という質問をし、このふるさと納税に対する意気込みを質問させていただきました。地域おこし協力隊の配置もそのあらわれでしょうし、広報紙での動向報告も拝見しています。しかし、市民の機運の盛り上がりをどうしても感じないのは私だけでしょうか。行政として、その努力不足があるのではないのでしょうか。

また、民間との協働の点で問題があるのではないかと思います、この点もいかがでしょうか。

さらに、民間に業務委託をされているとのことですが、その内容と、果たして、直営との比較をどのような計算をされているのか、お尋ねをします。

さらに、他市においても同様なシステムなのでしょうか、あわせてお尋ねをいたします。

○企画政策部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

本市の委託事業者について、どのように考えているのかというのが1点あったと思います。現在、本市では、ふるさと納税業務については、民間事業者に業務の委託をしているところでございます。委託業務の内容につきましては、返礼品に関する折衝、あるいは配送手配や代金決済、さまざまな問い合わせの窓口として、コールセンターの機能などを担っているところでございます。

議員申されましたように、この制度につきましては、自治体でさまざまな委託方式がございまして、これは6月議会の宮原議員の一般質問にお答えさせていただきましたけれども、委託せずに自治体が直営運営している自治体もあるような状況でございます。

現在の本市の業務委託先につきましては、東京に本社を置きます事業者でございますが、地元事業者に業務委託することも、以前より検討はいたしているところでございますが、このふるさと納税では多くの方がカタログショッピングのような感覚で寄附をされているのが実態でございまして、返礼品に関するさまざまな問い合わせ、あるいはクレームといったものが来ますので、それに対する対応が非常に重要な1つと言えるところでございます。返礼品の開発から受発注の手配、そして、顧客管理システム、代金決済の多岐にわたる業務のノウハウが委託先の事業者に求められておりますことから、本市の場合には委託をしているというような状態でございます。また、シティプロモーション推進室はございますけれども、なかなか人的な問題もございまして、なかなか直営はできないというようなことで、取り組んでいるところでございます。

町村の状況でございますけれども、これにつきましては具体的には確認はしておりませんが、一応人吉球磨の担当者が集まりまして、お互いに意見交換会をやっておりまして、基本的にはポータルサイトを活用した収入増加策に努めているというような状況でございますので、今後、連携をしながら、直営がいいのか、あるいは委託方式がいいのか、その辺も模索しながら研究をさせていただきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） あくまでも本年度の目標値は1億円達成ということですが、その目標値達成を期待しておりますけれども、目標値達成のための方策についてはどのような計画なのか。今後の目標値などの変更はないのか、お尋ねをいたします。

○企画政策部長（迫田浩二君） お答えいたします。

目標値達成のための方策ということで御質問でございます。今年度の寄附額は、昨年度の寄附額3,400万円の3倍に当たります1億円を目標といたしております。この目標、1億円達成のための方策でございますが、ふるさと納税の寄附活動が最も活発になります11月から12月を視野に入れまして、現在、返礼品のカタログを作成している最中でございます。このカタログ作成に合わせまして、返礼品の数を大幅にふやしており、昨年度までは約80アイテムであった返礼品を現在は約50アイテムふやし、さらに80アイテム程度ふやしまして、最終的には210程度の数にする予定でございます。こうした新規返礼品も掲載されます、現在作成中の新しいカタログにつきましては、10月から、東京などにございます人吉高校の同窓会である織月会や熊本県人会、そして、お正月の帰省シーズンに本市で開催されます同窓会での配布を予定いたしております。

そのほかにも、昨年度、本市へ御寄附いただいた方へ、寄附金の使途に関する報告書を送付する際にカタログも同封いたしまして、引き続き、本市に寄附していただけるよう呼びかけてまいることといたしております。

また、カタログ以外では、10月発売予定のふるさと納税専門の雑誌、また、12月には読売新聞東京版への広告掲載などのメディア広告展開、また、同じく12月には、東京の有楽町駅前広場にて開催されますふるさと納税のPRイベントに出展する予定といたしております。

さらには、こうした宣伝活動以外の方策といたしまして、7月に、先ほど申しましたけれども、各市町村担当者が集まりまして、いろんな情報交換をしているところでございます。人吉球磨の各自治体が連携し協力し、ふるさと納税に取り組んでいるということで、そういった情報交換にも努めているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 提案にはなるのですが、それぞれの家庭に要項や申込書などを配布して、市内外に郵送にて発送してもらい、アピール活動をお願いすることはできないでしょうか。PR効果として確実に発揮できるものと思います。いずれにしても、目標値完全達成を期待しております。

次に、小学校運動部活動の社会体育移行について質問をいたします。

移行方針の理由と、本制度公表以降の経緯について、時系列で結構ですので、概要をお尋ねします。

この問題は、熊本県教育委員会の方針ですが、全国都道府県の社会体育移行の実施状況をお尋ねします。また、なぜ順調に実施されている本市も取り組まなければならないのか。県下一斉にということなのか。その理由についてもお尋ねをいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

小学校の運動部活動を社会体育へと移行させる理由についてでございますが、これは平成27年3月に熊本県教育委員会が示した方針に従うものでございます。その趣旨は、平成31年4月から、小学校における運動部活動指導は、学校教育の領域から離れ、地域の指導者等のもとで行われる社会体育へ移行するというものでございます。背景には、少子化に伴い、学校単位でのチーム編成が困難になってきていることや、保護者や児童のニーズが多様化しているなどの課題があると言われております。こうした状況を踏まえまして、学校の枠を超えたチーム編成や、保護者のニーズに応じたスポーツ活動、児童にとって適切なスポーツ環境を確保するために、社会体育へ移行するという趣旨でございます。

熊本県内では、ごく当たり前に行われている小学校の運動部活動でございますが、全国的に見ますと、ほとんどの都道府県が古くからスポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブなどの社会体育で実施されております。小学校の教職員が学校教育の一環で部活動指導を行っておりますのは、47都道府県のうち、熊本県と青森県の2県だけでございまして、青森県も社会体育への移行を進めていると伺っております。

熊本県内におきましては、熊本市を除く44の市町村のうち、宇土市と長洲町が既に放課後の部活動から総合型地域スポーツクラブへ移行し、活動されております。そのほかの多くの市町村は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団を受け皿とする方向で、現在も検討されているようでございます。

今回、県の方針を受けまして、本市も社会体育への移行に向けて取り組んでいるところでございますが、これまでに保護者アンケートの実施や、各小学校のPTA会長、校区公民館長、社会教育委員など、地域の皆様で構成された各校区の検討委員会や、その全体会を開催し、参加者の皆様からさまざまな御意見を頂戴したところでございます。その後、指導者の確保を目的としまして、コーチ募集のチラシの配布や、ホームページでの御案内を通しまして、指導者の募集を行っております。申込期限につきましては、当初は3月末日としておりましたが、応募者数が伸びなかったことから、本年の6月末まで期限を延長したところでございます。現在は、本年度検討委員会の開催に向け、日程調整を進めているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 次に、希望指導者説明会について質問ですが、去る8月28日に開催されておりますので、その説明会の質疑応答を含め、概要をお尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

小学校の運動部活動の指導者、コーチですけれども、応募された方々を対象に、今ありましたように、去る8月28日に第1回目の説明会を開催いたしました。説明会当日までの応募者数は25名でございましたが、そのうち、説明会当日の出席者数は17名でございました。

応募者の競技種目と人数を申し上げますと、野球が7名、バレーボールが6名、ソフトテニスが3名、剣道が3名、陸上が2名、バスケットボールが1名、バドミントンが2名、新体操が1名、ハンドボールが1名となっております。この25名の中に、1人で2種目可能と回答された方が含まれております。

説明会では、道具の手配及び費用に関する質問や、活動の時間帯に関する質問、現在の指導者である教職員からの引き継ぎの内容や、教職員が指導にかかわることについての質問などがございました。そのほかには、早く子供たちの指導を始めたいという御意見がある一方で、子供への指導の留意点や、熱中症対策などの指導者研修会などをしてもらった上で実施したほうが良いと思うので、時間をかけて準備したほうが良いといった御意見も頂戴いたしました。

今回の指導者説明会は1回目ということで、御応募いただいた方々に感謝の意をお伝えするとともに、本事業の基本方針及び現在の取り組み状況について御説明申し上げたものでございます。今後、指導者のさらなる確保に努めながら、2回目、3回目の説明会や研修会などを開催したいと存じております。

子供たちのために指導をお引き受けいただいた皆様には、この場をかりて、改めて深く感謝の意を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 8月28日の説明会が初めての説明会であったというふうに聞いて、ちょっと驚いておるわけですが、これほどの問題で、しかも子供や保護者が関心を持っておられるのに、余りにも対応が遅いのではないかというふうに感じております。真剣に、そして真摯に、今後、取り組んでいただきたいというふうに思っております。

次に、教職員の指導者のあり方についてお尋ねをいたします。

社会体育指導員を希望される方があるとすれば、その取り扱いはどうされるのかをお尋ねします。

説明会において質疑応答の中で、教職員の積極的参加の方針が示されたと聞き及んでおりますが、このことについて、具体的にどのような思いで見解を示されたのか、お尋ねをいたします。

○教育長（末次美代君） お答えいたします。

今、議員のほうからも御指摘がありましたように、平成31年度の4月からスタートということはもう決まっております、本当にスピード感をもってやらなければいけないということ、常々、この議場の中でもお答えさせていただきました。そして、計画もその中で進められているわけですが、現実的には、随分その計画がおくれていることは確かでございます。そういうことをおわびし、また、今後の取り組みについて、真摯に取り組んでまいりたい。

また、積極的にスピード感をもちながら取り組んでいきたいと思っております。

そこで、今、教職員の指導者についての御質問でございましたので、その件についてお答えさせていただきたいと思えます。

小学校の運動部活動は学校教育の領域から離れるというわけでございますので、社会体育移行後は、子供たちにとっては、放課後とはいえども、教職員が勤務時間内に部活動を行うことはできなくなります。しかしながら、勤務終了後あるいは休日であれば、一人の地域住民として、部活動指導に携わることは差し支えないということを熊本県教育委員会にも確認をしているところでございます。

現在は、学校経営の中で、学校の教育方針にのっとり部活動を指導していただいておりますが、移行後は、教育委員会の行う社会体育ということで、部活動の方針に賛同される教職員にあっては、御自身の意思で参加していただけるものと存じております。もちろん強制力はございません。あくまで個人の判断で、無理のない範囲でのかかわり方になると存じますが、もし賛同、参加していただける先生がおられましたら、とても頼もしいサポーターとしてなり得るのではないかと期待しております。

しかし、現実を考えたときに、移行の趣旨、また、社会体育指導への意識や考え方を鑑みるときに、ハードルが高い現実があるのではないかなど、私自身、今、感じておるところでございます。

こうした部活動指導をめぐる教職員の対応に関しても、やはり学校現場の意思疎通をしっかりと図っていかねばならないと存じております。教職員の個人的な意見の交換は行われていると存じますが、やはり先生方のお考えはそれぞれあると思えますので、丁寧な説明、意見交換を積極的に、今までできなかった分、本当におくれておりますので、そこら付近をしっかりと反省しながら、社会体育移行の実施につなげていきたいと存じております。今後もさらなる検討を重ねて、子供たちにとって、どんな形で携われるかということをしっかり考えてまいりたいと思えます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） ぜひ、真剣にスピード感をもって取り組んでいただきたいというふうには思っていますけども、本来、この件については、学校の責任のあり方と教職員の労務軽減が大きな目的とも言われておりますので、この説明会の中での発言は、果たして適切なものだったのでしょうか、疑問には思うところがありますけども、このままいくと、現場の学校の混乱を招くのではないかと心配もしております。

社会教育分野と学校教育分野との協議、また、学校現場の実情や現場の責任者である校長、教頭先生などとの意思の疎通、確認はできているのでしょうか、お尋ねをいたします。

また、保護者にとりまして、大きく生活状況も一変することになり、戸惑いを感じてお

られる方が多いのではないのでしょうか。この点についても、意識調査の結果や、その対応についての見解をお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君） お答えいたします。

先ほど本当におくれているということ、それから、学校現場との意思の疎通、この機会を逸していることはもう現実でございますので、そここのところにつきましては、重ねておわびを申し上げたいし、今後、真摯に取り組んでまいりたいということをお誓い申し上げたいと思います。

こうした部活動指導をめぐる教職員の対応に関しても、保護者へ向けて、また、子供たちに対してもそうですけれども、学校教育現場と、それから社会教育のすり合わせ、そこら付近についても、もっともっと密にやっていたらいけないと考えております。教職員の個人的な意見の交換は、先ほど申しましたように、行われておりますが、意思の疎通ということについては、十分に協議したとは言えませんので、そこら付近につきまして、しっかりかかわってまいりたいと思っております。そして、戸惑い、また、一番御家庭で保護者の方々が懸案とされていること、心配されていることを1つずつ丁寧に解消しながら、平成31年度4月に向けて、しっかり頑張ってまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 公表以来、約2年が経過をしようとしておりますけれども、今後の具体的実施計画、内容とその日程について、お尋ねをいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

今後の実施計画と日程についてでございますが、各学校の部活動の具体的な年間計画等については、現段階では決定しておりませんので、検討委員会を初め、指導者を希望される方々の御意見を頂戴しながら、固めてまいりたいと存じております。

また、移行のスケジュールにつきましては、県の方針に従いまして、平成31年4月から市内の小学校全校で一斉にスタートさせたいと考えております。それまでは、引き続き指導者の確保に努めるとともに、検討委員会を継続して開催し、進捗状況を説明しながら、指導者研修会の開催、収支予算及び年間実施計画の策定、道具の確保などに努めるなど、しっかりと準備したいと存じております。そして、平成30年度は移行の準備期間と位置づけまして、準備が整い次第、新体制による指導者と各学校の児童との顔合わせや、活動上の留意点などの引き継ぎを順次行い、平成31年度初めの参加児童の募集へとつなげてまいりたいと考えております。制度の移行は平成31年4月からを予定しておりますが、参加児童の募集が完了した後、保護者への事業説明を行ってからスタートしたいと存じますので、実際に子供たちの活動が始められるのは、現在と同じように、5月ごろになるとの見通しでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） いずれにしても、早急に関係機関との連携を図り、具体的計画推進を望むものです。次回の一般質問におきましても、この問題提起の成果をお尋ねをしたいというふうに思っております。

これをもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中 哲君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時46分 散会

平成29年9月第4回人吉市議会定例会会議録（第4号）

平成29年9月14日 木曜日

1. 議事日程第4号

平成29年9月14日 午前10時 開議

- 日程第1 議第62号 平成29年度人吉市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第2 議第63号 平成29年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第3 議第64号 平成29年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第4 議第65号 平成29年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議第66号 平成29年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議第67号 平成29年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議第68号 平成29年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議第69号 平成29年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議第70号 平成28年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第10 議第71号 平成28年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第11 議第72号 人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第73号 人吉市水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第74号 人吉市農業振興地域整備促進等審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議第75号 人吉市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議第76号 人吉市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議第77号 人吉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議第78号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第18 一般質問
1. 塩見寿子君
 2. 犬童利夫君
 3. 井上光浩君
- 日程第19 議第79号 平成29年度人吉市一般会計補正予算（第3号）

2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり
-
-

3. 出席議員（18名）

1番	塩見寿子君
2番	宮原将志君
3番	高瀬堅一君
4番	大塚則男君
5番	宮崎保君
6番	平田清吉君
7番	犬童利夫君
8番	井上光浩君
9番	豊永貞夫君
10番	西信八郎君
11番	本村令斗君
12番	笹山欣悟君
13番	福屋法晴君
14番	村上恵一君
15番	永山芳宏君
16番	三倉美千子君
17番	仲村勝治君
18番	田中哲君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	松岡隼人君
副市	長	松田知良君
教	育	長 末次美代君
総	務	部 長 井上祐太君
企	画	政 策 部 長 迫田浩二君
市	民	部 長 廣田五浩君
健	康	福 祉 部 長 告吉眞二郎君

経 済 部 長	福 山 誠 二 君
建 設 部 長	山 田 巧 君
総 務 部 次 長	丸 本 縁 君
企画政策部次長	小 林 敏 郎 君
財 政 課 長	植 木 安 博 君
水 道 局 長	中 村 則 明 君
教 育 部 長	松 岡 誠 也 君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局 長	山 本 繁 美 君
次 長	栗 原 亨 君
次 長	椎 葉 千 恵 君
書 記	青 木 康 徳 君

午前10時 開議

○議長（田中 哲君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き、質疑を含めた一般質問を行い、一般質問終了後、議第79号に対する質疑を行います。その後、委員会付託をいたします。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

質疑を含めた一般質問

○議長（田中 哲君） それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君）（登壇） 皆さん、おはようございます。1番議員、日本共産党の塩見寿子です。

今回の一般質問は、3項目です。初めに、市民の声より、核兵器禁止条約について、観光対策について、交通安全対策について質問をします。次に、国民健康保険について質問し、最後に、環境対策について質問をします。

1点目、核兵器禁止条約についての市長の認識についてお尋ねします。

ことしの8月は、これまでの8月と全く違った8月になりました。それは被爆者の悲願であった核兵器禁止条約が、国連加盟国の3分の2、122カ国の賛成で採択されたからです。この条約は、核兵器の使用や開発、実験、生産、製造、取得、保有、貯蔵を禁止するだけでなく、使用をちらつかせておどすこと、核抑止力も禁止しています。核兵器廃絶に向けて大きな一歩になる、70年来の被爆者を先頭とする日本と世界の市民運動の画期的な成果です。

そこで、市長にお尋ねします。市長は、核兵器禁止条約について、どのように受けとめられましたか、お聞かせください。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時03分 休憩

午前10時04分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○市長（松岡隼人君） 皆様、おはようございます。御質問にお答えいたします。

核兵器禁止条約は、今、議員がおっしゃいましたように、核兵器のない世界を目指し、核兵器の使用や開発、実験、生産、製造、保有などを禁止するものと存じます。この条約の採択に当たっては、被爆者の方々が、核兵器廃絶を目指す世界的な運動に貢献されたことと存

じております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 今、市長が言われたとおりです。それなのに、安倍政権の態度は余りにも情けないものでした。唯一の戦争被爆国なのに、交渉に参加せず、条約に署名することはないと言い、広島、長崎の平和記念式典でも、核兵器禁止条約について一言も触れませんでした。長崎市の田上富久市長は、平和宣言で日本政府に訴えます。核兵器のない世界を目指してリーダーシップを取り、核兵器を持つ国々と持たない国々との橋渡し役を務めると明言しているにもかかわらず、核兵器禁止条約の交渉会議にさえ参加しない姿勢を、被爆地は到底理解できません。唯一の戦争被爆国として、核兵器禁止条約への一日も早い参加を目指し、核の傘に依存する政策の見直しを進めてくださいと述べました。被爆者の代表の方が、あなたはどこの国の総理ですか、私たちを見捨てるのですか、と抗議をしたくらい、失望と批判を集めています。

そこで、市長にお尋ねします。日本政府のとした対応について批判が集まっていますが、市長はどう思われますか、お尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

この条約への参加・不参加をめぐる状況につきましては、国の施策にかかわることですので、地方公共団体の長としての私の意見は、差し控えさせていただきたいと思っております。しかしながら、我が国は世界唯一の核被爆国であり、広島、長崎の惨禍を再び繰り返させてはならないという思いは、全国民が等しく願うところであると認識をしております。また、核兵器廃絶・平和都市宣言を行っている本市といたしましても、日本国憲法に掲げられている恒久的平和の理念に基づき、我が国の非核三原則が、平和を愛する全ての国の原則となることを強く願うところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） やはり、日本の国の政府なんだから、私たち国民が核兵器禁止条約に署名してほしいと、そういう声を上げていくのが大切かなと思っています。

ところで、北朝鮮問題です。北朝鮮は、8月29日に弾道ミサイルを発射し、9月3日、核実験を実施しました。世界と地域の平和と安定にとって、これは重大な脅威であり、国連安全保障理事会の決議に違反する暴挙で、そして、核兵器のない世界を求める世界の流れに逆行するものです。北朝鮮問題での最大の危険は、米朝両国の軍事的な緊張がエスカレートし偶発的事態や誤算で、軍事衝突が起きる可能性が高まっていることです。衝突が起きれば日本も重大な被害を受けます。おびただしい犠牲をもたらす軍事衝突は、絶対に回避しなければなりません。北朝鮮はこれ以上の挑発はやめること、米朝両国は、危機打開のために直接

対話に踏み出すことを強く求めるものです。この北朝鮮の問題で、核の傘がまた見直されたり、あるいは核武装もやむなしとか、そういう声の一部であるようですが、本当に核兵器禁止という流れが、大きな流れがあるのに、そういう声が逆に上がってきていることに不安を感じます。

次に移ります。先ほど市長もおっしゃいましたが、本市は1985年3月に核兵器廃絶・平和都市宣言を発表しました。それからずっと市庁舎の前面に、「核兵器廃絶・平和宣言都市」と書かれた看板を掲げてきました。市民の方から、市庁舎建設に当たって、看板はどうするのかと質問がありました。そこで市庁舎が建てかえられても、核兵器廃絶・平和都市宣言の看板は掲げられるのかどうかお尋ねます。

○総務部長（井上祐太君） 議員の皆様、おはようございます。御質問にお答えいたします。

麓町本庁舎にあります核兵器廃絶・平和都市宣言の看板はもう議員が今申されましたように、昭和60年3月市議会において議決をして、もう既に30年以上たっています。このときは永田正義市長だったわけですが、長年掲げられてきたことで痛みもありますし、今度、新庁舎をつくるに当たって、そして、ことしの麓町庁舎の解体に当たって、当然その看板はなくなるという状況でございますけれども、ほかの看板も必要なものもございますので、その看板をどうするのかということを、この核兵器廃絶・平和都市宣言の看板だけではなく、今、協議を行っているところでございます。新市庁舎の敷地内に立てるのかということも考えられますけれども、現状では新市庁舎には、恐らく看板をつけるということではできませんので、要するに、懸垂幕・垂れ幕、もしくは横断幕、そういう形で、そういうものを設置する場所を、今後、実施設計の中でしっかり決めていきたいというふうに思っております。そういう状況を踏まえて、核兵器廃絶・平和都市宣言、もうこれは当然、議会で議決をしていたことでございますので、新たな形で設置を前向きに検討していきたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 我が国は世界唯一の核被爆国であり、核被爆国民として、広島、長崎のあの惨禍を地球上に再び繰り返させることのないよう、核兵器の恐ろしさ、核兵器の廃絶を、全世界の人々に訴え続けていかねばなりません。宣言文の重みは今も変わることはありません。核兵器完全廃絶のゴールに向かって、垂れ幕に形は変わるかもしれませんが、看板は掲げられると理解しました。

2点目は、観光対策に関する質問です。

市民の方から、ウナギ屋さんのお客様が行列をつくって並んでおられる、この方々が町歩きしていただくような手だてを講じることはできないだろうか。阿蘇ではレストランに行列しているお客さんに、待ち時間が20分だったらこんな店に行けるとコースを紹介している。

そのような工夫やアイデアを出していくことが大切じゃないかとお聞きしました。市民の声や要望はどこに言いに行ったらいいのかお尋ねします。

○経済部長（福山誠二君） 皆様、おはようございます。御質問にお答えいたします。

市民の皆様方が、一般的に観光に関しまして、御提言とかアイデア、こういったものを受け付ける組織とか体制について、これに対して御回答させていただきます。

こういった観光客、市民の方からの御提案の御意見というのは、まず、観光振興課に、月に数度、直接電話等がございます。例えて申しますならば、人吉の飲食店で、せっかく人吉に来たんだから、天然のアユを食べられるようにしてもらいたいと、どこでも食べられるようにしてもらいたいと。ただ養殖のところもあるということで、これはそれぞれの経営がございますので、強制とかそういうことはできないわけなんですよね。ただ、そういうアイデアがあるという意見もあります。

それから、人吉駅の観光案内所がやはり一番多く受け付けをしている。SL人吉なんかで、初めて人吉にいらっしゃる方も多いわけでございます。とにかく人吉に行ってみようということで来てみたんだけど、さて、どこが名所なのか、どこで御飯を食べたらいいのか、そういうのがわからない。そこで、まず、ここで聞いてみようということで、一番多くそういうところに、御意見とかそういうものは月に何件か、これ非常に多いということでございます。

それから、組織につきましては、現在、本市には、ひとよし・くま旬夏秋冬キャンペーン実行委員会、それから人吉球磨地域観光推進協議会、人吉温泉観光協会の3つの大きな団体があるわけですが、この団体にはそれぞれ観光関係者、それから各市町村全部入っておりますし、それから交通関係、バスとかタクシー会社なんかも入っていらっしゃいますので、そういうところでさまざまなイベントを行ったりするときがあります。そこでアンケートをとったりとか、それに所属されております旅館組合の関係の方々、これは宿泊関係ですので、おかみさん方は一番お客様と接して直接お話を聞くというのが非常に多いわけでありませぬ。

それから、観光の土産物を扱っているお店とかお茶屋さんとか、市内にある店舗の方々もこういう組織に入っていらっしゃいます。そういう方々に直接市民の方から言われることもあるわけなんです。先ほどのウナギ屋さんのことも、そういうこともあるわけでございます。

それから、ひとよし未来カフェがございましたけれども、これでも結構、観光関係のことを市民の方が参加されて、いろいろアイデアとか御意見とか受けております。

それから、市民課の、ひらめき箱もございますので、こういうので御指摘も受けることもあるということでございます。また、宿泊関係、先ほど申しましたように、雑談をしながら、その中で観光関係とか土産物屋さんから私ども聞くこともあります。私たちも、土産物屋さんを時々訪問させていただいて雑談とかする中で、こういうことが実はあるんですよとか、

そういうのがありますので、そういった御提案とか出てきましたならば、そういうものを、私もいろんな観光関係の直接関係するところにもお話にも参りますし、また、私どもで解決することができるものがあれば、私たちも解決していくと。もし、こういうことなんだけれども、どこに行ったらいいかわからないと、果たしてこれ観光なんだろうか別の部署なんだろうか、そういうわからないときは、私は、市職員なら誰でもいいと思います。市職員であれば、そういうのを受け付けて、関係する部署につなぐことは当然やっておりますし、また観光関係であれば、観光振興課、私でも構いませんので御連絡をよろしくお願いします。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 今の御答弁で、さまざまところで意見が受け付けられるということがわかりました。観光振興課、そして市の職員さんだったら、どなたでも聞いていただけるということがわかりました。また、そういった意見や提案は、共有されると聞いて安心しました。市民の方はいろんなアイデアを話してくださいませ。例えば、九日町通りは、木陰もアーケードもなく歩行者向けではない。人が歩かない通りになってしまった。だが観光客は、青井神社から城内まで歩いている。下通りのようなまちにできないか。九日町通りを人が歩く通りにするには、木陰をつくる、車を規制する、速度規制をする、歩行者天国にするなど、今のうちに手を打たないと、ただの国道沿いのお店になってしまう。そのような声を、これは実現できないかも、と自分で判断することなく、観光振興課に、市の職員の皆さんに、どんどんつないでいきたいと思います。

では、市民の方の声が、実際に観光に生かされたという事例がありましたらお聞かせください。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

意見が反映されたものがどういうものかということです。一番よくありますのが、パンフレットが見にくいというのがあります。それとか、もうなくなった店がまだ書いてあるよとかですね、それもございます。それから観光看板が壊れているという意見、見にくくなっているという意見、こういうのもございます。こういう小さなものから大きなものまであるわけなんですけど、すぐに対応できる観光関係のものにつきましては、予算の範囲内で、なるべく対応しているところでございます。また、先ほど申しました、人吉駅の観光案内所、ここに非常にお客さんがたくさんいらっしゃいます。この夏のことで1つ申し上げますと、この暑い中、汗をかきながらですね、いらっしゃったお客様の声の中から、やっぱりちょっと何か水が欲しいとか、そういうのがありまして、それを聞かれました人吉温泉観光協会の会員からの御提案であったわけですけども、小中学校が夏休みの期間でありましたが、無料の呈茶サービスをしたということでありまして、大変好評であったということでございます。

それから、少し大きいものでありますと、これは平成元年と平成7年でございましたけれども、高速道路が開通したというときがありました。人吉まで、それが鹿児島までということでございますけれども、そのときに一番多くまいりましたのが、やはり市内に入ってから交通がわからないというのが非常に多くありまして、これに対しましては、当時の観光課の職員でございましたけれども、木製の観光標識をつくりまして、高速道路はあちらとか、そういうのを立てて回ったというのもございます。ただ、これも時代とともに今カーナビがはやりまして、それで、そういう御指摘が少なくなってきたというのもございます。

それから、これは最もうまくいったなというところではございます。これは市民の方からいろいろと御提案をいただきまして、それを観光振興課のほうで、今度は実際の出版社なんかにお問い合わせをして、事業展開していったというのがあります。それが観光協会のほうで商品などを売って、今、各旅館、ホテルにやっていると。これに伴いまして、今度は中国や香港とか、そういう海外の方も多くいらっしゃるようになったという例もございますので、これも大変ありがたかったなと思っております。また、この鍛冶屋町なんですけれども、土産物のお店が欲しいという意見があったんですが、そういう御意見をお持ちの市民の方が、一念発起されまして、自分でお店を出されたというのがございますので、大変ありがたく思っております。一度行かれてみてはいいかと思っております。

議員の皆様を初め、市民の方や観光客の皆様方から、さまざまな御意見、御提案をいただきまして、各観光関係者とも共有いたしまして改善に努めてまいりたいと。

それから実現性、それから費用対効果というのもございますので、こういうところも検討させていただきながら、可能な限り反映できるように努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 今のお話を聞いて、夏目友人帳が1つの意見から発展していったということがわかりました。ある喫茶店、これは武家蔵さんですけど、武家蔵さんに行ったら、夏目友人帳の聖地巡礼の観光客がいかにか多いかと話されました。東京やイタリア、中国や台湾からも来られたそうです。お店のノートには、来られたお客さんが夏目友人帳のキャラクターや感想を書かれていましたし、武家蔵の御主人は、夏目友人帳のグッズが品切れになって残念だと話されておりました。

福屋議員の一般質問にも、外国人観光客の話題が出ましたが、夏目友人帳の人気は恐るべしと思えました。また、誰かがするだろうという姿勢ではなくて、自分でアクションを起こした土産物屋の市民の方の話は初耳でした。同じように、青井トキめき通りで事務所の前を観光客の方が汗をふきふき歩いておられるのを見て、ベンチもないということで、事務所を開放して一休みできるように準備された方がおられます。その方は市民運動としてできることをやっていきたいと、御自分の夢を話されました。市民パワーも魅力的だなと思えました。

人吉は宝を生かしていない。宝があるのにもったいないとも言われます。観光は観光に任せてという考えでなく、この人吉が観光都市として魅力あるまちになるように、障がいをお持ちの方も外国から来られた方も、どなたにも優しいまちになるように、宝を磨いていかなければならないと思います。

3点目は、交通安全対策についての質問です。

9月7日午前11時ごろ、西間別館前の市道で、普通自動車が、歩いて横断中と見られる高齢者の女性をはねる事故がありました。はねられた女性が早く回復なさるように願っております。それで、この事故を受けて、市は事故防止のために、どんな対策をとられるのかお尋ねします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えします。

西間別館前における事故を受けての対策ということでございます。これ新聞報道では、今、市民にはですね、横断歩道がない場所を渡ったということなんですけれど、実際、警察のプレス発表では、傘を差して道路を歩いていったと見られる女性と、人吉橋から矢黒バイパス219号線のほうに向けて走行中の乗用車が接触したという書き方で、横断歩道がない場所を渡ったというところは、実際、公式には発表されていないというような状況でございますので、まず、そこをお話しておきたいと思います。恐らくそうだろうというようなことで、私どもも思っているような状況でございます。

現在、防災安全課では、各種団体、これは老人会等々が主な団体でございます。それから幼稚園・保育園、小学校を対象に開催されます交通安全教室で、もう徹底して、交通事故防止のためのさまざまな取り組みを行っておりますし、あと春と秋2回開催されます交通安全出発式——今月の27日にありますけれども、もう春、秋の全国交通安全運動を通しまして、交通安全に関する啓発活動を、市挙げて、そして県警も入っていただいて、重点的に実施をしておるところでございます。そういうようなところで、現在、市のほうの取り組みとしては、取り組んでおるところでございます。また、事故防止の安全対策として、一番最も有効的な方策は、当然、西間別館の前に横断歩道が設置されれば、それは本当一番いいのではというふうに存じます。私もあの辺に住んでおまして、あの通りは本当にお年寄りの方なんかは、やはり横断歩道のところまで行くのが億劫で、右を見て左を見てということで、必ず渡られるんですよね。ただ、なんせ車の量は多くて、そしてお年寄りの方は特に歩行感覚と車のあれがちよっとずれていて、すごいヒヤッとすることがいっぱいあるような通りでもございます。現時点では、球磨地域振興局前とローソン前の交差点に横断歩道が設置してあります。現在の横断歩道と横断歩道の距離というのは、大体200メートルでつくっていかれます。この球磨地域振興局前とローソン前の交差点の横断歩道の間隔というのは、大体実測で207メートルぐらいなんです。それで、恐らく公安委員会のほうは、そんな状況があつて、そういうふうなところでつくっておられるんじゃないかなと思っています。ちなみに、信号

機と横断歩道の距離は150メートルというふうになっております。新規の横断歩道設置を願うというのは、本当にこれはもう議員だけじゃなくて、私どももそういうふうを感じているんですけども、近接する横断歩道との距離、横断歩道の歩行者や交通量等を総合的に判断して、これは我々に主導権があるのではなくて、公安委員会が設置するということになっております。ただし、当箇所は西間別館の進入口になりますので、将来的には新庁舎の建設に伴い、道路環境の変化も予想されます。当然もう多くの車が新庁舎に入ってくるということは予想されますので、今回のような人身事故が発生しましたこと、また、ふだんから横断者が多いこと、そして新市庁舎建設における住民説明会でも、地域の方からこの要望があっていることを踏まえまして、本市としましては、一刻も早く横断歩道を設置していただくよう、公安委員会のほうには要望してまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 本当に直ちに要望していただくようお願いいたします。

私も以前から西間別館前で、横断歩道がないところで横断される方がおられることは知っていました。しかし、部長も言われましたが、御高齢の方に遠回りして横断歩道を渡ってくださいとは、なかなか言いにくいものです。言ったことはありません。小さいお子さんに対しても、本当にこういう場合には横断歩道、ここはないんだから、こういうときにはそっちを通るんだよというような具体的な交通教室というか、横断歩道があるところでの交通指導じゃなくて、横断歩道がないところに立たせて渡る練習とかいうのも、やっぱり必要じゃないかなと思いました。高齢者の方になかなか言いにくいということで、やはり横断歩道そして信号機、設置する必要があると思います。そして日ごろ西間別館に行くのに、私は車でいきます。歩く人の不便さにはなかなか気づかないものだと思っていました。ですから、一度、歩行者の目線で、市庁舎周辺の安全点検もしていただくように要望して、市民の声からの質問を終わります。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時34分 休憩

午前10時52分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 先ほどは、議事を中断させてしまって申しわけありませんでした。言葉が足らずに失礼しました。先ほどの発言、補足説明させていただきます。

横断歩道がないところに立たせて渡る練習と私は申しましたが、そこには誤解を招きました。横断歩道がないところに立たせて、遠回りしても横断歩道を渡る練習というのも必要だ

と思いますという意味です。

2項目めの質問にまいります。

いよいよ来年から始まる、国民健康保険の都道府県単位化について伺ってまいります。

国保には、加入者は低所得なのに、保険税が高いという構造問題があり、高過ぎて払えないという声もあります。人吉市の場合、国保の加入世帯6,289世帯のうち、世帯所得が100万円未満が4,249世帯、100万円以上200万円未満が1,293世帯で、合わせると全体の88.12%、滞納世帯は959世帯であると、3月議会での本村議員の質問でわかりました。国保税を引き下げて、払える国保税にするべきだと私も考えます。ですから、今度の国保の都道府県単位化が、被保険者にどんな影響を与えるか、とても気になるところです。

そこで、国保の都道府県単位化の目的は何か、県と市町村の役割はどうなるのか、お尋ねします。

○市民部長（廣田五浩君） 議員の皆様、おはようございます。お答えいたします。

まず、国民健康保険を都道府県単位化する目的でございますが、国民健康保険法の改正により、平成30年度からの都道府県単位化が図られたところでございますが、これは都道府県が国保運営の責任主体となり、中心的な役割を担うことで、国保の財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費の適正化等の措置が講じられることによりまして、市町村国保の安定的な財政運営や、効率的な事業の確保等が図られることを目的とするものでございます。

次に、県と市町村の役割でございますが、熊本県国民健康保険事業運営方針の素案により、それぞれの5つの役割で御説明させていただきます。

まず、1点目に、財政運営につきましては、責任主体の県が国保事業費納付金の額を決定し、市町村が県へ納付することになります。

2点目に、資格の管理につきましては、県が事務の効率化、標準化、広域化を推進し、市町村は、これまでどおり被保険者証の発行等の事務を行っていくということになります。

3点目に、保険税等につきましては、県が標準的な算定方法により、市町村ごとの標準保険税率等を算定及び公表を行い、市町村がその標準保険税率等を参考にしまして、保険税率等を決定することになります。

4点目に、保険の給付につきましては、必要な費用が県から全額、市町村へ支払われることになり、市町村は、これまでどおり保険給付の決定及び支払いを行うことになります。

最後に、5点目、保健事業につきましては、これまでどおり県が市町村に対して必要な助言及び支援を行い、市町村が被保険者の特性に応じたきめ細かい保険事業を、データヘルス計画等に基づき実施していくことになります。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 小さい自治体の財政基盤が県になると安定するなど、メリットが強調

されていますが、加入者が払う国保税は上がるのでしょうか。市町村が県に納付する国保事業費納付金と県が市町村に示す標準保険税率について、もう少し詳しくお聞きしたいと思います。

まず、国保事業費納付金について質問をします。事業費納付金とは、県全体の1年分の医療給付費から、公費など負担分を差し引いた額を市町村ごとに割り振ったもので、医療費水準や所得水準等で調整した後、市町村ごとの納付金額を県が算定します。市町村は、県に納付金を100%納めないといけないと思うのですが、果たして保険税徴収だけで納めることができるのかと、不安はありませんか。また、納付金を100%納めるために、国保税を今まで以上に引き上げることにならないでしょうか、お尋ねします。

○市民部長（廣田五浩君） お答えいたします。

1点目の事業費納付金への不安についてでございますが、今回の平成30年度国民健康保険制度の改正に伴いまして、当初のスケジュールでは、遅くとも8月中には、県から各市町村の標準税率等と事業費納付金の提示、公表が予定されておりましたが、その提示がおくれておりまして、現在まで、県から制度改正の具体的な内容、数値等が提示されておられません。

国民健康保険事業費納付金につきましては、現在のところ確定した情報はありませんが、今後、県から提示されます事業費納付金は、持続可能な医療保険制度の構築を目的としまして、先ほど答弁しましたとおり、県全体の広域化によりまして、国保事業の財政基盤の安定化を図るものであり、各市町村は納付しなければならないものと認識いたしております。現状におきましては、事務的な手続に係る制度改正へのスケジュールがおくれている中、来年4月からの改正、県への移行が目前に迫っておりますので、これから来年3月までの半年の中で、スピード感を持って、事業の円滑化、適正化を推進していかねばならないと、強く感じているところでございます。

次に、2点目の納付金を納めることで保険税引き上げにつながらないかという御質問でございますが、今後、県から正式に提示されました標準税率等や事業費納付金を参考としまして、本市の保険税率等を決定していくこととなります。繰り返しになりますが、確定した情報が入っていない現状でございます。したがって、保険税の引き上げにつながるか、つながらないかにつきましては、現在のところ税率等の試算、算定の段階にございませんので、御説明する状況には至っていないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 大きな不安はスケジュールがおくれていること。そして確定した情報がないから、上がるか下がるかわからないというお答えでした。県に納付金を100%納めるために、市町村としては4つの方法が想定されます。

1つ、一般会計法定外繰り入れで埋める。2つ、基金で穴埋めする。3つ、県の財政安定

化基金から借りる。4つ、納付金より割り増しして保険税を計算し、たとえ9割の収納率でも、納付金は100%になるようにする。この4番のように、県へ納付金を100%納めることが、国保税引き上げの呼び水になる危険性があります。あつてはならないことだと思います。

次に、標準保険税率について質問をします。

県は、先ほど言った納付金の額を決めるだけでなく、市町村ごとの標準保険税率を算定し、市町村は、その標準保険税率を参考に、実際の保険税率を決めるということですが、その保険税率で試算した結果、現在より保険税が高くなるようなことはないのでしょうか。もし標準保険税率で高くなるようだったら、市は、保険税が上がらないような保険税率を決めるべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか、お尋ねします。

○市民部長（廣田五浩君） お答えいたします。

1点目の県が示した国民健康保険税の標準保険税率で試算した結果、現在より保険税が高くなることはないかという御質問でございますが、現在、県では、平成28年度ベースで試算を行っている段階でございますので、その提示された標準税率等が、現在の本市の税率より高くなることはないかと断言することは申し上げられません。県が提示しますのは標準保険税率でございますので、それを参考としまして、これから本市の保険税率等の試算、審議により決定していくものでございますので、現状では言及、お答えできるものではございません。

また、2点目の保険税が上がらないように、市は税率を決めるべきという御質問でございますが、1点目と同様でございますが、何も確定した情報がない状況では、保険税率等を決定するという算定段階にはございません。保険税率の算定におきましては、まず、上げる上げないを前提とするものではございませんので、その背景となる医療費の高騰などによる収支の状況や保険制度の改定、また、今後、県が提示いたします標準保険税率等を参考としまして、本格的に検討、協議していくこととなります。

本市といたしましては、平成30年度からの制度改正におきましても、被保険者の皆様には、できるだけ過度な負担とならないよう、今後の保険税率の決定に際しましては、本市の諮問機関であります国民健康保険運営協議会におきましても、十分な御審議をいただき、国民健康保険事業への周知と御理解をお願いしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 高くなることはないとは断言できない。上げる上げないを先に決定するのではない。そして過度な負担にならないように努力をしたいということですが、過度な負担でなかったら上がるのかなとか勘ぐってしまいます。

国保が都道府県単位化になることで、国保税が上がってしまうのをそのまま受容していいのでしょうか。財政が安定し運営の効率化が図られたとしても、国保税が高くなることは避けなければならないと思います。そのような市の対応を期待するものです。なぜなら、国民

健康保険制度は医療のセーフティネットであり、日本の国民皆保険制度を下支えする役割を果たしています。75歳未満の被用者保険に加入していない人全てが国保に入っています。国民健康保険法第1条には、「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。」とうたわれており、国保は社会保障の一環であるのです。社会保障審議会の1962年勧告では、政府自身も、無職者が加入し、保険料に事業者負担もない国保を社会制度として維持するには、相当額の国庫負担が必要であると言っていました。ところが国は、1980年代半ばから公的医療費抑制策を展開し、国庫負担を削減し続けた結果、国保の総収入に対する国庫支出金の割合は、1980年代の約50%から約25%へ半減しています。国の負担を減らした分が加入者と自治体に転嫁されてきたんです。全国の市町村で、総額3,900億円も繰り入れをしている理由は、市町村として加入者の保険料負担が限界にきていると考え、高い保険料負担を下げるために繰り入れが行われています。

では、2点だけお尋ねします。

国保税について、県が標準保険税率を示しますが、実際の保険税率を決定するのは市町村であること。また、一般会計からの繰り入れを判断するのは、これも市町村であること。このことに間違いはありませんか、お尋ねします。

○市民部長（廣田五浩君） お答えいたします。

国民健康保険税の税率等につきましては、県が標準税率等を提示されますが、それを参考として決定するのは市町村でございまして、県への移行に伴い、本市の条例改正等が必要となります。

次に、一般会計から国民健康保険事業特別会計への繰り入れにつきましても、それぞれの市町村で決定するものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 最後に、市長に伺います。

都道府県単位化によって、市民の税負担がこれ以上重くならないように、市は最大の努力をするべきだと思います。国保税が高くないように国保税率を決定し、必要とあれば一般会計からの繰り入れを行っていただきたい。市長のお考えはいかがですか、お聞かせください。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

先ほど市民部長が答弁いたしましたとおり、運営主体の県への移行によりまして、平成30年度からは、県が市町村ごとに標準税率と納付金を決定、公表いたします。これを受けまして、市町村は税率等を設定していくこととなります。しかしながら、現在のところ、県から納付金等に関しましての、確定した具体的な内容が提示されておりません。したがって、

税率の引き上げ、引き下げにつきましては、検討の段階までには至っていない状況でございます。今後、市町村ごとに保険税率等を決定していくこととなりますが、本市といたしましては、保険税の負担緩和を図るために、一般会計から国民健康保険事業特別会計への法定外繰り入れを行うことは、今回の制度改革の趣旨にそぐわないものであると存じます。

私といたしましても、これまで同様に、今後も法定外繰り入れを行うことなく、国民健康保険事業の健全な財政運営を維持してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 重ねて申し上げますが、法定外繰り入れは禁止はされていません。そして、現在、法定外繰り入れを行っている自治体は、目の前の市民の皆さんの負担をどうにかして軽くしなければという思いでされているんだと思います。

安倍政権のもとで格差と貧困が広がり、市民の生活が厳しさを増している中で、自治体としても低所得者対策が求められています。市民の暮らしを守る取り組みとして、国保税の引き下げをしている自治体もあります。これは市長の政治姿勢が問われています。

松岡市長は、公約に、各種税負担感の軽減促進と掲げられました。国保の加入者の方々が、国保税を払うのが難しい、やっとなで払っているなどの声を、十分受けとめておられるんじゃないでしょうか。命と健康を守るための国保が、被保険者を苦しめることにならないように、負担増にならないように全力を挙げるべきだと申し上げて、国民健康保険の都道府県単位化についての質問を終わります。

3項目めは、環境対策、ごみ減量化について伺ってまいります。

今、人吉市のごみ排出量は順調に減っているのでしょうか。ごみ減量の現状について、平成28年度の状況と取り組みをお尋ねします。

○市民部長（廣田五浩君） お答えいたします。

まず初めに、現状でございますが、平成28年度と平成27年度の、ごみの排出量の比較によりまして御説明申し上げます。

平成28年度のごみの排出量の総量は1万2,179トンでございまして、前年度と比較をいたしますと250トン減少をいたしております。その内訳でございますが、可燃ごみは9,896トンでございまして114トンの減少、不燃ごみは555トンでございまして6トンの減少、資源ごみは1,645トンで121トンの減少、その他粗大ごみなど83トンで9トンの減少となっております。

次に、減少となった要因、取り組みにつきましては、人口減少や自然災害発生時の影響による経済活動の低迷などといった社会背景の影響も考えられますが、日ごろから市民の皆様、事業所の皆様には、ごみ減量に効果的な3Rの推進、リデュース——排出抑制、ごみをもとから減らすこと。リユース——再利用、繰り返し使う。リサイクル——再生利用、資源として再び利用することについて御理解をいただきまして、さらには3切る運動、少し御説明申

申し上げますと、生ごみは水を切る、料理の食材は使い切る、出された料理は食べ切るというものでございまして、これらをみずから意識し、実践をいただいていることが大きいものと思われまます。具体的な取り組みの指針となりますのは、平成26年度に策定いたしました、人吉市環境基本計画の中に、3つの重点プロジェクトを定めておりまして、その中に、ごみ減量大作戦プロジェクトを掲げております。先ほど御紹介いたしました、3切る運動のほか、マイバック持参運動、生ごみリサイクル運動を、取り組みの事業として捉えており、市では、生ごみ処理容器・処理機設置補助事業に取り組んでおります。また、市と連携しております、人吉市衛生員連合会の事業といたしましては、連合会だよりの発行、ごみ出しルール読本の発行、啓発看板等の制作、ごみリサイクル推進事業、食用廃油リサイクル事業等に取り組んでおられますし、人吉球磨広域行政組合では、人吉球磨クリーンプラザホームページでの情報発信、ごみ分別アプリの配信などの事業に取り組んでおられます。特に、人吉市衛生員連合会の皆様には、地域のリーダー的存在として、ごみ減量の啓発に努めていただいているほか、人吉市衛生員連合会から任命された、ごみ指導監視員の皆様には、ごみ集積所の適正管理など、地域に密着した環境保全、美化活動に努めていただき、その御尽力に対しまして、心から敬意と感謝を申し上げます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 今、教えていただいたから、ごみが減っているとわかりましたが、私はごみが減っているという実感がありません。皆さんはどうでしょうか。

そこで、ごみ減量の事業についての周知方法についてお尋ねします。

○市民部長（廣田五浩君） お答えいたします。

ごみ減量についての周知、啓発方法でございますが、まず、ごみ出しルール読本を発行しております、これは市のホームページからもごらんいただけるようになっております。また、このルール読本は、本市に転入された方へ、ごみ袋のサンプルと合わせてお渡しをしているところでございます。

次に、あなたのごみ出し家計簿と題しまして、市広報の15日号のお知らせ版や市のホームページによりまして、月ごとのごみ処理にかかった経費や、1世帯当たりのごみの数量及び処理経費を算出して掲載をしているところでございます。さらに、ここ数年、市広報には、年に一度ではございますが、特集記事を掲載しているところでございます。また、先ほど御紹介いたしました、人吉球磨クリーンプラザが配信しております、ごみ分別アプリやスマートフォンから手軽に情報を得ることができます。

最後に、人吉市衛生員連合会の皆様との連携によりまして、連合会だよりを年2回発行するなど、みんなで取り組む3Rや3切る運動の啓発に努めております。

町内会や各種団体の皆様には、ごみ分別体験やごみの分別に対する研修会、出前講座を御

案内し、さまざまな事業活動によりまして、ごみ減量化の周知、啓発に努めているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 私は、広報ひとよしのごみ情報、ごみ出し家計簿を見るのですが、前年度の同月比やごみ処理にかかった経費、1人当たりのごみの量を知ることができても、ごみ減量の目標がはっきりしないので、ごみが減ってよかったという実感がないのかもしれない。また、誰もがごみ減量の結果を知らされるようになると、ごみを減らそうと思うのかもしれない。

そこで、昨年、厚生委員会で岡山県総社市に、ごみ減量の行政視察に行きました。そこで、総社市の取り組みで参考になったことを、2つ紹介させていただきます。

ごみ減量化その1は、ごみ袋変動相場制です。平成18年度にごみ袋を有料化してから、家庭ごみの排出量が、平成20年度、平成21年度と2年連続で、有料化前の20%以上の減量に成功しました。このことを受け、平成22年、市指定ごみ袋の料金を半額にし、市民とごみ袋変動相場制導入の約束を交わしました。変動相場制導入から3年で、家庭ごみの7.7%減量に成功したため、平成25年度には、ごみ袋の料金を7.7%減額したというものです。

ごみ減量化その2は、雑紙の資源化です。総社市ごみ減量化作戦連合協議会では、家庭から出た雑紙を市指定のごみ袋と交換します。お菓子の箱やトイレットペーパーの芯、メモ用紙、はがきなどの雑紙を、2キログラムで30リットルごみ袋1枚、4キログラムだと30リットル2枚か20リットル3枚に交換するシステムです。このように楽しみながらごみ減量に取り組まれているところもあります。

では、本市のごみ減量の課題とその対応についてお尋ねします。

○市民部長（廣田五浩君） お答えいたします。

ごみ減量につきましては、資源ごみへのリサイクルを進め、人吉球磨クリーンプラザで処分する可燃ごみ、不燃ごみの量を、いかに減らしていくかということが大きな視点でございまして、本市のごみ減量化への課題は大きく4点ございます。

まず、1点目でございますが、ごみ分別の徹底ということでございます。可燃ごみ、不燃ごみに資源ごみが混入しておりまして、資源化できる有価物が処分されているという現状がございます。

次に、2点目でございますが、可燃ごみは、ごみ総排出量の8割を占めておりまして、生ごみや刈り取った草木が相当含まれております。生ごみを捨てるときは、水分をできるだけ切ってから出していただくこと。草木においては、乾燥させてから出していただく。または堆肥などで自家処理をしていただくことで、ごみ減量につながりますので、さらなる啓発が必要と考えているところでございます。

次に、3点目でございますが、ごみ排出量は、経済活動と連動しておりまして、本市を訪れる観光客の皆様が増加いたしますと、食事の食べ残しなどごみがふえますし、事業、商業活動の活発化やコンベンション、スポーツイベントの開催によっても、ごみの排出量はふえてまいります。観光地といたしまして、また、郡市の中心地として多数の飲食店や事業所が集中し、市外から多くの通勤者や来訪者がございます。本市は、そういった特殊性がございますので、ごみ減量施策の成果を判断する場合は、総合的な視点に立った分析が求められているところでございます。

最後、4点目でございますが、これまではリサイクルなど3Rを推進してまいりました。今後は、不要なものは買わない、不要な過剰包装、使わない割り箸やスプーン、レジ袋を断るといった、リフューズという4番目のR、つまり、ごみをつくらない、ごみとなるようなものを持ち帰らないという考え方をプラスしまして、4Rという考え方を啓発していく必要があるというところでございます。その対応でございますが、まずは市民の皆様には一人一人が、そして事業所の皆様が分別をして出すという行動が地域社会に貢献し、ひいては地球環境の保全、個人の幸福度向上にもつながるということを、さらに御理解を深められるよう周知、啓発活動を、さまざまな手法で積極的に推進いたしまして、そして実践していただくことが、何よりも肝要なことであると考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 経済活動が活発になることで、ごみの量がふえることもあるということがわかりました。悩ましいことですが、それはそれで対策を考えていかなければいけないと思います。

私なりに考えた、ごみ減量の課題は2つあります。

1つは、目標を持って取り組むこと。例えば、ごみ処理の費用を100万円減らそう、1年間でごみの量を10%減らそうなどです。

もう1つは、ごみ減量の結果を見える化することです。掲示板に目標や結果を張り出す。目標が達成できたら、広報車を出してお知らせするなどです。このパンフレット、ごみが減ったら幸せ増えたを読むと、人吉市は、平成24年度は1万3,499トンのごみが出て、1人1日当たりに直すと1,046グラム、県内45市町村の中でのワースト2位だったそうです。しかも4年連続の不名誉な記録でした。

そこで、平成25年11月1日に、人吉ごみを出しま宣言を宣言しました。それから4年です。人吉はどうなったか御存じでしょうか。私も知りません。あとで結果をお聞きするのが非常に楽しみです。これからもごみの減量に関心を持っていきたいと思っております。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時27分 休憩

午前11時36分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）
7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君）（登壇） 皆さん、こんにちは。7番議員の犬童利夫でございます。

先般、第5回熊本県女性消防操法大会が、人吉スポーツパレス駐車場で開催されました。

人吉市女性消防隊が見事優勝され、全国大会への出場権を獲得されました。まことにおめでとうございました。応援させていただいたところではありますが、自然体でありながらも集中したきびきびとした動作、その規律、姿勢が、特に印象に残っているところがございます。感動をもらったところでもあります。タイムは八代市に次いで2位でありましたが、総合得点で八代市を上回ったとのことでありました。これまで猛練習の中、訓練を重ねられたたまものであり、隊員はもとより同僚隊員や男性消防団員並びにそれぞれの御家族、関係者の御理解と御支援、御協力のたまものであると思います。これからも人吉市消防団員一丸となって訓練を重ねられ、健康に十分留意され、熊本県の代表としてプレッシャーもあると思いますが、自然体でその持ち前の集中力を持って、全国制覇に挑んでもらいたいと思います。有終の美を御祈念申し上げます。秋田県まで行くことはかないませんが、できることでしっかりと応援をしたいと思っております。おめでとうございました。

それでは、通告に従いまして、質問をしてみたいと思います。

今回は、2項目について通告しております。

1項目めが、住宅の耐震化についてでございます。2項目めが、防災情報についてでございます。

まず、1項目め、住宅の耐震化についてでございます。

熊本県は、県内の住宅の耐震化を進めるため、熊本地震復興基金を活用した耐震化支援制度を新設するとのことであります。市町村を通じて耐震改修の設計費や工事費の一部を補助し、2025年度までに県内の住宅の耐震化率を、おおむね100%達成を目指し、今後の大規模地震に備えたいということで報道がなされました。

昨年、甚大な被害をもたらしました熊本地震や鳥取県中部地震など、大規模な地震が発生した中、これまで建築物の耐震化が思うように進まなかったこともあり、また、今後も大きな地震の発生が心配されております。いつどこで大規模な地震が発生するかはわからない状況であることから、早急に建築物の耐震化を促進する必要があるとのことであります。

当市でも、地震防災マップ及び住宅の耐震化に関する説明会が、校区ごとに開催されております。参加したところでもございますが、住宅の耐震化及び地震防災マップ説明会の概要と校区ごとの参加人数や年齢層についてお尋ねいたします。

○建設部長（山田 巧君） 議員の皆様、こんにちは。犬童議員の御質問にお答えいたします。

説明会の概要と参加人数等に関する御質問でございますが、まず、初めに、今回の地震防災マップ説明会を開催した経緯につきまして、少し説明させていただきます。

本市におきましては、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、平成20年5月に人吉市建築物耐震改修促進計画を策定し、本市の建築物の耐震化を促進してまいりましたが、平成25年11月、建築物の耐震改修の促進に関する法律が改正されたことに伴い、平成29年3月に、人吉市建築物耐震改修促進計画の見直しを行い、地震防災マップを一部改正いたしましたことから、今回、地震防災マップ説明会を開催したところでございます。

次に、説明会の概要でございますが、今回の説明会は、7月25日の大畑校区を皮切りに市内8カ所で開催し、地震防災マップの改正内容と、戸建て木造住宅耐震改修等事業の補助制度の改正等について説明いたしておりますが、特に次の2点を重点として説明いたしております。

1点目は、揺れやすさについてございまして、マグニチュード7.1の規模を持つ人吉盆地南縁断層で地震が発生した場合と、どこでも発生する可能性のあるマグニチュード6.9の直下型地震が発生した場合の、最大の揺れを重ね合わせて出しました市内全域で想定される最大の揺れ、震度6弱と震度6強の地域について、マップを用いて説明いたしております。

2点目は、建物の耐震改修の必要性についてございまして、平成28年熊本地震により発生いたしました、益城町の被害建築物の調査結果等をお示しし、昭和56年5月30日以前の旧耐震基準で建設された木造建築物は、それ以降の新耐震基準で建設された木造建築物と比較して著しく耐震性がないことから、まずは所有されている建築物の建築年月日を確認して、耐震性の有無について認識していただきたい。また、旧耐震基準で建設された木造建築物、あるいは平成28年熊本地震で罹災した木造建築物については、耐震改修等事業の補助制度があるので、ぜひ活用していただきたいということを説明いたしております。

次に、説明会の参加人数でございますが、8会場で合計136名の市民の皆様にご参加いただいております。会場ごとの参加人数を申し上げますと、7月25日の大畑校区が23名、7月26日の矢岳校区が9名、7月27日の田野校区が9名、7月28日の大塚校区が5名、8月1日の中原校区が26名、8月2日の西瀬校区が20名、8月3日の東間校区が11名、8月4日の東・西校区が33名となっております。参加された方の年齢層でございますが、説明会では、アンケート用紙を配布し、126名の方に御回答いただいております。それによりますと、60歳未満の方が14名、60歳代の方が47名、70歳以上の方が65名となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 説明会では、揺れやすさとか住宅の耐震改修の必要性について、説明をいただいたということで、参加人員についても、校区ごとにそれぞれ住民の方が参加され

ているようであります。年齢的にも60歳以上の方が大半であったというような回答でございました。個人的に話を聞いた中では、耐震診断や改修工事に係る費用の問題が、一番聞かれたところがございますけれども、年金生活者には、費用を払い切れないとか、古い家なのでお金をかけられないとか、そういう話が一番多かったように思います。説明会において、それぞれの問題点や意見があったのではなかろうかと思っております。説明会でいろいろな意見があったことと、また、説明会以外でも相談やいろいろ問い合わせがあっていると思います。そのことについてお尋ねいたします。

○建設部長（山田 巧君） 御質問にお答えいたします。

地震防災マップにつきましては、説明内容は理解できたといった感想や色分けしてあるが自分の家がどのあたりにあるのか、サイズが小さくわかりづらいといったような御意見がございました。また、耐震化に関しましては、高齢でもあり耐震改修するにはお金もかかることから、したくてもできないといった御意見が多くありましたが、一方、アンケートでは、2割の方から耐震診断を検討するといった、前向きな回答もいただいたところでございます。そのほかといたしましては、平成28年4月に発生した熊本地震や人吉盆地南縁断層、地盤や建物の壁に入る筋交い等の構造についての御質問がございました。説明会後の問い合わせにつきましては、耐震診断に関する相談が3件、耐震改修に関する相談が2件、合わせて5件の相談を受けております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 相談や意見については、耐震化の費用の問題が多かったようであります。また、耐震診断を検討されていると回答された方もおられたということで、相談があった場合には、それに応じていろいろ説明、御指導をいただいて、ぜひ耐震化について進めていただきたいと思ったところでございます。耐震改修が必要なお住まいの方はお年寄りの方が多く、改修になかなか多額のお金はかけられないとの意見を、私も多く聞いているところでございます。家全体でなく寝室だけといった改修、費用を抑えた部分的な改修も検討することも必要ではないかと思ったところでもあります。例えばシェルター工事などの例題も挙げられますけれども、シェルター工事だけでなく部分的なコストを抑えた改修工事、そういうものも検討することが必要ではなかろうかと思ったところでもございます。

次に、住宅の耐震化について、これまでの取り組みと、耐震診断及び耐震改修の補助金の活用の実績等についてお尋ねいたします。

○建設部長（山田 巧君） 御質問にお答えいたします。

これまでの耐震化の取り組みでございますが、平成20年10月1日に人吉市地震防災マップを全世帯に配布し、その後、同年10月14日から、市内9カ所で地震防災マップの説明会を開催するとともに、建物の所有者からの耐震相談に的確に対応できるように、当時の建築住宅

課内に相談窓口を設け、相談体制の充実を図っております。また、国の社会資本整備総合交付金事業を活用し、平成24年度から耐震診断事業、平成25年度から耐震改修事業を開始し、木造住宅の耐震化に対する補助を行ってきたところでございます。なお、平成24年度からは、毎年、広報ひとよしに、耐震診断と耐震改修補助制度に関する記事を掲載し、制度の周知にも努めております。

続きまして、耐震診断及び耐震改修事業補助金の実績でございますが、本市におきましては、先ほども述べましたように、耐震診断事業を平成24年度から、耐震改修事業を平成25年度から開始しております。耐震診断事業の実績といたしましては、平成24年度から平成28年度までの5年間で、合計16件の補助金交付を行っております。また、耐震改修事業につきましては、平成25年度から平成28年度までの4年間で、合計5件の補助金交付を行っているところでございます。

先ほど、広報ひとよしのことでお答えいたしました但、正確に申しますと、平成24年度からは耐震診断事業の補助金の説明。平成25年度からが耐震診断と耐震改修の補助金の説明というふうになっておりますので、訂正させていただきます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 補助制度を活用した耐震診断あるいは改修等の件数につきましては、少ないように感じたところでもございます。診断につきましては16件、改修につきましては4年間で5件と、非常に少ないんじゃないかなろうかと、PR、広報、そういうものもちょっと足りなかったんじゃないかなろうかと感じたところでもあります。建築物の規模などでは、地域によって異なる地震地域係数があるとのことでございますが、2階建て以下の木造住宅の耐震基準は、全国同じとのことであります。地震防災マップの説明会の中でも、また、先ほど答弁の中でもありましたが、人吉市内全体で想定される最大の揺れは、6弱から6強の揺れがあるとのことであります。強い揺れが想定されることから、当市では、平成32年までに住宅の耐震化率95%を目標に掲げ、平成37年度までには耐震性が不十分な住宅を、おおむね解消することを目標に計画が定められております。市内の住宅の耐震化の進捗状況についてお尋ねいたします。

○建設部長（山田 巧君） 御質問にお答えいたします。

本市の住宅の耐震化の進捗状況につきましては、総務省統計局が行いました住宅土地統計調査の結果に基づき、回答させていただきます。

同調査によりますと、本市の住宅の耐震化率は、平成15年度が47.5%、平成25年度が58.7%となっております。この10年間で11.2ポイント、耐震化率がアップしている状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 総務省が行った住宅土地統計調査の結果で、平成25年度で58.7%の耐震化率ということでありました。10年前からすると11.2ポイント上がったというような回答でありました。現在は、住宅の耐震化率も、かなり上がっているんじゃないかと思っているところでございますけれども、全国の調査結果につきましても、建築物の耐震化は10年間で約25万戸減少しているとのことであります。この耐震化について、耐震工事をしたのではなく、大部分が建てかえによるものであり、耐震改修で改修されたものは少ないと推測されているとのことであります。今後、耐震診断及び改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容によってさまざまであると思っておりますけれども、相当に費用を要することから、所有者等の費用負担について、多方面から軽減を図ることも大切であろうと思っております。何よりも所有者に理解をしていただくことが必要であると思っておりますが、今後の課題と重点的な対策についてお尋ねいたします。

○建設部長（山田 巧君） 御質問にお答えいたします。

平成28年4月14日から4月16日にかけて発生いたしました熊本地震により、益城町を中心に多くの建築物や住宅が甚大な被害を受け、いまだ復興の途中であることは、皆様の御存じのとおりでございます。

本市におきましても、人吉盆地の南縁に沿って分布いたします人吉盆地南縁断層や、隣接地域に分布いたします日奈久断層帯等の活動により、いつ熊本地震のような大規模な地震が発生するか、大変心配されているところでございます。そういった地震に備えて、御自分や御自分の家族をお守りするためには、まずは所有されている住宅の耐震性について十分認識し、必要に応じて適切な耐震の補修等を行っていただくことが重要であると考えております。

本市といたしましては、市民の耐震化に対する意識の向上を図ることが第一と考え、本年度につきましては、建築物所有者への意識啓発の強化と支援策の普及啓発に重点的に取り組むこととし、広報やパンフレットの配布等による啓発を促進してまいりたいと考えております。なお、具体的な取り組みといたしましては、年内に全世帯に対し、耐震化に関するパンフレットの配布等を検討しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 今年度中にパンフレットを全世帯に配布して、啓発を行い、住民の方の意識の向上を図るということでございました。ぜひお願いしたいと思います。命を最優先に、地震からの被害を最小限に抑える対策や、所有者の方に理解をしてもらうことから、やはり取り組むことが必要であると思ったところでございます。私見ではありますが、町内会と連携した取り組みなども、地域防災の対策の1つの方法として有用ではなかろうかと思っております。また、耐震改修工事を行う際に、所有者の仮住まいの確保が

必要となることも考えられます。そういう場合なども相談に応じられるよう、検討をお願いしたいと思います。耐震診断及び改修には、もちろん専門的な建築技術が必要であります。その建築技術の継承につきましては、それぞれの事業所で実施もされていると思いますが、県でも住宅等の耐震化を進めております。こういう機会を捉えまして、県と連携した講習会や研修会を開催し、建築に関する後継者を育ててほしいと思います。また、建築関係の懇談会でも、そういう話を聞いたところでもあります。地域に根差した建築の専門家の育成につきましても、県と連携した検討をお願いしたいと思います。今後も住民の意識の啓発と補助制度の強化に努めていただき、耐震化がより進むようお願いいたします。

これで住宅の耐震化について終わります。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後0時01分 休憩

午後1時40分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 午前中に引き続き、質問をさせていただきます。

次に、防災情報についてでございます。

九州北部で記録的な豪雨で災害が発生し、土砂崩れなどにより、福岡県、大分県で多くの方が亡くなられ、行方不明者の方もおられるなど甚大な被害に遭われております。犠牲になられた方々の御冥福をお祈り申し上げます。また、被災されました皆様に心からお見舞いを申し上げます。そして、被災地の一日も早い復旧・復興を御祈念申し上げます。

昨年の平均気温は、平年を0.88度上回ったそうでございます。統計開始以来、過去最高を記録したとのことでございます。一昨年12月の暖冬から一転し、1月は西日本に厳しい寒波が襲来し、4月の熊本、10月の鳥取県中部と大地震が発生しました。夏は北海道や東北で立て続けに台風が上陸しました。きょう現在もですけれども、台風18号の進路が非常に心配されているところでもございますけれども、これから秋の季節の台風は、強風の被害だけでなく、大雨をもたらすことが多いとのことでございます。警戒も必要であると思っているところです。その防災・減災のため事前の行動計画として、球磨川水害タイムラインが作成されております。そのタイムラインの目的と概要及び平成28年度にタイムラインの立ち上げを試行的に実施されたことを踏まえ、平成29年度の改正点についてお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

まず、球磨川水害タイムラインの目的でございますが、球磨川流域では、治水安全度が低い水準にとどまっておりますことから、関係機関が連携し住民の生命を守るために、先を見越した早期の防災対応を行うことを、まず目的としております。タイムラインの概要でござ

いますが、タイムラインは災害時に各機関に求められる対応について、時間軸に沿って、いつ、誰が、何を実施するかをあらかじめ計画したもので、先手を打った災害対応を行い、遅滞なく避難勧告等を実施し、被害を最小限にとどめる手段を申します。球磨川水害タイムラインでは、対象とする災害を、水害及び土砂災害としておりまして、気象や降雨の状況に応じて、あらかじめ対応ステージ——これはレベルとも言いますが、設定をいたしております。タイムラインの対応ステージを6段階で設定しておりまして、平常時をステージ0としまして、事前の準備や備えの対応をするということになっております。大雨注意報が発表されましたら、今度はステージ1としまして、準備の対応、各種警報発令により、今度はステージ2としまして、今度は警戒の対応、球磨川の水位が水防団待機水位に到達、もしくは土砂災害警戒情報の発表の見込みとなった場合に、今度はステージ3に上がって行って、今度は早期避難の対応、それから球磨川の水位が避難判断水位に到達したとき、または土砂災害警戒情報発令によりまして、今度はステージ4としまして、今度は避難の対応、それから球磨川の水位が計画高水位に到達、または土砂災害の前兆現象の確認ができたときに、今度はステージ5、避難完了ということでございます。そして、最後に、球磨川の氾濫被害発生、または土砂災害発生により、今度はステージ6、これが一番最高レベルなんですけれども、応急対応としておるところでございます。これらの内容を九州地方整備局八代河川国道事務所を中心に関係機関が一堂に会し、平成27年度に検討を重ねまして、翌平成28年6月2日に、平成28年度版の球磨川水害タイムラインが完成し、試行運用を行ったところでございます。

御質問の3つ目、平成28年度版のタイムラインの試行を経て、平成29年度版への改正点について、お答えをさせていただきます。

本年6月7日に、球磨川水害タイムライン検討会が開催されまして、平成28年度の振り返りを行っております。その中で、ステージ0から一つ一つの対応行動について、行動タイミングが適正だったのか、対応部署は正しかったのか、そういうことで確認をさせていただいております。大きな改正点では、ステージを決定しますトリガー——要因となる基準——を見直しまして、平成28年度版では、ステージ0は平常時と位置づけておりましたが、これを平成29年度からは、出水期前ということで改正をいたしております。同じく、ステージ1では、平成28年度は大雨注意報の発表ということで位置づけておりましたが、平成29年度からは梅雨入りということで改正をいたしております。また、土砂災害に関するトリガーを、平成28年度版はステージ4から設定していたものを、本年度からは、やはり予測もしないような大雨が出てまいりますので、ステージ2からということで設定を見直し、早目の対応に切りかえたところでございます。

以上が、見直しの内容でございます。

お答えとさせていただきます。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） ことしは昨年を振り返り、出水期前とか、あるいは梅雨入りした時点でタイムラインを立ち上げるという部分であったかと思えますけれども、早目の対応に切りかえたということが、何よりでなかろうかと思ったところでございます。ことしも梅雨前線の影響で、熊本県南部を中心に大雨になりました。6月30日には人吉市でも、非常に強い雨が降ったところでございます。1時間雨量は56.5ミリの強い雨を記録したとのことであります。また、県内の大雨は30日でピークを過ぎましたが、その梅雨時期の対応と、8月6日に九州に接近しました台風5号について、タイムラインの立ち上げの状況と、その対応及び内容等についてお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

平成29年度の対応、ことしの対応についてお答えをさせていただきます。

タイムラインの立ち上げにつきましては、梅雨時期に入った時点で、これでステージ1ということで、先ほど申し上げたところでございます。

ことしの梅雨入りは、気象庁速報値によりますと、6月6日ごろでございました。ちなみに、確定値では、6月20日ということになったところでございます。

ステージ1では、準備の対応となりまして、具体的にはパトロールの準備、具体的に危険箇所の確認とかパトロールの実施方針の確認、それから樋門操作の準備、これは樋門操作員配備の検討です。それから指定避難所の開設の準備、具体的には指定避難所の状況を確認、それから、あと備蓄資材の確認、そういうものの対応を行っております。警報が発令されますと、今度はステージ2へ移行してまいります。本年度の気象警報におきましては、大雨警報が8回、洪水警報が5回、暴風雨警報が1回、発令をされております。月別で見ますと、5月は12日から13日にかけて、大雨洪水警報が発令されました。6月は26日そして、議員もおっしゃった30日に大雨洪水警報が発令されております。7月は4日と6日に大雨洪水警報、そして9日と31日には大雨警報、8月は6日に、これは台風5号のときだと思えますけれども暴風雨警報、14日から15日にかけて大雨警報が発令をされたところでございます。

ステージ2の対応としましては、これは警戒でございまして、具体的には職員の動員配置、本市のほうでは、第1配備ということでやっております。第1配備の設置の周知、それから職員の参集、それから次の第2配備に向けた準備、そういうものを第1配備の中でやっていくということでございます。

それから熊本県への状況報告、公共施設閉鎖の検討、自主避難所の開設の検討、それから要支援住民の自主避難の検討、これは予防的避難の呼びかけの検討も入りますし、自主避難実施の検討も入りますし、避難者名簿の作成の検討等も入っているということでございます。さらに支川の内水氾濫の対応、これは水防活動の実施、それから樋門の操作、水防活動状況の報告、現地パトロールの実施を行っているところでございます。なお、8月6日から7日

にかけて最接近しました台風5号の対応につきましては、球磨川水害タイムラインが、暴風雨を想定したつくり込みにはなっていません。これは球磨川の水位で動いていくような状況なものですから、現行のタイムラインを現在応用する形で、台風の際しましては、試行的にタイムラインを立ち上げたところでございます。台風進路予報円内に本市が入ったところで、まずステージ1、それから災害対策本部会議にて、支部設置、自主避難所開設を決定したところで、ステージ2としたところでございます。実際の対応といたしましては、8月2日に関係機関によるタイムライン連絡調整テレビ会議を実施し、台風の進路、規模、風の強さ、降雨量予想などを確認しております。この時点でもう既にタイムライン、ステージ1ということになっております。

次に、8月4日にイベントの中止についての検討、翌5日に災害対策本部会議を開催いたしまして、翌日6日の午前8時30分から、市内8カ所の自主避難所の開設並びに災害対策支部を設置することを決定いたしております。この時点でタイムライン、ステージ2としていただいております。その後、避難所施設の借用手続、避難所で使用するマットや毛布の手配などを行いまして、同日午後4時30分ごろに防災行政無線による台風接近に伴う注意喚起を行っております。翌8月6日の午前8時30分に避難所8カ所の開設、支部設置も実際行いました。前の日に一応こういうふうにやりますよということを決めて、そして6日の日に実際行動したということでございます。同日午前9時50分ごろに防災行政無線による、自主避難所開設の広報を行っております。翌日8月7日、8時ちょうどに災害対策本部会議を開催し、自主避難所の閉鎖、本部、支部の解散を決定し、午前8時15分をもって解散しております。この時点でタイムライン、ステージ0に戻るということでございます。

以上が、台風5号に対するタイムラインのステージごとの対応状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 昨年を踏まえて、今回は早目早目の対応ということで、タイムラインを立ち上げて準備されたということで、その対応、詳細にいろいろ答弁いただきましたけれども、職員の方には本当に大変お疲れであったと思います。また、台風の対応につきましては、自主避難所まで開設されたということで、何名か避難された方もおられたと聞いておりますけれども、本当に御苦勞であったと思います。大事に至らなくて何よりよかったと思っただころでもございます。

避難情報の発令の対応がおくれたり、あるいは判断がおくれる事例が指摘され、そのことが報道されております。2015年9月の関東・東北豪雨にて、鬼怒川の堤防が決壊し2人の方が亡くなられ、住宅5,000棟以上が全半壊しました。茨城県常総市では、決壊場所周辺に市が避難指示を出されたのは、堤防が決壊した約20分後とのことであります。市では、どこが決壊するか予測できなかったと述べられております。そして一部の避難対象地区に、避難

指示が出されていないことも指摘されております。また、土砂災害で74名の方が犠牲になられました2014年8月の広島市の豪雨でも、市が避難勧告を出されたのは、土砂災害の発生後であったことが指摘されております。全国どこでも起こり得る経験を超えた災害に、怠りなく備えることが大切だろうと思っているところでもございます。

そこで、避難計画について、梅雨時期などの大雨や台風に伴う避難情報の発令の基準について伺います。また、マニュアルなどを作成されているのか、お尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

毎年、全国で発生している大災害を見ますと、想定外という言葉が当たり前のように使われており、これは災害対策の難しさを痛感させられるところでございます。

御質問の梅雨時期及び台風に伴う各避難情報の発令基準、マニュアルについてでございますが、まず、国が示すガイドラインとしましては、避難勧告等に関するガイドライン、こういうものがございます。これは平成16年の一連の災害を教訓として平成17年に策定され、現在までさまざまな災害の教訓を踏まえ、常に改定をされておるところでございます。直近では平成29年1月に改定をされておるところでございます。

本市におきましても、このガイドラインを活用して、避難の基準を示しておるところでございます。災害時における避難情報につきましては、避難準備・高齢者等避難開始です。それから避難勧告、それから避難指示——これは緊急避難指示とも申しますけれど、その段階で発令をするということでございます。具体的に御説明しますと、避難準備・高齢者等避難開始は、住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、高齢者の方や障がい者の方などの避難行動要支援者に対して、早目の段階で避難行動を開始してくださいということを求めるものでございます。例えば、例を挙げますと、球磨川の水位で申し上げますと、人吉水位観測所の水位が、避難判断水位である3.2メートルを超えた場合、また、例の2つ目として、強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過することが予測される場合、その場合には、避難準備・高齢者等避難開始によって、避難準備を呼びかけるということでございます。

次に、もう1つ上ですけれども、避難勧告、これは災害によって被害が予想される地域の住民に対して避難を勧めるものでございます。例えば、まず球磨川の水位で申し上げますと、氾濫危険水位となります3.4メートルを超えた場合、それから2つ目に、土砂災害の警戒情報が発令された場合、それから3つ目が、大雨警報が発表され記録的短時間大雨情報が発表された場合、それから4つ目が、土砂災害の前兆現象、例えば湧水とか地下水の濁りとか溪流の水量の変化、そういうものが発見された場合がございまして、そういう状況のときに避難勧告となるということでございます。

一番最後に、一番高いレベルなんですけれども、避難指示、緊急避難指示でございますけれども、これは住民に対し、避難勧告よりも強く避難を求めるものでございます。避難勧告よりも急を要する場合や、人に被害が出る危険性が非常に高まった場合に発表されます。例

えば球磨川の水位で申しますと、計画高水位である4.07メートル、もうこれは球磨川のパラペットぐらいまでいったときは、余り僕も経験したことないんですけど、その4.07メートルを超えた場合、それと、もう既に災害が発生した場合、そういうときには、もう避難指示が出ているというような状況でございます。台風につきましても、同じように発令をしていますが、いずれの場合も避難勧告等の発令を判断する場合には、気象庁から発表されます警報、それから土砂災害警戒情報の有無に加え、実際の雨の降り方、今後の雨量の予測、それから台風にあつては進路予測などを含めて、総合的に判断して決定をしているというところでございます。特に夜間に多くの雨量が予想される場合や台風などが接近することが予想される際には、明るく安全なうちに避難をしていただくよう、早い段階から予防的避難を現在呼びかけることといたしております。長くなりましたが、お答えとさせていただきます。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 球磨川の水位や気象情報の発表で、それぞれ発令されるということではございましたが、今、聞いた中で、避難情報の中で避難準備・高齢者等避難開始、これが初めて聞いた言葉であろうかと思えます。このことについても、私も初めて今、答弁を聞いて知ったんですけど、こういうものにつきましても、後で申しますけれども、住民の方には、やはり広報、周知することも必要じゃなかろうかと今、感じたところでございます。また、台風についても気象情報、あるいは総合的に判断して、早い段階から避難の呼びかけを行うということではございました。

国が示す避難勧告等に関するガイドラインを活用して、避難の発令の基準としているとのことでありましたが、対応される職員も、必ずしも同じ職員でない場合も考えられます。今、例示されたような、本市に即した避難情報の発令基準のマニュアルも必要ではないかと思ったところです。検討もしていただきたいと、よろしく願いしておきます。

昨年8月の台風10号では、岩手県岩泉町の高齢者グループホームが、河川の氾濫に巻き込まれ、入所者9人の方が亡くなる災害が発生しました。このことなども受けて、先ほど言われた、避難準備・高齢者等避難開始がいろいろ検討されたんだろうと、今、感じたところでございますけれども、この施設のある地域には、避難準備情報が出ていたにもかかわらず、施設側はその意味を理解せず、必要な対応をとらなかったとのことであります。災害時に避難を促す情報の伝達、先ほど部長も答弁いただきましたけれども、いかに難しいかを考えさせられた事例でもあったと思えます。住民に避難を呼びかける放送では、伝える側としては詳細な情報、あるいは正確な情報を伝えたいという思いもあると思えますけれども、一度にそして正確な時間、あるいは詳細に多くのことを伝えようとすれば、文章が長くなったりします。文章が長ければ、受ける側としては、それだけ理解するのに時間もかかるんじゃないかと思うところでございます。また、放送の場合、なじみのない専門用語でありま

したり、そういうものを多く使用しますと、そのことに気をとられて伝えたい避難の情報が伝わりにくいと専門家の方は分析されております。相手に伝わる避難情報を発信するには、いろいろなトレーニングも必要と思いますが、聞き手にどう行動してほしいかを明確に放送すべきだろうと思っております。最近ふえているメール伝達の、簡潔な文面も同じだろうと思っております。その避難に関する防災情報の広報計画について伺います。また、防災情報の広報時期や広報文の様式などのマニュアルはあるのかお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えします。

議員おっしゃったように、広報をするというのは、やっぱり一番難しいんですよね。防災無線を使って今、結構早目にやっているんですけど、よく問い合わせがあるのが、うるさいとかですね、その台風が近づいていて、こちらはそういうふうに早期の、早目のそういうさまざまな情報をお伝えするんですけど、それにやはりなかなか御理解をいただけない場合もある。だから広報のやり方というのは、非常に私たちも今、神経を使ってやっているような状況でございます。広報計画につきましては、人吉市地域防災計画書の中で広報の内容及び方法について、明記をいたしておるところでございます。

広報内容では、災害の規模や態様に応じた広報を行うものとし、気象情報、災害対応状況、それから被害の概要、避難情報、道路・河川の状況、電気・水道の被害情報などがございます。

また、広報の方法、手段でございますけれども、防災行政無線の利用、それから市の広報車、それから消防団の積載車の使用、それから避難場所への職員の派遣、報道機関と連携をして、報道機関の力をお借りすること。それから市のホームページを利用すること。Eメールの利用、そういうものがございまして、市民に対し、あらゆる手段を使って周知徹底を、現在、図っているというところでございます。特に本年度からは、RKKテレビデータ放送のデータポンでも、広報を行っているところございまして、これはテレビの中で情報はすぐに見られるんですけど、まだまだちょっと周知が不足しているところもあって、これもしっかりテコ入れしないとということで、現在、反省をしながらも、取り組みに対して、検討、検証をしているところでございます。

御質問の広報時期について、特に定めているものはございません。これまでの経験による運用で広報しているものでございます。また、広報の内容の文面に関しましては、本市独自の明確なマニュアルがあるものではなく、総務省が示しております、避難勧告等に関するガイドラインというものがございまして、そこに広報文面の様式等がありますので、そういうものを参考にしながら広報を行っておるところでございます。また、防災行政無線による広報では、特に、台風接近に対しては、早目の周知を心がけておりまして、台風情報のお知らせや避難所の開設などのお知らせを行っております。今度の台風18号も、恐らくもう土曜日ぐらいから動かないと、もう今の情報では17日の早朝、午前中にかなり本市にも接近すると

言われておりますので、今からがさまざまに大きな山場になるんじゃないかなと思っています。

以上、お答えとさせていただきます。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 今、答弁の中で、住民の方から、うるさいとかそういう批判もあったということでございますけれども、それはそれで、その方にはその情報が伝わったと解釈すれば、それで本当によかったんじゃないかなろうかと、今そういうふうにも考えることもできるんじゃないかなろうかと思ったところでございます。一般の住民の方には、先ほどから言っておりますように、複雑な情報はわかりにくいと思います。やはり住民が欲しいのは込み入った情報でなく、本当に危険なのか、あるいは、次につながる情報が必要であると思います。災害弱者は情報弱者でもあると言われております。災害弱者に向け適切な避難のあり方や情報の発信方法を考えることは、これからの高齢化する日本にとって大きな課題だとも言われております。自分自身が行動を起こす、何か目安を持って行動を起こす。例えば家の前の川の水位がどれくらい上がったとか、そういう何か目安を持って、そして自分自身で判断し、早目の避難を心がけることができれば一番重要であろうと思いますけれども、住民の方も行動を起こすという情報を期待しているところもあるんじゃないかなろうかと思っております。いつどのような形で情報を求めているのか、やはりきめ細やかに対応していくことも必要だろうと思っております。現在もいろいろ広報についても、検討されて実施されているようでもありますけれども、さらに、やはりきめ細やかに対応していただきたいと思っております。情報の伝え方に課題もあると思っておりますけれども、避難情報の発令基準や広報文の文言を例示しておくなど、マニュアルの作成も必要であると思っております。検討をよろしくお願ひしたいと思っております。

それから、北朝鮮が発射した弾道ミサイルについてでございますけれども、総務省消防庁によると、Jアラートを使って12都道府県に、ミサイル発射に関する情報を伝えたとのことでございますけれども、7道府県の16市町村で、防災行政無線から音声流れなかったというトラブルが発生したとのことでもあります。そのほか登録制の防災メールを送信できなかったり、訓練用の文面が送信されたり、また、ケーブルテレビの画面に文字が表示されなかったり、ふぐあいもあったとの報道がなされました。この通称、国民保護法につきましては、6月の定例会で宮原議員の質問に詳しく説明がっております。その中で、本市では、Jアラートの作動時に、防災行政無線で即時に自動放送されるかなどの点検は行っているとのことでありました。また、全員協議会でも、弾道ミサイルを想定した訓練も検討するとの返答があったところでございます。国からのエムネットによる情報伝達や防災行政無線による放送や登録制メール、Lアラートを活用した情報伝達訓練など、実施することも必要ではなからうかと思っております。また、あわせて市民の方々に周知することが最も重要であります

ので、計画的に実施していただきたいと思います。情報は住民の支えにもなっていると思いますので、情報伝達訓練など要望をしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、特設公衆電話の設置についてでございます。2011年の東日本大震災では、通信に制限がかかり、携帯電話による安否確認が進まなかったことから、公衆電話の存在が見直されたとのことであります。また、熊本地震でも、避難所で携帯電話での通話が混乱したとのことでもございます。指定する避難所に設置し、停電時でも使用することが可能であります。小銭やテレホンカードがなくても使用できるとのことです。携帯電話を使用されていない高齢者や子供も含め、多くの方が避難所で通話が可能になります。防犯上の理由で、専用電話機は設置されていないところがほとんどであります。災害時は住民の自宅の電話か公共施設の電話を持ち込んで使用することができるということです。受話器を購入して備蓄倉庫に保管し、災害時に設置できるように計画されているところもあるようでございます。送信のみの一方通行であるとのことですが、災害時の情報収集や救急救助要請、安否確認などに活用することができるようでございます。回線工事の費用は、公衆電話設置と同様に電話会社が負担するとのことでありました。自治体の負担は電話機を購入するときに、その電話機の購入費が発生するということでございます。指定避難所へ特設公衆電話の回線の設置をできないかお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えします。

東日本大震災や熊本地震のような大規模災害時におきましては、大勢の方が一斉に電話通信を行うために、通信網が麻痺し通信障害の原因となり、ひいては被災地エリアでの電話がつながりにくくなるということもございます。離れ離れになった家族の方、それから知人の安否を一刻も早く確認したいという思いは、これは皆さん方、共通の思いではないかと存じます。このような大規模災害時に安否確認の連絡を取る方法としまして、さまざまな方法がございますが、代表的なものとして、今、議員もおっしゃいました、NTTのサービスであります、被災地の方の電話番号をキーにして、安否等の情報を音声で登録、確認できるサービスの災害用伝言ダイヤル171がございまして、ほかにも携帯電話各社も同様のサービスを行っておりまして、ライン、それからツイッター、フェイスブックなどのSNSによる安否確認なども、実際の災害で使用をされておるところでございます。ただ、これらの方法が全ての方、万人に可能かと考えますと、やはり本当に失礼ではあるんですけども、高齢者の方々には、容易に使用することができないのではないかと存じます。特設の公衆電話につきましては、日ごろから使用している電話機でございますので、携帯、スマホを持たない子供さんから高齢者の方まで幅広く使用できる、これは有効なツールであると考えております。また、通話料も自治体の負担はないということもございますので、維持費面からの心配もないということもございますので、今後、関係機関、関係部署と協議をしながら、前向きに検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 地域防災計画に基づき、先ほども述べましたが、避難所での災害時の情報収集や救急救助要請、あるいは安否確認などに活用することで、防災面で大きな備えになると思っております。総務省も推奨しているということで、全国的にかなりふえているということでございます。ぜひ、先ほど答弁いただきましたように、関係機関と協議いただきまして、設置の方向で検討していただくことをお願いしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時20分 休憩

午後2時31分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）
8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君）（登壇） 皆さん、こんにちは。8番議員の井上でございます。

通告に従いまして、質問を進めてまいります。

台風18号の襲来が心配されますし、今週末には熊本県民体育祭もありますし、敬老会も開かれるということでございますので、少々心配をしているところでございます。

今回は、3点、通告をしております。

教育関係からネットいじめ早期防止対応策についてが1点。小学校運動部活動社会体育移行に向けた対応についてが1点。市民の声から、人吉中核工業用地はどうなっているのかとの声を受けてということで、3点通告をしております。

きのうの高瀬議員の一般質問の冒頭にありましたように、松岡市長の施政方針の中に、大変若い方に対するの施政方針の中に盛り込まれておりました。その中で、私も松岡市長の施政方針をお聞きしてございまして、中高校生の活躍に触れておられました。この夏は、実は松岡市長とは、こういった大会、藤崎台県営野球場でもお会いしましたし、熊本県の中体連の柔道会場でもお会いをいたしました。そういった会場にも公務多忙の中、応援に駆けつけていただきまして、声援を送っていただきましたことは、多良木高校のOBとしまして、人吉第三中学校のOBとしましても大変うれしく思いました。この場をかりて厚くお礼を申し上げます。

また、松岡市長は、小中学校の児童・生徒さんと、市長とのふれあいスクールランチを初め、人吉高校の生徒の皆さんとも、意見交換会などの機会を設けていただいております。さまざまな意見に耳を傾けたと言われますけれども、そういった機会に児童・生徒さんから、いじめに対する相談はありませんでしたでしょうか。県の教育委員会は、人吉球磨地域の南

稜高校を含む県立高校3校、1中学校の生徒約2,600名を対象に、9月1日から、いじめ匿名通報アプリを試験導入し、成果を検証した後に2018年以降、全ての県立高校に導入する考えを示しています。

そこで、本市の小中学校へのアンケート調査等において、いじめの実態把握はどのような結果になっているのでしょうか、お尋ねをいたします。

○教育長（末次美代君） 議員の皆様、こんにちは。御質問にお答えいたします。

まず、いじめは絶対にあってはならないのですが、どの学校でも、どの教室でも、どの子供でも起こり得るという強い意識を持って、いじめ問題に取り組んでおるところでございます。

いじめのアンケートにつきましては、各学校が実態に応じ定期的に、また機会を捉えて学校独自で取り組んでおり、その結果をもとに教育相談等を行い、いじめの未然防止と早期発見、早期解消に努めているところでございます。また、毎月アンケートの有無にかかわらず、委員会への報告をいただいております。いじめの件数、内容等、さらには解消に向けての取り組み等を、委員会としても把握をしているところでございます。また、本県におきましても、毎年12月に、心のアンケートを無記名で行っておるところでございます。その中で、平成28年度の心のアンケート調査結果について御説明させていただきますと、今の学年になっていじめられたことがあると答えた本市の児童・生徒の割合は、小学校が14.0%、中学校が3.9%でございました。本県では、小学校が19.2%、中学校が4.6%という結果で、本市の割合のほうが、県全体より若干低い結果でございました。また、いじめの内容としましては、本市では多い順に、言いがかり、脅し、冷やかし、からかい、殴られた、蹴られたでございました。平成28年度末現在では、全て解消という報告を受けております。しかしながら、過去にはさまざまな要因により、転校せざるを得なかった児童・生徒も、存在しているのも事実でございます。また、携帯電話やパソコン等、ネットへ接続できるものを持っている本市の児童・生徒の割合は、小学生が67.1%、中学生が86.6%でございますが、いじめを受けた中で、先ほどのアンケートにありましたが、インターネットの掲示板やSNSなどで、悪口や仲間外れなど嫌なことをされたと答えた本市の児童・生徒は1人もいませんでした。しかし、特にネットいじめにつきましては、スマートフォンの所持やSNSの利用において、低年齢化や利用の拡大化等が進んでおり、いじめにつながる誹謗中傷や人間関係のトラブルなど、周囲から見えない表面には出にくい問題も多く、危惧いたしているところでございます。

アンケートの結果では、インターネット等で嫌なことをされたという児童・生徒はゼロでございましたけれども、これは数字的な表に出てきた数字であり、その中に秘めたものを、私たちはもっともっと深く知ることを、努力していかなければいけないと考えているところでございます。

対策といたしましては、教職員や保護者を対象とした、ネットいじめに関する具体的な事

例を挙げた研修会の開催や、学校における情報モラル指導の徹底等に、各関係機関や小中学校と連携して取り組み、あわせて一人一人の児童・生徒が、学校が楽しいと心の底から実感できる学校づくりに積極的にかかわり、ともに取り組んでまいりたいと考えております。見えない数字を大切にしていきたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 今、教育長言われましたけれど、見えないいじめということで、私、全体的にはいじめに対するアンケート調査の結果、実態をお聞きいたしましたけれども、御答弁いただきましたので、このまま続けさせていただこうと思っておりますが、今回、取り上げましたいじめ通報アプリと申しますけれども、これ2013年に県立高校の1年生の女子生徒さんが自死されたケースを勘案されて、県のいじめ調査委員会から、スマホ利用の指導のあり方についてということで、県の教育委員会に提言があつたようであります。

全国的に見ますと、取り組んでいらっしゃる自治体もあるようでございますので、せっかくの機会でございますので、全国的に取り組んでいる自治体の紹介並びに予算、こういったものを導入したときに幾らかかっているのか。今度の熊本県についても、県の教育委員会が試験的に導入しておりますが、どのくらいの事業費をかけてやっておられるのか、お聞きをしておきたいと思えます。

○教育部長（松岡誠也君） 皆さん、こんにちは。お答えいたします。

いじめ匿名通報アプリの導入状況ということでございますが、全国の市町村では、埼玉県川越市におきまして中学、高校23校で、平成28年6月の試験的導入後、平成29年度から本格的に導入がなされております。川越市教育委員会に伺いましたところ、学校非公式サイト等の監視といじめ匿名通報アプリを含めました、平成29年度の総事業費は約150万円との回答をいただきました。また、都道府県単位では全国初となる試験的導入を、平成29年9月から開始された熊本県の教育委員会では、総事業費約20万円で委託契約がなされております。しかしながら、その20万円ということですが、今年度は年度途中からの導入であり、都道府県単位では、全国に先駆けた取り組みであるということなどで、さまざまな理由によりまして、通常よりも安く設定されているようでございます。実際に導入する場合は、導入する学校数と生徒数、取りまとめ先の設定——取りまとめを教育委員会がやるか、その委託会社がやるかというようなことですが、そういうことと、また利用期間などによりまして、その事業費が変動するようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 後でちょっとお聞きしますが、この事業費をお聞きしたのは、後々でお聞きするんですけれども、本市が導入することを検討したときに、1つの基準にな

ると思ひまして、この事業費をお聞きしたところです。

川越市については、中学、高校で23校の導入で事業費が150万円。総額事業費として通報アプリだけの金額はちょっと不明ではないかなと。多分これはいじめ防止についての総額での取り組みの金額だろうと思ひますし、熊本県教育委員会が、今度挙げました総額については、新聞等々では載っておりませんでしたけれども、県に調べていただいたところでは、先駆的に導入したからこういうふうになっていると。ただ、これを導入されて教育委員会が管理されるのか。また、この管理会社がそういった通報に対して対応されるのかというところは、まだ私も聞いておりませんのでわかりませんが、まず、これはどのくらいかかるのかなということが、大変気になったところであります。

それで、次の質問も挙げておりますけれども、小学校運動部活動社会体育移行を、かねて球磨郡のほうの教育委員会のほうにお邪魔いたしました。その際に、これもあわせてお聞きをしてまいりましたので、他の球磨郡の自治体の取り組みをされている状況があると思ひます。これについてお尋ねをしておきたいと思ひます。

町村においては全校に、このネットいじめについてのパンフレットを作成し、既に配布をされている自治体がございます。こういったことを把握をされているのか。また、本市ではどう対応されているのかお尋ねいたします。

○**教育部長（松岡誠也君）** お答えいたします。

平成26年に人吉市それから人吉市教育委員会、人吉市PTA連絡協議会、人吉市内の小・中学校長会及び人吉市児童生徒生活指導連盟が連携して、人吉市子どもを守る5つの宣言を策定したところでございます。この宣言の目的は、携帯電話やスマートフォン、インターネットなどを媒体にしたトラブルから子供を守るためであり、行政、保護者、学校、地域が一体となった運動に取り組むこととでございます。4つの宣言とその理由を示し、5つ目は各家庭で決めるという形で、各家庭にも配布し取り組んでおります。各学校でも情報モラルや、講師を招いてのネットいじめの具体例を交えた研修などもなされておりますが、この宣言は、スマートフォンなどの正しい使い方、いわゆる情報モラルが中心でございます。

議員が今おっしゃったような、ネットいじめに関するパンフレットということの作成までは至っていないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○**議長（田中 哲君）** 8番。井上光浩議員。

○**8番（井上光浩君）** このネットいじめについて、また検討というよりも、このアプリについての導入を考える前に、それも早目に、早急に取り組んでいただければなと思ひているところでございますけれども、先ほど申しましたように、この新聞報道はことしの平成29年8月31日ですね、いじめられたことを誰にも話していない児童生徒は、28.8%に上がるという記事でございます。この28.8%は氷山の一角ではないかなと思ひるところであります。私も娘

がおりますけれども、なかなかスマートフォン等々の中身については、もう皆無でありまして全くわかりません。どういった人と話しているのか、どういった人とラインをしているのか、それはもう当たり前のことかもしれませんが、そういったことを抑止するためにも、こういったことについての導入については、県の教育委員会は、試験的導入は早かったなど感じているところでありまして、この点につきましては、最後の質問とさせていただきますが、松岡市長、教育長お二人にお聞きしたいと思います、熊本県教育委員会、これの導入を考えておられますけれども、人吉市としても、もう今の時期から予算的にはわかっているわけですね、先ほどお聞きした事業費、プラスがあるかもしれませんが、これをもって導入を考えてみられることは考えられませんかでしょうか、お聞きをしたいと思います。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

まず、私は、いじめは人として絶対許されない行為であり、子供たちの健全な成長を阻害するだけでなく、将来にわたって大きな影響を与え、命にもかかわる深刻な問題であると認識しております。そして、いじめの未然防止や早期発見のためには、子供たちを学校と家庭、地域がそれぞれの立場で見守りながら、何といたっても信頼関係を基盤に、何にでも相談できる環境を整えていくことが大切であると考えております。いじめられた子供には、されるを責めず、守り通す姿勢を示しながら、しっかりと寄り添う。また、いじめをすることは絶対許さず、人として許されない行為であることを認識させ心の成長を促す。そして全ての子供たちが第三者的な気持ちではなく、いじめを許さないという勇気を持たせる。このような指導の充実を図っていくことが大切であると考えております。さらに、子供たち同士が互いに支え合い、いじめについて深く考えたりしながら、いじめを許さない土壌づくりを進めていくことも必要であると考えております。

次に、いじめの問題の解決には、早期発見が大変重要であり、そのために各学校では、教師と児童・生徒の信頼関係の中、さまざまな取り組みが行われております。特に、ネットいじめの対応につきましては、未然防止に向けて市内全小中学校において、情報モラル教育の推進を図っております。保護者に対しても、保護者会等の機会を通して、児童・生徒の携帯電話やスマートフォンの情報端末にフィルタリングをかける等、資料を提供し、理解を求めるとともに、啓発に努めておるところでございます。

ことし6月、第一中学校におきましては、保護者や来年入学予定の校区の小学校6年生の保護者を対象に、「子どもを守るために～メッセージアプリの怖さと対策は～」と題して情報安全講演会を開催しております。また、夏休み前には、全クラスで情報モラルに関する授業を、集中的に実施しているところでございます。

第二中学校におきましても、毎年、保護者と全生徒を対象に、インターネットに関する講演会を開いておるところでございます。現在、市内の中学校では、スマートフォンや携帯電

話は、原則、学校には持ち込まない決まりになっておりますが、市内の中学生のスマートフォンの所持率は約40%であり、年々増加傾向にあります。先ほど議員もおっしゃいましたように、大人の目に見えないところで起きるネットいじめの割合はどんどんどんどん高まっており大変危機感を持っております。少し前置きが長くなりましたが、議員御指摘の、いじめ匿名通報アプリの導入につきましては、今起きているいじめをリアルタイムで把握できる。また、心の声を届けることができる。いじめの早期発見や早期対応の1つの有効な手段であると考えられます。今後、高等学校での試験導入の成果と課題を細かく分析し、本市の児童・生徒の利用状況の実態把握と発達段階等も踏まえながら、さらにスマートフォンや携帯電話購入時の責任者でもある家庭や保護者ともしっかりと連携し、慎重に検討していく所存でございます。

教育委員会としましても、子供たちをネットいじめの被害者にも、そして加害者にもしないためにも、議員から御指摘いただきました御意見等も踏まえながら、その未然防止に向けたこれまでの取り組みと、それから、いじめ匿名通報アプリの導入につきましても、さらに、学校、家庭そして地域が一体となった対策と検討を重ねてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） この件につきましては、新聞報道を受けて質問をしたのではなくて、こういった御相談も実はあっていたわけですので、こういったことが大きくならないように県も動き始めたと、このあとの質問も県の指導で始まっておりますので、こういったことを踏まえて、松岡市長に答弁を求めたいと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

いじめは深刻かつ重大な犯罪行為であり、決してあってはならないものでありますが、依然としてネットいじめ等が原因で、とうとい命が失われるという事案が続いている状況に胸を痛める思いでございます。先ほど教育長が述べましたように、国における法の施行や県や市によるいじめ防止基本方針の策定等により、いじめの未然防止と解消に向け、継続的に取り組みがなされております。また、ネットいじめに関しましては、情報化が進む中で、児童・生徒のスマートフォン等によるSNS等の利用状況が日常化しており、大変深刻な問題であると認識いたしております。まさに情報モラル教育の推進は必要不可欠な状況でございます。そのような中、本県が都道府県単位として全国初のいじめ匿名通報アプリを、平成29年9月1日から県立南稜高等学校を含む県内4校で試験導入されました。

本市といたしましても、県内の中高生のいじめの発生件数が減少傾向の中で、SNS等を介したいじめが増加傾向にある現状を踏まえ、いじめ匿名通報アプリの有用性はあるかと存じますが、今後、試験導入の成果と課題を細かく分析するとともに、本市の児童・生徒の利用状況の実態把握と発達段階、保護者や地域の皆様の御意見等も踏まえながら、総合的に判

断する必要があると存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） やはり、県教育委員会の試験導入の成果、結果を、細かく分析されると思います。その中で、そういったことにつきましては、人吉としましても教育委員会内、市長を含めた教育モラルの推進ということで、課題に挙げていただければと思って、今回、質問をしたところです。こういったことも検討の課題の1つということで、受けとめていただきたいと思います。この件につきましては、終わらせていただきます。

次に、小学校運動部活動の社会体育移行に向けた対応についてであります。

これにつきましては、きのう、高瀬議員からの質問もあっておりますので、大まかな流れは皆さんわかっていらっしゃると思いますけれども、改めて私のほうから、私が思うところで質問をさせていただきたいと思います。

運動関係が社会体育移行とすることは、小学校ですね、平成27年3月の県教育委員会からの、多分持っておられると思いますが、「児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針」、これから人吉市は取り組まれておられると思います。平成27年3月、熊本県教育委員会とございます。

それから、これが人吉市における「小学校運動部活動の社会体育移行に向けて」ということで、検討委員会全体会の資料であると思います。これが1月19日に開催をされております。この2つを見ながら、ちょっと質問をさせていただこうと思っておりました。

どういった方たちが申し込まれたのか等々につきましては、きのうの答弁でありました。指導者の確保の状況はということで、高瀬議員からございましたけれども、全体で9月10日現在の応募者は25名と、競技につきましては申し上げませんが、これについて、さまざまに御不満の声が届いておりました。教育委員会にも届いているのではないかと思います。松岡市長の耳にも届いていらっしゃるんじゃないかなと思っておりましたので、この質問をさせていただきたいと思います。

県の指導に、さまざまに書いてございました。その中で、活動の仕方とか指導が入っているわけですね。少し皆さん方、長くなるかもしれませんがお許しいただきたいと思いますが、市町村の取り組みということで、委員会の設置、市町村は教育委員会を中心に体育協会、各競技団体、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ推進委員などの皆さん方とともに、地域や学校の実態に応じた活動環境、体制及び活動内容等について協議すると、明記されております。これについて地区検討委員会を立ち上げられて、そして全体会議が1月19日に開催されたわけです。これにつきましては3月議会でもお聞きをして、松岡部長からもいただいておられます。その検討委員会の中で協議することはということで、県からは、活動時間そして活動場所、活動費、保険、指導者の確保、活動内容ということで、これも市のほうには届いて

いると思います。これが県の分であります。そして、それがおりてきて、そして何回も言いますが、検討委員会の全体会が開かれたわけです。

それから、実は、私に、1月19日から全体会議がなかなか開かれてないんですよという御批判の連絡が入りました。3月議会に質問したときには、これから取り組んでいかれるという答弁であったと思うんですよということで、思っておりましたけれども、そういったことも踏まえながら、この1月19日に教育委員会が示された実施計画どおりに進められているのか。これについてお尋ねをいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

今おっしゃっていただきましたとおり、1月に検討委員会の全体会を開いたわけですが、その後、現在まで、その間にコーチの方の募集をしていたと。大体、最初の予定では、1月から3月までが募集期間だったんですけれども、その間になかなか人数的に集まっていただけなかったということもあって、その後、延長して4月から6月までというふうに募集期間を設けてきました。その結果が、きのう、高瀬議員にも申し上げたような数字になっているわけですが、現在のところそういう途中の事情もありまして、1月に全体会を開いて以降、状況的に余り進んでいないと。全体の進行として滞っているという状況は、もうおっしゃるとおりでございます。これからのスケジュールということになってくるんですけれども、そういう現状の中で、今までの内容的にもスケジュール的にも、これから、あと約1年半という時期になって、急いで進めなければならないということは感じているところでございます。そもそも児童の運動離れを防ぐということが、この一番大きな目的でございますので、その辺を今後短い期間でございますけれども、滞りなく平成31年4月のスタートに持っていけるように、精いっぱい移行に向けて努力したいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） きのうの高瀬議員のときにも、答弁の中に教育長からも松岡部長からもおわびの言葉があったことは、もちろんきのうのことですから覚えているわけですが、やはり、この場で取り上げられるということは、それだけの御批判が出ているということだろうと、私は受けとめております。

3月定例議会でお聞きしました際に、松岡教育部長はこうお答えされているんです。地域の代表者では、校区公民館長連絡協議会の会長を全体会の会長にして、そして小学校の代表として校長先生を含め先生方、保護者、双方の動向に通じておられるPTA会長を副会長にお願いしたものでございます。校長におかれましては、毎月校長会を開催しておりまして、相互の情報交換をされておりまして、教育委員会からの情報提供、さらには小学校区ごとの検討委員会にも、御本人または教頭先生が御出席をいただいております。ふだんからPTA会長は、校長先生と一体となって、小学校運営に当たっていただいておりますし、この部活

動の課題解決には、児童の保護者の御理解と御尽力が何よりも不可欠であります。というふうに言われておりますし、PTA会長の皆さんが、推進力となって取り組んでいただきたいと考えておるところでございますと結ばれております。この答弁を私は非常に、地域全体でやっていかれるんだなと受けとめておりました。しかし、もう一度、今度は皆さんが1月19日にお配りになった資料の一番最後に、各名簿が載っているわけです。人吉市小学校運動部活動検討委員会全体会名簿なんですけれども、全体会じゃなくても、私も出身の大畑校区にしても、PTA会長さんもかわっておられたり、役員さんかわっておられるんですよ。だからその後何でだったのかなと不思議に思っておりました。しかしながら、引き継ぎが難しかったのかもしれませんが。これはもう理解するところでもあります。大変難しい問題であるということは、後ほど申し添えますけれども、他の自治体の教育課のほうにもお邪魔しましたので、申し添えておきたいと思いますが、この協議、今から進んでいかれると思います。小学校運動部活動社会体育移行に関する指導者説明会が8月28日に行われましたし検討委員会も開くということで、きのうの答弁の中でありましたので、では協議内容として、どういったふうに、移行した場合に課題として予想されるもの、例えば保護者の負担金の問題や活動場所、目的、体力向上を目指すのか、技術向上を目指すのか、さまざまな課題が予想されていると思います。

そこで、この点につきまして教育委員会のお考えをお聞きしたいのですが、まず、松岡教育部長のほうにお聞きをしておきたいと思います。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

今、議員から御指摘あったように、4月でいろいろPTA会長等、交代されている学校もございます。そういう中で、なかなか今のところ取り組みが滞っていること、改めておわびを申し上げたいと思います。

御質問ですけれども、負担金のことや活動場所につきまして、まず、私からお答えをさせていただきます。

部活動の実施に際して、必要となる活動費の一部を保護者に御負担いただくと、いわゆる会費として御負担いただくということでございますが、これにつきましては、社会体育への移行に伴い、現在、学校で徴収されている金額よりも少し高くなることは避けられないと考えているところでございます。このことは保護者の皆様にも御理解いただきたいと存じているところですが、平成27年12月に実施いたしました保護者アンケートの結果を見ましても、部活動に伴う保護者負担金として適当と思われる額は、月額1,000円以下が40.6%、2,000円程度が30.6%と大部分を占めておりますので、会費の設定につきましては、このあたりを軸に検討していかなければならないと存じております。

それから、次に、活動場所ということでございます。公民館事業として、コミセンでの実施も視野に入れて検討しておりましたが、できるだけ児童が安全に活動できるように、また、

保護者も安心できるように、放課後に子供たちが移動する必要のない学校の運動場や体育館で行うことが、やはり最適であると存じております。学校を引き続き使わせていただくということにつきましては、各小学校の校長先生方に対し、御理解を求めてまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） ただいま、教育部長から答弁いただきました。保護者の方のお考えになっている予算等々もいただきました。学校長に学校施設を使うということの理解を求めたいという、市内校長会が9月4日に開かれております。そういったふうに毎月開かれると思えますので、その際には、教育長を初め教育部長も新たに出席をしていただいて、こういったことについての理解を求めていただければなと思います。

そして、関連ですけれども、もう1点、ちょっと教育部長にお聞きをしておきたいと思いますが、文化部のことも、この検討委員会の中には入っておりました。このことにつきましても、スケジュールの中に入っておりましたので、文化部についても、こういった考えで取り組んでいかれるのか。また、学校の施設を使うということでございますので、例えば夜間照明、そういったことについても、さまざまなお金がかかってくるのではないかと。活動費用としてかかってくるんじゃないかと思えます。この点につきまして、松岡教育部長にお聞きしておきたいと思えます。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

まず、文化部関係の設置ということにつきましてはですが、これにつきましても、放課後の児童の活動の充実のために、前向きに取り組んでいきたいと。文化部についても、これまでどおり、引き続き設置してやっていくという方針で、取り組んでまいりたいと存じております。

それから、次の夜間照明ということですが、これにつきましては、現在、市内の学校で、人吉西小学校と大畑小学校と西瀬小学校の3校については、夜間照明の施設がございます。児童の安全ということを考えまして、放課後の部活動は日没前に終了して、暗くなる前に児童を下校させるということが、原則的にそういう基本的な考え方でおりますので、夜間照明を利用して夜の時間帯までするということは、現在のところ考えていないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 文化部の設置につきましても、御指導いただける先生方、講座の先生方の募集も、予定では5月ではなかったかなと思えます。5月ですね、今9月であります。そういったことも、通告をしておりませんでしたので、このことについてはお聞きはいたし

ませんが、それだけずれ込んでいるということを知っていただければと思うところであり
ます。また、夜間照明につきましてお聞きしたのは、ナイターは3校ついているけれど、
ナイターを借りてやるとお金がやっぱりかかるわけです。そういったことも、やっぱり保護
者の方は心配をされているわけで、そういったことも、経費の中に入ってくるんですよと
いうことでお聞きをされましたので、改めて答弁を求めたところでございます。

少し話が飛びましたけれども、改めて末次教育長にお聞きをいたしますけれども、この保
護者負担につきまして、場所の問題等々につきまして、教育長としてはどうお考えでい
らっしゃるのでしょうか、お尋ねいたします。

○教育長（末次美代君） まず、計画が非常におくれているということは、もう当然のことで、
当然というよりも、実態として当たり前のことでございますので、そこ付近については、重
ねておわびを申し上げたいと思います。

議員もおっしゃったように、いろんな会議ができてなかった。いわゆる1月からこの9月
までできなかったことの原因は、委員会の勝手な理由でございますので、やはり年度年度の
変わり目、また、節目節目にはどんな状況であれ、進展はしてないであれ、やはり説明をし
ていく。それから情報を提供していくということは、教育委員会として当然のことござい
ます。それができていなかったということで、非常に保護者の方、地域の方、そして協力を
しようとする積極的にかかわってくださる方々、全ての方々に、非常に何か前向きな姿勢を崩す
ようなことと、不安やそれから不満等も含めてあったのではないかなと思っております。そ
ういうことを本当に限られた時間ではございますが、ここで平成31年4月開始に向けて、積
極的にかかわっていくことはお約束したいと思っております。そして、説明不足の件、それ
から情報提供の不足の面は否認しませんので、機会をたくさん捉えながら、学校であったり地
域の方々であったり保護者の方々であったり、しっかりとかわって、意見交換をしながら
前向きに捉えてまいりたいと思います。また、今お話がございました場所の件にしても、そ
れから経費の件につきまして、それはお互いに意見を交換する中で、また私たちも考えな
ければいけない点、そして、さらには情報をいただくことで、方向を少しずつ変えなければ
いけない点も出てくるかもしれませんが、その点につきまして、やはり、これは意見交
換をしないと前に進んでいきませんので、その点については御了解いただきたいと思いま
す。

それから、小学校の運動部活動を行う目的ということで、御質問がございました。その点
について、あわせて運動部活動に込められた、子供たちに対するスポーツを通して身につけ
てほしい学んでほしいことを、申し述べさせていただきます。

1つ目は、何といたっても子供たちには、スポーツを通して、健全な精神やたくましい体をつ
くってほしいということでございます。単に体力をつけるだけでなく、根気強さや我慢強
さを培い、自分自身の心と体を鍛えてほしい。自分を磨いてほしいということでござい
ます。

そして、2つ目は、ルールやマナーを学ぶとともに、人との会話や触れ合いの機会をふやすことで礼儀や社会性を身につけ、学校生活やその後の社会生活において、周囲に適応する力や社会を生き抜く力を養ってほしいということでございます。

3つ目は、仲間をつくってともに楽しんだり、自分の興味、関心に気づいたり、自分の可能性を見出したりするような、喜びと楽しみを見つけてほしいということでございます。これらのことを、子供たちに身につけてほしいとの願いから行う運動部活動でございますので、その実施目的の最たるものは、子供たちがいかにスポーツに親しみ、スポーツを楽しめるかということにかかっていると言っても過言ではないと存じます。ただ、そうはいいまして、子供たちがスポーツに取り組み成長していく過程において、もっと上手になりたい、もっと強くなりたいという、向上心や競争心が芽生えてくるのは当然のことと思います。勝負を経験すれば子供たちはさらに成長するでしょうし、勝つためにうまくなるための技術を高める指導や支援も、とても大切なことであると存じておりますが、教育委員会が行う小学校の運動部活動としましては、子供たちの能力や発達段階に応じた取り組みを、優先すべきであると考えております。決して勝利至上主義に陥ることのないよう、先ほど申しました、3つの基本理念を柱にして進めてまいりたいと存じております。

既存のスポーツクラブ等との協力関係、スポーツ少年団やジュニアクラブ等とも連携を図り、子供たちが生涯にわたって楽しめるスポーツに出会えるような環境を整えることが、行政や家庭、地域の役割であると存じておるところでございます。子供たちが運動大好き、そして体もつくりたい。さらには、いろんな方としっかりかかわりたいという心技体のこの気持ちは忘れないで、部活動の社会体育への移行に向けて、積極的にかかわってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 末次教育長からの答弁いただきましたけれども、やはり心技体を鍛えるべく、しかしながら社会体育へ移行するということになります。今までは学校教育だったんですけれども。その中で、部活動をしたい、部活動を指導したいという先生方の御意見もあると思います。しかし、これはきのう、高瀬議員から質問があつておりましたので、私もよく理解しております。この議場におられる方々も、教育長の答弁でわかっておられると思いますので、あえてお聞きはしませんけれども、やはり先生方の御意見、意見ですよ、入ってくださいというわけじゃなくて、教育長が言われた、勤務時間以外での指導ができるなら、できなければできないときちつとしていただいて、先生方にアンケートなり取っていかれるべきだと私も思っておりますので、その点については、対応していただきたいと思っております。

そこで、先ほど来申し上げておりましたけれども、このことにつきましては、球磨郡の自

治体のほうの教育委員会のほうにも、お邪魔をしてお聞きしてまいりました。他の自治体の取り組み状況ですね、これ10市町村でやっていこうと、移行しようということで決められたことでありましたので、他の自治体の状況をお聞きしておきたいと思います。この県の指導の中にも入っておりました、スクールバスを使っただけの状況等々も入っておりましたので、お聞きしておきたいと思います。

○**教育部長（松岡誠也君）** お答えいたします。

球磨郡内の各町村の取り組みについてでございますが、まず、錦町、あさぎり町、多良木町では、それぞれの検討委員会で協議を行い、基本方針としては、ジュニアクラブやスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブを受け皿とする方向で進められているようでございます。球磨村でも、総合型地域スポーツクラブを受け皿として考えられており、広報等で指導者を募集しておられるようでございます。スクールバスの待ち時間を利用した活動をお考えのようでございます。

次に、湯前町では、総合運動クラブ設立へ向けて、協議を行うように決定されているようでございます。水上村では、学校へ体力を向上させる時間を確保するお願いや、現在行っている部活動の時間に、週1回程度、講師による運動教室を開催することや総合型地域スポーツクラブへの加入を進め、要望のある種目をふやす検討をされているようでございます。相良村では、放課後の部活動を行っていた時間に、専門家の方が、総合運動クラブとして既に活動されているようでございます。本年5月から試行的に5、6年生を対象に、相良南小学校では、5年生の日と6年生の日とに分け、それぞれ週1回、相良北小学校では、5、6年生を一緒にということで、週1回実施されているようでございます。

次に、五木村では、スクールバス出発までの時間を活用し、現在の部活動をそのままに、新規の団体を設立して移行させる方針に沿って、新規団体の運営主体、資金、方法、種目、指導者等を検討される予定のようです。

山江村では、平成30年度からの完全移行に向けて、本年9月から試行期間として、総合型地域スポーツクラブの1つとなる「（仮称）総合運動クラブ」をつくりまして、村内2校で月2回、1時間程度の活動を行う予定のようでございます。指導者として、元体育教師の方1名を配置されているようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○**議長（田中 哲君）** 8番。井上光浩議員。

○**8番（井上光浩君）** 各町村の状況をお答えいただきましたけれども、移行してから運動する機会が減る子供たちのことにも、着手をしておられる町村もあるわけですね。そのことまで考えて進もうと、私がお邪魔したところもそうでした。運動不足解消のために、入れない入らない子供たちが出てくるんじゃないかということで、そのことの検討にも入っておりますということを確認に言われました。自治体の規模ということは申し上げたくないですが、

それだけ先に動いておられるところもあるということで、ここで報告をしておきたいと思えます。

次に、移行後の話になりますけれども、例えば事業計画、それから財務状況、これだけお金を保護者の方からいただくわけですから、そういったことに関する情報の公開や説明会の開催など、今後、取り組んでいかなくてはいけない部分が出てくると思います。それについて、教育部長はどう考えていらっしゃるでしょうか。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

現在、行われております各小中学校の部活動の事業計画や収支報告などは、各学校のクラブごとに、総会や納会の形で行われているようでございます。社会体育移行後の事業計画や収支報告につきましても、当然、PTAを初めとする関係者への説明や報告が必要であると存じております。複数の種目が設置できた場合は、種目ごとにも行うことになるかもしれませんが、市全体の状況については、その説明及び報告の場として、現在の検討委員会から、一步進めた組織の構築が必要になってくると考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） やはり、社会体育に移行しましても、また、もう1つ先の準備も必要になってくるといふふうになってまいります。1年と6カ月しかないとは思っております。そういった中で取り組んでいかれることは大変だろうとは思いますが、そういったこともまた盛り込んでいただければと、私は思っているところであります。

そこで、今ずっと流れ的に質問してまいりましたが、やはり運動ですから、けががつきものであります。それについての補償関係、これ公民館事業としての補償でやるのか。または違う団体保険でやるのか。そのあたりをはっきりとさせていただきたいと思えますが、また、取り組みは今検討中であると思えますので、お答えを願いたいと思えます。教育部長お願いいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

万一の際の補償ということについてでございますが、これまで部活動を中央公民館事業として行い、公民館総合補償制度を活用するとの考えに立って、検討してきたところでございます。補償制度に公民館という名前がついておりますが、活動場所が公民館に限定されているわけではございませんので、中央公民館事業として計画した活動であれば、学校で活動しても対象になれますので、児童及び指導者の事故及びけがには適用できるものと存じております。そのほかにPTAの共済があるんですけれども、そのPTAの共済でも可能ということで、今、県のほうでも、その方向性で検討しておられるようでございますので、そのどちらかということにつきましては、これからよく検討をして、選択していくように考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 確認をいたします。中央公民館事業の中でやられるなら、そういった補償はそれも使えます。ただし、ほかの団体でPTA共済も検討しても使えるということですね。だから、その2つをどちらがいいかということで検討をすると。今から検討をするということで、今後、この検討委員会なりにも説明をされるということで、よろしいでしょうか。答弁をいただきたいと思います。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

今、議員がおっしゃられたとおり、公民館の活動という保険の制度もあるし、それから、県のPTAで加入しているPTA共済、その共済の方向でも補償できるというふうに、今、県のほうで検討されているという、資料的にそういう情報もありますので、そちらも加入できると思っています。そのどちらにするかというのは、今後、検討するというところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） わかりました。これ公民館指導員の皆さん方からも、ちょっと疑義があっておりました。このことについてもはっきりとそういった提言をされれば、こういった疑義もなかったんじゃないかなと思うところであります。そういったことも今後、先ほど言われましたとおり、密に会議を持ちながら、協議しながら進んでいきたいということ、教育長も申されておりましたので、それでは、このコメントにつきまして、慎重かつ密に、そして精査しながら、人吉に合った移行を私は目指してほしいと思います。なぜなら、そういったふうに、この県の指導にも書いてあるんですよね、市町村の地域に合ったようにと、合うように、そういったものを組み上げながらというのが書いてあります。そういったことも踏まえながら、末次教育長にお尋ねをしておきたいと思います。そういったことも目指してほしいということに対して、お尋ねしたいと思います。

○教育長（末次美代君） お答えいたします。

今回、小学校運動部活動が社会体育へ移行することとなった背景や状況、そして熊本県教育委員会が示した趣旨を踏まえて、本市におきましても、県の方針に従いながら社会体育へ移行していくわけですが、移行に際しましては、子供たちの運動離れを防ぎ、かつ楽しく安心して活動できる場、できるだけ通学している小学校を、活動の場として設けなければならないと考えております。

一方で、保護者や指導者の方に、無理な負担を強いることもできないと存じております。この両面を実現するためにも、近隣自治体の動向も考慮しながら、慎重かつ密に、しかし、期限が平成31年4月から実施ということも迫ってきておりますので、あと1年と6カ月、で

きるだけ早期に本市としての方針を固めなければならないと存じております。

本事業は、保護者や指導者など、地域の皆様の協力なくしては成り立たない事業でございますので、今後も丁寧に説明を果たすこと。そして意見交換をすること。こういうことを密に重ねてまいりたいと思っております。

井上議員の御提言のとおり、本市に合った人吉市らしい小学校の運動部活動のあり方を、保護者の皆様を初め、地域の皆様とともに模索してまいりたいと存じます。平成31年4月には新体制でスタートすることになりますが、その体制を今後長く維持していかなければなりません。移行後も児童の活動状況や運営状況等をきちんと見守り、持続可能な事業として育てていかなければならないと存じておるところでございます。何はともあれ、子供が中心でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 子供が一番とか、末次教育長らしいお言葉だったと思います。やはり、さまざまところで、同僚議員にも声が届いておったので質問もあっていると思います。やはり、PTAの皆さんだけではなくて、公民館長さんも公民館の指導員の皆さん方も、スポーツ推進委員の皆さん方も町内会長さん方も、やはり心配をされておりました。また地区検討委員会におかれましては、その地区のことをよく御存じの方が集まっておられるところがあります。そのために私は慎重かつ密にと言ったのは、この密、これが大事だと思うんですよ。やはり、そういうわけで大事になってくると思います。待っておられます、協議の場を設けていただくことをですね。とにかく、これまでなかなか進まなかった部分については明らかにしていただいて、そして素案なりをきちっとみんなで作ってやっていかれると1年6カ月で間に合うのかなと思っております。しかし1年6カ月しかありません。再度、末次教育長に、このことについて頑張っていただきたいと思いますが、答弁いただけますか。

○教育長（末次美代君） お答えいたします。

今、1年6カ月という言葉が強く響きました。そのお言葉を大事にしながら、そして地域の方、さらには保護者、全ての方々にしっかりかかわりを持ちながら、こちらから出向いて、そして協力を依頼してまいりたいと思います。子供たちを取り巻く環境は、人吉は素晴らしいと思います。そういう意味でも大事にしながら、そして多くの力をお借りして、平成31年の4月1日に向けてしっかり取り組んでまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） この項目につきましては、3月にもお聞きいたしました。また、早い話ですけれども、来年の3月定例議会において、もう一回、進捗状況をお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

次の項目に移りたいと思います。

市民の声からでございます。

人吉中核工業用地はどうなっているのかという声は、これは大畑校区、矢岳校区だけではありません。市全体からの市民の皆さんからも注目されている案件であります。しかしながら、環境整備の工事も完了したということは、非常に感慨深いところがあります。調整池等々には私も経済建設委員会で審査をした人間でありますので、非常に感慨深いところがありますが、その後、進捗状況等につままして、豊永議員からの質問もあつておりましたけれども、今後どういったことが手続上必要になってくるのか。そういったことについてお聞きをしておきたいと思います。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

進捗状況ということで、今後ということでございます。必要となつてまいります、いわゆる事務手続、この観点から述べさせていただきたいと思います。

これまでの工事期間中におきましては、大畑、矢岳校区の住民の方々には、もうさまざまに御不便や御迷惑をおかけしているわけございまして、本市が発注いたしました工事の検査、これは完了しております。しかしながら、都市計画法に基づきます開発行為に伴う工事につまましては、熊本県による完了検査、これは9月末、今月末でございますけれども予定されております。その検査に合格したあとに、次のステップに進むということが可能になってまいりますわけでございます。具体的に申し上げますと、完了検査に合格をいたしますと、企業に対しての売却に向けての工業用地分譲価格の設定をする必要が出てくるということでございます。この価格設定につまましては、これまで整備に費やしました事業費、それと県内の各工業団地がございまして、こういったところの分譲価格の状況、こういうのも当然参考にさせていただきまして、さらには不動産の鑑定評価がございまして、こういったところを総合的に参考とさせていただきまして、積算してまいりたいと存じます。また、人吉中核工業用地内、現在、土地を買ったというところで、まだ分筆状態ございまして、約160筆、多数の土地が混在しているわけでございますので、これらの土地の筆を可能な限り合筆するという事務的な手続も必要になってまいります。さらには工業用地内を横断いたします進入道路は設置しておりますが、今後、市道認定とかの供用を開始するために、影響部分を測量した後ということになりますけれども、市道とする部分の土地に関しましては、また分筆作業が出てくるということでございます。

以上のように、工業用地の円滑な売却に向けまして、こういった事務手続が生じてまいります、これは企業誘致と並行して進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 地域再生戦略交付金を利用して環境整備を行いまして、きのうの豊永

議員の質問の中でも御説明がありましたけれど、地域再生計画は平成32年3月までが猶予期間ということで答弁をいただいておりますので、平成32年3月までになんとか予定の企業が入ってきていただきたいというのが、率直な気持ちでございました。きのうの豊永議員の質問の中で、カミチクの企業のほうに、7月28日には副市長と経済部長がお見えになって、確認をいただいているということをお聞きをしておりますけれども、やはり最優先で来たいというお気持ちがありますし、今もあるということでございましたので、福山経済部長にお聞きしますけれども、最優先に進めていただけたらと思いますが、どうでしょうか。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

地域再生計画の期間内におきまして、引き続き問題解決に向けまして関係機関と調整、情報交換を図りながら、マザー工場となつてまいりますカミチクの誘致、それから、その他のハラル関連企業の誘致を最優先に進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 福山経済部長から答弁をいただきました。こちらからも誠意を持って対応していただいているのは、過去の定例会でもお聞きをしております。私の地元の皆さんからは、もう工事も終わってよいよかというような声もあります。ただ、その後に手続等がまだ控えておりますけれども、こういったことについて推進するために、やはり国、県の皆さん方の許可申請等々あります。手続等々もありますので、ここはですね、松岡人吉市長に、一肌脱いで頑張ってくださいと私は思っております。そういったところで、松岡人吉市長。国、県への働きかけはどうやっていくのか、答弁いただきたいと思っております。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

これまでの答弁におきましても、誘致に向けて何ら決意の揺らぎもないわけでございまして、各町内で開催しております未来カフェの場におきましても、変わらない思いを述べさせていただきます。

そこで、まず、国に対する働きかけについてでございますが、年に一度の割合で、地域活性化モデルケースに選定された団体に対する、有識者によるヒアリングが内閣府で実施されておりますが、今年度は10月上旬に予定をされております。そのヒアリングの場におきまして、誘致実現に向けての進捗状況の報告、さらには今後の課題と取り組みについて、現在の人吉球磨地域の畜産の現状を踏まえた必要性に基づき、有識者に対して私みずからが説明を行う所存でございます。また、関係者とのコンセンサスを図るべく、相談や助言を受けるために、熊本県を初め地元選出国會議員や県會議員にも、その都度、相談を重ねております。したがって、構想実現に向けて、引き続き課題解決と企業誘致のための積極的なトップセールスに取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 市長みずからが、ヒアリングに向かわれるということでございますので、松岡市長、人吉市議会議員時代も近隣の首長さん方との意見交換等々もやられて、非常に勉強をされておったのは、私も聞き及んでおります。そういったことも踏まえて、地域の畜産業も考えながらですね、国、県の先生方とも協力しながら、何とか人吉市の経済浮揚のために、中核工業用地のヒアリング頑張っていたいただきたいと思います。

それでは、この質問の最後にですね、1つ、地域の住民の皆さんから要望が上がってありました。

中核工業用地の中に緑地がございます。花壇のところ。あれを何とか工業用地が来るまでに、利用をさせていただけないかという要望が上がっております。それについて、市としてはどういったお考えをお持ちでしょうか、お尋ねをしておきます。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

工業用地内の緑地部分、入ってすぐのところでございますね。

人吉中核工業用地内におきまして、開発地域と周辺地域の環境のこれは保全と調和を目的といたしまして、また憩いの場ということで、こういうことで活用可能な緑地帯を約3,800平方メートル設置いたしておきまして、近隣住民を初めさまざまな形で大いに有効活用していただきたいと存じております。具体的な緑地開放の時期でございますけれども、こちらのほうは、熊本県の開発行為工事の完了検査後、先ほど9月末と申し上げましたので、この後になろうかと存じます。緑地部分の草刈り等の維持管理、こういったものも出てまいります。また、まずは完了検査後に有効活用について、地元の町内の会長さんへですね、説明会をさせていただきますので、完了検査の9月末まで、これ完了検査が終わりまして、その後ということになりますけれども、いましばらくお時間をいただきたく、よろしく願いいたします。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 待ちます、待ちます。地元の方は今まで待ちましたので、9月末、予定ということで検査が終わりましたら、どうぞ説明会等を開いていただきたいと思います。

最後に、松岡市長、どうぞヒアリング頑張ってください、よい報告を待ちたいと思います。

これもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中 哲君） 以上で、一般質問は全部終了いたしました。

日程第19 議第79号平成29年度人吉市一般会計補正予算（第3号）

○議長（田中 哲君） 次に、日程第19、議第79号平成29年度人吉市一般会計補正予算（第3

号)を議題といたします。

議第79号について、質疑はありませんか。(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

17番。仲村勝治議員。

○17番(仲村勝治君) くま川下り株式会社の事業再生支援についてお尋ねします。

この事業再生支援は、19節の負担金、補助及び交付金で上げられていますが、21節の貸付金とすべきじゃなかったのかと思いますが、その補助金とされた理由をお尋ねいたします。

○議長(田中 哲君) ここで会議時間を延長いたします。

○総務部長(井上祐太君) 御質問にお答えいたします。

これ補助金じゃなく貸付金、現在あります人吉市第三セクター経営基盤強化資金貸付条例に基づく貸付金ではないかというふうなことだと思いますけれど、現在、条例で制定します貸付金は、目的の中に経営基盤の強化ということで、実際これつくったときに、施設改修のハード面のみに資金充当するということをございますので、実際この条例でもって貸付金を出すということは、現状では考えておりません。全体ですね、きのう、説明していただきました、380万円ほどありますけれども、その一部を市の助成金として、補助金として支出するというふうなことをございます。補助金の支出が、これは任意団体であれば、公益性にかなうならば補助金として出せますので、そういうことで、補助金として予算化したわけをございます。

以上、お答えいたします。(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 哲君) 17番。仲村勝治議員。

○17番(仲村勝治君) 補助金ということだったんですが、くま川下り株式会社という会社ですよね、会社に出す補助金がですね、市民の利益とか増進、公益性があるのかということをお尋ねしておきます。

○総務部長(井上祐太君) お答えいたします。

現在、補助金というのはですね、憲法第89条、それから地方自治法の第232条の2ということで、これは議員がおっしゃったように、公益上必要がある場合にのみ支出をします。公益性とは、社会的見地からケース・バイ・ケースで認定するというふうになっております。その認定権者は首長であり、そして最終的には、議会で認められるということをございます。さっき言いましたように、その補助金の性質は、間接補助と直接補助と2つあるわけをございますけれども、実際ほとんどが直接補助ということなんです。国から補助金が出てきて、そのままトンネルする、それが間接補助なんですけれど、実際これは独自の判断によって、公益性にかなえば当然、支出は可能ということで、本市の場合は、現在、補助金等基本条例なるものをございます。その第3条の中に、補助事業の効果が明白で、かつ、その目的が市の政策及び市民等のニーズに合致している事業であるならば、それは補助金として公共性の高いものであるということで、これは大塚議員の御質問にも答えさせていただきましたが、

くま川下り株式会社は、本市の歴史の中でも人吉観光の金看板として、十分に観光行政にも貢献しているというふうな状況もありまして、公益性はあるということで判断して、補助金の支出は妥当ということで、予算化に踏み切ったということでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（田中 哲君） ほかにありませんか。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 議第79号について、補助金の支出について端的にお尋ねさせていただきます。

まず、1点目、今回この補助金は、経営コンサルタントとの経費ということで伺っておりますが、その経営コンサルタント、なぜ沖縄からの経営コンサルタント派遣なのか。

次に、経費の明細が、さきの全協で示されましたが、いまいち内容はよく理解できません。どういった内容になっているのか、説明をお願いいたします。

また、説明では人件費は省くとなっておりますが、旅費のほうはかかっていると思いますが、旅費の明細が見えていませんので、説明をお願いいたします。

また、旅費が12回分というふうに明記してありますが、半年契約と思いますが半年で成果が出るのか。

以上、4点お尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君） 御質問にお答えいたします。

なぜ沖縄かということで、これ中小企業大学校で、いわゆる中小企業様向けのセミナーがございまして、そのときの講師として来ていただいた方が、この本永さんというコンサルタントでございました。この方が、その後ここから無料でしていただいたんですけども、くま川下りのほうに行ってくださいまして、まず、経営状況の調査をしてもらったという経緯がございまして、そのときに1つの意見といたしまして、この方、再生機構なんかもいらっしゃった方で、いろいろと企業の再生も手がけられておりまして、その方が見たときに、このくま川下りについてはまだ再生可能という、そういう結果が出たというところがございました。その後、この方といろいろお話をさせていただいて、非常にこのくま川下りとしても、この方に頼んでいきたいということがございまして、その方が沖縄の方であったということでございます。

それから、先ほど委託料の積算でございまして、これにつきまして、ちょっと申し上げさせていただきます。これにつきましては、本市の財政課が過去に行いました、第三セクターの経営分析などの業務委託の実績というのがございまして、これが監査法人の主任研究員、1日当たりの単価というのが、大体17万円から18万円となっております。この単価を1日17万円で仮定した場合、今回の委託費から旅費相当額を除きました本委託費の300万円、これ割りまして、大体17日分の業務量に相当しているところでございます。見

積もりは12日分の会社訪問業務というのが見込まれておりますので、残り5日分が、いわゆる向こうの会社でされる分、こちらに来るんじゃないかと向こうですと、そういうものと仮定いたしましても、適正な業務の見積もりによる妥当な金額と、私どもは判断いたしております。

また、旅費ということでございましたので、旅費等につきましては1回当たりの単価が、これは宿泊料込みで4万4,000円となっているところでございますけれども、これらにつきましても割引航空運賃、これを想定して積算されているところでございまして、適正かつ良心的な見積もりであると判断をさせていただきました。

それから、半年で成果が出るのかということでございます。これにつきましては、これは銀行側からも3月までに、何とかそういう事業計画をつくってもらいたいというのがございます。また、コンサルの本永公認会計士におかれましても、半年で一生懸命やると、そういう成果、半年で、まずは3カ月間で財務関係とか経理状況を全部調査して、12月議会で一回報告されるとおっしゃっております。その報告した後で、あと1月から3月まで集中的に事業計画をつくるということでございますので、その成果をぜひ出したいということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 経営コンサルタントの方は、以前から、くま川下りに携わった、ある程度していただいたということで、信頼があったということだと思っております。人吉市内とか、あるいは熊本にもいらっしゃると思っております。そういったところの経営コンサルタントとの比較はされたのか、それが1点です。

また、半年、1年で成果を求めるのは難しいと私思いますので、例えば、最初から補助金の額を決めるのではなくて、俗に言う出来高払い、できたものに対して払うという、例えば成果払いといいますか、そういった方式は考えられなかったのか。この2点お尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君） 御質問2点いただきましたので、まず、熊本や人吉にいらっしゃらなかったのかということでございます。人吉につきましては、今、くま川下りにおかれましては、こういう庶務関係につきましては、担当の税理士さんがいらっしゃるわけです。ただ、税理士さんの場合は、事業の再生、会社の再生まではちょっと無理だというのがございまして、そういうのがあったところで、専門的にこういった会社の再生を手がけていらっしゃる方、こういうところで本永先生になったということでございます。これは銀行側からも、いわゆる銀行は貸し付けが専門であって、なかなかそういう再生については、私どもでは明示できないというのがございましたので、そこで、この本永先生になったということです。

それから、半年ではなかなか成果が難しいという出来高払いでございます。これにつつま

しては、これは最初、くま川下りと本永先生が接点をもたれたときに、半年間で成果を出すということでおっしゃっていますし、また、今までこの本永さんもいろんな会社、今まで1,000以上の会社に携わっていたと聞いておるんですけども、そういうところでの判断から、半年間で1つの成果を出すということでしたので、私どもは出来高払いではなく、これは1つの成果をいただきたいということで、判断をいたしましたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 質問はしませんけれど、熊本の業者でも十分対応できるということを目にしております。

以上、終わります。

○議長（田中 哲君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） ほかにないようですので、以上で、質疑を終了いたします。

日程第20 委員会付託

○議長（田中 哲君） 次に、日程第20、委員会付託を行います。

お諮りいたします。議第62号から陳第13号までを一括して各委員会に付託することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、各議案を局長より付託いたします。

○議会事務局長（山本繁美君） それでは、委員会付託事項を申し上げます。

付託事項は、お手元に配付しております平成29年9月第4回人吉市議会定例会各委員会付託事項表のとおりでございます。

なお、議第62号平成29年度人吉市一般会計補正予算（第2号）につきましては、2ページの〔別記1〕に記載のとおり、議第79号平成29年度人吉市一般会計補正予算（第3号）につきましては、3ページの〔別記2〕に記載のとおり、それぞれ各委員会付託でございます。

また、陳情の件名等につきましては、4ページに記載してありますので、念のため申し上げます。

なお、人事案件につきましては、委員会付託はございません。

以上でございます。

各委員会付託事項表

議第62号	平成29年度人吉市一般会計補正予算（第2号）	各委 [別記1]
議第63号	平成29年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	厚生
議第64号	平成29年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	厚生
議第65号	平成29年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第1号）	厚生
議第66号	平成29年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）	厚生
議第67号	平成29年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第1号）	厚生
議第68号	平成29年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	厚生
議第69号	平成29年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）	経建
議第70号	平成28年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定 について	厚生
議第71号	平成28年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算 の認定について	厚生
議第72号	人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利 用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の 提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第73号	人吉市水道条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第74号	人吉市農業振興地域整備促進等審議会条例の一部を改正する条 例の制定について	経建
議第75号	人吉市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について	経建
議第76号	人吉市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及 び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定め る条例の一部を改正する条例の制定について	経建
議第77号	人吉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	経建
議第79号	平成29年度人吉市一般会計補正予算（第3号）	各委 [別記2]
陳第11号	陳情書	総文
陳第12号	人吉市役所新庁舎建設工事に関する陳情書	総文
陳第13号	農道整備（拡幅・舗装）に関する陳情書	経建

[別記 1]

議第62号 平成29年度人吉市一般会計補正予算（第2号）	
○予算委員会	<p>第1条 歳入予算の補正（全款）</p> <p>第3条 地方債の補正</p>
○総務文教委員会	<p>第1条 歳出予算の補正</p> <p>1款 議会費</p> <p>2款 総務費（2項 徴税費及び3項 戸籍住民基本台帳費を除く）</p> <p>9款 消防費</p> <p>10款 教育費</p> <p>11款 災害復旧費（5項 その他公共施設公用施設災害復旧費）</p> <p>13款 諸支出金</p> <p>14款 予備費</p> <p>第2条 債務負担行為の補正（2款 総務費、10款 教育費）</p>
○厚生委員会	<p>第1条 歳出予算の補正</p> <p>2款 総務費（2項 徴税費及び3項 戸籍住民基本台帳費）</p> <p>3款 民生費</p> <p>4款 衛生費</p>
○経済建設委員会	<p>第1条 歳出予算の補正</p> <p>6款 農林水産業費</p> <p>7款 商工費</p> <p>8款 土木費</p> <p>11款 災害復旧費（2項 農林水産施設災害復旧費及び3項 公共土木施設災害復旧費）</p> <p>第2条 債務負担行為の補正（7款 商工費）</p>

[別記2]

議第79号 平成29年度人吉市一般会計補正予算(第3号)	
○総務文教委員会	第1条 歳出予算の補正 14款 予備費
○経済建設委員会	第1条 歳出予算の補正 7款 商工費

○議長(田中 哲君) 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時08分 散会

平成29年9月第4回人吉市議会定例会会議録（第5号）

平成29年9月26日 火曜日

1. 議事日程第5号

平成29年9月26日 午前10時 開議

日程第1	議第72号	人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
日程第2	議第73号	人吉市水道条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第3	議第74号	人吉市農業振興地域整備促進等審議会条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第4	議第75号	人吉市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第5	議第76号	人吉市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について	経建
日程第6	議第77号	人吉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第7	議第62号	平成29年度人吉市一般会計補正予算（第2号）	各委
日程第8	議第79号	平成29年度人吉市一般会計補正予算（第3号）	各委
日程第9	議第63号	平成29年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	
日程第10	議第64号	平成29年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	
日程第11	議第65号	平成29年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第1号）	厚生
日程第12	議第66号	平成29年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）	
日程第13	議第67号	平成29年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第1号）	
日程第14	議第68号	平成29年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	
日程第15	議第69号	平成29年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）	経建
日程第16	議第78号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
日程第17		市庁舎建設に関する特別委員会委員長報告	

日程第18 治水・防災に関する特別委員会委員長の報告

日程第19 人吉球磨広域行政組合議会の報告

日程第20 人吉下球磨消防組合議会の報告

日程第21 議員派遣について

日程第22 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

2. 本日の会議に付した事件

・ 日程第1 から日程第22まで議事日程のとおり

・ 追加日程

議第80号 平成28年度人吉市歳入歳出決算認定について

報第5号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

・ 追加日程

平成28年度決算特別委員会の設置について

3. 出席議員（18名）

1番	塩見寿子君
2番	宮原将志君
3番	高瀬堅一君
4番	大塚則男君
5番	宮崎保君
6番	平田清吉君
7番	犬童利夫君
8番	井上光浩君
9番	豊永貞夫君
10番	西信八郎君
11番	本村令斗君
12番	笹山欣悟君
13番	福屋法晴君
14番	村上恵一君
15番	永山芳宏君
16番	三倉美千子君
17番	仲村勝治君
18番	田中哲君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	松	岡	隼	人	君					
副	市	長	松	田	知	良	君				
教	育	長	末	次	美	代	君				
総	務	部	長	井	上	祐	太	君			
企	画	政	策	部	長	迫	田	浩	二	君	
市	民	部	長	廣	田	五	浩	君			
健	康	福	祉	部	長	告	吉	眞	二	郎	君
経	済	部	長	福	山	誠	二	君			
建	設	部	長	山	田	巧	君				
総	務	部	次	長	丸	本	縁	君			
企	画	政	策	部	次	長	小	林	敏	郎	君
財	政	課	長	植	木	安	博	君			
会	計	管	理	者	山	下	正	純	君		
水	道	局	長	中	村	則	明	君			
教	育	部	長	松	岡	誠	也	君			

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

局	長	山	本	繁	美	君
次	長	栗	原	亨	君	
次	長	椎	葉	千	恵	君
書	記	青	木	康	徳	君

○議長（田中 哲君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

それでは、議事日程に従い、各委員長の報告を求め、順次採決をいたします。

日程第1 議第72号及び日程第2 議第73号

○議長（田中 哲君） まず、日程第1、議第72号及び日程第2、議第73号の2件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君）（登壇） 皆さん、おはようございます。厚生委員会に付託されました日程第1、議第72号及び日程第2、議第73号につきまして、審査の結果を報告いたします。

まず、日程第1、議第72号人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例です。

これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するものですが、この条例は、マイナンバーの人吉市での独自利用事務を定めた条例になります。

執行部から改正の理由として、この条例が制定されたのは平成27年12月で、制定当時はマイナンバー制度の全容がわかっていなかったため、マイナンバーを収集し、マイナンバーを利用して連携する可能性が少しでもあるものについては、範囲を広くとって条例の中に規定していた。しかし、平成29年10月から、情報提供ネットワークシステムを使った他市町村・国・県との情報連携の本格導入が予定されており、平成29年7月18日からは試行期間がスタートしている。マイナンバーを独自利用する事務、連携が必要な情報等を精査したので、これにより、不要な連携や必要な連携を洗い出し、個人番号の利用を行わないことによる規定の削除並びに情報連携項目の削除及び追加を行うため、条例を改正することとなったとの説明がありました。

委員からの質疑に対し、執行部から、2年前には手探りの状態で導入され、2年経過し、合理的ではない点もあるということがわかり、今回の条例改正になったとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第2、議第73号人吉市水道条例の一部を改正する条例の制定については、人吉市水道事業運営審議会の答申に伴い、料金等の見直し、その他所要の改正を行うため、条例

の一部を改正するものです。

まず、主な改正内容は、「水道事業の安定経営の持続」と「水道料金の不公平感の解消」というのが大きな重点であること、人吉市水道事業運営審議会において答申され、現地視察も含め、また、7回審議会を開催し、熊本地震の経験も踏まえ、老朽化対策や災害対応等の必要性から、激変緩和も考慮して、平成30年度の10%の引き上げはやむを得ないとの判断に至ったとのことです。

そこで、具体的にどうやって10%引き上げの効果を得るか検討した結果、最も単純な方法としては、現行の料金体系で、全ての項目を10%引き上げれば、その効果は間違いないが、基本水量に関する不公平感の解消という課題もあり、何より使用水量が少ない世帯への生活用水の低廉な確保という水道事業の役割もあるということ。8立方メートル以下においては、現行料金以下になるように、また、10立方メートル以上においては、おおむね10%となるよう従量料金を調整されています。重点として、現行10立方メートルの基本水量を「廃止」とし、基本料金を一律80円引き下げ、現在11立方メートルから適用している従量料金、1立方メートル当たり税抜きで140円を15円引き上げ、新たに従量料金を設けるというものです。

また、基本水量の廃止に伴い、現行制度では用途として「営業用、基本水量100立方メートル」を「一般」に統一するというものです。「水道事業の安定経営の持続」ということで、全体的には引き上げとなりますが、「水道料金の不公平感の解消」と使用水量が少ない世帯への、生活用水の低廉な確保という水道事業の役割を勘案した上での答申を受けての改正とのことです。平成7年12月議会に改定率30%で提案され、継続審査となり、平成8年2月に臨時市議会で、改定率25%になったという経緯が報告されました。

また、水道事業決算認定時には、平成18年度分から「老朽化した水道施設等の更新が見込まれる。市民の急激な負担増にならないよう適正運営に努めるように」という趣旨の要望が決算特別委員長報告においてつけ加えられております。これは、平成8年の料金改定から10年を経過したところで収益状況を鑑み、今後の本格的な施設の更新時代に備えた議会からの助言でもあったとのことです。水道局でも、平成19年度から建設改良積立金として毎年3,000万円から4,000万円を積み立てているが、これも10年前から原城配水池を初めとした、本格的な施設の更新時代に備えていたとのことです。このような経緯も人吉市水道事業運営審議会に重要事項として説明しており、市民の皆様方の負担と、長寿命化かつ平準化を図りながらも、今後、必要な災害対策等も含めた事業費とのバランスを図りながら、審議答申をいただいております、その答申に沿い、水道料金の改定提案をするとのことでした。

委員から、起債はこれ以上ふやせないかとの質疑に対し、現在でも起債はふえている状況で、4,000万円を上限とし起債を起こし、現在8,000万円程度を返している。起債は、一般会計では交付税等で補充がなされるが、水道事業の場合は純粋な借金であり、これから人口減少が見込まれており、これ以上の起債を残すということは、後世への負担を残すということ

になる。現段階で、これ以上起債を残し、またふやすということは正しい選択ではないと考えているという答弁がありました。

また、開栓手数料の廃止については、現場の対応状況から合理的ではなく、今回廃止するに至ったとのことでした。

また、雑手数料の減額は否めないが、県下で採用しているところは、阿蘇市、水俣市、本市だけとなっていることもあり、今回は廃止させていただきたいとの答弁でした。また、審議会から5年、10年後に見直しの附帯意見がついていることの見解として、改正が必要なきは検討してほしい旨の答申であったことなどの答弁がありました。

また、委員から、今回の条例改正には反対である、水道料金の値上げによらず、起債や一般会計からの繰り入れを行うことで事業を運営していくべきだとの反対意見もありました。

慎重審査の結果、賛成多数で原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 議第73号の説明内容について、把握したつもりなんですけど、この中で、第15条で、「市は、使用水量を計量するため、給水装置にメーターを設置する。ただし、市長がその必要がないと認めたものについては、この限りでない。」という条文があるんですけど、この市長がその必要がないと認めたものというのについて、委員会の中でどのような審議があったのか、お尋ねいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） そのことについては、委員会の中では質問等も出ておりませんし、審議を行っておりません。

○議長（田中 哲君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

ここで、議第73号については、討論の要求があっておりますので、これより討論を行います。

1番、塩見寿子議員の発言を許可いたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君）（登壇） 議第73号人吉市水道条例の一部を改正する条例に、反対の立場から討論を行います。

反対の理由は、まず第1に、水道料金の値上げによって新たな負担増になり、市民の暮らしはますます大変になると思うからです。安倍政権の経済政策アベノミクスで貧困と格差が

増大し、生活が厳しくなっています。年金は引き下げられる一方、消費税増税や国保税や介護保険料、下水道料金など公共料金の値上げが続きました。また値上げになるとね、毎日使うものなのに、これ以上節約できないとの声が出ています。市民の負担を重くする水道料金の値上げには賛成できません。

第2に、水道料金の値上げを避けようとする執行部の真摯な姿勢がなかったと思うからです。これまでの質問を通じて、値上げを抑えるために起債をした場合はどうなるのかというシミュレーションは検討されていないことが明らかになりました。同様に、一般会計からの繰り入れも選択肢からは外されました。国からの補填がある事業は限られてはいるものの、一般会計からの繰り入れは禁止はされてはおりません。地方公営企業法第3条にあるように、その本来の目的は公共の福祉の増進です。水道事業については、経済性のみが強調されていますが、本来の目的は公共の福祉の増進であり、値上げをどう抑えるかなどがもっと真剣に考えられなければならないと思います。

以上のような見地から、私はこの議案に反対します。

○議長（田中 哲君） 以上で討論を終了します。

それでは、採決します。議第72号及び議第73号の2件については、採決を分割して行います。

まず、議第72号について採決します。

お諮りいたします。議第72号について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第72号は、原案可決確定いたしました。

次に、議第73号について採決します。採決は、起立採決といたします。

お諮りいたします。議第73号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（田中 哲君） 起立多数。

よって、議第73号は、原案可決確定いたしました。

日程第3 議第74号から日程第6 議第77号まで

○議長（田中 哲君） 次に、日程第3、議第74号から日程第6、議第77号までの4件を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）（登壇） おはようございます。経済建設委員会に付託されました日程

第3、議第74号から日程第6、議第77号までの4件につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

日程第3、議第74号人吉市農業振興地域整備促進等審議会条例の一部を改正する条例の制定については、農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律が施行されたことに伴う規定の整理その他所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。

農村地域工業等導入促進法の名称を、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に変更及び関連する各条文の整理、さらに、その他の条文の規定の整理を行うものであります。

農村地域工業等導入促進法は、高度成長期において農業と工業の均衡ある発展を図るとの要請から、農村地域における工業の立地を促進し、新たな雇用を創出するものとして制定されました。

今般、産業構造が変化する中で、引き続き農村地域において就業の場を確保するため、同法の支援対象業種を工業等に限定せず、農村地域での立地ニーズが高いと見込まれる産業にも拡大する等の見直しを行っています。工業等には、工業製造業、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業及び卸売業に限定されておりましたが、当該限定を廃止し、対象となる産業の業種を拡大するものです。新たに対象業種として想定されるものには、農産物直販所等の小売業、農泊・農家レストラン等の宿泊業、飲食サービス業、木質バイオマス発電、医療、福祉、情報通信業等が考えられますが、国の「農村地域への産業の導入に関する基本方針」に定めた上で、地域の実情を踏まえたものとなるよう、地方公共団体が必要性、適正性を判断することになります。

なお、本市の実施計画策定区域は、人吉地区上林工業団地5万2,755.46平方メートル、人吉地区大畑工業団地2万9,116平方メートルが昭和49年度に策定されております。

審査の過程で委員から、農業をする人が減り、耕作放棄地がふえるから簡単に転用できるようにするものなのかとの質疑に、産業の均衡を図って地域を振興していくのが目的であった。これまで5業種に限定していたが、それを広げた。農泊事業等が入ったのは、農地は農村にもとからある地域の財産であり、それに対して農泊事業など参入できるようにしようということによって事業拡大された。また、この法律が改正になったことで、農地法が変わったということはないとの答弁。このように変えるのであれば、近隣の農地に対し土壌汚染しないことなどの文言を入れるのは考えられないかとの質疑に、業種については、国が基本方針を定める。周辺農地に影響を与えないか、土地改良施設等にも影響を与えないかなど、クリアしたものが入ってくる。農振法上の規制がかかる部分と農工法の導入については均衡を図って調整をうまくとりなさいというところで、農振審議会の中で農工法の実施計画に関する部分も一緒に審議して計画をつくることになるとの答弁。さらに、今のは国の指針だと思うが、条例にうたい込まなくてもいいのかとの質疑に、計画を策定する中で計画の中にもうたい込むとの答弁がっております。

次に、日程第4、議第75号人吉市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定については、平成29年6月2日に公布されました企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正前の法律による各種支援制度は、企業立地の促進等に一定の役割を果たしてきたことは間違いのないところではあったものの、地域への経済的波及効果が地域により濃淡があり、限定的だったこと、非製造業の事業者の多くが主要支援措置の対象外であったことなどが課題として挙げられており、このような中、近年の地域経済における事業環境の変化に伴い、産業・雇用の担い手は多様化しており、特に今後成長が期待される分野として、成長ものづくり分野、農林水産及びこれに付随する地域商社、I o T、A I、ビッグデータを活用した第4次産業革命、観光・スポーツ・文化・まちづくり関連、ヘルスケア・教育サービス等が挙げられています。

今回の法改正は、従前の製造業のみならず、地域の特性を活用した事業の生み出す経済的波及効果に着目し、これらの成長分野についても支援制度を拡充するとともに、地域の成長発展の基盤強化を図るため、地域の特性を生かして高い価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすことにより、地域経済を牽引する「地域経済牽引事業」に係る計画を承認する制度を創設するとともに、同計画に係る事業を支援することを目的とされたものであります。

具体的な措置事項の概要は、まずは国の基本方針をもとに、市町村及び都道府県が基本計画を策定し、国の同意を得る必要があります。熊本県の場合は県で全市町村を対象とした計画を既に策定しており、国に提出し、現在、同意に向けて国とやりとりを行っている段階とのことですが、今後、この計画同意を得た後、民間事業者等において、「地域経済牽引事業計画」を策定、県知事の承認を得た後、具体的な支援事業について申請を行うという運びとなります。

つきましては、まだ県が国に提出しております基本計画の同意がなされていない中でありますので、今回の条例改正は、法の一部改正による法の名称の改正、及び省令等の名称及び内容の一部改正による関連条文の繰り上げに伴うものが主なものであります。

審査の過程で委員から、人吉市が当てはまる事業はどういうものがあるのかとの質疑に対し、執行部から、人吉市が対象になるのは余りない状況。これまで梢山工業団地に立地する企業などが主な対象であった。今回業種が広がっており、第4次産業革命分野、観光・スポーツの分野において利用が図られる可能性はあるとの答弁がっております。

次に、日程第5、議第76号人吉市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定については、議第75号人吉市企業立地促進条例の一部を改正する条例と同じく、企業

立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

条例の題名を「人吉市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例」に改めるほか、引用しております法律名、条項の改正などが行われております。

なお、企業等の立地に伴う緑地の緩和等の具体的な措置に係る改正等については、今回の国の計画同意の後に、市と県とでまず個別に協議を行い、その後、再度国の同意を得ることとなっており、具体的な内容の改正、緑地緩和率の改正や中核工業用地の緑地緩和を新たに設定する条例改正等については、諸般の手續が完了した後に、提案させていただきたいとの説明がっております。

審査の過程で委員から、中核工業用地の緑地率について質疑があり、より立地がしやすいように、極力有効面積を目いっぱい使っていただけるように緑地率を緩和したいと考えているとの答弁がっております。

次に、日程第6、議第77号人吉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定については、公営住宅法施行令及び住宅地区改良法施行令の一部を改正する政令等が施行されたことに伴う規定の整理その他所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。

改正の背景としましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、公営住宅法の改正が行われましたが、この改正に関し必要な政省令の規定を整備するため、7月21日に公営住宅法施行令及び住宅地区改良法施行令の一部を改正する政令が、同26日に公営住宅法施行規則及び地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令が公布されています。

これらの一部改正政省令では、認知症患者等である公営住宅入居者の収入申告義務の緩和、公営住宅の明渡請求の対象となる高額所得者の収入基準の条例による上書きに関し必要な事項を定めることとされておりますが、本市の条例におきましては、収入義務の申告の緩和の部分の改正が、また、公営住宅法施行令と公営住宅法施行規則に基づいて条ずれが発生したため、条例中の該当条の引用箇所について改正が必要となったことから、条例の一部を改正するものであります。

なお、公営住宅の明渡請求の対象となる高額所得者の収入基準については、現在の基準を引き続き適用するため、この部分の改正はあっておりません。

認知症患者等である公営住宅入居者の収入申告義務の緩和については、公営住宅の家賃については、入居者からの毎年度の収入申告をもとに決定し、収入申告がない場合は、当該住宅の最高家賃になりますが、収入申告義務の免除となる対象者は、公営住宅法施行規則第8条第1号の認知症である者、第2号の知的障害者、第3号の精神障害者、第4号の前3号に

掲げる者に準ずる者であります。

また、収入申告を免除しますので、該当者の収入を知り得る方法として、事業主体が官公署における必要な書類の閲覧等により把握した収入に応じて家賃として決定できるようにするとの改正が行われたものであります。

認知症である者等であるか否かについては、医師の診断書、療育手帳、精神障害者福祉手帳を確認して対象者を認定することになります。

また、医師の診断書等がないため、認知症等である者等であるか否かについて確認できない場合であっても、医療や介護等の事務に従事する職員からの意見書等により認知症等である者等に準ずる者であると判断し、収入申告義務の免除となる対象者とするができるものとするものであります。

これにより、認知症等の方々の家賃負担額の増加が回避され、入居者の保護に資することになります。

審査の過程において委員から、公営住宅法施行規則第8条第1号、第2号、第3号の該当者は、現在どれくらいおられるのかとの質疑に、収入申告についてはヘルパーさんや家族が出されるので、現在どれくらいおられるのかというのは把握していないが、今後このことについては団地の皆さんに周知していきたいとの答弁。認知症の方や障害手帳を持っている方は、福祉のほうで把握していると思うが、そういった方たちがどの団地に入居しておられるかというのは把握しておく必要があるのではないかと質疑に、個人情報という課題はあるが、課内で協議しながら、そういった方たちが利用できる制度を構築していければと考えているとの答弁がっております。

以上、4件につきまして、慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第74号から議第77号までの4件について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第74号、議第75号、議第76号、議第77号は、原案可決確定いたしました。

日程第7 議第62号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第7、議第62号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、予算委員長の報告を求めます。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君）（登壇） 皆さん、おはようございます。日程第7、議第62号平成29年度人吉市一般会計補正予算（第2号）のうち、予算委員会に付託されました第1条歳入歳出予算の補正のうち、歳入全款並びに第3条地方債の補正について、審査の主なものを御報告いたします。

今回の歳入予算の補正は、4億6,308万4,000円を追加し、歳入予算の総額を171億3,217万7,000円とするものです。

主なものとして、地方交付税のうち普通交付税8,401万2,000円の増額補正を含みます、国庫支出金、県支出金及び特別会計への繰入金など、平成29年度交付額決定によるものや、前年度決算に伴う精算によるものなどです。

17款寄附金の7,000万円の増額補正は、ふるさと納税が増収状況にあるため追加補正するもので、審査の過程において委員から、広報活動等について質疑がっております。

20款諸収入のうち、福岡高等裁判所において損害賠償請求控訴事件が終結したことによる和解金500万円が増額補正として計上されております。

次に、地方債の補正につきましては、普通交付税の決定に伴い臨時財政対策債の発行可能額が確定したことにより、3,527万1,000円の減額補正、そのほか、農林水産業債710万円を含む7件の増額補正、都市計画債200万円の減額補正となっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君）（登壇） 皆さん、おはようございます。日程第7、議第62号平成29年度人吉市一般会計補正予算（第2号）のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算、債務負担行為の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、総務部・企画政策部関係でございますが、債務負担行為補正の追加は、第5次電算システム導入事業及び財務会計システム導入事業です。

平成27年度までをリース期間として運用を図り、その後2年間再リースで継続使用してきたが、現在の電算機器では不測の事態への対応が困難なため、システム改修や機器の更新、現システムのバージョンアップが必要なことから、次期システム導入の期間を平成29年度から平成34年度までとし、第5次電算システム導入事業は限度額2億5,415万円、財務会計システム導入事業は限度額1,682万円とするものです。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、13節委託料4,749万4,000円の増額補正は、

昨年度に比べ、本市に対するふるさと納税が増加していることから、ふるさと納税業務委託料の追加分、また、平成25年度から継続してまいりました地域情報通信基盤整備事業に関する自営柱訴訟が和解したことによる弁護士委託料、さらに市内における空き家等のデータを収集するため現地調査を行い、データベース化するための委託料です。

15節工事請負費216万円の増額補正は、防犯灯約70基分の設置工事に伴うものです。

19節負担金、補助及び交付金の増額補正は、蟹作会館及び七日町会館、西間下町公民館施設整備に対する地区公民館施設整備事業補助金、及び6月補正で認めておりました上薩摩瀬町公民館施設整備において、シロアリ発生など施設改修の内容に変更が生じたことによる補助金の増額、また、くま川鉄道の平成28年度経常損失を補填する人吉市くま川鉄道経営安定化補助金861万5,000円の計上などによるものです。

委員の質疑に対して、上薩摩瀬町公民館改修工事費の支払いは、現時点で未払いであり、9月議会で認めていただいた後、支出する予定である。予備費充用、予算流用では、補助金の増額は認められていない。認められているのは災害復旧分野であり、今回は、公民館での夏場の行事がめじろ押しだったため緊急的に対応したとの答弁があつています。さらに委員から、各公民館の整備概要について質疑があり、執行部から概要について説明がありました。

また、くま川鉄道経営安定化補助金について、委員からの質疑に対して、全体の赤字に対する人吉市の負担分は28.5%であり、861万5,000円をお願いしている。負担割合については5つの要素で決まっており、1つ、国勢調査による人口割、2つ、線路の距離、3つ、乗降の人数、4つ、標準財政規模、5つ、固定資産税の相当額にて案分し算出しており、人吉市は28%から30%で推移しているとの答弁がありました。

9款消防費、1項消防費、2目非常備消防費308万2,000円の増額補正は、8月20日、本市で開催されました第5回熊本県女性消防操法大会において、本市女性消防隊が優勝し、来る9月30日に秋田市にて開催されます第23回全国女性消防操法大会へ熊本県代表として出場することに伴う経費です。実際の総事業費は438万2,000円ですが、日本消防協会及び熊本県消防協会からの助成が見込まれますので、その額を差し引きした分を補正するものです。

3目消防施設費、15節工事請負費160万円の増額補正は、平成29年度当初予算において、新庁舎建設敷地内にある防火水槽が支障になることから、弓道場近くに新設する予算が認めてありましたが、当初計画よりも費用がかかったことから、不足分を工事費として予算措置していた防火水槽修繕工事費から先に執行したものです。そのことから、市内6カ所の防火水槽修繕工事を実施するため、予算を増額するものです。

委員の質疑に対して、防火水槽の設置場所は、1、上漆田町、2、東間下町、3、二日町、4、上原田町2カ所、5、下原田町の計6カ所であるとの答弁がありました。

次に、教育部関係としまして、債務負担行為補正の追加は、人吉市体育施設指定管理料の指定管理が平成30年3月31日で終了することから、次期指定管理者を選定する必要があり、

根拠となる予算を確保するため、事業期間を平成34年度までとし限度額3億750万円とするものです。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、12節役務費手数料10万6,000円の増額は、学校で使用しなくなった水銀体温計、水銀血圧計、水銀温度計の廃棄手数料です。

委員からの質疑に対して、市内の小中学校においては、合計で水銀体温計274本、水銀血圧計8台、水銀温度計25本を持っている。産業廃棄物の取り扱いが変わることから処分が厳しく規定されるため、県内市町村合同で処理することになった。本数などについては、各学校に調査し出てきた数なので、今回処分することでなくなる見込みとの答弁がありました。

13節委託料及び14節使用料の増額補正は、ゴルゴ松本氏を招聘し「命を大切にする教育フォーラム（命の授業）」を行うための経費です。

委員からの質疑に対して、開催時期は12月中旬を予定しており、場所はカルチャーパレス大ホールで行い、市内中学校1年生から3年生を対象にしているとの答弁がありました。

2項小学校費、1目学校管理費466万円の増額補正は、来年度小学校新入学児童への入学祝い品購入経費101万4,000円、修繕料として人吉西小学校、大畑小学校、中原小学校の修繕に対応するための予算254万6,000円等です。また、12節役務費110万円の増額補正は、東間小、大畑小、西瀬小の焼却炉撤去に伴うダイオキシンなどの事前調査手数料です。

3項中学校費、2目教育振興費216万2,000円の増額補正は、第一中学校、第二中学校の電子黒板の購入です。

委員からの質疑に対して、設置する学校は第一中学校、第二中学校である。各学校の設置状況については、東小10台、西小8台、東間小4台、大畑小4台、西瀬小8台、中原小8台、一中6台、二中6台、三中3台となっている。今後も継続して設置していきたいとの答弁がありました。

6項保健体育費、2目体育施設費560万5,000円の増額補正は、15節工事請負費がスポーツパレス消防設備点検の結果、照明不点灯などが多数あったことから、非常用照明器具取りかえ工事を行うものです。18節備品購入費は、同じく非常放送設備にも不良があり、アンプを購入し取りかえるものです。

委員からの質疑に対して、非常用照明器具は非常時のみ点灯する非常口に誘導する照明であり、基盤から取りかえるのは今回が初めてである。非常放送設備については、アンプのユニット交換でスピーカー自体の交換はしないとの答弁がありました。

7項学校給食センター費、1目学校給食センター運営費809万6,000円の増額補正は、備品購入として当初予算で給食配送車500万円を計上していましたが、車両価格の高騰などにより不足したことから170万円を増額補正し、あわせて、老朽化している角型二重保温食缶の買いかえに564万4,000円を計上するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君）（登壇） 日程第7、議第62号平成29年度人吉市一般会計補正予算（第2号）のうち、厚生委員会に付託されました歳出予算について、審査の結果の主なものを報告いたします。

2款総務費、2項徴税費の補正は、土地情報総合システムのパラメーターを変換するためのシステム設定委託料、市税等過誤納金還付金の増などです。3項戸籍住民基本台帳費の増額補正は、戸籍上級者研修参加に伴う旅費の増額などです。

3款民生費、1項社会福祉費の補正は、臨時福祉給付金、国民健康保険事業特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金、介護サービス事業特別会計繰出金の増額などです。2項児童福祉費、3項生活保護費の補正は、人事異動に伴う人件費などの補正です。

4款衛生費、1項保健衛生費の補正は、瓦屋墓地内の危険木伐採等の墓地管理委託料の増額です。なお、瓦屋墓地は現地視察を行っております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）（登壇） 日程第7、議第62号平成29年度人吉市一般会計補正予算（第2号）のうち、経済建設委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

6款農林水産業費を6,689万8,000円増額し、補正後の額を4億6,474万9,000円といたしております。

1項農業費、1目農業委員会費を201万7,000円減額、2目農業総務費を82万4,000円増額、3目農業振興費を135万7,000円増額、5目農地費を2,674万1,000円増額、2項、2目林業振興費を4,080万3,000円増額しております。

主なものは、人吉市クリセン定作業支援補助金、人吉ブランド化実行委員会補助金、設立案もない地域営農組織法人農事組合法人おこぼに対し、初期運営費用を支援する法人経営安定化支援事業補助金、下戸越地区用排水改修工事及び古仏頂地区ゲート設置工事ほか2件の工事請負費、くま中央森林組合に対する補助で、林業の効率化を図る目的でプロセッサーほか2台の高性能林業機械導入のための緑の産業再生プロジェクト促進事業補助金、高性能林業機械導入補助金、間伐の推進と間伐材の安定供給のためのくまもとの森林利活用最大化事

業補助金などであります。

審査の過程で委員から、緑の産業再生プロジェクト促進事業補助金について、省力化で人が要らなくて済むようになるのかとの質疑に、戦後の拡大造林のため今が伐期で、伐採量が多くなる。機械化を図って安定供給ができるように、国・県が力を入れているところ。決して人が要らなくなるということにはつながらないとの答弁。他県から依頼があったら出かけることはあり得るのかとの質疑に、くま中央森林組合は人吉市、あさぎり町、山江村、錦町で構成している。今回の購入に当たっては、国の補助のほかは4市町村で出している。取り扱う場所はくま中央森林組合を構成している4市町村の森林で、ほかのところでは使わないとの答弁。組合の中に何台も同じような機械があるのかとの質疑に、林業機械センターが保有台数は多い。人吉球磨の林業素材生産業者であるならばリースでその機械は使えるが、30業者あるので機械が足りていない。近年、くま中央森林組合は機械導入をしていないので、4市町村で十分に稼働できると見込んでいるとの答弁がっております。

また、くまもとの森林利活用最大化事業とはどのような事業かとの質疑に、間伐の推進、間伐材の有効利用の拡大を図るもの、民有林の21年生から60年生までの杉、ヒノキを対象に、1立方メートル当たり県と市で3,400円補助するもの、市では県に申請して40ヘクタール分の1,214立方メートルの交付決定があったとの答弁がっております。

7款商工費を855万7,000円増額し、補正後の額を3億5,145万2,000円としております。

1項商工費、1目商工総務費を477万7,000円増額、2目商工業振興費を378万円増額しております。

主なものは、国民宿舎くまがわ荘における10月以降の維持管理経費及び施設設備調査委託に要する経費の繰出金499万9,000円、平成30年度に開設を予定いたしております、(仮称)起業創業・中小企業支援センターのセンター長公募に要する経費378万円であります。なお、本市が求める優秀な人材を獲得するために、募集から審査までをノウハウのあるところへ委託する予定との説明がっております。

審査の過程で委員から、起業・創業に関し随意契約を予定されている。本市の契約規則を見れば、随意契約の限度額は決まっていたと思うが、1社に限って随意契約ができるのか、法令に基づいてやられるのか、場所はどこを想定されているのか、他町村の受け入れもするということだが、やはり市を優先するべきでは、町村に応分の負担を求める考えはないかとの質疑に、地方自治法施行令第167条の2の第1項第2号を適用し、競争入札に適さないものに該当する。場所はまだ未定であるが、考えているのは国民宿舎の1階の一部、宴会場の奥のほうの一部。他都市も半分以上は公共施設内に入っている。もう一つは、まちなかの空き店舗を考えている。しかし、家賃の問題や、短期間での撤退を考えると公共施設を第一義にと考えている。人吉市の事業者が最優先であり、人吉市で予約がいっぱいだったらそこで終わる。仮に予約にあきがあるときは、人吉市内からの従業員がいる、もしくは人吉市内に

商取引のある事業所の受け入れも考えたい。町村からの分担金は、郡部からの利用が1年目に多ければ2年目以降求めていく必要はあると考える。最終的には広域でやれば良いというのが理想との答弁。

契約は「株式会社やろまい」とあるが、ひむかビズやアマビズはどこを使ったのか。いい人材を採るため、競争・プロポーザルをやってもいいのではとの質疑に、ひむかビズ、アマビズ、また、熱海市、島根県邑南町、千葉県木更津市、京都府福知山市が共同でセンター長を公募されているが、いずれも「やろまい」と随意契約でされている。エフビズモデルのセンター長を目指しているため、公募に当たっては「やろまい」がベストと考えているとの答弁。

一次選考、二次選考において審査員は誰がやるのかとの質疑に、一次選考はエフビズの小出センター長、オカビズの秋元センター長、それに市、それぞれで15名程度ずつ選考し、最後に3者で15名程度ずつ持ち寄って、その中から5名から6名程度選んで、一次選考の合格者とする。二次選考は面接試験を予定している。エフビズの小出センター長、オカビズの秋元センター長、県のよろず支援拠点のセンター長、地元商工業者から2名、市からも入る予定、市の裁量が働かないような5名を考えているとの答弁。

センター長は市の職員になるのかとの質疑に、身分は、まだ協議段階ではあるが、商工会議所の1年契約の嘱託職員ということで考えているとの答弁。

通勤途中の事故などはどうなるのかとの質疑に、福利厚生や身分保障はあくまでも会議所の職員としての保障になるとの答弁。

1年で契約が切れるのであれば、仕事をやめて来られる場合がほとんどだから不安だと思う。できる限り長く雇用したほうがいいのではとの質疑に、事業については3年程度と考えているが、雇用期間については1年目から成果を出してもらうことを考えると、1年契約の更新ということで、1年目から成果が出ない人については、当然2年目については厳しい条件だということで考えているとの答弁がっております。

8款土木費を1億5,472万1,000円増額し、補正後の額を24億8,773万8,000円としております。

1項土木管理費、1目土木総務費を501万9,000円増額、2項道路橋梁費、2目道路維持費を2,914万円増額、3目道路新設改良費を6,119万円増額、3項住宅費、1目住宅管理費を1,777万5,000円増額、2目住宅建設費を1,811万6,000円増額、5項河川費、1目河川総務費を387万円増額、2目河川改良費を1,640万円増額しております。

主なものは、2項、2目道路維持費は、人吉市道路草刈り作業報償金、市道草刈り、側溝しゅんせつ、支障木除去、道路維持補修、除雪作業、法定外公共物維持補修の委託料、市内一円の道路維持補修工事費です。

3目道路新設改良費は、本白蓑原線ほか5路線の新設改良のための測量設計業務委託料、

戸越永葉線ほか4路線の地質調査業務委託料及び一般廃棄物処理施設周辺整備事業において、広域行政組合からの受託事業として取り組む赤池水無第1号線・第2号線の測量設計業務委託料、東間赤池線側溝改修工事及び羽田橋元川線ほか4路線の道路改良工事、荒毛牛塚線改良工事及び南町地内第1号線改良工事に伴う電柱移設の補償費です。

5目橋梁新設改良費は、曙橋橋脚補強地質調査業務委託料を15節工事請負費から13節委託料に組み替えております。

3項住宅費、1目住宅管理費は、市営住宅各施設の建築、給排水、電気、ガスなどの各設備の修繕料、鶴田団地集会所屋上防水改修工事費、2目住宅建設費は、笹栗山団地2・3号棟及び一本杉団地1・2号棟における外壁改修工事費です。

4項都市計画費、2目公園管理費は、各公園・街路樹等の樹木伐採等業務委託料及び人吉駅前広場への寄附樹木受入業務委託料、3目公園整備費は、瓦屋公園トイレ測量設計業務委託料の追加、人吉市都市公園施設長寿命化計画見直し業務委託の変更に伴うものです。

5項河川費は、茂田川浚渫業務委託料等及び平成28年度に用地買収が完了いたしました鷹木川における河川改修工事費です。

11款災害復旧費、2項農林水産施設災害復旧費、1目農業用施設災害復旧費を2,379万2,000円増額し、補正後の額を2,379万3,000円といたしております。

上原地区ため池災害復旧工事に対する工事請負費に関して、委員会として現地視察を行っております。

3項公共土木施設災害復旧費に650万円を追加し、補正後の額を673万3,000円といたしております。

1目道路橋梁災害復旧費は、単独事業の人吉矢岳線道路災害復旧工事費、3目公園施設災害復旧費は、村山公園法面災害復旧工事測量設計業務委託料で、本件に関しては、委員会として現地視察を行っております。

5目河川災害復旧費は、単独事業の胸川支川護岸災害復旧工事費です。

審査の過程で、道路草刈り作業報償金に関し、委員から、草刈り報償金は、既にどこかの町内から申請があっているのかとの質疑に、9月現在において28町内から申請があっているとの答弁。予算、距離はどうなっているのかとの質疑に、約40万円、距離は少ないところで500メートル、多いところで3キロとの答弁があっております。

修繕料に関し、里道は地域の住民から申請がなければ修繕料は出さないということなのかとの質疑に、里道・水路については、従来は地域の方に維持管理を原材料支給でお願いしていたが、やはり高齢化であるとか、労力が出せないとか、工法的に無理であるというところについては、現場を確認して、地元で対応できないところは市のほうで対応していくということで予算計上しているとの答弁があっております。

曙橋橋脚補強地質調査業務委託料に関し、地質調査の場所はどこかとの質疑に、七地町側

の橋脚付近のボーリングを計画している。この調査は橋脚部分を補強するためにどういった仮設工が可能かということ調べるために地質調査をする。橋脚本体部分の補強であり、河川の断面等については対象に含まれていないとの答弁がっております。

人吉市都市公園施設長寿命化計画見直し業務委託に関し、都市公園施設長寿命化計画策定委託料の見直しの内容についての質疑に、見直しについては交付金の交付決定の減額に伴うもので、当初の要望額に対して51.4%の配分率であった。当初予定していた全体の見直しには700万円予算要求していたが、360万円程度の内示であった。県と協議して、現在策定している計画について、漏れている施設等も見受けられないので、一旦見直しを取りやめた。追加となるのは瓦屋公園のトイレの測量設計業務委託で、実質的なものを先に進めさせていただきたい。全体の見直しはもう少し先にして、まずは計画を進めていくということ提案して認めていただいたので、一旦取りやめて、その分を今回は測量設計委託に回させていただいて進めていくとの答弁がっております。

人吉駅前広場への寄附樹木受入業務委託料に関し、駅前の樹木受け入れ委託の内容はどの質疑に、さくら会から桜の木の寄附の申し出があり、場所を駅前をお願いしたいという要望であった。駅前には今クスノキがあるが、樹皮がめくれ上がって樹形も悪い。また将来枯れてくるであろうことも想定される。今回の申し入れもあり、ちょうどいい機会でもあるので、クスノキと桜を入れかえるということで受け入れる体制をとりたい。また、木とともに土もいただけるということで、全体的に土も入れかえて、桜が大きくなるように受け入れ体制を整えたい。なお、現在、クスノキのところに配電盤や配線があるので、掘り起こしたり移動したりするので50万円ほどかかるとの答弁。整備は全体的なのか、それとも、桜を植える部分だけなのかとの質疑に、根巻きをした大きさが1メートルくらいあれば、その二、三倍は大きく土を入れかえないと根が張らないので、物を見てどの程度の範囲かということと、深さについても検討しなければならないとの答弁。クスノキの先に樹木があるが、これは撤去するのかとの質疑に、現在ヤブツバキを植えていて、これについては移植してバランスのいいところにまた植栽したいとの答弁がっております。

また、村山公園法面災害復旧工事測量設計業務委託料に関し、工事の範囲についての質疑に対し、U字溝の上の部分動いているので、側溝から上のブロックまでの法面の部分を復旧しようと考えているとの答弁。工事した場合に水脈が変わるのではないかと。だから次から次に壊れていくのではないかと。実際にこの前改修してすぐ崩壊している。下のほうももう少し調査できないのかとの質疑に、観測はしていないが、目視で確認している。確かに水が少しずつは出ているが、少なくともずれや動きはない。だから、今回の測量業務については、下の段から上のブロック積みのところ、両幅は29メートルの幅について全体測量をさせていただき、そういったところを見ながら、少なくとも工法としては集水桝が有効であろうというのがわかったので、1カ所か2カ所かということは、今後、測量設計の検討の中で

考えたいとの答弁があり、委員から、やるのであれば、そういう調査とか、設計の段階で調査して、それに組み入れていただきたいとの要望がっております。

第2表債務負担行為の補正について、起業創業・中小企業支援事業は、平成30年度に設立予定の（仮称）起業創業・中小企業支援センターにおけるセンター長を募集するに当たり、募集を開始するための根拠となる予算を確保する必要があることから、事業の期間及び限度額を設定するもので、期間を今年度から平成30年度までの2年間とし、限度額を1,200万円としております。

審査の過程で委員から、1,200万円は商工会議所に補助金か何かで流すのかとの質疑に、給与に関する委託料、運営を委託するときの委託料として払うことを考えているとの答弁。1,200万円は運営費の補助ということかとの質疑に、あくまでもセンター長の雇用に関する給与に関する経費である。来年の3月には人件費部分プラス福利厚生に関する部分、管理運営していただく経費もこの委託料に上積みして会議所に委託料としてお願いするという方向性になるかと思うとの答弁。1,200万円ですり足りのかとの質疑に、あくまでも給与である。事業主社会保険、消耗品、通信運搬費、家賃、センター長研修旅費などは別。債務負担行為はセンター長の公募に当たっての給与条件のみ。センター長への給与としてはこの金額でやっていたかとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの各委員長報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第62号について、各委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第62号は、原案可決確定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時08分 休憩

午前11時21分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第8 議第79号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第8、議第79号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君）（登壇） 日程第8、議第79号平成29年度人吉市一般会計補正予算（第3号）のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

14款予備費、1項予備費、1目予備費254万円の減額補正は、7款商工費、1項商工費、3目観光費の増額補正に伴う補正です。

委員からの予算計上に係る質疑に対して、254万円の歳出予算に対し、歳入を見つけるか、予備費を減額して歳入として上げるか、2種類が考えられる。予備費の用途については2項目あり、1点目は、災害時に予備費充当を行う不測の事態への対応。2点目は、予算に計上されていない歳出予算の財源として充当するときに考えられる。今回は予算に上がってきており、歳入を改めて一般財源ということになれば、市税、普通交付税というものになるが、状況的にはそういう一般財源の予算は、現状では追加提案の中では財源として充てていない。基本的には当初で確保されている一般財源の予備費の総額からの財源を減額して充てるという予算のつくり方の原則があるので、そういうところで財源を確保させていただいている。

また、経済建設委員会の審査状況についての質疑に対し、9月19日に経済建設委員会が開催され、その中で審査を行っておられるが、この日には意見がまとまらないということで、翌20日に再審査を行うということになった。その中でさまざまな意見が出たようだが、結果として、全会一致でお認めいただいたという答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）（登壇） 日程第8、議第79号平成29年度人吉市一般会計補正予算（第3号）のうち、経済建設委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

7款商工費、1項商工費、3目観光費を254万円増額し、補正後の額を7,878万4,000円といたしております。

19節負担金、補助及び交付金、くま川下り株式会社事業再生支援補助金254万円でありませ。

くま川下り株式会社に対し、事業再生計画を策定するための費用について、予算の範囲内

において補助金を交付するもので、人吉市補助金交付規則の定めにより交付するものであります。

補助対象経費は、経営コンサルタントに係る経費、その他事業再生計画策定のための経費で、特に必要と認められる経費であります。

補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内の額で254万円、人吉温泉旅館組合補助金50万円、自己資金77万240円で、合計381万240円であります。

補助対象経費の内訳として、くま川下り株式会社事業再生計画策定業務に事業デューデリジェンス一式、財務デューデリジェンス一式、事業再生計画策定支援一式が含まれておりません。

業務委託予定先は、Re Hug株式会社 代表取締役 本永敬三氏、沖縄県那覇市在住で、委託契約期間の予定として、契約の日から平成30年3月31日までとするものであります。

審査の過程で委員から、くま川下りの長期債務はとの質疑に、1億3,657万6,000円であるとの答弁。

市の補助金を出すという形であれば市の契約規則にのっとってやらねばならないと思う。これも競争入札になじまないということなのか。コンサル会社は全国にある。むしろプロポーザルのほうがいいコンサルが見つかる可能性があるのではとの質疑に、商工会議所のあつせんで中小企業庁の派遣事業があり、本永氏が企業診断に入っていた関係で、既に市とくま川下り株式会社と肥後銀行においては診断結果等についても結果を聞いているところである。一番この方が今のくま川下りの実情も御存じであるということと、肥後銀行、くま川下り株式会社についても、この方に委ねたいという意向で3者協議が整ったので、地方自治法をそのまま適用できるわけではないが、一般競争入札にそぐわない随意契約の形でさせていただければということで、今回委託先を明示した上で、予算の提案をしているところであるとの答弁。

競争入札にそぐわないということはある得ない。コンサル会社はたくさんあるので、理由にならないのではないかととの質疑に、随意契約は地方自治法上も認められているので、今回はそのような解釈で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号で整理をさせていただいたとの答弁。

広く公募すべきでは。くま川下りを再生してほしいという強い思いで言っている。そういう選択で本当によかったのかなと後で言われることになるのではないかととの質疑に、確かに委託予定である本永氏も、事業再生を成功しないとリスクが大きい。今後この方が事業再生支援を業務の柱としてやっていく上では非常にリスクはあるし、肥後銀行においても、この事業再生計画が成り立たないと、また実行まで移して確実に履行されないと、損失が来るので、非常にリスクが高い。会社においては待ったなしで、事業再生しないと事業そのものがとまるし、社員も失業の憂き目に遭う。我々、市としても観光の看板である球磨川下りを

失うことになるし、3,500万円の貸し付けも行っている。また、1,200万円の出資もしている。

また、肥後銀行が債務の整理をすることになると、何らかの市の負担もある。いろんなリスクがある中で、メインバンク、会社、市のほうでこの経営コンサルに委託して、ぜひ事業再生をなし遂げていただきたいというような協議が整ったところで、今回、提案させていただいているので、通常のプロポーザル以上の選定経過を経て選ばれているという認識である。今回の事業はくま川下り株式会社と肥後銀行との信頼関係を構築されているところなので、本永氏が適任であり、これについても、繰り返しになるが、メインバンクと筆頭株主である市で協議して決定したところであるとの答弁。

本永氏は、市長の友人でもあられる。もしここでうまくいかなかったときには政治生命にもかかわる。市の責任も重大になる。だから慎重にやられたほうがいいのでは、必ず結果を出さないといけないのではとの質疑に、100%結果を出す前提で今回の決定はなされたというふうに解釈しているし、誰のせいにもできない。後戻りもできないというような状況の中で、会社も金融機関も市においても、このコンサルにかける。もちろんコンサルに責任を負わせるわけではなく、金融機関も市も納得できるような新体制を組んで、会社の存続に向けてやっていくというような体制で臨みたいと思っているので、御理解をいただきたいとの答弁。

PDCAまでやっていただくような契約でやらなければならないと思う。そうでないと結果は出ない。我々としてはこれを認めるに当たっては不安であるがとの質疑に、今後の契約については、まずは事業再生計画の策定をし、その後の実行の支援ということについては会社も考えていると思う。それに対して市のほうに資金支援があるかどうかは、今は要望はないところであるが、年間計画の中でフォローアップがされていくと考えている。PDCAは大事である。会社は先のことまでは明確に出していないところもあるが、これで補助金として出すわけなので、計画をつくってメインバンクに示し、資金の融資ができるようになると、それで次をやればいいという、そういう話も出てくる。これを使ってDCAにつなげていくような事業計画を考えていただくよう提案したいと思っている。そうしないと、人員が足りないところがあるので、そのための人的支援の組織をつくる。その中でDCAの部分をどうするかを検討していく。3,500万円の使途についても、今後も議会への報告をくま川下り株式会社に求めていきたいとの答弁がっております。

また、委員の意見として、球磨川下りは人吉の観光にとって最重要。ただししっかりとした経営をしないと、例えば旅館組合や人吉市、株主など、いろんな方々にいいアイデアをいっぱい出していただいて、この期間は絶対潰したらいけないんだという気持ちを持っていただくというのを約束していただかないと、予算は認められない。今回の補助の対象となっている期間は、副市長が10日に1回とか、月に二、三回会社に出向いて、財政や経営に携わっていただきたい。市の職員からも観光に対して意見を聴取していただきたい。

本市の観光の看板であると思うので、今回応援するという意味ではやむを得ないかなと思っているが、その反面不安もある。これで応援して業績が上がっていけばいいが、逆にまた赤字がふえていくんじゃないかという心配もあるので、しっかりバックアップをしていただきたいのと、定期的に経営状況を執行部が調べていただき、報告していただきたいと思っている。また、市民の方から船頭さんが階段に座ってたばこを吸っていたなど、いい評判を聞かなかつた。支援とあわせて、社員教育、指導をお願いしたい。

球磨川下りは100年以上続く人吉の観光の最重要、大きな宝物、これをなくしてはいけない。今回の契約は、本来であれば随意契約ではなく、競争入札やプロポーザルを選択すべきであるが、今回こういう形で提案されたので、再生プランで終わるのではなく、プランの完全な実行と黒字転換されるまで、この方に委託すべきではないかと思う。そしてまた、プラン実行に当たっては、旅館組合も陣頭指揮をとる形で、そしてまた、職員の再生チームも一緒になって、我々市民も応援できるようなプログラムをぜひ提案していただきたい。黒字転換するまで頑張してほしい。

平成26年の事業再生計画は失敗に終わったと見ている。今回本当のプロがつくる財政計画になると思うので、失敗できないと思っている。歴史ある球磨川下りなので、観光の目玉、人吉の代名詞なので、今回の財政計画をつくった上で、その計画に基づいた事業を展開していただき、必ず黒字にさせていただくことが市民の方も安心されるのではないかと思うので、ぜひこの財政計画はきちんとしたものをつくっていただきたい。

あくまでも球磨川下りというのは天候に左右される。向こうから来てもらわないといけない事業である。外に球磨川下りの事業をアピールして、お客さんが来るような体制をとってもらい、事業再生計画の中に入れて事業をやってもらわないと、今回も事業再生計画をつくっても、天候に左右されて1カ月も2カ月もやれなかったということになると資金が途切れる。そういうときの再生も1年ではなくて、5年計画ぐらいできちんとした計画をつくってもらわないと、この会社の人吉市から事業運営資金を補助することはあり得ないと思う。そういう計画をつくってもらいたいと思うので、しっかりした支えを市はやってもらいたいと思うといった厳しい意見が出されました。

委員の意見に対して執行部から、重く受けとめ頑張っていきたいとの答弁がありましたが、経済建設委員会としては、球磨川下りは人吉の観光の看板であり、潰すわけにはいかないというのが一致した意見である。今回の提案については、くま川下り株式会社は今までと同様に、定期的に財務会計等の報告を議会に対して行っていただきたい。くま川下り株式会社の支援については、事業再生支援チーム等を積極的に活用しながら、最大限にできる範囲で市は責任を持って対応していただきたい。くま川下り株式会社が自立できる方向に道筋を立て、それを支援していくことが市の最大の責務であるので、それを踏まえて、今後、くま川下り株式会社にはかかわっていただきたいという意見を経済建設委員会の要望として申し入れを

行ったところであります。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの各委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第79号について、各委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第79号は、原案可決確定いたしました。

日程第9 議第63号から日程第14 議第68号まで

○議長（田中 哲君） 次に、日程第9、議第63号から日程第14、議第68号までの6件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君）（登壇） 厚生委員会に付託されました日程第9、議第63号から日程第14、議第68号までの6件について、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、日程第9、議第63号平成29年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、前年度繰越金のほか、保険給付費に係る国庫負担金の精算及び人事異動に伴う人件費などの補正です。

次に、日程第10、議第64号平成29年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、前年度繰越金のほか、平成28年度熊本県後期高齢者医療広域連合納付金の精算などの補正です。

次に、日程第11、議第65号平成29年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、前年度繰越金のほか、基金積立金、人事異動に伴う人件費の補正、今年度から開始された介護予防日常生活支援総合事業に係る介護予防ケアマネジメント費が熊本県国民健康保険団体連合会での審査支払が可能となったため、その費用の増額補正、平成28年度の国庫及び県支出金並びに支払基金交付金の精算に伴うものです。

委員の質疑に対し、執行部から、介護予防ケアマネジメント費収入335万6,000円は3,280件、1,023人を対象に予算措置したものと答弁がありました。

次に、日程第12、議第66号平成29年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、人件費の補正のほか、平成28年度決算に基づく繰越金の確定によるものです。

次に、日程第13、議第67号平成29年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第1号）は、人事異動に伴う人件費などの補正です。

次に、日程第14、議第68号平成29年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、人事異動等に伴う人件費などの補正です。

以上、6件につきまして、慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第63号から議第68号までの6件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第63号、議第64号、議第65号、議第66号、議第67号、議第68号は、原案可決確定いたしました。

日程第15 議第69号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第15、議第69号を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）（登壇） 経済建設委員会に付託されました日程第15、議第69号平成29年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ499万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ837万9,000円とするものであります。

歳入は、2款、1項、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金を499万9,000円増額し、補正後の額を500万円といたしております。歳出の一般管理費の増に伴う繰入金の増額です。

歳出は、1款、1項、1目一般管理費を507万1,000円増額し、補正後の額を729万7,000円としております。

11節需用費129万4,000円の増額は、くまがわ荘の維持管理に伴う、平成29年10月から平成30年3月までの電気料、上下水道料、修繕料の増によるものであります。

13節委託料377万7,000円の増額は、くまがわ荘の維持管理に伴う平成29年10月から平成30

年3月までの自家用電気工作物保安管理委託料、除草及び浴室清掃業務委託料、あわせて77万7,000円及びくまがわ荘施設設備調査委託料300万円の増であります。

2款、1項、1目予備費を7万2,000円減額し、補正後の額を108万2,000円としております。

本件に関しては、委員会として現地視察を行っております。

審査の過程で委員から、風呂場の清掃ができていないのではないかとの質疑に、シルバー人材センターに委託して、毎週水曜日、2名体制で清掃している。前後の写真管理もしているとの答弁。運営されているときと比べ、汚れ方に雲泥の差がある。週1回ではなく、職員で毎朝行って換気しないと、今後の再生は不可能だと思うがとの質疑に、管理は週1回で、足りない部分は出てきている。換気は注意して行っていきたい。清掃は回数をふやすのは厳しいかもしれないが、再開に当たっては整備をしっかりやっていく必要があると思っっているとの答弁。

施設設備調査委託の相手先は随意契約なのか。また、昭和レトロのような形で施設をリノベーションすれば非常におもしろい施設になると思っるところであり、近代的な要素を逆に排除するようなところでリノベーションしたほうがいいのではとの質疑に、委託契約は指名競争入札になる。昭和レトロの指摘についてはそのとおりであり、今後の整備については、くまがわ荘のよさを生かし、それに新しい視点を加えた整備ということを念頭に置いてやっていきたいとの答弁。今回、調査委託されるが、その後はどういったスケジュールを考えているのかとの質疑に、今年度中の整備方針については、先日の全員協議会で大まかな方針については示したところである。今後はこの調査業務委託によって老朽化に伴う手当がどのくらい必要かということ、どのくらい予算が必要かということと、あわせて、今後の複合施設としての整備に際して財源をどこに求めていくのか。県議会でも観光振興のための補助金等の補正予算が上がっているということであるので、それらを見ながら、あるいは地方創生交付金等の活用もにらみながら、今後の複合施設としてのハード整備を行っていきたい。めどとしては平成30年度中に具体的なものが示せるようになればと思っっている。老朽化対策としては、個別施設計画の策定を行い、外壁や天井の修繕を行っていく。それに合わせて施設としての魅力アップ、あるいはサテライトオフィス、ビズの候補地としても検討したい。観光客の方に来ていただく施設としてはもちろん整備していくが、人吉の中で産業振興を図っていく。そういう人たちが集まってきて、また新しいものが生まれるというような施設としてもリニューアルさせたいと考えているので、そういう方針で整備をさせていただければと思っっているとの答弁。

旅カフェができて、その他は手つかずで真っ暗となるとイメージがよくない。早急にやる程度お金がかかってでも手を加えないと誰も来ないと思う。地方創生交付金等を待っていてもどんどん長引いていく。方向性に沿って具体的にどのような施設にするのか、早目早目

に教えていただきたいとの質疑に、スピード感をもって取り組んでいきたいとの答弁。早急に国民宿舎全体をどう使うのかというのを出してもらわないと市民に説明がつかない。個別で修繕していったら費用がかかるので、早急に全体の計画を出していただきたいとの質疑に、その前段として、今後、老朽化に伴う施設設備の調査をしっかりと行ってまいりたいとの答弁がっております。

また、委員から、スピード感をもって取り組みたいという答弁をいただいているが、具体的に全体計画は早目に打ち出していないとおくれてしまうので、早急に計画を示していただきたいといった要望がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第69号について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第69号は、原案可決確定いたしました。

日程第16 議第78号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第16、議第78号を議題といたします。

お諮りいたします。議第78号について、任命同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第78号は、任命同意することに決しました。

日程第17 市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告

○議長（田中 哲君） 次に、日程第17、市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

15番。永山芳宏議員。

○15番（永山芳宏君）（登壇） 日程第17、市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告を行います。

今回の報告は、閉会中の7月7日に第21回目を、本定例会中の9月6日に第22回目を開催

しておりますので、順次、審議内容の主なものについて報告をさせていただきます。

初めに、第21回の委員会では、人吉市庁舎建設設計業務にかかわる基本設計について審議を行いました。設計業務を委託している山下・本田・月足特定建築設計共同企業体の担当者から、基本設計書に基づき、設計の基本方針、全体計画の概要、平面・立面・断面計画、防災計画、構造計画、電気設備計画、機械設備計画などについて、詳細な説明・報告を受けております。なお、今回は特別委員以外の議員にも傍聴していただき、全議員で説明を受けました。

委員からは、事前に提出していた質問事項であります、西日対策の件、構造スリットの効果は、売店・軽食コーナーはできないか、地下水利用の考えは、吹き抜けの件、工事期間中の周知と注意喚起は、工事に関する事務手続の件、5階部分の壁・屋根のデザインの件、避難経路、消火設備の件、合計10項目について説明があり、市の考え方として、関係機関との協議を踏まえながら実施設計の中で確定していきたいと答弁がっております。

さらに、委員からは、市民説明会では外観図・イメージ図を市民に説明していただきたい等の意見、及び基礎工事の無筋コンクリートについて質問がありました。

次に、第22回の委員会では、新市庁舎平面計画案の承認について、議会関連の新市庁舎平面計画案について、人吉市庁舎建設設計業務委託のスケジュールについて、新市庁舎建設基本設計に伴う校区説明会の結果報告について説明がありました。

まず、議会関連部分を除く新市庁舎平面計画案については、各階のフロア構成、屋根構造について説明がなされ、委員からは、シャワー室の件、屋根構造の件、子供用便器の件、人吉らしさをどう表現するか、エレベーターの大きさは等の質疑がありました。執行部からは、人吉らしさの表現や今回出された意見については、もう一度協議、整理を行い、次回にしっかりと説明をさせていただきたいとの答弁がありました。

慎重審議の結果、次回に説明が保留となった部分、及び議会関連部分を除く平面計画案を承認・決定いたしました。

次に、議会関連の平面計画案については、資料により説明があり、特に議場の傍聴席については、2つの案、傍聴席を3列としたA案、傍聴席数は一般席と車椅子席で合計48席と、傍聴席を2列としたB案、傍聴席数は一般席と車椅子席で合計38席という2つの案が示されました。メリット・デメリットについては、A案は傍聴席数が多く確保できるが、議場部分のスペースが狭くなり、質問席と答弁席の間隔が狭くなる。B案は議場部分のスペースが広く確保でき、通路などにも余裕ができる。A案に比べ傍聴席数が少ないが、議員席と傍聴席のゾーニングがより明確になる等の説明がありました。

委員からは、A案、B案、麓町庁舎の3つの傍聴席と議場の面積はどれだけか、傍聴席の出入り口の件、段差の件、議員席の配置等について質疑がありました。また、傍聴席を含む議場のレイアウトについては、議員全員で協議・決定することとし、9月15日の全員協議会

で審議することといたしました。

次に、人吉市庁舎建設設計業務委託のスケジュールについては、庁舎建設スケジュールの現状について報告がありました。執行部から、水路整備の設計等は、今年度内につけかえ前の既存水路の財産処分関係の事務手続が完了し、分筆登記を含む測量設計並びに事業計画の変更手続も完了できる見通しができたところである。また、新市庁舎設計業務委託の一部並びに建築確認申請については、確定ではないが、平成30年度に実施する可能性が高くなってきた。設計業務委託の予算についても、平成28年度、29年度の債務負担行為をとっているもので、関係する事務手続や予算措置については、今後の工程が確定した際に再度報告し、審議いただく予定である。基本設計で目標としている平成30年12月ごろの本体工事の着工は現時点では問題ないと説明がありました。

次に、新市庁舎建設基本設計に伴う校区説明会の結果報告については、執行部から、新市庁舎基本設計の概要説明と市民の皆様からの意見、要望をいただくために、7月20日から28日までに地元町内を皮切りに、校区コミュニティセンター計7カ所で開催し、延べ235人の参加があった。地元町内会からは、マスコミの情報が先行し、地元説明会がなかったのは遺憾である。建設事業に関する安全対策についての質問、要望が出された。また、それぞれの校区市民の方からは、機能性、防災拠点、ICTが一番であり、人吉らしさを出すために事業費がふえることは望まない。人吉らしいイメージがない。説明会の意見を実施設計に反映できるのか。免震構造、吹き抜けの件、屋根の防水面に関する意見があった。アンケートの結果の理解度については、よく理解できた、理解できたの割合が全体の90%であったと説明がありました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告は終了いたしました。

日程第18 治水・防災に関する特別委員会委員長の報告

○議長（田中 哲君） 次に、日程第18、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）（登壇） 日程第18、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告をいたします。

今会期中に第11回と第12回の2回、治水・防災に関する特別委員会を開催しておりますので、それぞれについて報告をいたします。

まず、第11回治水・防災に関する特別委員会を9月6日に開催し、昨年予定しておりました川内原子力発電所の現地視察について、改めて現地視察を行うのかについて審議をいたしました。その結果、平成29年11月20日に現地視察を行うとの決定をいたしました。現地視察を行うに当たり、九州電力株式会社から人吉営業所所長 寶代誠志様ほか4名の方々の参加をいただき、現地視察を行う前に、事前勉強会という位置づけとして、川内原子力発電所1、2号機の安全対策について、資料に基づき説明をいただきました。説明の主なものは、新規規制基準の概要、重大事故を防止するために強化・新設した主な対策について、説明をいただきました。

次に、第12回治水・防災に関する特別委員会を平成29年9月14日に開催いたしました。審議事項として、平成29年11月20日の視察研修の行程について、視察参加者について、委員派遣について、審議を行いました。次回の審議事項については、委員からの意見をもとに、正副委員長、執行部とで協議を行うこととし、閉会いたしました。

以上、治水・防災に関する特別委員会の報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午後0時01分 休憩

午後1時00分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第19 人吉球磨広域行政組合議会の報告

○議長（田中 哲君） 次に、日程第19、人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）（登壇） 日程第19、人吉球磨広域行政組合議会の報告を行います。

平成29年第3回人吉球磨広域行政組合議会定例会が、平成29年8月25日午前10時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開会されました。

議長が任期満了に伴い欠員のため、笹山欣悟副議長が議長の職務を行いました。

日程第1、仮議席の指定の後、五木村議会議員の任期満了に伴う改選により、新たに組合議員として選出された黒川麻里子議員、川邊正美議員より挨拶があり、あわせて牛草代表監査委員より挨拶がありました。

日程第2、議長選挙においては、議会運営委員長から、議長選挙は、選考委員会で議長候補を推選することに決定したとの報告があり、選考委員会（人吉市2名、上球磨3名、下球磨3名）による指名推選の方法により、錦町選出の高田孝徳議員が第17代議長に就任されました。

新議長より、議事日程が追加され、追加日程第1、議席の指定の後、五木村議会議員兩名を組合の共同処理する事務に関する調査特別委員会委員に指名されました。

追加日程第2、会議録署名議員の指名では、相良村選出の19番、中村重道議員、山江村選出の20番、谷口予志之議員が指名されました。

追加日程第3、会期の決定では、8月25日の1日限りとすることに決定しました。

追加日程第4、行政報告では、理事会代表理事から、平成29年3月の第1回議会定例会以降の定例理事会における主な審議等についての報告がありました。

追加日程第5、一般質問では、多良木町選出の12番、高橋裕子議員が、人吉球磨観光事業のあり方について質問し、執行部の考えをただしました。

追加日程第6から追加日程第13までの提出案件8件については一括議題とし、理事会代表理事から提案理由の説明を受け、続いて、議案5件を一括して、執行部の補足説明を受けた後、議案ごとに質疑、採決を行い、議案第12号平成29年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第1号）、議案第13号平成29年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）、議案第14号財産の無償譲渡について、議案第15号財産の無償譲渡について、議案第16号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを原案のとおり可決、決定いたしました。

次に、決算認定関連の認定第1号平成28年度人吉球磨広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号平成28年度人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号平成28年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定についての3件を一括して、会計管理者の決算書の説明と代表監査委員の決算審査意見書の報告を受けた後に、日程を追加し、平成28年度決算特別委員会が設置され、決算の認定3件の審議については、委員会に付託されました。

決算特別委員会委員には、平田清吉議員（人吉市）、豊永貞夫議員（人吉市）、加賀山瑞津子議員（あさぎり町）、高橋裕子議員（多良木町）、椎葉弘樹議員（湯前町）、中村重道議員（相良村）、川邊正美議員（五木村）、嶽本孝司議員（球磨村）の8名が指名され、第1回決算特別委員会を開催し、委員長に嶽本孝司議員、副委員長に高橋裕子議員が互選され、第2回以降の委員会開催日程及び審査方法について審議をされ、決定しました。

最後に、追加日程第14、委員会の閉会中の継続審査及び調査については、議会運営委員会及び平成28年度決算特別委員会から申し出のあった委員会の閉会中の継続審査及び調査申出書を各委員長の申し出のとおり決定され、閉会いたしました。

以上、人吉球磨広域行政組合議会の報告を終わります。

日程第20 人吉下球磨消防組合議会の報告

○議長（田中 哲君） 次に、日程第20、人吉下球磨消防組合議会の報告を求めます。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君）（登壇） 日程第20、人吉下球磨消防組合議会臨時会の報告を行います。

平成29年8月第3回人吉下球磨消防組合議会臨時会が、平成29年8月28日月曜日午後2時より人吉下球磨消防本部議場にて開会されました。

議案第1号は、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてであります。

一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により構成市町村等の議会の議決が必要であることから、今回、構成団体である公立玉名中央病院企業団の地方独立行政法人化に伴うもので、公立玉名中央病院企業団を削り、地方独立行政法人くまもと県北病院機構設立組合に改めるものです。

全員異議なく原案可決しました。

議案第2号は、人吉下球磨消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の給与条例の一部改正は、平成29年4月1日付人事異動の発令に伴い、人吉下球磨消防組合職員の給与に関する級別職務分類表の職務欄における総務課長の職について、県下の消防本部などを参考に精査したところ、総務課長を特化している消防本部はなく、見直す必要が生じたため、級別職務分類表の職務欄における総務課長を削除し、平成29年4月1日に遡及し施行するものです。

全員異議なく原案可決しました。

議案第3号は、人吉下球磨消防組合監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。

現在、知識経験者の東憲一監査委員が、本年9月4日で任期満了になることから、地方自治法第196条第1項及び人吉下球磨消防組合規約第11条第2項の規定により、議会の同意が必要となるものです。

東憲一監査委員の選任について、全員異議なく同意し可決確定しました。

議案第4号は、人吉下球磨消防組合監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。

議会選出監査委員であった五木村議会選出、中村俊也議員の議員改選に伴い、現在、議会選出の監査委員が不在になっていることから、地方自治法第196条及び人吉下球磨消防組合

規約第11条第2項の規定により議会の同意が必要となるものです。

新監査委員選出には人吉市議会選出の福屋法晴議員に、全員異議なく同意し可決確定しました。

以上で、人吉下球磨消防組合議会臨時会の報告を終わります。

日程第21 議員派遣について

○議長（田中 哲君） 次に、日程第21、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。本件につきましては、議員を派遣する際には、会議規則の定めるところにより議会の議決を要するもので、ただいまお手元に配付してありますように、仲村勝治議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、仲村勝治議員を派遣することに決定いたしました。

日程の追加について

○議長（田中 哲君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

議第80号平成28年度人吉市歳入歳出決算認定について、及び報第5号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての2件を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、2件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 議第80号及び報第5号

○議長（田中 哲君） 執行部より提案理由の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 皆様、こんにちは。大変お疲れのところ恐縮に存じますが、ただいま追加提案いたしました議案につきまして御説明を申し上げます。

議第80号平成28年度人吉市歳入歳出決算認定についての案件は、地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度人吉市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。

詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきたいと存じます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○会計管理者（山下正純君）（登壇） 皆様、こんにちは。お疲れのところ恐れ入りますが、私から議第80号平成28年度人吉市歳入歳出決算認定について説明をさせていただきます。よ

ろしくお願いいたします。

説明に入ります前に、お配りしております資料の御確認をお願いいたします。A 4 縦の冊子で、厚いほうは平成28年度歳入歳出決算書、薄いほうは平成28年度人吉市各会計歳入歳出決算審査意見書及び基金運用状況審査意見書、そしてA 4 横の冊子が平成28年度決算に係る主要な施策の成果報告、以上の3冊でございます。配付漏れなどはございませんでしょうか。

それでは、歳入歳出決算書により説明をさせていただきます。

まず、3ページをお開きください。まず、一般会計の歳入でございます。歳入につきましては、一番上の項目名で、左から3列目の予算現額、右に調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に読み上げてまいります。では、一番下の歳入合計欄をごらんください。予算現額169億7,021万円、調定額172億480万7,898円、収入済額161億7,767万2,412円、不納欠損額3,258万9,031円、収入未済額9億9,517万1,688円となっております。予算現額に対する収入済額の割合は95.33%、調定額に対する収入済額の割合は94.03%でございます。

なお、右下の括弧内に収入済額についての補足説明を記載しております。1款市税、1項市民税の収入済額には、未還付額2万8,033円が、2項固定資産税の収入済額には、未還付額59万7,200円が含まれております。

続いて、歳出でございます。5ページをお開きください。歳出につきましては、一番上の項目名で、左から3列目の予算現額、右に支出済額、翌年度繰越額、不用額の順に読み上げてまいります。では、一番下の歳出合計欄をごらんください。予算現額169億7,021万円、支出済額156億2,262万4,036円、翌年度繰越額8億5,034万6,000円、不用額4億9,723万9,964円となっております。予算現額に対する支出済額の割合は92.06%でございます。

なお、右下の括弧内に、不用額についての補足説明を記載しております。10款教育費、5項社会教育費の不用額には、未払額2万5,500円が含まれております。

1ページの前のピンクの仕切りページにお戻りください。下から2段目です。歳入歳出差引額は5億5,504万8,376円となっております。

これ以降は、特別会計7つございます。

6ページをお開きください。最初に、国民健康保険事業特別会計でございます。

歳入合計の予算現額52億1,969万1,000円、調定額58億1,136万7,053円、収入済額52億7,484万1,735円、不納欠損額5,671万5,233円、収入未済額4億7,981万85円となっております。予算現額に対する収入済額の割合は101.06%、調定額に対する収入済額の割合は90.77%でございます。

続いて、7ページをお開きください。歳出合計の予算現額52億1,969万1,000円、支出済額49億836万4,787円、一列飛ばして不用額3億1,132万6,213円となっております。予算現額に対する支出済額の割合は94.04%でございます。

6ページの前のピンクの仕切りページにお戻りください。歳入歳出差引額は3億6,647万

6,948円となっております。

次に、8ページをお開きください。国民宿舎特別会計でございます。

歳入合計の予算現額337万4,000円、調定額と収入済額は同額の337万3,162円となっております。予算現額に対する収入済額の割合は99.98%、調定額に対する収入済額の割合は100.00%でございます。

続いて、9ページをお開きください。歳出合計の予算現額337万4,000円、支出済額1万1,141円、一列飛ばして不用額336万2,859円となっており、予算現額に対する支出済額の割合は0.33%でございます。

8ページの前のピンクの仕切りページにお戻りください。歳入歳出差引額は336万2,021円となっております。

次に、10ページをお開きください。人吉球磨地域交通体系整備特別会計でございます。

歳入合計の予算現額93万6,000円、調定額と収入済額は同額の93万1,119円となっております。予算現額に対する収入済額の割合は99.48%、調定額に対する収入済額の割合は100.00%でございます。

続いて、11ページをお開きください。歳出合計の予算現額93万6,000円、支出済額93万1,119円、一列飛ばして不用額4,881円となっており、予算現額に対する支出済額の割合は99.48%でございます。

10ページの前のピンクの仕切りページにお戻りください。歳入歳出差引額はゼロ円となっております。

次に、12ページをお開きください。工業用地造成事業特別会計でございます。

歳入合計の予算現額1億7,960万9,000円、調定額と収入済額は同額の1億2,430万6,849円となっております。予算現額に対する収入済額の割合は69.21%、調定額に対する収入済額の割合は100.00%でございます。

続いて、13ページをお開きください。歳出合計の予算現額1億7,960万9,000円、支出済額1億1,991万5,404円、翌年度繰越額4,173万円、不用額1,796万3,596円となっており、予算現額に対する支出済額の割合は66.76%でございます。

12ページの前のピンクの仕切りページにお戻りください。歳入歳出差引額は439万1,445円となっております。

次に、14ページをお開きください。介護保険特別会計でございます。

歳入合計の予算現額42億8,566万7,000円、調定額43億3,191万7,179円、収入済額42億9,410万2,142円、不納欠損額993万5,830円、収入未済額2,825万3,307円となっております。予算現額に対する収入済額の割合は100.20%、調定額に対する収入済額の割合は99.13%でございます。

なお、右下の括弧内に記載のとおり、1款保険料、1項介護保険料の収入済額には、未還

付額37万4,100円が含まれております。

続いて、15ページをお開きください。歳出合計の予算現額42億8,566万7,000円、支出済額41億2,715万1,843円、一列飛ばして不用額1億5,851万5,157円となっており、予算現額に対する支出済額の割合は96.30%でございます。

14ページの前のピンクの仕切りページにお戻りください。歳入歳出差引額は1億6,695万299円となっております。

次に、16ページをお開きください。介護サービス事業特別会計でございます。

歳入合計の予算現額3,218万1,000円、調定額と収入済額は同額の3,214万5,581円となっております。予算現額に対する収入済額の割合は99.89%、調定額に対する収入済額の割合は100.00%でございます。

続いて、17ページをお開きください。歳出合計の予算現額3,218万1,000円、支出済額3,036万35円、一列飛ばして不用額182万965円となっており、予算現額に対する支出済額の割合は94.34%でございます。

16ページの前のピンクの仕切りページにお戻りください。歳入歳出差引額は178万5,546円となっております。

次に、18ページをお開きください。最後の特別会計になります。後期高齢者医療特別会計でございます。

歳入合計の予算現額4億8,433万9,000円、調定額4億8,700万5,048円、収入済額4億8,480万7,948円、不納欠損額81万5,100円、収入未済額158万7,800円となっております。予算現額に対する収入済額の割合は100.10%、調定額に対する収入済額の割合は99.55%でございます。

なお、右下の括弧内に記載のとおり、1款、1項後期高齢者医療保険料の収入済額の中には、未還付額20万5,800円が含まれております。

続いて、19ページをお開きください。歳出合計の予算現額4億8,433万9,000円、支出済額4億7,400万5,587円、一列飛ばして不用額1,033万3,413円となっており、予算現額に対する支出済額の割合は97.87%でございます。

18ページの前のピンクの仕切りページにお戻りください。歳入歳出差引額は1,080万2,361円となっております。

以上が、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の説明でございます。

なお、法令で添付が定められた歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書を本冊子の20ページ以降につづっております。また、財産に関する調書は本冊子の236ページから、基金運用状況調書は、同じく256ページからとなっております。あわせて、別冊で、平成28年度決算に係る主要な施策の成果報告及び平成28年度人吉市各会計歳入歳出決算審査意見書及び基金運用状況審査意見書を提出しております。

慎重審議の上、認定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○総務部長（井上祐太君）（登壇） 議員の皆様、こんにちは。それでは、私のほうから報第5号健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明を申し上げます。

お手元の追加議案書の2ページをお願いいたします。これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定に基づき、財政の健全化や再生の必要性を判断するための指標として定められた健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものでございます。

最初に、上段のところでございますが、1、健全化判断比率の御説明を申し上げます。これは、普通会計における赤字の大きさを示します実質赤字比率と公営企業会計を含めた全ての特別会計を対象とした赤字の大きさを示します連結実質赤字比率は、平成28年度決算は全て黒字でございますので、両比率とも数値は棒線、なしとなっております。また、企業会計及び一部事務組合を含めました標準的な一般財源に占める公債費の割合でございます実質公債費比率は6.8%、第三セクターまで含めました標準的な一般財源に占める負債の割合でございます将来負担比率は37.6%で、いずれも早期健全化基準値を下回っているところでございます。

次に、下段の2、資金不足比率でございます。法第22条に基づく資金不足比率は、水道事業特別会計のほか全ての公営企業会計で資金不足は生じておりませんので、数値は棒線、なしとなっております。

また、3ページから最後の9ページまでは、監査委員の審査意見書となっております。

以上で説明を終わります。御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 哲君） ただいまの説明及び報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

日程の追加について

○議長（田中 哲君） ここで、さらに日程の追加についてお諮りいたします。

ただいま提出されました議第80号平成28年度人吉市歳入歳出決算認定についてに伴いまして、平成28年度決算特別委員会の設置についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 平成28年度決算特別委員会の設置について

○議長（田中 哲君） お諮りいたします。名称は平成28年度決算特別委員会、委員数は7名からなる特別委員会を設置し、委員は議長より指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、平成28年度決算特別委員会を設置し、委員の指名をいたします。

平成28年度決算特別委員会委員に、宮原将志議員、大塚則男議員、平田清吉議員、本村令斗議員、笹山欣悟議員、福屋法晴議員、村上恵一議員、以上7名の議員を指名いたします。

お諮りいたします。議第80号平成28年度人吉市歳入歳出決算認定については、ただいま設置されました平成28年度決算特別委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第80号は平成28年度決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

それでは、ただいま選任されました委員の方々は、平成28年度決算特別委員会を開催され、正副委員長を互選し、付託案件を審査され、議長に報告していただきますようお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後 1 時36分 休憩

午後 1 時57分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

ただいま平成28年度決算特別委員会の委員長及び副委員長の互選がありましたので、報告いたします。

委員長に笹山欣悟議員、副委員長に宮原将志議員が選任されました。

日程第22 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（田中 哲君） 次に、日程第22、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

予算委員会、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会の各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び平成28年度決算特別委員会委員長から、それぞれお手元に配付してありますように、各委員会の所管事項について、閉会中の継続審査及び調査の申し出がっております。各委員長の申し出に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

採決いたします。各委員長の申し出のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定いたしました。

閉会中の継続審査・調査の申し出があった事件

○予算委員会

(平成29年9月第4回人吉市議会定例会)

事件の番号	件 名	理 由
	一般会計予算の歳入に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○総務文教委員会

事件の番号	件 名	理 由
陳第11号	陳情書	慎重審査を必要とするため
陳第12号	人吉市役所新庁舎建設工事に関する陳情書	慎重審査を必要とするため
	市政の企画に関すること	実情を調査する必要があるため
	行財政に関すること	実情を調査する必要があるため
	防災及び消防に関すること	実情を調査する必要があるため
	学校教育及び社会教育に関すること	実情を調査する必要があるため
	文化及びスポーツの振興に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○厚生委員会

事件の番号	件 名	理 由
議第70号	平成28年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について	慎重審査を必要とするため
議第71号	平成28年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について	慎重審査を必要とするため
	戸籍、住民基本台帳その他市民の記録管理に関すること	実情を調査する必要があるため
	環境保全、衛生及び公害に関すること	実情を調査する必要があるため
	市民の健康及び福祉に関すること	実情を調査する必要があるため
	上・下水道に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○経済建設委員会

事件の番号	件名	理由
陳第13号	農道整備（拡幅・舗装）に関する陳情書	慎重審査を必要とするため
	農林水産業の振興に関する事	実情を調査する必要があるため
	商工観光業の振興及び労働行政に関する事	実情を調査する必要があるため
	企業誘致に関する事	実情を調査する必要があるため
	道路、河川の管理・整備に関する事	実情を調査する必要があるため
	都市計画及び都市開発に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○議会運営委員会

事件の番号	件名	理由
	議会運営に関する事	実情を調査する必要があるため
	会議規則、委員会条例に関する事	実情を調査する必要があるため
	会期日程に関する事	実情を調査する必要があるため
	議長の諮問に関する事	実情を調査する必要があるため

○平成28年度決算特別委員会

事件の番号	件名	理由
議第80号	平成28年度人吉市歳入歳出決算認定について	慎重審査を必要とするため

○議長（田中 哲君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

これをもって、平成29年9月第4回人吉市議会定例会を閉会いたします。

午後1時58分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長 田 中 哲

人吉市議会議員 本 村 令 斗

人吉市議会議員 笹 山 欣 悟